

令和4年6月定例会会議録

令和4年6月10日開会
令和4年6月28日閉会

宮崎県議会

令和四年六月定例会会議録

宮崎県議会

令和4年6月宮崎県議会定例会会議録 目次

6月10日（金曜日）

1. 出席議員	3
1. 地方自治法第121条による出席者	3
1. 開 会	4
1. 会議録署名議員指名	4
1. 議会運営委員長審査結果報告	4
二見康之議会運営委員長	4
1. 会期決定	4
1. 議案第1号から第13号まで及び報告第1号上程	4
1. 知事提案理由説明	5
1. 議案第13号委員会付託	8

自6月11日（土曜日）

至6月14日（火曜日） 休 会

6月15日（水曜日）

1. 出席議員	13
1. 地方自治法第121条による出席者	13
1. 一般質問	14

前屋敷恵美議員質問 14

- ・知事の政治姿勢について
- ・物価高騰対策について
- ・「水田活用の直接支払交付金」の見直し問題について
- ・パートナーシップ制度の導入について
- ・地球環境問題について
- ・障がい者の投票に関する改善策について

坂口博美議員質問 24

- ・知事の政治姿勢について
- ・原油価格・物価高騰等総合緊急対策について
- ・JR問題について
- ・土木工事の在り方について
- ・海藻等養殖生産安定化緊急対策事業について
- ・消防指令業務の共同運用について
- ・ふるさと納税について

井上紀代子議員質問	38
・ 持続可能な宮崎づくりについて	
・ 教育問題について	
・ 消費者行政について	
・ エネルギー問題について	
・ 食品開発について	
・ 農業問題について	
・ 技術系職種の県職員確保について	
1. 常任委員長審査結果報告（議案第13号）	51
日高博之総務政策常任委員長	51
岩切達哉厚生常任委員長	52
西村 賢商工建設常任委員長	53
武田浩一環境農林水産常任委員長	53
河野哲也文教警察企業常任委員長	54
1. 議案第13号採決	55
6月16日（木曜日）	
1. 出席議員	59
1. 地方自治法第121条による出席者	59
1. 一般質問	60
山下博三議員質問	60
・ 知事の政治姿勢について	
・ 本県農業の抱える課題について	
・ 森林資源の活用とJ-クレジット制度について	
・ 動物との共生社会について	
有岡浩一議員質問	73
・ 2027宮崎国スポ・障スポについて	
・ ヤングケアラーについて	
・ 県有財産活用について	
・ 避難高台について	
・ 自家用有償旅客運送について	
・ 外国人材の受入れについて	
・ 森林伐採について	
・ 成長産業の振興について	
・ 県立宮崎病院の危機管理について	
・ 若手警察官の育成について	

日高博之議員質問	84
・知事の政治姿勢について	
・へべス振興等について	
・総合交通の維持について	
・砂浜の浸食対策について	
・盛土規制法について	
・行財政改革プラン等について	
・D Xの推進について	
・ジモ・ミヤ・タビキャンペーンについて	
・S F T Sについて	
・ウクライナ避難民について	
田口雄二議員質問	100
・知事の政治姿勢について	
・医療福祉行政について	
・林業行政について	
・道路行政について	
・防災事業について	
・教育行政について	
6月17日（金曜日）	
1. 出席議員	117
1. 地方自治法第121条による出席者	117
1. 一般質問	118
山下 寿議員質問	118
・今後の新型コロナウイルス感染症対策について	
・特例貸付金の返済状況について	
・公道の整備状況と計画の進捗について	
・鳥獣被害対策について	
・今後の災害対策について	
濱砂 守議員質問	129
・過疎対策について	
・空き家（廃屋）対策について	
・観光資源（西都原自然公園）について	
・林業振興について	
・農業振興について	
・地域振興について	

坂本康郎議員質問	141
・知事の政治姿勢について	
・新型コロナ対策について	
・経済対策について	
・県営住宅政策について	
・腐朽・破損空き家対策について	
・不在者投票について	
・公共工事の発注方法等について	
自 6 月 18 日（土曜日）	
休 会	
至 6 月 19 日（日曜日）	
6 月 20 日（月曜日）	
1. 出席議員	157
1. 地方自治法第121条による出席者	157
1. 一般質問	158
河野哲也議員質問	158
・知事の政治姿勢について	
・防災等のための支援について	
・ヤングケアラー支援について	
・女性支援について	
・若者支援について	
・教科担任制とSTEAM教育について	
・警察行政について	
武田浩一議員質問	168
・知事の政治姿勢について	
・農林水産業について	
・野生鳥獣による被害とジビエへの利用について	
・東九州自動車道県南区間の整備状況について	
・串間市内の県道の整備について	
・道路の路面や区画線、横断歩道等の補修について	
・2，4，5-T剤の撤去について	
・串間市病院事業について	
佐藤雅洋議員質問	182
・知事の政治姿勢について	
・原油価格高騰等に伴う各業種の状況について	
・農業行政について	

・ 林業行政について	
・ 県土行政について	
・ 中山間地域について	
・ 小水力発電について	
・ 教育行政について	
6月21日（火曜日）	
1. 出席議員 -----	199
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	199
1. 一般質問 -----	200
山内佳菜子議員質問 -----	200
・ 物価高対策について	
・ 子供政策について	
・ DV被害者支援について	
・ バス路線問題について	
太田清海議員質問 -----	213
・ 知事の政治姿勢について	
・ 教育行政について	
・ 地域公共交通について	
・ 県有施設について	
・ 福祉保健行政について	
・ 地元の問題について	
安田厚生議員質問 -----	226
・ 農水産業振興等について	
・ 伝統芸能の継承について	
・ 道路整備について	
・ 産業育成について	
・ 犬猫殺処分等について	
・ 健康づくりについて	
・ 学校教育について	
・ 防災対策について	
1. 議案第12号採決 -----	239
1. 議案第1号から第11号まで及び報告第1号委員会付託 -----	240
自6月22日（水曜日）	
至6月23日（木曜日）	常任委員会
6月24日（金曜日）	特別委員会

自 6 月 25 日（土曜日）
 至 6 月 27 日（月曜日）
 6 月 28 日（火曜日）

休 会

1. 出席議員	243
1. 地方自治法第121条による出席者	243
1. 常任委員長審査結果報告	244
日高博之総務政策常任委員長	244
岩切達哉厚生常任委員長	245
西村 賢商工建設常任委員長	246
武田浩一環境農林水産常任委員長	248
河野哲也文教警察企業常任委員長	249
1. 討 論	250
来住一人議員	250
1. 議案第 1 号、第 6 号及び第 7 号採決	252
1. 議案第 2 号から第 5 号まで、第 8 号から第11号まで及び報告第 1 号採決	252
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決	252
1. 議員発議案送付の通知	253
1. 議員発議案第 1 号から第 6 号まで追加上程、採決	253
1. 議員派遣の件	253
1. 閉 会	254
<hr/>	
1. 資 料	255
令和 4 年 6 月定例会日程	257
議案送付文書	258
一般質問時間割	259
議案委員会審査結果表	260
議案・請願委員会審査結果表	261
閉会中の継続審査・調査申出一覧	262
1. 議案議決件名一覧表	263
1. 議員発議案等	267
若年者の技能検定実技試験受検手数料の減免を求める意見書	269
農畜水産業における燃油、肥料・飼料、資材等の価格高騰対策の拡充に関する意見書	270
水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書	271
地方財政の充実・強化を求める意見書	272

地方公共団体情報システムの標準化の財政支援等を求める意見書	273
環境教育の推進及び学校施設のZEB化のさらなる推進を求める意見書	274
議員派遣（令和4年度九州各県議会議員交流セミナー）	275
1. 請願一覧表	277
1. 議事経過	287

6月10日（金）

令和 4 年 6 月 10 日 (金 曜 日)

午前10時0分開会

出 席 議 員 (37名)	
2 番	坂 本 康 郎 (公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人 (日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	山 内 佳菜子 (県民連合宮崎)
5 番	武 田 浩 一 (宮崎県議会自由民主党)
6 番	山 下 寿 (同)
7 番	窪 菌 辰 也 (同)
8 番	佐 藤 雅 洋 (同)
9 番	安 田 厚 生 (同)
10番	日 高 利 夫 (同)
11番	川 添 博 (同)
13番	中 野 一 則 (同)
14番	岡 師 博 規 (無所属の会 チームひまわり)
15番	有 岡 浩 一 (郷中の会)
16番	重 松 幸次郎 (公明党宮崎県議団)
17番	前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
18番	岩 切 達 哉 (県民連合宮崎)
19番	井 本 英 雄 (宮崎県議会自由民主党)
20番	徳 重 忠 夫 (同)
21番	外 山 衛 (同)
22番	濱 砂 守 (同)
23番	二 見 康 之 (同)
24番	山 下 博 三 (同)
25番	西 村 賢 (同)
26番	日 高 博 之 (同)
27番	井 上 紀代子 (県民の声)
28番	河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
29番	田 口 雄 二 (県民連合宮崎)
30番	満 行 潤 一 (同)
31番	太 田 清 海 (同)
32番	坂 口 博 美 (宮崎県議会自由民主党)
33番	日 高 陽 一 (同)
34番	横 田 照 夫 (同)
35番	野 崎 幸 士 (同)
36番	星 原 透 (同)
37番	蓬 原 正 三 (同)
38番	丸 山 裕次郎 (同)
39番	右 松 隆 央 (同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
副 知 事	永 山 寛 理
総 合 政 策 部 長	松 浦 直 康
政 策 調 整 監	吉 村 達 也
総 務 部 長	渡 辺 善 敬
危 機 管 理 統 括 監	横 山 直 樹
福 祉 保 健 部 長	重 黒 木 清
環 境 森 林 部 長	河 野 讓 二
商 工 観 光 労 働 部 長	横 山 浩 文
農 政 水 産 部 長	久 保 昌 広
県 土 整 備 部 長	西 田 員 敏
会 計 管 理 者	矢 野 慶 子
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	吉 村 久 人
財 政 課 長	高 妻 克 明
教 育 長	黒 木 淳 一 郎
公 安 委 員 長	島 津 久 友
警 察 本 部 長	佐 藤 隆 司
代 表 監 査 委 員	緒 方 文 彦
人 事 委 員 長	佐 藤 健 司

事務局職員出席者

事 務 局 長	渡 久 山 武 志
事 務 局 次 長	坂 元 修 一
議 事 課 長	鬼 川 真 治
政 策 調 査 課 長	伊 豆 雅 広
議 事 課 長 補 佐	関 谷 幸 二
議 事 担 当 主 幹	佐 藤 亮 子
議 事 課 主 査	内 田 祥 太
議 事 課 主 任 主 事	山 本 聡

◎ 開 会

○中野一則議長 これより令和4年6月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員指名

○中野一則議長 会議録署名議員に、安田厚生議員、坂本康郎議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○中野一則議長 まず、会期の決定について議題といたします。

本定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、二見康之委員長。

○二見康之議員〔登壇〕 御報告いたします。

去る6月3日の議会運営委員会において、本日招集されました令和4年6月定例会の会期日程等について協議いたしました。

本定例会に提案されます知事提出議案は合計14件、その内訳は、補正予算3件、条例7件、予算・条例以外3件、報告承認1件であります。このほか8件の報告があります。

これらの提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において審査した結果、会期は、本日から6月28日までの19日間とすることに決定いたしました。会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

まず、本日、知事提出議案の上程となりますが、提案されます議案のうち議案第13号につきましては、他の議案に先立ち、各常任委員会では審査していただき、一般質問初日、6月15日の本会議で採決を行います。

一般質問は、6月15日から5日間の日程で行

います。一般質問終了後、人事案件を採決し、その他の議案・請願については、所管常任委員会への付託を行います。6月22日及び23日の2日間で各常任委員会を開催し、6月28日、最終日の本会議で、付託された議案・請願の審査結果報告及び採決を行います。

なお、議員から提出される議案の取扱い及び特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○中野一則議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○中野一則議長 会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月28日までの19日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日から日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議案第1号から第13号まで及び
報告第1号上程

○中野一則議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から、議案第1号から第13号まで及び報告第1号の各号議案の送付を受けましたので、これを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○中野一則議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。令和4年6月県議会定例会の開会に当たり、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、本県の新型コロナウイルス感染症対策の状況等について、御報告を申し上げます。

県内では、3月6日の「まん延防止等重点措置」の適用終了後も、オミクロン株の影響により新規感染者数の高止まりが続き、第6波が鎮静化しないまま、春休みや年度替わりを迎えた3月下旬から再び感染が急拡大しました。

その後も、より感染力が強いオミクロン株B.A.2系統への置き換わりが進み、第7波の爆発的な感染拡大に直面するに至りました。

ワクチンの追加接種や経口治療薬の効果、オミクロン株の特性等により、病床使用率が大きく上昇する状況にはならなかったものの、新規感染者数の急増により、保健所の業務が逼迫する事態となりました。このため県では、全庁体制による応援職員の増員や市町村と連携した保健師の派遣により、保健所を支援するとともに、疫学調査の重点化や、自宅療養者フォローアップセンターの設置による軽症・無症状の方の健康観察の外部委託などにより、高齢者等のリスクの高い患者への対応に重点を置いて取り組んでまいりました。

また、医療の逼迫が生じない水準で感染を受け止めつつ、日常生活と社会経済活動の維持を図るという基本方針の下、県民への行動要請を伴う警報等については、これまで新規感染者数等に基づき5段階の区分としていたものを、その判断の基準を病床使用率に一本化した上で、

「医療警報」「医療緊急警報」「医療非常事態宣言」の3段階へと見直し、4月25日からは医療緊急警報を発令しました。

このような中、3年ぶりとなる全国的に行動要請のない大型連休が明けた5月10日には、1日当たりの新規感染者数が過去最多の790人まで増加することとなりました。県としては、休日や夜間におけるワクチン集団接種の充実を図るとともに、高齢者施設等での検査の徹底などに取り組んでまいりました。

最近では、新規感染者数が減少傾向に転じ、病床使用率も25%を下回る状況となったことから、6月5日をもって医療緊急警報を終了し、1つ下のレベルの医療警報に移行したところであります。これに伴い、会食における人数、時間の制限をひなた飲食店認証店の利用に限って緩和するとともに、高齢者施設等については、対面での面会制限の要請を終了しております。

全国的にも新規感染者は減少し続けており、今後は、一人一人が基本的な感染防止対策を継続しながら、社会経済活動の回復に向けて取り組む段階を迎えることとなります。ひなた飲食店認証店で利用できるプレミアム付電子食事券や、市町村と連携したプレミアム付商品券の発行、ジモ・ミヤ・タビキャンペーンなど、消費喚起や観光振興対策にもしっかりと取り組んでまいります。

県内では、かつてない規模の感染拡大が長期間にわたって続き、基礎疾患を有する高齢の患者が多く亡くなられております。お亡くなりになった方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、御遺族の皆様にご心よりお悔やみを申し上げます。

また、昼夜を分かたず御尽力をいただいた医療機関や訪問看護ステーション、高齢者施設等

をはじめとする関係者の皆様には、改めて深く感謝を申し上げます。

今後、県内の第7波を鎮静化させ、次なる波の到来をできるだけ抑え、医療の逼迫を回避するためには、若い世代のワクチンの3回目接種率を向上させるとともに、リスクの高い高齢者や基礎疾患を有する方への4回目接種を進めていかなければなりません。特に、若い世代の方々には、発症予防効果や後遺症のリスクが低くなることも報告されている点などを考慮の上、自分自身と大切な人の命と健康を守るため、ワクチンの3回目接種を積極的に検討いただきますよう、お願いいたします。

県としましては、今後も市町村や医療機関と連携し、医療提供体制のさらなる強化や保健所機能の維持、ワクチン接種の一層の進展等を図りながら、県民の命と健康を守るべく全力で取り組んでまいりますので、県議会をはじめとする県民の皆様の一層の御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

一方、世界に目を転じますと、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻が100日を超えて続いており、いまだ収束のめどもつかない状況となっています。武力による一方的な現状変更は、国際法上も人道的観点からも、いかなる理由があれ断じて許されるものではありません。

この戦渦の中で、突然、家族や友人と離れ離れになり、命の危険を感じながら苦しい生活を強いられているウクライナの方々のことを思うとき、胸の詰まる思いがいたします。本県に避難してこられた方々に対しては、関係機関と連携してしっかりとサポートしてまいります。そして、改めて早期の終息と対話による平和的な解決を強く求めてまいります。

長引く新型コロナのパンデミックにより、県

民生活や県内経済への影響は依然として続いております。こうした中、ロシアによるウクライナ侵攻などの影響により、世界規模で不確実性が高まり、原油や穀物等の価格が高騰し、生活や経済への影響がさらに広がることが懸念されます。

新型コロナもウクライナ情勢も、まだ先行きが不透明であり、その影響がいつまで、どの程度にまで及ぶか見通すことができないところであります。県としましては、県民の暮らしや地域経済を守るため、今回の補正予算でお願いしておりますような原油高・物価高対策など、状況の変化をしっかりと見極め、国の対策とも連動しながら、迅速かつ適時適切に対策を講じてまいります。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、補正予算案についてであります。

補正額は、補正予算第1号及び第2号を合わせまして、一般会計で162億9,311万6,000円、公営企業会計で699万6,000円であります。この結果、一般会計の予算規模は6,577億7,011万6,000円となります。今回の補正予算による一般会計の歳入財源は、分担金及び負担金2億1,628万3,000円、国庫支出金124億6,588万3,000円、繰入金17億2,705万6,000円、諸収入1,489万4,000円、県債18億6,900万円であります。主な歳入財源である国庫支出金124億円余のうち48億円余は、地方創生臨時交付金の「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を活用しております。

以下、今回の補正予算案に計上しております事業の概要について御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、新型コロナ対策の継続及び公共事業等を主な内容とする補

正予算第1号と、国の「コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に対応した第2号に分けて編成しております。

まず、第1号につきましては、新型コロナ対策として、「検査・医療提供体制の確保」「高齢者施設等における検査・医療提供体制の充実」「自宅療養者へのフォローアップ体制の確保」に継続して取り組んでまいります。今年1月から始まった第6波以降、県内におきましても感染者が大きく増加し、高止まりが続いていることから、医療の逼迫が生じない水準で感染を受け止めつつ、日常生活と社会経済活動の維持を図ってまいります。

このほか、コロナ対策以外では、国スポ・障スポ大会へ向けた交通施設バリアフリー化の支援や、公共事業等の国庫補助決定等に伴う事業を計上しております。

次に、補正予算第2号「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」として、「生活者支援」と「事業者支援」を実施してまいります。

まず、「生活者支援」として、1、低所得世帯や生活困窮者への支援、2、子育て世帯の家計負担の軽減、3、地域経済の活性化と生活者支援へつながる消費喚起対策に取り組んでまいります。

1点目は、「低所得世帯や生活困窮者への支援」であります。

低所得の子育て世帯への特別給付金の支給や、生活が困窮し法的な相談を希望される方々への法律相談料の支援などを行ってまいります。特に、子育て世帯への特別給付金については、6月中に対象となる方々にお届けする必要があります。この点につきまして、議会におかれましては、早急な議案の審議について御配慮をいただき、感謝申し上げます。

また、ウクライナからの避難民を採用する県内事業者に対し、受入れ環境整備のための支援に取り組んでまいります。

2点目は、「子育て世帯の家計負担の軽減」であります。

保育所等のほか、特別支援学校などの県立学校の給食等における食材価格の高騰分を支援するとともに、私立学校に対し授業料等を補助することにより、世帯年収が一定額未満の方々の負担軽減につなげてまいります。

3点目は、「地域経済の活性化と生活者支援へつながる消費喚起対策」であります。

市町村や関係団体と連携しながら、プレミアム付商品券の追加発行等により、消費喚起による地域経済の活性化と、子育て世帯のみならず幅広い生活者への支援に取り組んでまいります。

次に、「事業者支援」として、1、燃料費高騰の影響を受ける事業者の負担軽減、2、資材・肥飼料・原材料等の価格高騰への対応、3、事業者のエネルギー転換及び生産性向上の支援に取り組んでまいります。

1点目は、「燃料費高騰の影響を受ける事業者の負担軽減」であります。

原油価格の高騰の影響を直接受けるバスやタクシー、トラック、長距離フェリーなどの交通・物流事業者に対し、燃料費高騰分に係る支援等を行ってまいります。

2点目は、「資材・肥飼料・原材料等の価格高騰への対応」であります。

原油価格の高騰等の影響により、石油関連資材や肥飼料、原材料の価格が急激に高騰している農林水産業について、被覆・梱包資材の価格上昇やセーフティーネット制度への加入促進などに対し、幅広く支援してまいります。

3点目は、「事業者のエネルギー転換及び生産性向上の支援」であります。

原油価格の高騰や世界的な化石燃料からの転換の潮流を踏まえ、県内事業者におけるエネルギー源の転換や省エネ対策への支援に取り組んでまいります。また、物価高騰の影響を受けた原材料の変更など、新商品の開発等に取り組む事業者を支援してまいります。

次に、予算以外の議案について御説明申し上げます。

議案第3号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、総務省令が一部改正され、地域再生法に基づく県税の課税免除または不均一課税の適用期間の期限が延長されたこと等に伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第4号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律等が改正されたことに伴い、手数料の新設等を行うものであります。

議案第5号「教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」は、新宮崎県体育館の設置に伴い、使用料の新設等を行うものであります。

議案第6号「宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」は、診療報酬改定に伴い、初診加算料及び再診加算料の上限額の改正を行うものであります。

議案第7号及び第8号は、宮崎県屋外型トレーニングセンター及び新宮崎県体育館の設置に伴い、公の施設に関する条例、教育関係の公の施設に関する条例の一部をそれぞれ改正するものであります。

議案第9号「宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、特定優

良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の改正等に伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第10号は、地域連携道路事業国道447号真幸工区トンネル工事の請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第11号は、外国籍の船舶が福島港岸壁を損傷させた事故に係る損害賠償請求の訴えを提起することについて、地方自治法の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第12号は、公安委員会委員、島津久友氏が令和4年7月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員として、同じく島津久友氏を任命いたしたく、警察法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、報告第1号は、地方税法等の一部改正により、ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の見直し等が行われ、令和4年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うための宮崎県税条例の一部を改正する条例の専決報告であり、早急に対応するため、専決処分を行ったものであります。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

◎中野一則議長 知事の説明は終わりました。

◎ 議案第13号委員会付託

◎中野一則議長 ただいま提案されました議案のうち、議案第13号に対する質疑の通告はありません。

本案については、お手元に配付の付託表のとおり、各委員会に付託いたします。

令和4年6月10日(金)

明日からの日程をお知らせいたします。

明日11日から14日までは、議案調査等のため
本会議を休会いたします。

次の本会議は、15日午前10時から、一般質問
及び、先ほど付託いたしました議案についての
常任委員長の審査結果報告から採決までであり
ます。

本日はこれで散会いたします。

午前10時21分散会

6月15日（水）

令和 4 年 6 月 15 日 (水曜日)

午前10時0分開議

出席議員 (37名)

2番	坂本康郎	(公明党宮崎県議団)
3番	来住一人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4番	山内佳菜子	(県民連合宮崎)
5番	武田浩一	(宮崎県議会自由民主党)
6番	山下寿	(同)
7番	窪菌辰也	(同)
8番	佐藤雅洋	(同)
9番	安田厚生	(同)
10番	日高利夫	(同)
11番	川添博	(同)
13番	中野一則	(同)
14番	冨師博規	(無所属の会 チームひまわり)
15番	有岡浩一	(郷中の会)
16番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
17番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18番	岩切達哉	(県民連合宮崎)
19番	井本英雄	(宮崎県議会自由民主党)
20番	徳重忠夫	(同)
21番	外山衛	(同)
22番	濱砂守	(同)
23番	二見康之	(同)
24番	山下博三	(同)
25番	西村賢	(同)
26番	日高博之	(同)
27番	井上紀代子	(県民の声)
28番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
29番	田口雄二	(県民連合宮崎)
30番	満行潤一	(同)
31番	太田清海	(同)
32番	坂口博美	(宮崎県議会自由民主党)
33番	日高陽一	(同)
34番	横田照夫	(同)
35番	野崎幸士	(同)
36番	星原透	(同)
37番	蓬原正三	(同)
38番	丸山裕次郎	(同)
39番	右松隆央	(同)

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	永山寛理
総合政策部長	松浦直康
政策調整監	吉村達也
総務部長	渡辺善敬
危機管理統括監	横山直樹
福祉保健部長	重黒木清
環境森林部長	河野譲二
商工観光労働部長	横山浩文
農政水産部長	久保昌広
県土整備部長	西田員敏
会計管理者	矢野慶子
企業局長	井手義哉
病院局長	吉村久人
財政課長	高妻克明
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	佐藤隆司
選挙管理委員長	茂雄二彦
代表監査委員	緒方文彦
人事委員長	佐藤健司

事務局職員出席者

事務局局長	渡久山武志
事務局次長	坂元修一
議事課長	鬼川真治
政策調査課長	伊豆雅広
議事課長補佐	関谷幸二
議事担当主幹	佐藤亮子
議事課主査	内田祥太
議事課主任主事	山本聡

◎ 一般質問

○中野一則議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問及び議案第13号についての常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕（拍手）おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。通告に従い一般質問を行ってまいります。

国会は今日、閉会いたします。参議院選挙の公示が6月22日と予想されております。とりわけ今回の選挙は、ロシアのウクライナ侵略戦争から派生して、日本の針路に関わる、戦争への道か、それとも平和の道を守るのか、このせめぎ合いが問われる、極めて重要な選挙になるというふうに思います。まず、知事の政治姿勢から伺ってまいります。

最初に、核共有論についてです。

ロシアによるウクライナへの侵略戦争、武力攻撃は3か月を超えました。子供たちの命までも奪い、あらゆるものを破壊し続けていることに、世界中が心を痛み、怒りの中で、「ロシアは直ちに攻撃をやめよ。ウクライナから撤退せよ」と、抗議の声を上げています。ロシアの侵略戦争は、国際紛争は平和的手段で解決すること、いかなる国に対しても武力による威嚇、武力の行使をしてはならないとうたった国連憲章違反の戦争犯罪であることは明らかです。

今重要なことは、「ロシアは国連憲章を守れ」と、国際社会が一致団結して侵略戦争をやめさせることです。さらなる問題は、ロシアがこの戦争の中で核兵器使用に言及していることです。言語道断ですが、こうしたことを背景に、日本で、「核には核で対抗する必要がある」とする声があることです。アメリカの核兵器を日本に配備する核共有論です。危険極まりない話ですが、このことに対して、知事の御所見を伺いたいと思います。

あとの質問は、質問者席から行います。〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕おはようございます。お答えします。

核共有につきましては、ロシアのウクライナ侵攻や北朝鮮の核ミサイル開発などをきっかけに、一部の党や国会議員の間で議論すべきとの意見がある一方で、政府としては議論することは考えていないとの見解が示されております。

我が国は唯一の被爆国であり、核兵器を廃絶し、戦争のない社会、平和で安心して暮らせる社会を子孫に引き継いでいくことが、今の私たちに課せられた責務であると考えております。広島出身の私としても、そのことに強い思いを抱いております。

核共有問題をはじめ、外交防衛に関することは、国の責任においてなされるものでありますが、私としましては、引き続き、県民の安全・安心を確保する立場から、この行方を注視してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○前屋敷恵美議員 御見解を伺いました。

この核共有論は、唯一の戦争被爆国日本においては、まさに論外の話であって、受け入れられるものではありません。日本の国是である非核三原則を棚上げにする、憲法違反そのもので

あるというふうに思います。プーチン大統領のような核兵器使用をちゅうちょしない人物が出てきたということは、全面的な核戦争が想定され、人類はおろか、地球の滅亡につながるということです。こんな愚かなことを許すわけにはいきません。もはや、核の力で脅しをかける核抑止は通用しません。核兵器そのものをなくすこと以外に核戦争を防ぐ道はないということだというふうに思います。その役割を担うのが、唯一の被爆国である日本政府ではないでしょうか。

国連で採択され、昨年1月から国際法として効力を発揮している核兵器禁止条約の第1回締約国会議も、6月21日から始まります。日本もオブザーバー参加して、核廃絶に向けた役割を發揮してもらいたいと思います。そのためにも、日本政府が一日も早く核兵器禁止条約の批准を行うよう、知事には、政府に積極的に働きかけていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

もう一点、知事にお伺いしたいのは、軍事費の2倍化についてです。

岸田首相が、バイデン大統領との共同声明の中で、「防衛費の相当な増額の確保を決意」と、大軍拡を明言されました。私はテレビで聞いていてびっくりしたのですが、以前に岸田首相は、軍事費を国民総生産（GDP）の2%以上に引き上げるとする表明もされております。

こうした軍事拡大について、知事のお考えをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 政府におきましては、さきに示された「経済財政運営と改革の基本方針2022」の中で、防衛力を5年以内に抜本的に強化すると表明されているところであります。その背景には、北朝鮮による弾道ミサイル発射

やロシアのウクライナ侵攻など、一層厳しさを増す、我が国の安全保障環境があるものと理解しております。

増額ということではありますが、それありきというよりは、我が国の平和や独立をいかに守り、その安全保障をどう考えていくのか、そのことの議論がしっかりなされた上で、そのための防衛費予算をどう考えていくのかという議論が重要だと考えております。

外交防衛は、国の責任において進められるものでありますが、国の根幹や、将来、国民の暮らしに関わる重要な問題でありますので、今後国において、国民に分かりやすく丁寧に説明し、理解を得ていく必要があるものと考えております。

○前屋敷恵美議員 軍備をどこまで拡大すればその不安を解消できるのかという問題があるかと思っております。

岸田首相は、この「防衛費の相当な増額の確保」については、財源の見通しが無いまま、アメリカとの約束をされました。本来、あり得ない話と思いますが、岸田自公政権は、この大軍拡予算を実行に移す骨太の方針を閣議決定しました。さらなる消費税の増税や社会保障予算の抑制・削減、さらには国債発行に及ぶのではないかと危惧いたします。

歴代政権が大原則としてきた専守防衛を放棄して、相手国の指揮統制機能まで破壊する攻撃的兵器を持って、敵基地攻撃能力——これは反撃能力と言い換えられましたけれども——を保有するための大軍拡予算にほかならないというふうに思います。

これでいきますと、軍事予算は年間11兆円以上、世界第3位の軍事大国となります。戦前、野放図な国債発行で戦費を調達し、歯止めなき

軍拡を招いた、あの時代を思い起こさせるものです。戦争への道、軍備拡大の道は、最悪の、国民の暮らし破壊の道そのものです。国民を犠牲にするこの道を許すことはできません。国家間の紛争が予測されたら、戦争にさせないための外交努力に徹することです。現に、東南アジア諸国連合(ASEAN)では、このことを実践しております。紛争を戦争にさせないために、年間1,000回を超える話し合い、協議を尽くして努力しておられます。軍事対軍事の道を決して歩まない。それが政府の努めであり、政治の役割です。このことを強く申し上げておきたいと思えます。

続いて参ります。次に、物価高騰の原因と対策について伺いたいと思えます。

深刻な物価高騰が続いています。帝国データバンクの調査で、既に4月の段階で、64.7%の企業が主要商品値上げを実施し、食品関連では、累計で6,000品目を超える値上げ計画が行われるなど、この物価の高騰は、既にコロナ危機で2年以上苦しんできた県民や中小企業、農家などあらゆる分野に影響を及ぼしております。

この急激な物価高騰の原因をどのように認識しておられるのか、知事にお伺いたします。

○知事(河野俊嗣君) 今回の原油価格や物価の高騰につきましては、様々な要因が関連しているとされております。例えば、原油価格の高騰につきましては、コロナ禍からの経済活動の回復に伴う、世界的なエネルギー需要の高まりなどが指摘されております。

また、物価については、原油高騰に加えて、コロナ禍によるサプライチェーンの分断や供給不足の発生、円安の進行による輸入価格の上昇などが挙げられております。

さらに、今般のウクライナ情勢の緊迫化も、

原油や天然ガス、穀物などの価格上昇に影響を与えているものと認識しております。

○前屋敷恵美議員 今、家計を直撃する物価の高騰は、極めて深刻になっております。

昨日は県議会に、「新聞に掲載された質問事項の一覧で物価高騰対策の項目を見た」と言われる方から、「生活がとても苦しい。直接支援をしてもらいたい」との切々たるお電話がありました。本当に大変な暮らしぶりを受け止めたところでございます。

この高騰の原因は、新型コロナウイルスやロシアによるウクライナ侵略だけでなく、アベノミクスの異次元の金融緩和が、異常な円安と物価高騰を招いたことは明らかなです。今議会で、国の補正予算による県民への一定の対策はあるものの、痛手を受けている県民への手だてとしては極めて不十分だと言わなければなりません。もっと抜本的な対策が必要だと思います。

物価高騰で、どうしてこうも生活が苦しいのか。それは、労働法制の規制緩和で、非正規雇用が4割近くに増え、賃金が上がらない状況になってしまったこと、社会保障の連続削減で、この10年間で公的年金が実質6.7%も減らされてしまったことなど、弱肉強食の新自由主義が日本経済を冷たく弱い経済にしてしまったことが、国民の生活苦の根本にあるということにほかなりません。ここの抜本的対策が必要だというふうに思います。

今日15日は、年金の支給日です。これほど物価が上がる中で年金が減らされることに、国民は怒り心頭です。もう既に皆さんのお宅にも、0.4%削減の通知が来ていると思いますが、本当に、年金だけで暮らしていらっしゃる皆さん方の御苦勞はいかばかりかと、胸が痛むところです。

我が党は、物価高騰から真に国民の暮らしを守るために、具体的な5つの提案を行っております。1つに、消費税を緊急に5%に減税して、インボイス制度の導入を中止すること。2つに、賃金が上がる国にするために、アベノミクスで増えた大企業の内部留保に一定の課税をして、その税収をもって中小企業の支援に充て、最低賃金を時給1,500円に引き上げること。3つに、年金減額の中止、大学の学費を半分に、学校給食を無償になど、社会保障と教育予算の充実です。4つに、気候危機打開へ、再生可能エネルギーの大規模な普及を進めること。5つに、ジェンダー平等の視点を持って、男女の賃金格差をなくす。この5つです。いずれも全ての国民に深く関わる対策でございます。

この中で特に消費税減税は、物価高騰から暮らしを守る上で最も効果的な対策だと思います。ぜひ、知事の御見解を伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 消費税は、税収の規模が大きく、比較的安定しておりますことから、社会保障をはじめ、暮らしに必要なサービスを維持する上からも、極めて重要な基幹税目であると考えております。

一般論としましては、消費税率の引下げも、物価高騰対策における一つの考え方であろうと考えておりますが、社会保障関係費が増加してきているような状況も考えますと、仮に、国において税率引下げの議論が行われる場合には、社会経済情勢を見据えつつ、財源確保がしっかりと図られるよう、慎重な検討が必要であるとと考えております。

○前屋敷恵美議員 知事は、そのような御答弁をこれまでも繰り返してこられました。しかし、消費税が、社会保障のためとされながら、

実際には法人税や所得税の減税の穴埋めに使われてきたことは明らかです。これは、数字がしっかりと物語っております。数字はうそをつきません。

そもそも消費税導入は、直間比率の見直しが目적だったわけで、所得の低い層ほど、消費税で今痛めつけられているわけです。円安の下で、大企業の利益は過去最高です。富裕層も資産を大きく増やしています。大企業と富裕層に応分の負担を求め、消費税を減税することは、税の公正という点からも、当然のことと思います。民間エコノミストも、「物価高対策には消費税減税が効果的」と主張しております。国民の暮らしが守られ、安定しなければ、経済はよくなりません。世界では既に、89の国や地域が消費税減税に踏み出しています。日本でできないことはないというふうに私は思います。ぜひ、県民の暮らし、国民の暮らしと地域経済を守るために消費税減税に踏み出すべきだと、国に強く要望していただきたい。このことを切に要求したいと思います。よろしく願いいたします。

続けて参ります。「水田活用の直接支払交付金」の見直し問題について伺います。

政府による米の減反政策の下で、水田で行う転作を支援する交付金事業が行われてきました。ところが、政府はその制度を見直し、交付金の中止を打ち出しました。農家の不安や怒りが広がっております。まず、交付金見直しについて、具体的な内容をお聞かせください。農政水産部長、お願いします。

○農政水産部長（久保昌広君） 今回の交付対象水田の見直しの内容としましては、「畦畔や用水路等がなく水張りができない農地は、交付対象外」というルールを再徹底すること及び、

現場の課題を検証しつつ、今後5年間に一度も水稲作付が行われない農地は交付対象としない方針とすることという2点を伺っております。以上でございます。

○前屋敷恵美議員 この交付金カットが、どのような影響を農業や農家に与えるかという点で伺いたいと思いますが、水田活用交付金の交付を受けている農家の現状について、申請の件数や交付の金額、また面積などについてお聞かせください。

○農政水産部長(久保昌広君) 令和3年度の交付実績につきましては、金額にして96億5,000万円、面積が1万3,847ヘクタールとなっております。また、交付件数のほうは、令和2年度が最新の公表値であります。1万4,628件となっております。以上でございます。

○前屋敷恵美議員 政府の減反政策の下で水田転作が図られてきたわけですけれども、この宮崎ではどのような転作作物が作られているのか、お聞かせください。

○農政水産部長(久保昌広君) 令和3年度におきましては、主食用米からの転換作物は、WCS用稲が全体の約5割、飼料作物が約2割、そのほか加工用米、園芸作物などとなっております。

○前屋敷恵美議員 こうした転作による生産農家は、交付金を活用しつつ、農家の経営、なりわいが保たれてきた、そのように思います。

県は、今回の見直しに伴う影響をどのように見ておられるのか。また、転作で新たな産地が形成されてきたところもあるというふうに思います。今回の交付金カットで経営が成り立たなくなる品目もあるのではないかと思います。農家はどのように受け止めているのか、県はどのように把握しておられるか。農家の現状につい

て、率直にお答えください。

○農政水産部長(久保昌広君) 見直しの影響につきましては、現在の作付状況のまま5年が経過した場合、水張りが行われない飼料作物などを作付している水田が交付対象外となり、大きな影響が生じるというふうに考えております。

県では現在、見直しの影響あるいは水稲作付が困難な理由等について、地域に対して調査を行っているところでありますが、水田を借り受けて飼料作物を作付している農家からは、作付を断念し、地権者に農地を返さざるを得ないというふうな声も伺っているところであります。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

ぜひ、耕作作物ごとの状況なども調査していただければと思います。

今回の見直しで交付金のカットされれば、交付金に代わる新たな収入源となる対策はあるのか、県としてどう考えておられるか、農家としてはどのように考えておられるのかも伺いたいと思います。

○農政水産部長(久保昌広君) 今回の見直しに当たりましては、国から、現場の課題を検証しつつ進めるというふうに伺っております。

県におきましても、引き続き国の動向を注視し、状況を把握しながら、しっかり対応してまいりたいと考えているところです。

○前屋敷恵美議員 交付金の対象にならない水田が発生することで、転作作物の生産をやめる農家が増えることも懸念されます。排水対策をしっかりしている農地では、簡単に米は作れないと聞きます。そうなると、耕作放棄地などが増大する可能性は大きくなります。今後の宮崎の農業や農村の持続的な発展に深刻な影響が及ぶのではないかと懸念するところです。

全国的にも大きな課題になっているわけですが、米どころ秋田県では、知事が率先して、交付金カットに反対を表明して、農家の皆さんや農業団体の皆さんと一緒に運動を広げよう、このような表明もされております。

農業が基幹産業の宮崎です。県として、「見直しはやめよ。撤回せよ」、この意見を上げるべきではないかと思いますが、知事のお考えをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 今回の交付対象水田の見直しによりまして、本県では、耕畜連携により取り組まれております飼料生産の仕組みが損なわれたり、中山間地域等の条件不利地域の農地保全が損なわれたりするおそれがあるものと考えております。このため、先月、国に対して、一律の見直しの適用を行わないよう要望を行ったところであります。

今後とも、地域の課題を丁寧に把握し、必要な対策が講じられるよう、国に訴えてまいります。

○前屋敷恵美議員 政府は、深刻な米価下落対策に十分な手だてを取らないまま、昨年11月、また新たに、26万トンの主食米生産数量を削減する計画を発表いたしました。減反を拡大する一方で、これまで長年にわたって転作に協力してきた農家を交付金の対象から外すなどは、国の裏切り行為そのものだと思います。到底受け入れられるものではありません。交付金の対象から外れる水田は、耕作放棄地になりかねません。さらには、自給率の低下を招くことにもなります。今、落ち込んだ食料自給率を高めるためには、水田を活用した転作への支援こそ求められているというふうに思います。

交付金の削減ではなく、食料自給率向上を目指して、全ての農家を対象にした施策や予算の

拡大、拡充が必要です。ぜひ、県はこうした立場で農家に寄り添い、宮崎の農業、農家、食料を守るために、国にしっかりと物申していただきたい、このように要望いたします。よろしくをお願いいたします。

では、続いて参ります。次は、多様な性を受け入れ、多様性が尊重される共生社会の実現に向けた県の取組について伺いたいと思います。

この件は、昨年の6月議会でも取り上げさせていただきました。今、ジェンダー平等社会を目指すことが国連で採択され、持続可能な開発目標（SDGs）にも掲げられました。男性も女性も多様な性を持つ人も、差別なく平等に、尊厳を持って自らの力を存分に発揮できるような社会をつくること、この認識をお互いが持つことが重要だというふうに思います。とりわけ、常に住民と深く関わる行政の果たす役割は特別だというふうに思います。

県は、「宮崎県人権尊重の社会づくり条例」を施行しました。その点からも、積極的な取組が求められます。まず、性的少数者の支援に関してどのような取組を行ってきたのか、その認識と取組の内容について伺いたいと思います。

また、昨年の6月議会の一般質問で、パートナーシップ制度の導入を求めました。知事は、「導入している他県の事例の情報収集を図り、研究を進めてまいります」と答弁されたのですが、その進捗状況はどうか、併せてお答えください。総合政策部長、お願いします。

○総合政策部長（松浦直康君） 県では、性的マイノリティーの方の人権問題につきまして、広く県民を対象とした講演や研修会を開催いたしますほか、支援に関するトークセッションや、県庁舎のレインボーライトアップなどにつきまして、当事者団体等と連携・協働した様々

な取組を継続して行っております。

また、本年3月に施行いたしました「宮崎県人権尊重の社会づくり条例」の制定過程におきまして、当事者の方と意見交換を行い、パートナーシップ宣誓制度に関する御意見もいただいたところであります。

現在、県内では、パートナーシップ宣誓制度を6市3町が導入しているところでありますが、この制度の導入に関しましては、性的マイノリティーの方に対する県民の皆様の理解が深まること、そして、身近な行政サービスを提供する市町村との十分な連携が大変重要であると考えております。

○前屋敷恵美議員 県では、様々な人の人権を守るという取組がなされているというふうにお伺いいたしました。

LGBTの方々のシンボルカラー、レインボーカラーで本館を照らすライトアップ事業も、始められて5年ぐらいになるかと思うんです。昨年は、そのときに同時に連動したイベントもされ、それが一般報道もされて、大いに啓発活動に役立ったということも、当事者の皆さん方から伺っているわけですが、今年はその連動したイベントがないということで、がっかりしておられました。啓発活動は、継続していくことに大いに意味があるというふうに思いますので、様々な取組もあるでしょうけど、ぜひ、そのところはしっかりと位置づけて継続を図っていただきたいと思うところでございます。

私が今、特に必要だと思っていることは、多様な性への理解を深めるための手だてや努力だというふうに思います。

昨年質問では、全国で初めて、同性パートナー職員に福利厚生運用を開始した鳥取県庁

の事例を、鳥取県が作成しているハンドブックを参考にお話しいたしました。現在、九州各県、宮崎県以外の全ての県で、それぞれ県が独自に、オリジナルの性の多様性を理解するためのハンドブックを作られて、県職員のテキストとして、また県民に向けてもホームページに載せ、相談窓口も開かれて、しっかり対応されております。

宮崎県でも、こうした具体的な対応も行いながら、パートナーシップ制度の導入を進めることが必要だというふうに思います。性の多様性を理解するためのハンドブックの作成をぜひ行って、大いに学び合っていくことが必要ではないか、重要だというふうに思いますが、知事の御見解を伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 現在、性的マイノリティーに関する人権問題の啓発につきましては、全国的にも活用されております、公益財団法人人権教育啓発推進センターが作成した冊子を使用しております。人権問題の啓発におきましては、県民の理解や共感を得ることが大変重要であると考えております。県民に身近な問題として感じ、考えていただくための様々な創意工夫も必要であろうかと考えております。効果的な啓発資料の在り方につきましては、当事者の御意見等も伺いながら、検討してまいります。

○前屋敷恵美議員 九州各県の性の多様性を理解するためのハンドブックを見たんですけれども、それぞれ工夫を凝らして本当によく練られた、県民の中にこういう浸透を図っていかうということがありありと見られるようなバイブル的なハンドブックばかりです。ぜひ、宮崎県もこうした資料を独自に作って、大いに活用し、広げていただきたいと、要求もしておきたいと

思います。

さきにも述べましたが、今年3月、全ての人の人権が尊重される、平和で豊かな社会の実現を図ることを目的として、「宮崎県人権尊重の社会づくり条例」が施行されました。その第2条第3項には、「全ての人がかけがえのない存在として尊重され、多様な価値観及び生き方を認め合う社会の実現に寄与すること」とうたっております。まさに、パートナーシップ制度を県が率先して進めることの必然性を示していると思いました。

既に県内では、先ほど御回答がありました。9つの自治体がパートナーシップ宣誓制度を導入しており、県人口の約67%をカバーしております。全国的にも広がりを見せ、福岡県、佐賀県は今年、導入が図られました。ぜひ、「性の多様性を理解するためのハンドブック」で学び合い、理解を深めながら、県民誰もが自分らしく尊厳を持って生きていける宮崎県にするために、宮崎県パートナーシップ宣誓制度の導入を図っていくべきときだと思います。知事の積極的な御判断をお聞かせいただきたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 本年3月に施行しました「宮崎県人権尊重の社会づくり条例」におきまして、性的マイノリティーの方々の人権問題を含め、誰もが自分らしく生きていける、平和で豊かな社会の実現を目指すことを、改めて明記したところであります。

また、性的マイノリティーの方々の人権の尊重、生きづらさの解消については、県はもとより、市町村、学校、企業、地域などで一緒に考え、行動していくことが重要であると考えております。

このようなことも踏まえまして、パートナー

シップ宣誓制度の導入につきましては、県民の理解と市町村の協力が重要でありますので、引き続き、当事者の方々の御意見を伺うとともに、市町村ともしっかりと議論してまいります。

○前屋敷恵美議員 カミングアウトできない、そういう方々も確かにたくさんおられるわけですから、そういう人たちの相談窓口になれるような宣誓制度をまずつくる。そのことも、そういう人たちを包み込む大きな役割を果たすということになると思いますので、ぜひ積極的な取組をお願いしたいと思います。

札幌地裁は、「同性婚を認めないのは憲法違反」という画期的な判決を出しました。まさに性は多様であって、それは自然なことです。誰もがお互いを認め合い、尊重し合って自分らしく生きていける社会、そして宮崎県にするためにも、県が率先して行動することが重要です。それが県の果たすべき役割だと、このようにも思います。ぜひ、早い時期にパートナーシップ制度の導入を図られることを、重ねて要求しておきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

では、次に参ります。環境対策、環境問題について伺います。

廃棄プラスチックのリサイクルを進める「プラスチック資源循環促進法」が、今年4月1日にスタートいたしました。便利さが追求され、私たちはペットボトルをはじめ、ありとあらゆるプラスチック製品を使いながら生活しております。そして、その処分においては、地球温暖化をはじめ海洋汚染に至るまで、地球環境を破壊しかねない原因の一つとして深刻さを増しております。

環境対策は今、この10年が勝負だ、このよう

に言われております。プラスチック資源循環促進法の内容、自治体や事業者の果たす役割など、どのように位置づけられているのか。そして、どのような効果を上げようとしているのか。環境森林部長に伺いたいと思います。

○環境森林部長（河野譲二君） プラスチック資源循環促進法は、これまでもリサイクルされてきました、食品容器やペットボトル等に加えて、スプーンやヘアブラシなどの幅広いプラスチック製品を資源として循環させることを目的としており、製品の設計・製造から販売、使用後の分別回収やリサイクルに至るまでの各段階において、事業者をはじめ、消費者や自治体などの各主体が果たす役割を定めております。

この中で、事業者については、過剰な包装を控えることや素材の切替えにより、プラスチックの使用量を削減するほか、製品の回収や再資源化に率先して取り組むことが求められております。

また、自治体については、市町村には、家庭からのプラスチックごみの分別回収や再商品化等が、都道府県には、市町村への情報提供や県民、事業者への普及啓発等が求められているところであります。

これらの取組により、プラスチック資源の有効活用が図られるとともに、海洋プラスチックや気候変動問題等の改善にも寄与することが期待されているところであります。

○前屋敷恵美議員 私たち消費者は、家庭から出す資源ごみの分別にかなり神経を使いながら、仕分けをしております。それは、焼却によるCO₂の排出を抑えたいとの思いがあるからです。自治体によって分別収集の程度の差はあるものの、分別して出しても、焼却処分に回さ

れるものがあるという声も聞きますが、そうであると、本当にむなしさを感じます。これは分別の努力を無にするものだというふうに思うからです。

これまで、県内におけるプラスチック資源の循環・リサイクルがどの程度実行されているのか。また、どのようなものにリサイクルされているのか伺いたいと思います。

○環境森林部長（河野譲二君） 県内のリサイクルの現状については、家庭からの可燃ごみに含まれるプラスチックごみの排出量の把握は困難であります。このようなものを除いて、令和2年度実績で約9,500トンのプラスチックごみがリサイクルされております。

また、家庭から排出されたプラスチックごみのリサイクル製品の例としましては、ペットボトルについては、卵パックや食品トレイ、また、エコバッグや衣類等を作る樹脂繊維があります。さらに、その他のプラスチックごみについては、ゴミ袋や園芸用のプランター、化石燃料に代わるプラスチック固形燃料などにリサイクルされているところであります。

○前屋敷恵美議員 自治体が民間業者に売却したプラスチックごみの行方がつかめない、どのように利用、処分されているか分からないというふうに聞きます。資源の分別が最終的に環境保全に生かされているのかどうか、全く心もとない話だというふうに思います。単に燃料として焼却されているのではないかと考えると、これは何とかしなければと、消費者の私も本当に焦りさえ感じます。ぜひ、自治体もこの立場に立って、プラスチックごみの最終処分をしっかりと見届けられるシステムをつくっていく努力をしていただきたいと思うところです。

日本は、国民1人当たりのプラスチックごみ

の排出量が、アメリカに次いで世界第2位です。陸から海に流れ込んだプラスチックごみによる汚染を抜本的に解決するためにも、日本は積極的な役割を果たさなければなりません。もはや、義務的役割だというふうに思います。そして何より、今後必要なことは、廃棄するプラスチック対策を強化すること、廃棄するプラスチックごみを減らすことです。

宮崎県のプラスチックごみの量を見ても、この1年間で304トン増えています。そのうち、ペットボトルが202トンです。全国的にもペットボトルや包装容器の排出量が増えています。

プラスチックの焼却は、化石燃料を燃やすことと同じで、CO₂の排出により、地球温暖化へ深刻な影響を与えます。焼却中心主義から脱却して、プラスチックごみを出さない、抑制するシステムの確立がどうしても必要です。プラスチック製品の大量生産、大量消費、使い捨てという経済社会の在り方そのものの転換が求められているというふうに思います。これは、国の大きな施策の一つに位置づけなければなりません。各自治体も、こういう立場に立つことが必要だというふうに思います。生産企業の責任を問うことはもちろんのことですが、私たち消費者の生活スタイルを変えることも必要だというふうに思います。まずは、マイボトルの徹底など、努力すればできることから始めることが必要かというふうに思います。

待ったなしの気候危機打開に向けた取組を本腰を入れて進めること、県行政も積極的な役割を果たしていただくよう、強く求めておきたいとします。

では、最後になりますが、障がい者の選挙に関わる改善要求についてお伺いいたします。

参議院選挙が間近です。本県のこれまでの選

挙における投票率の低さは、改善の余地を大きく残しております。全ての有権者が直接政治に関われる唯一の権利が1票の投票権です。有権者が自らの意思に基づいて判断し、期待する候補者に投票する。その際の判断材料を、各候補者や政党は責任を持って提供する。あわせて選挙管理委員会は、全ての有権者が棄権することなく投票に赴けるよう、その啓発活動とともに、遅滞なく投票が行われるようにすることが求められているというふうに思います。

先日、障がい者団体の方々が、選挙に関してのアンケートに基づいて、選挙公報や投票所の環境改善などについての要望を出しておられます。参議院選挙を前にどのような改善策が図られるのか、選挙管理委員長にお答えいただきたいとします。

○選挙管理委員長(茂雄二君) 障がい者団体からの要望といたしましては、例えば、「各投票所での対応にばらつきがあるので統一してほしい」ですとか、「代理投票において、投票の秘密が守られるよう十分配慮してほしい」「投票所のバリアフリー化を進めてほしい」などの御意見があり、各項目について意見交換を行いました。

このうち、代理投票におけるきめ細やかな対応や投票所のバリアフリー化等につきましては、国政選挙の際に総務省からも通知されており、市町村にお示ししているところでありますが、今回寄せられた要望等につきましても、投票所運営の参考としていただくよう、参議院選挙に向けた説明会で説明を行い、市町村との情報共有を図ったところであります。

また、投票所のバリアフリー化等の対応につきましては、選挙執行の交付金の対象ともなりますことから、今後とも市町村に対し、投票し

やすい環境の整備を促すとともに、必要な情報提供を行ってまいります。

○前屋敷恵美議員 障がいを抱えておられる皆さんの要求は、今、委員長も申されたように、様々ございます。段差の解消。地方選挙でも点字訳や音声訳の広報が欲しい。自前の点字版を持ち込んで使用したい。床面に誘導矢印を貼るなど知的障がい者でも分かるようにしてほしい。先ほどおっしゃいましたけれども、こうした対応について、投票所によって対応が異なるようにしてほしい等、そういう様々な要求は、当事者や御家族でなければ分からないことばかりです。県選管が各市町村に要望の内容を伝えて、課題を共有して改善を図る、こういう立場は分かりました。その際、課題によっては財源を必要とする場合もありますので、バリアフリー化などに対する財政措置があるとのことですが、ぜひ、様々な課題に対応できるように財政措置も併せて強めていただきたい、このように思うところでございます。

障がいを抱えた皆さんが、よりよい社会の実現のために1票を行使して、積極的に社会に参画していく。障がい者の皆さんの有権者としての投票権を保障するものとして、さらに投票しやすい環境をぜひ整えていただきたい、このように思うところでございます。よろしく願いいたします。

時間が参りました。まだまだお話ししたいことはあったんですけども、今日はこれで一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○中野一則議長 次は、坂口博美議員。

○坂口博美議員〔登壇〕(拍手) 一般質問を行います。

室町時代中期に発生した応仁の乱において、

西軍を率いた守護大名の山名宗全は、別名を赤入道とも呼ばれたように、大変直情的で勇猛果敢な親分肌の武将でありました。東軍を率いた細川勝元が陰謀を巡らせて野望を遂げようとする武将であり、かつ名門の出であったと言われるのとは、全く対照的な人物であったようでもあります。そしてまた、闘争的、実力主義的な性格をむき出しにして、真っ正直に自分のやり方を押し通していく宗全の武勇は、天下に広く知られるところでもあり、その剛毅な性格で、場合によっては将軍に対してさえも直言をはばからなかったとも言われております。

応仁の乱は、足利義政の後継者争いを発端として、諸国の守護大名が2つに分かれて争った戦いであり、戦国時代の幕開けとなったとされる戦いですが、その戦いの最中に宗全を訪問した1人の公家が、前例を引き合いに出して「そのような例は過去にはない」といさめたところ、その公家に対し宗全が、「およそ例という文字をば、向後は時という文字にかへて御心得あるべし」と言ったとするエピソードが、室町時代末期の書「塵塚物語」に残されております。

今の言葉で言うと、「これからは例という文字を時という文字に置き換えることを心がけるべきです」つまり、過去の例にとらわれずに、今後は、そのときに応じた対応をなすべきであるということであろうかと思えます。

そして、さらに続けて宗全は、「そもそも公家であるあなたが、身分の低い武士である私と対等の立場で話をしている。先例に従えば、これこそおかしいことではありませんか」と続けたそうであります。

さて、2020年に国内では初確認となった新型コロナウイルスは、2年を経過する今もなお、私たちの

暮らしに大きな影響を及ぼし続けており、これが封じ込め対策として、当初は、早期収束を目指し、例えば経済活動では、アクセルよりもむしろブレーキを優先することを選択しがちであった対応も、今ではアフターコロナ、ポストコロナなどとコロナとの共存をうたいながら、何とかして経済を回し続けんとする、行政が言うところの「新たな生活様式」へとシフトしようとしております。

そしてまた思いますに、これからは、現在の社会的距離確保の考え方、つまり、心理的なものまでも含んで距離を取ることで、社会的孤立を生じさせることにもつながりかねない、いわゆるソーシャルディスタンスから、物理的な距離を取りつつも、決して人と人との絆を断つことのない、言わばフィジカルディスタンスへと変えていかねばなりません。つまり、新型コロナによって変わってしまうであろうことや、苦痛を伴ってでも変えねばならぬこともありましょうし、逆にまた、これだけは決して変えてはならないということだってあるはずであります。私たちは、これらをしっかりと見極め、これからのあるべき姿や進むべき方向を見いだし、そして、そこを目指さねばなりません。

また、当然ながら、そのような時代には、これまでの生き方や考え方などがそのまま通用するべくはなく、まさに宗全の言う、先例にとらわれず、そのときその場に即応した臨機応変な考え方や行動が、今こそ求められていると思います。

そのような中、岸田総理が掲げる、「成長と分配の好循環」をコンセプトとした「新しい資本主義」の実現に向け、そのグランドデザインと実行計画が取りまとめられ、今月7日に決定したところであります。そしてそこには、新自

由主義的な考え方をベースとした経済効率性の追求によって生じた、経済的格差の拡大、気候変動問題の深刻化、過度な海外依存による経済安全保障リスクの増大、過度の東京一極集中による都市と地方の格差などの弊害が大きな社会問題となっており、これらの弊害を是正し、持続可能な経済社会を構築するために、官民が連携した「成長と分配の好循環」を実現させることが「新しい資本主義」の目的であると記されております。

具体的には、日本経済を立て直し、新たな成長軌道に乗せていくために、「人への投資」「科学技術・イノベーションへの投資」「スタートアップへの投資」「脱炭素化及びデジタル化への投資」の4つに投資を重点化するとともに、最低賃金の引上げ、介護・障がい福祉職員や保育士等の処遇改善、資産所得倍増プランの策定など、成長の果実を適切に分配につなげていくことが記されております。

ただ、この時点でマスコミ報道を見ると、その評価はいろいろであります。同じ日に閣議決定された、令和5年度の予算編成に向けた経済財政運営の指針である、いわゆる「骨太の方針2022」においても、新しい資本主義に向けた対応が具体的に記載されておることから、早ければ、7月の参院選後にも打ち出されると言われている経済対策の中にも盛り込まれるのではないかと考えております。

そこで、知事に「例という文字を時という文字に変えるべし」とする宗全の諫言に係る所感をお尋ねし、「新しい資本主義」に対してどのような評価をお持ちか伺い、壇上からの質問といたします。

以下、質問者席から行います。〔降壇〕（拍手）

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えしま

す。

まず、山名宗全の諫言に対する所感についてであります。

我が国は今、長引く新型コロナのパンデミック、さらには冷戦後に築かれた国際秩序が大きく揺らぐ状況にありまして、急激な社会経済の変化、不安定化に直面しております。これまでの常識では予測不可能な時代に突入したものと考えております。

また、これからのポストコロナ社会に向けましては、大都市集中型から地方分散型の社会構造への転換をはじめ、デジタル化の加速や、ゼロカーボン社会づくり、人々の価値観や行動の大きな変容などへの対応も必要となるなど、時代はまさに大きな転換期にあるものと考えております。

このような中におきましては、前例にとらわれることなく、課題の本質をしっかりと捉え、議員御指摘のように、変えるべきことと変えてはならないことをよく見極めて、自らの経験と判断で未来を切り開いていく実行力が求められているものと考えております。議員から御紹介がありました山名宗全の言葉は、まさにそうした取り組むべき姿勢を表しているものと考えております。

次に、「新しい資本主義」についてであります。

「成長と分配の好循環」によって、格差の解消や気候変動問題等に対応しながら、持続可能な経済をつくり上げていこうとする考え方には、私も共感するところであります。

先般、その具体的な実行方針となる「骨太の方針2022」が閣議決定されたところですが、人や科学技術、デジタル等への投資による成長戦略に加え、地域公共交通ネットワークの再構築

や、関係人口の創出・拡大といった地方活性化の方向性も示されておりまして、本県が将来に向けた地域づくりを進める上で、大いに期待しているところであります。

また、経済成長を促す一方で、生活困窮者の支援や非正規雇用の賃金格差の是正、子供の貧困の解消などに、成果の果実をいかに適切に分配するかが、コロナ禍で疲弊した県民生活に今、最も求められている重要な課題であると考えております。

私としましても、県内産業の振興に取り組みつつ、社会的に弱い立場にある方々も安心して暮らせる県づくりに、全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○坂口博美議員 変化の大変早い時代でありますので、ぜひよろしく申し上げます。

コロナ後の県民生活について、今一番重要だと答えられた生活困窮者の支援などについて、閣議決定された骨太方針の内容は、閣議持込み前の総理発言などより後退しているのではないかとありますが、知事の受け止め方をお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のとおり、今回の骨太の方針においては、成長戦略と比べて、分配戦略の具体性が弱いとの報道がなされていることについて、私も承知しております。

2年以上にわたるコロナ禍により、県民生活は大きく疲弊しておりまして、県では、今回提案しております6月補正予算案において、低所得の子育て世帯に対する特別給付金の支給や、生活困窮者への法律相談事業等を盛り込んだところであります。

今後、孤独・孤立や子供の貧困などの問題の深刻化、長期化が懸念されているところでありまして、自殺対策や生活困窮者支援など、継

続的な対策を講じていく必要があると考えております。

県としましても、生活困窮者など社会的に弱い立場にある方々へのきめ細かい支援に継続して取り組むとともに、国に対して、しっかりと提案・要望を行ってまいります。

○坂口博美議員 安心いたしました。山名宗全の言葉を念頭に置きながら、続けて知事に伺います。

申しましたように岸田総理は、市場任せの新自由主義的な考え方が生んだ弊害を乗り越え、持続可能な経済社会を実現するためには、経済社会の変革が必要であるとして、新しい資本主義構想を打ち出しました。現在、県では長期ビジョンの策定が行われており、また年末にかけては、令和5年度の予算編成も行われます。そして何よりも、知事の立場に立てば、あなたは年末の選挙に万全を期さねばなりません。

折りしもそのような中、2年半にも及ぶ新型コロナによる未曾有の被害に加え、ロシアへのウクライナ侵攻による物品の供給不足や価格の高騰をはじめ、広範にわたり、私どもは今、大きな難局に直面しております。これに対応すべく県は、特にコロナへの対応として、新しい生活様式への転換なる考え方を打ち出しました。それは、ウイズコロナ、つまり「コロナと共に」を前提とする生活様式であります。感染症法で5つの類型等に分類されている中で、感染力と重篤性などに基づく総合的な観点から見た危険性の程度による分類で最も危険性の程度が高いとされている、エボラ出血熱やペストなどを指定した1類に次いで危険性が高い、2類と同等の行政的な対応措置が行われているのが、新型コロナ感染症であります。新型コロナは、従来、指定感染症という類型に分類されていた

ものが、令和3年2月に見直され、新型インフルエンザ等感染症という類型に分類されました。もちろん、類型が変わってもその危険性が続くことに変わりはなく、知事は必要に応じ、外出自粛や時短などの生活制限を求める権限を持ち続けることになります。

そのような中での「コロナと共に」ではありますが、では、そのことで、これまでと何が変わるのかを推察するとき、これまでのコロナへの対応の在り方は、「ウイルスを封じ込み排除する」が基本でありました。しかしながら、これからの生活様式では、「ウイルスありきを前提に生きる」が基本となるわけであります。つまり、危険性が大変高い感染症ウイルスと共に生活させることをお示しになったわけでありませぬ。

このような例は、従来の行政には選択肢の範疇になかった全く異次元の方策であります。ある意味でこれは、県民それぞれが自己責任の認識を高めつつ停滞気味の経済を進めていくなど、本来あるべく社会の姿を確立させ、県民生活を前進させるがための知事の英断であろうと考えるところであります。

そして私は、今回の判断のように、その時点での様々な状況に応じ的確に対処するといった弾力的な思想は、対県民への行政サービスの面においても同様に取り入れるべきであると考えます。

困難極まるこの時局を打破し、県民を守り、確かなる本県の未来を築くためには、これまでの例に倣うことなく、全く異次元の発想によるビジョンや施策の打ち出しが急がれると信じております。知事の考え方をお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 山名宗全の諫言、御紹介いただきまして、これは大変重要な言葉であ

ると考えております。私も、県政運営に当たりまして、既成概念にとらわれない施策展開が重要であると、常日頃から心がけてきたところであります。

今回の新型コロナ対策におきましては、これまでの認識と異なる、まさに「異次元の発想」に立った対応の連続であります。御指摘にありましたような、県民の皆様に出外自粛を求めたり、飲食店に休業や時短要請などを行うというようなことで、その時々々の局面に応じた柔軟な施策の必要性について、私も気持ちを新たにいたしましたところであります。

特に、これからの10年、20年は、デジタル化の急速な進展や世界人口の増加等に伴う食料、エネルギーの問題、さらには、気候変動に起因する世界的な脱炭素化への動きなど、世の中が大きく変わっていく節目にあると考えております。

このため、今後、新しい長期ビジョンを御提案することになりますが、変化の著しい時代にあっても、県民の暮らしを守ることを最優先として、これまでの例にとらわれることなく、新しい発想に立った施策を構築し、迅速に実行してまいります。

○坂口博美議員 ぜひ、斬新な感覚で、先を読んだ発想の施政というのを期待したいと思っております。

さて、長引く新型コロナによる厳しい状況が国民生活や経済に多大な影響を及ぼす中、ロシアのウクライナ侵攻などの影響による原油や穀物等の価格高騰により、食料や飼料、半導体原材料などの物資の安定供給が滞り、コロナ禍からの経済社会活動の回復をより一層阻害しつつあります。

この状況に対応していくために、原油価格の

高騰対策、生活困窮者等への支援などを柱とする、事業規模13.2兆円の「コロナ禍における「原油価格物価高騰等総合緊急対策」」が、去る4月26日に関係閣僚会議で決定され、5月31日には国の補正予算も成立しております。

新型コロナに加えてのロシアの蛮行・愚行は、様々な産業はもちろんのこと、国民全てに例外なく痛切な影響を及ぼしており、政治の場に声が届きづらい立場にあり、生活に困窮されている方々に対しては、特段の目配りを忘れないなど、余すところなく有効な手段や支援を講ずべきであります。

本日、一般質問終了後に採決が予定されている、総額50.4億円の補正予算案について、今回の緊急対策のポイントと期待される事業効果につき、改めて知事の考え方を伺いたします。

○知事(河野俊嗣君) 今回の補正予算は、現在の原油・物価高を踏まえ、当面の対応として、生活者支援と事業者支援の観点から構築しております。

まず、生活者支援に約17億円を計上しております。低所得の子育て世帯への特別給付金の支給や、保育所の保護者への給食費支援などを行ってまいります。また、市町村等と連携して、プレミアム付商品券の追加発行等に取り組みます。

また、事業者支援として約33億円を計上しております。交通・物流事業者や農業者等への燃料・資材等の高騰分の補助、さらに、事業者への電気自動車や省エネ設備の導入支援などを行います。

これらの取組によりまして、生活者や事業者の負担が軽減されるとともに、消費の喚起や生産性の向上が図られ、県民の暮らしや地域経済

を守ることにつながるものと考えております。

ウクライナ情勢を背景としまして、原油価格や物価の先行きは不透明でありますので、今後とも状況の変化をしっかりと見極め、国の対策と連動しながら、迅速かつ適時適切に対策を講じてまいります。

○坂口博美議員 JR問題について伺います。

新型コロナは県内経済に大きな影響を与えておりますが、特にバスやタクシーなどの地域交通にとっての打撃は極めて深刻だと思います。

コロナにより利用者が大きく落ち込んだ状態が2年も続く中での、ウクライナ情勢から来る燃油高騰であります。そこで、その対策とすべく、国においては燃油対策を打ち出し、県においては、交通事業者に対する当面の対策として、今議会にその支援のための補正予算案を上程されました。また、バス路線については、持続の可能性を目指して、県、市町村、バス事業者の間で協議・検討が進められているところでもあります。簡単には解決しない問題ではありましようけれども、何としても地域の足は守らねばならず、総力を挙げて、この困難を乗り越えてほしいと思っております。

さて、現在そうした動きがある一方で、私が最も大きく心配している一つは、JR自体の動きがいま一つ見えないことについてであります。JR九州の令和3年度の営業収支を見ると、グループ全体では39億円の黒字となったものの、鉄道事業は220億円の赤字であります。そして、令和2年度の線区別の平均通過人員を見ると、日南線の油津―志布志間は、豊肥本線の宮地―豊後竹田間に次ぎ、2番目に少ない状況であります。

コロナ後にどれだけ需要が回復するのかにもよりますが、昨年、大雨による土砂崩れで長期

間不通になったことなどを併せ考えるとき、この先どうなるのか、大いに心配であります。路線維持に関する今後の見通しについての認識を、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（松浦直康君） 県におきましては、特に輸送量の少ない日南線、吉都線について、沿線自治体と連携し、利用促進に取り組んでおりますが、人口減少等により大幅な利用者の増加は難しい状況にあり、加えて、コロナ禍による影響を受け、鉄道事業全体が厳しい状況に置かれているものと認識しております。

このような中、JR九州からは、「現在、路線の在り方について具体的に検討をしているわけではないが、例えば日南線の油津―志布志間では、令和2年度の料金収入約2,300万円に対し、運行及び維持管理等の費用が約4億円となっており、今後、災害等があった場合などを考えると、長期的に今の運行形態を維持できるかどうかということについては断言できない」との話も伺っております。

議員御指摘のように、特に油津―志布志間につきましては、線区別の平均通過人員がJR九州全路線の中で2番目に低いということも考え合わせますと、楽観できる状況にはないと認識しております。

○坂口博美議員 日南線や吉都線についてありますが、これについては、JR九州が今は具体的な検討はしていないとしても、長期的には楽観できる状態ではないという今の説明、私もそれに同感であります。

もちろん、利用促進の取組が功を奏し、乗車人員が増えれば、それにこしたことはないのですが、現実には、むしろ減少の方向にあります。

また、肥薩線や日田彦山線の大規模災害も他

人事とは言えず、いつかは我が身の可能性も、当然否めません。そう考えるとき、私は将来の様々な状況を想定しておくことが必要であろうと思うのでありますが、長期的な視点からは、日南線や吉都線についてどのように取り組んでいかれるおつもりか、続けてお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 日南線、吉都線につきましては、県と沿線自治体で構成いたします協議会におきまして、団体利用への補助を行うなど、JR九州も巻き込みながら、全力で沿線全体の利用促進に取り組んでいるところであります。

一方で、日南線でありますけれども、近年、JR九州の路線の中で災害発生件数が多い路線でありますほか、特に油津－志布志間につきまして、平均通過人員が非常に少なく、大きな赤字も生じるなど大変厳しい状況が続いております。将来的な路線の維持・存続に対し、強い危機感を持っているところであります。

このため、議員御指摘のとおり、この線区につきまして、被災した際に災害復旧が難しい場合などもあると思われまますので、様々な事態を想定し、どういった対応が考えられるのか、まずは沿線自治体と一緒に研究してまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 将来的にはかなり厳しいと思いますので、JR九州、沿線自治体、国、県が一体になって強力に取り組んでいただきたいと思っております。

では、土木工事の在り方について数点伺います。

初めは、宮崎海岸の養浜工事についてであります。この事業は、国の直轄事業として進められておりますが、当現場は、当初の計画が大き

く変更されたり、工事の進捗が遅れたりなどの問題を抱えているやに仄聞いたします。

なお、これらの問題に関しましては、我が党の日高博之議員が、提言などを含め、いろんな視点から質問されるとのことです。私からは重複を避けて、まずこの事業の目的と進捗状況について伺い、あわせて、それに対する県の評価を県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（西田員敏君） 宮崎海岸の浸食対策として、平成20年度から国で実施している工事は、幅50メートルの砂浜を確保することを目標としており、令和2年度時点の状況は、大炊田海岸で幅約40メートル、石崎浜で約20メートル、住吉海岸で約30メートルとなっております。

国、県、学識経験者等で構成する宮崎海岸浸食対策検討委員会で、これまでに実施した養浜の効果を検証したところ、浸食の進行は抑制され、一定の効果は見られるものの、先ほど申しましたとおり、目標には達していない状況にあります。

このため県としましては、宮崎海岸の浸食を防止するためには、効果的な養浜に加え、残る突堤の整備が必要であると考えております。

○坂口博美議員 それでは、この事業で、養浜のためにこれまでに投入した土砂の累計について、お伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 国が直轄事業として、浸食対策に着手した平成20年度から養浜のために投入された土砂量は、令和2年度までの累計で約167万立方メートルと伺っております。

○坂口博美議員 では、平成20年度から令和2年度までの宮崎海岸全体の土砂量というのは、年平均でどのように変化しているのか、続けて

お尋ねいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 宮崎海岸の砂につきましては、養浜により供給される土砂とは別に、河川から流れてくる砂や、波浪により流出する砂などがあります。これらを含めた宮崎海岸の土砂変化量は、平成20年度から令和2年度までの年平均で見ますと、大炊田海岸、石崎浜及び住吉海岸を対象としたときに、約9万立方メートルが減少しております。

○坂口博美議員 となりますと、この12年間で108万立米が減少したということになるかと思えます。河川からの流入分もありますし、正確な収支計算は困難ではありますが、投入した167万立米のかなりの量が沖に流されたまま戻ってきていないということになります。私は、その原因として、土砂の比重や粒径と、流出した土砂の堆積場所との関係、そして、それらと波の運搬エネルギーによる流出した土砂の再移動の可能性や不可能性などとの間には、何らかの相関があり、現在のような状況になったのだと考えております。

県土整備部長に、養浜材として細粒土類を用いた場合の問題について伺います。

○県土整備部長（西田員敏君） 養浜材にシルトなどを多く含む土砂を使用した場合には、粒径が非常に小さいことから、土砂の流出や海域の濁りの原因になると考えられます。

このため、養浜に当たっては、できるだけ細粒分の少ない養浜材料を選定することが効果的と考えております。

○坂口博美議員 では、ここで教育長にお尋ねいたします。

今、県では、次期国体の漕艇競技場として新富町の入り江を使用すべく、そのしゅんせつ工事を計画されているとのこととあります。そし

て、今回の計画は、この堆積土を除去する工事となることとありますが、どの程度の量の土砂を、どのようにして処分されることになるのか、お尋ねいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 富田浜のしゅんせつにつきましては、令和9年に本県で開催されます国民スポーツ大会のボート競技会場の整備として実施するものであります。現在の計画エリアをしゅんせつするに際し行いました測量調査及び底質調査の結果によりますと、土砂量は約11万立方メートルが見込まれ、土質につきましては、粘土質が60%以上の粒子の細かい土砂であることが確認されております。

これらのことから、しゅんせつや処分の方法につきましては、土砂量の削減や砂質系の土砂への転換が図られるよう、しゅんせつエリアの見直しも含めまして、環境への影響にも配慮した適切な方法を、今後検討してまいります。

○坂口博美議員 しゅんせつ工事そのものは何ら問題はないと思いますが、問題は、しゅんせつ土を養浜材として利用する計画にあります。

県土整備部長の答弁では、シルトは養浜材として問題ありということとあります。粘土となると、シルトより粒径が小さいわけですが、シルトや粘土などの細粒分を60%以上も含んだ土砂となると、その処分には課題もたくさん出てこようかと思われますので、万全を期した検討をお願いいたします。

次に、昨年9月16日に発生した内海地区の台風災害について伺います。

この災害では、9月20日には、国土交通省により現場への重機運搬が始まるなど、機敏な対応がなされ、崩壊面積1万9,400平米、流出土砂2万3,000立米という大規模な災害であったにもかかわらず、10月20日には国道220号の通行が可

能となりました。

ところで、その後の工事についてであります。これについては、県の環境森林部において工事の発注手続がなされました。実は、私はこの現場を崩土除去後に3回、車中から目視をしておりますが、県が復旧工事を予定している部分の外側にも、崩壊の危険をはらんでいるのではと思えるような部分があり、このままでは、また同様の災害が発生するのではないかとの大きな懸念を持ったのであります。

この工事を国の直轄事業とせず、環境森林部が実施されるに至った理由は何なのか。また、県の設計に問題はないのか、工事の概要と併せ、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（河野譲二君） この災害は、山腹斜面の崩壊土砂が国道や鉄道に堆積したことから、被災直後に国土交通省が、土砂を除去する応急工事や地質調査ボーリングに着手したところであります。

一方、山腹斜面の本復旧に向けては、国道等の施設区域外であることから、県では、治山事業での復旧も視野に、関係機関と意見交換を行ってきたところであります。

こうした中、国土交通省の直轄事業では、用地買収により着手までに時間を要することから、地権者からの用地提供などにより、比較的早期に着手が可能な治山事業に取り組むこととし、その事業規模等を考慮して、林野庁直轄ではなく、県の事業として実施することといたしました。

また、当初の復旧工法は、斜面の安定を図るのり砕工などでありますが、国土交通省から提供を受けた地質データ等に基づき、同じ路線の国道災害も参考にしながら、林野庁と協議した概略設計であったため、発注のための詳細設計

では変更を見込んでいたところであります。

○坂口博美議員 詳細設計のときに変更しようということ、当初から見込んでいたという説明でありましたが、何がどう変わるようになるのか、そして、事業費についてはどうなるのか、引き続きお伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 林野庁から事業の採択を受けた後、斜面全体の状況をより詳しく把握するため、調査ボーリングなどを追加し、詳細設計を行ったところであります。

その結果、崩壊していない斜面上部が不安定であることや、斜面中腹部に脆弱な土質があることが判明したため、施工区域が広がるとともに、のり砕工の補強として、鉄筋挿入工やアンカー工等の追加が必要となりました。

さらに、斜面に残る不安定土砂の除去などの応急工事や、本復旧工事に必要な資機材搬入路の仮設踏切など、当初計上していなかった工種の追加を含め、改めて積算した結果、当初の9億円から18億9,000万円に、事業費が増額となったところであります。

○坂口博美議員 その前の答弁で、林野庁と協議した概略設計だったと。それで、詳細設計のときには変更することを見込んでいたということですので、もう早い時点で、変更の必要性というのが分かっていたということであろうかと思えます。

今発注されている事業についての事業名と、追加工事として予定されている事業名について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（河野譲二君） 当初は、災害関連事業により復旧する予定でありましたが、事業費が増額となったことから、増額分については、林野庁に協議し、後継事業である通常の治山事業による復旧を承認していただいたとこ

るであります。

現在発注している事業名は「災害関連緊急治山事業」で、斜面上部から中腹部までを施工いたします。また今後、通常の治山事業として予定している追加工事の事業名は「緊急総合治山事業」で、中腹部より下を施工することとしています。

○坂口博美議員 それでは、答弁にあった災害関連事業と通常治山事業とでの、国と県の事業費負担の違いについてお伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 災害関連緊急治山事業の国の補助率は3分の2で、県費負担は3分の1となりますが、地方交付税で措置される分を除くと、実質の県負担割合は16.5%となります。

また、緊急総合治山事業の国の補助率は2分の1で、県費負担は2分の1となりますが、同様に、実質の県負担割合は35%となります。

このため、今回のように2つの事業を組み合わせ実施した場合は、仮に全ての復旧を災害関連緊急治山事業で実施した場合に比べ、実質の県費負担が約1億8,300万円増加することとなります。

○坂口博美議員 設計変更の必要性は早くに分かっていたということでもあります。でしたら、なぜ1億8,000万円余りもの県費負担増につながるような計画書を提出されたのか伺います。

○環境森林部長（河野譲二君） 国への災害関連緊急治山事業の申請手続期限は、災害発生後、1か月以内となっておりますが、今回の場合、県による治山事業で本復旧を行うという方針の決定が申請手続期限の直前になったことから、限られた時間の中で、国土交通省から提供を受けた地質データなどを参考に概略設計を行い、申請せざるを得なかったところであります。

す。

その後の詳細設計で事業費が大きく増加した要因としては、施工範囲の拡大や仮設工事費の増加などに加え、申請時における地質データの不足もあったものと認識しているところであります。

○坂口博美議員 そういったのが理由であったとするならば、まず調査設計の経費を申請して、しっかりした設計ができた上で、改めて本復旧工事費の申請をすべきではなかったのかなと思います。環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 議員御指摘のとおり、年内であれば、調査設計と本復旧工事を分けて申請することが可能であります。

今回の災害は、国道の応急工事が行われていたことや、また、その後、鉄道の復旧工事が予定されていたことから、調査設計の着手時期がいつになるか見通せず、その後の本復旧工事の申請となりますと、期限内の申請は困難であると判断したところであります。

○坂口博美議員 一つには、概略のお金を請求しなさいと、災害現場の査定はいたしませんというのがあるから。でも、これは少し悪知恵の類いに入るかなと思います。ここらをかいくぐるのはですね。

そうなりますと、今回の災害というのは9月の発生でありました。仮にこれが6月の梅雨時期などの早い時点の災害であったのなら、期限内申請はどうだったのか、引き続いてお伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 今回の災害が早い時期であった場合は、調査設計と本復旧工事を分けて年内に申請ができたと思われま。

○坂口博美議員 では、同じ豪雨災害でありな

がら、発生日の遅速によって補助率3分の2の事業が認められたり、あるいはそうでなくて、2分の1の補助率しか認められなかったりするなど、災害関連事業の申請手続には大きな問題があります。改善を検討するよう国へ要望すべきだと思いますが、知事の考えを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 一連御質問いただいております、宮崎市内海地区の大規模な土砂災害であります。県民生活や地域経済に大変甚大な被害を及ぼし、その後、国土交通省やJRの速やかな対応により、早期の通行再開を果たしたところであります。県としましては、一刻も早い斜面の本格復旧に向け、取り組んでいるところであります。

この災害関連事業につきましては、災害発生の単年度に緊急に復旧するための事業であります。今回の災害のように、被災の程度によっては、申請時における十分な調査が実施できず、短期間で現場条件に応じた事業計画を立てることが困難な場合もありますことから、被災後、速やかに事業計画書を提出しなければならないという一律の運用がなされている現在の申請手続には、実情に合わない問題があると感じております。

このため、県としましては、災害関連事業の実施に当たりまして、被災の状況に応じて申請時における十分な調査が実施できるよう、申請期間に配慮することや、復旧に必要な予算を柔軟に配分することなど、国へ要望してまいります。

○坂口博美議員 ぜひ、よろしく申し上げます。豪雪地帯の雪による被災というのは、2月、3月なんですよ。とても間に合わない。だから、ここは、雪解けを待つて発生日と解釈するという運用がなされています。これは、か

なり理不尽だと思いますので、早急に是正させるべきであります。

次に、令和4年度予算の中にある、畜産振興課が事業主体の「未来につなぐ畜産バイオマス利活用支援事業」と、漁業管理課が主体となる「海藻等養殖生産安定化緊急対策事業」のそれぞれの目的及び概要についての説明と、海藻等養殖生産安定化緊急対策事業を補正予算で計上した理由について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） 「未来につなぐ畜産バイオマス利活用支援事業」は、水産業や施設園芸との連携により、畜産バイオマスの利用拡大を図るために取り組むものでございます。

当初は、本事業の中で、海藻養殖等における海洋施肥について検討することとしておりましたが、安全で効果的な海洋施肥を行うためには、その前提として、栄養強化材の選定や施肥の方法などについて、より広く、水産業の専門的な見地からの検討や実証が必要となりました。

このため、今議会をお願いしております「海藻等養殖生産安定化緊急対策事業」により、海域への効果的な栄養分の供給に関する調査や検討、実証を行うとともに、この事業で、不作が続くワカメ養殖の生産性の向上を図ってまいりたいと考えているところです。

○坂口博美議員 海藻等養殖生産安定化緊急対策事業で、海域への栄養分の供給を緊急に行う必要があるとのことですが、どのように取り組むのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） ワカメ養殖等の生産性の向上について、早急な対応を求めます生産現場からの強い要望にも応えるため、本県海域に適した栄養強化材の種類及び使用方法

の選定に当たりましては、他県の先行事例も参考にして効果等の試験、研究を行うことにより、これらに要する期間の短縮を図ることとしております。

また、ここで得られました知見について、生産現場における海洋施肥の実証を早急に行い、これにより得られた成果を広く普及することで、ワカメ養殖等の生産量の向上と安定化を図ってまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 具体的には、閉鎖された空間での実証実験、試験ということになると思いますが、陸上での海況の再現というのは、極めて困難と。不可能と言っていいぐらい複雑です。そういったことを思うとき、栄養強化材の選定、あるいは施肥技術については、むしろ三陸海岸や鳴門、さらには徳島などの先進地で相当な知見を持ち、既に現場での活用も長いものがあります。緊急性を考えてこの時期の補正でなくとも、それら先進地に学ぶ方法もあったのではないのかなと考えなくもありません。

ただ、その一方では、今回、畜産サイドではなく水産サイドが主体となることで、水産的視点が色濃く出せるのではとの期待を高めたところではあります。例えば畜産からいくと、ふん尿をどう処分するか、その消費先を拡大するという観点から進んでしまう。水——魚屋さんからいくと、何が一番いい材料なのか。それは魚類の残渣なのか。それとも落ち葉とかの腐葉土なのか。そちらから、一番いいもの探しから始まります。だから、この違いは大きいと思うんですね。そういう意味じゃ、歓迎して期待を高めているところではあります。

ただ、ワカメにせよ、カキにせよ、漁獲期が冬場の短期間に限られること、さらには、本県のように大変長い海岸線を持ちながら、特に砂

浜海岸での資源不足は深刻であり、夏場対策と併せ、大きな課題だと考えます。水産サイドにさらなる奮起を求めます。

次に、消防指令業務の共同運用化について伺います。

近年の災害は頻発化、激甚化しており、先ほど扱いました内海地区の土砂崩壊は、誠に身近な例であり、それらの存在を改めて認識させる出来事でありました。

また本県では、南海トラフ地震の発生も危惧されており、これらの大規模災害に備えた全県的な消防の連携及び消防力の強化は、重要な課題となっております。そういった中、市町村においては、人口減少・高齢化社会の到来などを見据え、消防指令業務の共同運用化についての検討を、ここ数年にわたり重ねていると伺っております。

今般の状況から、共同運用の実現に大きな期待を寄せるのでありますが、これを進めるためには、各消防本部が個別に行っている指令業務を一元的に行えるシステムに変更する必要があり、それには相当な経費を要すると思われ、大変気になっております。見込まれます費用について、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（横山直樹君） 県では、消防指令業務の共同運用化に向けた協議を行ってまいりました、県内消防長などで構成されます「宮崎県域消防指令業務共同運用検討委員会」での議論を加速させるため、令和3年度に、初期整備に要する費用の試算を行い、県内市町村に提供したところです。

それによれば、消防非常備4町村を含め、消防指令業務に関するデジタル無線設備・局などを全て更新した場合に必要な経費は、最大で96億円程度となっております。ただし、既存

の通信設備を活用することなどにより、20億円程度の減額も可能と考えております。

なお、共同運用化に要する費用には、緊急防災・減災事業債を活用することができ、7割が交付税で措置されますことから、市町村の実負担額は、最大で29億円程度になるものと推計しております。

○坂口博美議員 今、市町村では、県とともに、これまで共同運用化に向けた協議を重ねていて、9月にはこれへの参加合意が交わされる予定だとも聞いておりますが、共同運用化に向け県が果たすべき役割について、その根拠と併せ、危機管理統括監に再度伺います。

○危機管理統括監（横山直樹君） 消防は、消防組織法第6条におきまして、市町村の責任とされておりますが、同法第29条第4号において、消防施設の強化拡充の指導及び助成に関する事項は都道府県の所掌事務と規定され、必要に応じ、独自に指導したり、財政上の援助をしたりできるとされております。

また、消防組織法第33条及び「市町村の消防の広域化に関する基本指針」に基づき、県が策定しました「宮崎縣市町村消防広域化推進計画」におきまして、県は、県民・関係者等への情報提供や啓発活動、消防の連携・協力の実現のための協議等への積極的な参加などの必要な援助のほか、市町村からの求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うこととされております。

○坂口博美議員 共同運用化というのは、県にとっても市町村にとっても大変有効な取組であります。それを望みつつも、財政状況からいま一歩踏み出せない自治体もあるやに聞いております。

先ほど、県の役割について、消防組織法によ

り財政上の援助をすることができるとの答弁がありました。そうであれば、そのための事業費として、国から県に対して何らかの措置がなされているかと思えます。総務部長に伺います。

○総務部長（渡辺善敬君） 市町村の消防広域化に係る県の取組に対しましては、普通交付税と特別交付税に、それぞれ措置が講じられております。具体的には、普通交付税では、消防広域化を推進するための協議会への参加などに必要な経費が措置されております。また、特別交付税では、県が定めた消防広域化の推進計画に基づき、市町村に対して補助金、交付金等を交付した場合には、その額に0.5を乗じた額が県に対して措置されることとなっております。

○坂口博美議員 そうでありますなら、例えば、このいただける交付金を一つの金額算定のための目安とするか、何らかの参考としても、市町村の財政負担について応分の支援を行って、後押しをすべきだと考えますが、これについては、知事の考え方をお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） この消防指令業務の共同運用化は、消防救急及び災害対応力の強化だけでなく、過疎化や少子高齢化の進む本県において予想されます南海トラフ地震への対応や、救急業務の増加、また、現場で活動する消防職員の確保という課題の改善につながるなど、将来にわたる県民の安心・安全な暮らしを守り支える上で、非常に重要な取組であると考えております。

このため、県ではこれまで、「宮崎県域消防指令業務共同運用検討委員会」における協議にオブザーバーとして参加し、助言や整備費用の試算結果を提供するなど、議論の後押しを行っ

てまいりました。

また、今後、県内消防本部や消防非常備町村を個別に訪問し、システムの構築やスケジュール、参加するに当たっての懸念等について、聞き取りや意見交換を行うこととしております。

あわせて、1つでも多くの市町村が共同運用化に参加できるよう、県として一定の財政支援を行うことを検討し、共同運用化の実現に向けて、しっかりと後押しをしてまいります。

○坂口博美議員 県の事務、そこら辺に対しての財政支出が多端な折、なかなか大変だと思いますけれども、これは、やっぱり大変重要な事業だと思いますので、ぎりぎりの判断をしていただいて、時間もありませんし、まとめていただければなと願っております。

続けて、ふるさと納税についてであります。

ふるさと納税の理念は、第1に、国民が税と生活の関わりに高い認識を持つことで、納税に対する意識の向上が図れること、第2に、自分が支援したいと思う地域を自分で決めて支援できること、第3に、自治体が自分たちの取組をアピールすべく、自治体間の競争力を高めることとあります。

しかしながら、現在のふるさと納税制度は、今申し上げたような理念からははるか程遠く、別の姿に見えます。確かに、地元の特産品を返礼品とすることは、地域の特色をアピールできる方法であり、財政難に陥った自治体の返礼競争への傾倒を批判することには大きな抵抗が、私にもなくはありませんが、税の本質は公平性、中立性、継続性であります。寄附者が高所得者であるほど、税の控除額が大きく、かつ自己負担なしで多くの返礼品を受け取ることができるため、所得との逆進性が生じることになり、公平性の観点から問題があります。

また、ふるさと納税の返礼行為は、返礼品が当該返礼品の市場の需給に影響を及ぼすことは否めず、税制の存在が経済活動に影響を与えないことを目的とすべく、中立原則に沿わない行為でもあり、極めて大きな問題があると考えます。

さらに加えるならば、毎年のように総務省のルールを守らない自治体が存在し、時には国と地方の裁判にまでたどり着くという、誠にもって嘆かわしい例すらあります。そのような現実の下で、果たしてこの制度そのものがいつまで続くのか、いや、続けさせるべきなのかなどの、税の継続性に係る私の疑問というのは消せないものであります。ふるさと納税制度に対する知事の所見をお聞かせ願います。

○知事(河野俊嗣君) ふるさと納税制度は、いわゆる「ふるさと」に対し、貢献または応援したいという納税者の思いを実現する観点から創設されたものであります。この「ふるさと」というのは、極めて幅広く捉えられているものであります。その積極的な活用によりまして、地域に対する関心や愛着を深めるとともに、直接の経済効果もありますし、交流人口拡大等のきっかけとして、地域活性化や人口減少対策に資するなどの効果も見られるところであります。

その一方で、ただいま議員からも御指摘がありましたように、公平性、中立性、継続性の観点において、様々な指摘があることも承知しております。特に、継続性につきましては、経常的な収入ではない寄附金に過度に頼ることは、安定的かつ継続的な行財政運営への影響も懸念されるところであります。

そのような中、国においては、返礼品の問題などに対応するための制度改正が行われている

ところでありまして、自治体においても、制度趣旨を踏まえた節度ある運用に努め、制度の健全な運営や発展につながるよう取り組んでいくことが必要であると考えております。

○坂口博美議員 せんだって改正された、返礼品に係る改正ですね。これは、1つには地元産品という定義が示されました。もう1つには、寄附額の3割以下が返礼できる割合の上限が示されました。

ただ、そこで問題なのは、やっぱり逆進性。これを抑制するためには、上限規制というのが一つあるんじゃないかなと。1人の方が年間に受け取れる上限は幾らまでだと。そうすると、自分の損得探しというのは、ある意味、抑制されるのかなという気がしております。

そういった意味も含めてこの制度は、申し上げましたように、大変いい制度だと思うんですね。だから、このいい制度を継続させなきゃならんと思っております。そのためには、何と云っても、やっぱり国民の支持に対しての評価、これを高めるということが今、本当に、ある意味風前のともしびみたいな危機的環境の中にもあろうかと思っておりますので、ぜひ、これについての問題点の改善方を検討していただくよう、知事の所見を伺います。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘のとおりであると考えております。この制度が目指すべき様々な課題というもの、その実現に対して必要な制度であるということも認識をしつつ、一方で、制度設計に当たって、今後様々な課題もあるところでもあります。私も、担当局長や課長とも常々意見交換をしているところでありまして、全国知事会等も通じながら、しっかりと制度の健全な運営発展につながるよう、今後とも、地方としてもしっかりと議論し、また実践してまい

りたいと考えております。

○坂口博美議員 どうもありがとうございます。質問を終わります。(拍手)

○中野一則議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時40分休憩

午後1時0分再開

○中野一則議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、井上紀代子議員。

○井上紀代子議員〔登壇〕(拍手) 県民の声、井上紀代子です。傍聴いただいている皆様に感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、通告に従い質問をいたします。

ロシアのウクライナ侵攻。地球という星の良識の府であるはずだった国連の常任理事国による他国侵攻は泥沼化し、長期戦になると見込まれています。私たちは、ウクライナの惨事を見るにつけ、何とかならないものかと心を痛めています。しかし、今の状況となつては、誰も、どこの国も止める力を持っていないのです。

先日の報道では、ロシア側から北方領土周辺海域での漁業協定の停止が発表されています。現在は、この協定に係る漁期ではないことから、実害はない状況ですが、この国が私たちの隣の国であるということを、常に緊張感を持って頭に置いておく必要があります。

一方、「もっと多くの武力を」と叫び続けるゼレンスキー大統領の頭には、青い空と真っ黄色に輝く小麦畑は、もう浮かんでいないのではないかと思います。兵器で踏み荒らされた畑を元に戻すには、多くの多くの時間が必要となるでしょう。さらに、我が国の経済に目を向けま

すと、この4か月に及ぶウクライナ侵攻と、2年半近くに及ぶ新型コロナ禍の直接的な影響をまず考えます。しかしながら、そのはるか前の2013年、日本銀行がデフレ経済の脱却を目指し導入した異次元緩和施策は、9年目を迎えても、目標の物価上昇の2%は超えたものの、労働賃金はいささかも上がっておらず、そもそも物価上昇を指標値とした単純な経済政策が正しかったのかという疑問すら浮かんできます。

特に、物価高騰については、いつまで続くのか、まだ高騰するのか。先が見えない状況です。もっと言えば、これから我が国がどうなっていくのかさえ不透明です。この不安定な社会情勢の中、今後、どのような宮崎をつくろうとされているのか、知事にお伺いいたします。

次に、持続可能な宮崎県の基幹産業は農業であり、農業が育む食と観光は本県経済の柱です。この柱を次の世代にしっかりとつないでいく視点が常に必要だと考えます。本県においては、農業の持続可能性を全ての施策の根幹に据えておく必要があると考えます。

皆様は、VUCA（ブーカ）というビジネス用語を聞かれていると思います。ブーカとは、V・U・C・Aという造語で、変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の状況を示す言葉です。そして、地球温暖化、人口変動、テクノロジーの進化などによって、私たちを取り巻く環境が複雑化し、将来の予測が困難になる状況をVUCAの時代と言います。今般のロシアの侵攻や新型コロナ禍は、このVUCAの状況をさらに深刻化、複雑化させたこととなります。

さて、VUCAの時代には、想定外の出来事が次々と起こり、今までの常識が非常識となり、その結果、これまでの業界の概念を覆すサービスが登場すると言われていています。VUC

Aの時代の中で、これまでの概念を覆すような取組が必要だと思いますが、日隈副知事にお伺いいたします。

以上を壇上からの質問とし、残りは質問者席から行います。〔降壇〕（拍手）

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。今後の県づくりについてであります。

本県を取り巻く社会経済情勢は、新型コロナパンデミックの長期化やウクライナ侵攻等に伴う国際情勢の不安定化など、予測困難な時代に直面しております。また、世界人口の増加等に伴う食料・エネルギーの問題をはじめ、気候変動問題、さらにはデジタル化の急速な進展など、これからの10年、20年で、世の中が大きく変わっていくものと認識しております。

これらの変化に対応し、次の時代を創っていくのは、人であり、若者であります。今日は傍聴席に多くの若者もおいでいただいておりますが、こうした若者たちが郷土への誇りを胸に、未来を切り開く力として成長することが重要であると考えております。また、他者や地域社会との関わりの中で絆を大切にすること、さらには、デジタルなどの新しい技術を暮らしや仕事の様々な場面に柔軟に受け入れていくことなども大事な視点であると考えております。

私としましては、こういったことを念頭に置きつつ、温暖な気候、豊かな自然や食、歴史・文化やスポーツ環境など、本県のよさや魅力を生かしながら、誰もが豊かさを享受し、楽しさや幸せを感じることができるような、持続可能な宮崎県を目指して取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○副知事（日隈俊郎君）〔登壇〕 お答えいたします。VUCAの時代への対応についてであります。

お話にありましたように、不透明さを増すVUCAの時代に的確に対応するためには、その時々局面に応じて、前例にとらわれない柔軟な発想による取組が必要であり、特に、それらを成し得る人材づくりが極めて重要であると考えます。

このため、県内の企業や産業の成長に向けましては、ひなたMBAや各種研修事業により、マネジメント力やコミュニケーション力など既存の価値を高める能力開発に加え、起業家精神やデジタルスキルなど、新たな価値を創造できる人材の育成に取り組んでいるところであります。

また、県行政におきましても、新たな発想に立った施策が、今後ますます求められるものと考えますので、状況を的確に判断し、戦略性を持って施策を構築し、実践できる職員を育成するとともに、必要に応じて柔軟に組織改革を行うなど、VUCAの時代に対応できる体制づくりを目指してまいります。以上であります。

〔降壇〕

○井上紀代子議員 御答弁ありがとうございます。

次に、教育問題についてお伺いいたします。

グーグルによりますと、AEDは、電極パッドを通して心臓に電気ショックを与える小型の医療機器です。誰にでも起こり得る、何らかの理由で心臓が正しいリズムで脈を打たなくなったり、心臓のポンプ機能が果たせなくなる心室頻拍が起きたときに使用するとなっています。

現在、各学校へは必ず1台は設置されているようですが、全国的には、設置場所が遠く使用できなかった例や、使用をちゅうちょして起きたトラブル等を耳にします。

学校におけるAEDの設置状況と使用事例、

教職員の研修状況等について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） AEDの設置状況につきましては、県立学校には平均で3.3台、市町村立学校には1台以上が設置されております。

各学校では、AEDの使用法を含む心肺蘇生法等の職員研修を計画的に実施しており、県立高等学校では、毎年、消防署等の専門機関の協力を得て、授業や部活動など具体的な場面を想定した実践的な研修を行っております。また、教職員だけでなく、生徒を対象とした研修につきましても、ほとんどの学校で実施しております。

そういった研修の成果もあり、適切な使用により、児童生徒の一命を取り留めたという事例もございます。

今後、県立学校や市町村教育委員会と危機管理意識を共有し、子供の命を守る取組を推進してまいります。

○井上紀代子議員 私は、宮崎市の女性防火クラブ員ですので、防火訓練の折に、必ずこの使い方の研修をさせていただいています。学校というのは、どうしても避難所になる可能性というのもあるわけですね。今日、答弁いただいた中に、生徒を対象とした研修もしていると言っていたので、ぜひこれは、どこに何があるのか、どういう使い方をするのかというのを、広げておいていただきたいと思います。

それと同時に、県立学校についてはよく御存じでしょうけれども、市町村立学校についても、それを複数化していく。台数を多くしていく。そして、設置場所がどこであるかということ、常にお互いで危機管理しながら常態化していくということ、ぜひお願いしておきたい

と思います。

次に、児童生徒のスマートフォンの使用実態と、それを踏まえての教育長の見解をお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 例年、本県で行っておりますスマートフォン等の使用状況に関する調査によりますと、令和3年度の1日の使用時間が2時間以上と回答した児童生徒の割合は、小学校23.5%、中学校45.9%、高等学校52%となっております。

さらに、その割合を令和2年度と比較しますと、小学校で3.7ポイント、中学校で7.2ポイント、高等学校で4.8ポイントと、全校種ともに増加しております。

また、その使用内容としましては、全ての校種で、動画視聴、SNS、ゲームが多くを占めている状況にあります。これらの使用内容は、今後ますます長時間の使用になりがちなことから、生活リズムの乱れや健康被害につながりかねないと、懸念もしているところであります。

○井上紀代子議員 このスマートフォンの実態調査というのは、文科省に従っての調査がちょっとされているだけで、実態に合っていないような気がいたします。

小学生で持っているという子供たちもまだ少ないのかもしれないんですけど、これは注視していただいて、いわゆるスマートフォン依存症というところまで持っていかないようにしていただきたいと思っておりますので、そこはよろしく願いしておきます。

次に、県土整備部長にお尋ねいたしますが、昨年度の通学路合同点検を受けて、県管理道路において道路管理者が実施する交通安全確保に向けた取組について、お伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 昨年度に実施

しました通学路合同点検の結果、県管理道路のうち、道路管理者において対策が必要とされた箇所は176か所あり、今年5月末までに156か所で対策に着手しております。

このうち、歩道整備や防護柵、区画線の設置など66か所で対策が完了し、現在90か所の整備に取り組んでいるところであり、残りの未着手箇所のうち7か所については、今年度中に着手する予定であります。

県としましては、通学路の安全対策は重要な課題でありますことから、今年度新たに創設された国の交通安全対策補助事業も活用し、今後とも必要な予算の確保に努め、順次整備を進めてまいります。

○井上紀代子議員 今回お伺いしたのは県管理道路だったので、これで終わりますが、市町村管理道路についても、やはり学校、警察、いろんなセクションの人たちと手をつなぎ合って、子供たちの交通安全、通学路の安全について、ぜひきめ細かな対応をしていただきたいと思います。

梅雨に入り、水たまりを避けて歩いている子供たちの状況を見ますと、やはり車にも注意しないといかん、水たまりにも注意しないといかん。そういう意味では、本当に予想を超える降雨があった場合はどうするのかという思いがいたします。やっぱり、必要な予算を確保することが大変重要ですので、その点を考えて対応をお願いしておきたいと思っております。

次に、資産運用という点で、今の総理が——新しい資本主義の関係かも分かりませんが、日本人の預貯金額が50兆円になりましたので、それをどういうふうにして吐き出させるかという対策でもあるんですが——資産運用をというふうに言われています。

投資について、今度は学校側が教えなくちゃいけないという立場になったわけですが、学校の指導の現状と、今後どのように教えていくのか、お伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 投資をはじめとする金融に関する教育につきましては、成年年齢が引き下げられたこともあり、ますます重要性が高まっていくと認識しております。

現在、小中学校では、児童生徒の発達段階に応じまして、家計の大切さや金銭管理について学んでおり、高等学校では、金融の仕組みの学習や家計の資産形成の視点も含めた学習を実施しております。また、金融広報アドバイザー等の外部講師を活用した授業や、職員向けの研修にも取り組んでおります。

今後は、さらに小中高が連携し、自立して生きていくために必要な力は何かを議論しながら、社会の出来事を自分のこととして捉え、行動できる子供の育成を図ってまいります。

○井上紀代子議員 実は、投資を教えるということは、経済そのものを教えることでもあるんですよね。ですから、また小手先で教えられるものでもない。先ほど、スマートフォンの問題について教育長にお聞きしましたが、投資は簡単にスマートフォンでできるんですね。そういうことも含めて、私ごときの体験談ですから、この年で言うほどのことではないんですが、私たちの周りとは、今の子供たちの周りとは、もう現実に使用するいろんなものが違ってきているわけですね。ですから、例えば家庭科の時間で教え切れるのか、公民の時間でそれを教え切れるのかという問題点がいろいろあると思いますが、学校教育が変わっていくことの一つのチャンスでもあるので、先生方も悩みが大変多いとは思いますが、悩みを外に出しつつ、これ

をやっていくと、経済のありよう、つまりは政治がどういうものであるかということも教えていくことになりますので、ぜひ丁寧な検討をお願いしておきたいと思っております。

次に、さきに公開されました令和4年版消費者白書によりますと、インターネット通販に関する相談件数は、依然として多いようです。また、SNSをきっかけとした消費生活相談件数は増加を続け、昨年度は過去最多となっております。中でも20代の若い世代からの相談が多くなっています。

本年4月から成年年齢が18歳に引き下げられたこともあり、今後、若者の消費者トラブルが増加する可能性があります。

そこで、契約に関する知識や経験が少ない若者の消費者トラブルを防ぐためには、幼い頃からの適切な消費者教育が必要と考えますが、消費者教育拠点として位置づけられる宮崎県消費生活センターにおいて、若者層への消費者教育にどのように取り組んでいるのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 若年者の消費契約トラブルにつきましては、県としても非常に懸念しておりまして、早い時期からの適切な消費者教育が重要であると考えております。

このため、県消費生活センターでは、学校での出前講座による啓発を年間150回程度行いますほか、相談窓口を案内する短縮ダイヤル「188」——通称いややと呼んでおりますが——の周知等に努めてきたところであります。

また、令和2年度からは、小・中・高校生向けに、SNS関連をはじめ発達段階に応じた教育動画を作成し、ホームページ等で提供しておりまして、今年度は、授業での有効な活用方法等について、教職員向けの研修会を開催するな

ど、消費者教育の指導力向上を図ることとしております。

今後とも教育委員会等と連携し、若年者への消費者教育及び相談窓口の周知等に取り組んでまいります。

○井上紀代子議員 ぜひ、教育委員会等とも強い連携を持ちながら、これについては対処していただきたいと思います。

次に、エネルギー問題についてお伺いいたします。

今回の補正予算には、化石燃料からの転換を促進する「県内事業者エネルギー転換緊急支援事業」が提案されています。本事業では、県内事業者が重油等の化石燃料から電気へと転換するための設備更新に対し、上限150万円の支援を行うことになっています。この支援の基準から考えると、かなり小規模な重油ボイラーを使っている事業者が対象のように考えられ、電気料金も上がる中で、ランニングコストがどれだけ削減できるのか、気になります。

本事業では、どのような取組を対象としているのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） この事業では、エネルギー源を化石燃料から電気に移行することによる燃料費の削減や、再エネと省エネを組み合わせた光熱費の削減により、燃料価格高騰の影響を受けにくい事業構造への転換を図る県内事業者等の取組を支援することとしております。

具体的には、ガソリン車と比べて燃料費が削減できる電気自動車の導入や、病院や福祉施設などの事業所において、給湯設備の熱源を重油から電気へ移行する取組などを支援することとしております。

また、消費電力を減らす省エネ設備への更新

と、購入電力の削減につながる再エネ設備の導入を同時に行う取組について、支援することとしております。こうした取組は、温室効果ガスの排出量削減にも寄与するものと考えております。

○井上紀代子議員 オフィスにおける削減も大きく期待ができますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

続けて、本事業では、再生エネルギー設備と省エネ型空調設備を組み合わせた設備投資に対しても上限500万円の支援が行われます。かなり限定的な支援内容となっていますが、見方を変えると、鳥インフルエンザ対策で導入が進んだ閉鎖型の大型鶏舎等に導入されると非常に効果的な事業にもなりそうです。

この事業による取組は、CO₂削減にどの程度効果があるのか、環境森林部長にお尋ねいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 事業活動で使用するエネルギー源を化石燃料から電気へと移行することは、CO₂排出量削減に大きな効果があり、例えば、ガソリン車を電気自動車に切り替えますと、1台当たり年間3万キロメートルの走行で、約2トンの排出量削減が見込まれます。

また、再エネ設備については、20キロワットの太陽光パネルを導入しますと、推計で年間約11トンの排出量削減につながるとともに、LED照明などの省エネ設備更新を併せて行うことにより、さらに大きな効果が見込まれるところでもあります。

県としましては、本事業による取組をモデルとして広く波及させることにより、事業活動に伴う排出量を削減し、ゼロカーボンの実現につなげてまいります。

○井上紀代子議員 県内事業者エネルギー転換緊急支援事業は単年度ですが、この事業を私はかなり大きく評価しています。この事業は、県内エネルギー需要マップを大きく塗り替えることができるかと確信します。

2050年にゼロカーボンを実現するためには、どの程度温室効果ガスを削減する必要がある、また、そのためにはどのように取り組んでいくのか、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（河野譲二君） 本県の温室効果ガス排出量は、平成30年度の推計で976万トンと、平成25年度に比べて296万トン減少しております。

しかしながら、2050年にゼロカーボンを実現するためには、森林等による吸収量を加味しても、さらに645万トン程度の削減が必要と見込んでおり、省エネによる削減努力に加え、化石燃料から電気へのエネルギー源の移行や再生可能エネルギーの拡大が進まなければ、目標の達成は難しいと考えております。

そのため、県民や事業者のゼロカーボンに向けた機運の醸成を図るとともに、家庭や産業部門などにおける省エネの徹底や、太陽光をはじめとする再エネの導入拡大を推進するなど、エネルギー構造の転換に取り組むこととしております。

○井上紀代子議員 それでは、視野を広げてみますと、最近のニュースでは、石油元売トップのエネオスは、今年5月に海外の石炭開発の権益を売却する方針を発表し、再生可能エネルギーや水素関連事業に投資を集中するとしています。

我が国は、国際環境NGOの「気候行動ネットワーク」から温暖化対策に後ろ向きな国に送られる化石賞を、COPの会議ごとに突きつけ

られています。唯一の被爆国であり、3・11ではチェルノブイリに次ぐ原発事故を経験した日本の脱化石対策が、原子力発電所ではいはずはありません。その中で期待され、また日本が技術的にトップを走っているのが、水素利用であります。

先日、この水素エネルギーをどこでも誰でも利用できる低圧水素プラントの開発を手がけている山梨県の実証プラントを視察してきました。この事業者は、既に山梨県や沖縄県で実証プラントを稼働させており、自治体と提携したカーボンニュートラルのまちづくりをスタートさせています。

VUCAの時代です。日本のひなたを標榜する本県が、カーボンニュートラルに向けてどう行動していくのか、常に考え、イノベーションの活用方策を県民に示していく必要があります。ゼロカーボン社会の実現に向けて、水素に係る新たな技術の活用も含めて、どのような方針により取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 地球温暖化対策は、避けることができない喫緊の課題でありまして、将来世代に対する私たち一人一人の責務として、脱炭素化に積極的に取り組んでいく必要があると考えております。

このため県では、「ゼロカーボン社会づくり」を第四次環境基本計画の重点プロジェクトに位置づけ、省エネの推進をはじめ、再生可能エネルギーの導入拡大や森林吸収量の維持などを取組の柱として、県民一人一人の機運醸成や農林水産業をはじめとする各産業部門における取組への支援などを全庁的に推進しているところであります。

また、今年度は、2030年度の温室効果ガス削減

減目標を見直すこととしておりました、本県の恵まれた自然環境が生み出す再生可能エネルギーや豊かな森林資源を最大限に活用するとともに、御指摘のありました、水素などの次世代エネルギーや研究開発が進む新たな技術の導入などによりまして、ゼロカーボン社会の実現に向けた取組をさらに加速させ、安心して暮らせる持続可能な社会を将来の世代に引き継いでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 この開発された低圧水素については、今までの概念を捨てていただいたほうがいいと思います。本当にCO₂ゼロです。私はまた7月に見に行ってきたと思ってはいるんですけども。新たなものを導入するには、非常にエネルギーが要るとは思いますが、ぜひ、再考されるというか、今後見直しをされる時に一考していただきたいと思いません。

次に、6次産業化や食品加工業者のイノベーションという視点から、「食品開発支援機能強化事業」についてお伺いたします。

この事業で、昨年度私が取り上げましたフリーズドライの製造装置が食品開発センターに導入されることを伺い、大変うれしく思っています。食品を冷凍した上で真空状態に置くことで食品の水分を抜く技術は、消費者が水を加えるだけで元の状態に戻せ、また、栄養や香り、うまみがそのまま残せる加工技術で、年々高度化しており、食品加工の様々な分野で活用されています。

しかしながら、九州には受託加工をしてくれる事業者がなく、多くの加工業者が商品開発を諦めざるを得ませんでした。今回、県の英断で、県内事業者が利用できる装置が導入されることになり、多くの事業者の活用を期待してい

ます。

今回導入する装置の特徴と、どのような活用を想定しているのか、商工労働部長にお伺いたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 食品開発支援機能強化事業についてということでございますけれども、小麦をはじめとします原材料などの価格高騰によりまして、食品製造業者は、原材料の変更やコスト削減のための製造工程の見直し、価格の引上げに見合う付加価値の高い商品開発といった対応が課題となっております。

このため、食品開発支援機能強化事業では、食品開発センターに、粒子の細かい高品質な米粉を製造できる気流式製粉機や、長期保存が可能となるレトルトパック製品の試作ができる製造装置、需要が伸びている炭酸入りのアルコール飲料等を試作するための炭酸充填装置などを整備することとしております。

県内事業者が新商品の開発や試作品を製造する際に、こうした装置を積極的に活用していただくことで、物価高騰の影響を受けた事業者の原材料変更や、付加価値の高い新商品開発の取組を支援してまいります。

○井上紀代子議員 食品開発センターの活動は県内の食品加工業者の食品開発支援が主体のようです。今回、フリーズドライという新しい商品開発ツールを得ることになりますが、本県の食品加工業のイノベーションにつながる情報発信を期待しています。

そこで、県内事業者へのフリーズドライ装置の活用推進をどのように図っていくのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 今年度、食品開発センターに導入を予定しておりますフ

リーゾドライ装置につきましては、その機能や活用事例等についてホームページに掲載するとともに、これまでリーゾドライに関する相談があった事業所に対して、個別に案内するなど広く周知を図ってまいります。

また、装置の有効活用には、商品開発に関する技術的な支援を併せて行うことが重要でありますことから、食品開発センターにおいて研究を進めまして、ノウハウを蓄積しつつ、事業者の課題に応じた技術支援を行ってまいります。

今後は、食品開発センターにおきまして、試験販売を目的としたリーゾドライ製品の製造が可能になることから、多くの事業者に活用いただくことで、新たなリーゾドライ製品の商品化が広がるものと期待しているところでございます。

○井上紀代子議員 本県には、全国有数の1次産業があります。しかしながら、その製品のほとんどは、他県の食品加工業者が加工し、付加価値をつけて消費者に届けているのが実態です。川上から川下への物流チェーンの原則の中で、消費者に近いところで加工することはやむを得ないとしても、宮崎ならではの質の高い商品開発を行うことで、付加価値の一部を本県に取り戻す努力が必要だと考えます。

本県の食品加工業の振興を図っていくためには、これまで以上に庁内が一体となって取り組む必要があると考えますが、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 県では、地域の強みであります農林水産業を生かしまして、食品関連産業の競争力強化と地域活性化を図るため、平成25年にフードビジネス振興構想を策定し、様々な取組を行ってまいりました。

近年、新型コロナに加え、国際情勢の悪化に

伴う物価高騰などの影響を受けまして、食品関連産業は非常に厳しい状況にありますが、県産品のさらなる高付加価値化の推進、あるいは食の魅力発信、販路拡大など、食品関連産業には、まだまだ成長の可能性があると考えておりまして、今年度、その構想の見直しに取り組むこととしております。

この構想の下、農林水産業や商工業など分野ごとの取組を着実に進めながら、部局間連携をさらに強化し、フードビジネスの振興に努めてまいります。

○井上紀代子議員 私はLFP（ローカルフードプロジェクト）を物すごく評価しています。やはり3部が一体となってやると、これほどの効果が出るんだなということ。そのときの総合政策部は大変でしょうけれども、その接着剤というか、そういう役割をぜひ今後も果たしていただきたいなと思っています。

それでは次に、農政問題についてお伺いいたします。

ものづくり現場での最大の課題は、資材高騰であり、物流コストの上昇であります。今回の補正予算でも支援が行われることになっていますが、冒頭申し上げたとおり、永久に続けていくわけにはいきません。その一方で、消費者物価を野放図に上げていくこともできません。輸入品で代替するにしても、構造的な円安です。このため、全ての品目について、コストが上がった分を吸収できる新しい仕組みづくりが求められています。

農業の現場で使われる肥料には、化学肥料と堆肥等の特殊肥料があると伺っています。特殊肥料の多くは国産原料で、資材高騰の影響を受けていないのではないかと考えています。資材高騰の中で、化学肥料と堆肥等の特殊肥料の価

格変動について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 化学肥料の令和4年4月の価格は、国の農業物価統計によりますと、1年前と比べ12%増加しており、一方、堆肥等の特殊肥料である鶏ふんの価格は、1%の増加にとどまっております。

なお、県内に流通している牛ふん堆肥等につきまして、県内の関連事業者を確認しましたところ、ここ1年間の価格は、同程度で推移し、変動は少ないというふうに伺っております。

○井上紀代子議員 予想どおりでうれしいです。

他県のJAでは、化学肥料と地域資源の堆肥を混合した複合肥料を商品化し、これまでの化学肥料に代替することで、肥料価格の維持と国産化を図ろうとしています。

本県での肥料コスト削減に向けた取組と混合堆肥複合肥料の導入について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 肥料コストを低減するためには、土壌の栄養状態に合わせて、適正に肥料や堆肥を利用することが必要でございます。今般の化学肥料の高騰においては、ますますその取組が重要になっております。

このため、県といたしましては、土壌診断結果に基づく化学肥料の適正な利用に関する技術指導の強化とともに、堆肥のより一層の活用を推進しているところです。

また、混合堆肥複合肥料につきましても、県内資源である堆肥の有効活用により、肥料の低コスト化が期待されますことから、県では、主要作付品目の生育への効果や、適正な散布量の実証試験の結果を見極めながら、県内への普及

を図ってまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 この実証実験の結果というのを、本当に私も楽しみにしておりますので、ぜひぜひ、これを進めていただきたいと思います。

いにしえの時代から、農業の基本が土づくりであることに変わりはありません。随分と前には、県は良質堆肥の生産・流通を指導する組織をつくり、完熟した良質堆肥づくりや積極的な土壌診断に基づく土づくりの推進をするODD運動等に力を入れておられました。

地域資源を活用した土づくりを、県はどのように推進していくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 全国有数の畜産県である本県にとりまして、豊富な地域資源である家畜ふんを原料とする良質な堆肥を活用した土づくりは、重要な取組となっております。

県では、良質な堆肥の生産に向けまして、民間コンサルタントと連携して、畜産農家等に対する堆肥づくりの技術指導を行うとともに、農業改良普及センターを通じて、耕種農家に対して、堆肥の適正な利用を指導しているところであります。

また、堆肥の利用は、化学肥料の低減にもつながるため、本議会にお願いしております「堆肥等利活用促進緊急体制整備事業」を活用しまして、堆肥散布機械等の導入や散布作業を行うオペレーターの育成支援などにより、堆肥を利用しやすい体制整備に努め、土づくりとともに、肥料コストの低減に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 この土づくりについては、本当に丁寧な対策というのを取りながら、肥料

コストの低減だけじゃなく、本当に土づくりこそ大事なんですね。ですから、この土づくりをしっかりとやっていただくと、宮崎の農家の皆さんも、非常に助かるというか、自分が作っているものを安心して消費者に渡すことができますので、ぜひよろしく願いしておきたいと思えます。

次に、最も病害虫被害が多い作物は野菜で、特にピーマンやキュウリなどの施設園芸が多いと聞いています。これらの品目は、ここ10年程度の間には農薬散布回数が増え、農薬コストも増加していると思われ、農家経営を圧迫していると思っています。

このような中での資材高騰です。以前、委員会でも、本県では、土づくりや適正な施肥とか、かん水とかによる健康な作物づくりをベースに、微生物農薬や天敵昆虫と、これらの生物に影響が少ない選択制農薬を組み合わせた総合的作物管理法 I C M を推進していると伺いました。

しかしながら、野菜価格が低迷する中で、ウイルス病や難防除害虫への対応に農家はくたびれ果てて、I C M の基本技術がおざなりになりつつあるのではないかという声もお聞きします。

県はどのような方策をもって、難防除害虫の対策と防除コストの維持、低減を図ろうとしているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 難防除害虫につきましては、化学農薬のみによる防除が困難でありますので、本県では、天敵の利用など様々な防除手段を組み合わせました宮崎方式 I C M による防除を推進しているところであります。

宮崎方式 I C M の導入によりまして、化学農

薬による防除回数を減らすことが可能となり、防除コストの抑制につながることも期待できます。

農業者が安定した経営を行う上では、効果的な防除とともに防除コストを抑えることが重要でありますことから、県では今後とも、この宮崎方式 I C M の取組が農家に広く普及できますよう、各種講習会などを通して、その効果の周知と技術支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 次に、視点を変えて農政問題を考えてみようと思います。

私たちは、日本の主食はお米だと習い、今でもそうだと固く信じています。しかしながら、お米の消費量は年々減少しており、消費の現場では、米離れが加速しているようです。

先祖伝来、守り、投資をしてきた水田をどう未来につなげていくのか。まさに、V U C A の時代であるからこそ、異なる光を当てて考えるべきではないでしょうか。

本県の水田は、湿田が多く、区画も小さいため、大型のスマート農機も入らないところが多いようです。また、水はけの悪さは、水田輪作の可能性もなくしていると伺っています。

有機農業のまちづくりを進めている綾町では、露地野菜の生産拡大を試行する農業者や、新規就農を希望する町外からの移住希望者が多いようですが、既に空いている畑地がない一方で、水田は畜産農家の W C S 利用が主体となっているとのことです。

このような状況で、県内のどの市町村でも同じ傾向と伺っています。交付金頼みの水田農業だけでなく、本格的に水田でお金が取れる農業への転換も必要ではないかと考えています。水田の高度利用に向けた排水対策等の整備を加速

度的に進めていく方策について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（久保昌広君） 水田における儲かる農業を実現させるためには、収益性の高い作物の導入や農作業の省力化、効率化等を図る必要があります、農地の条件整備を望む声も多く届いております。

このため、輪作を可能とする排水対策や、スマート農業に対応した圃場の区画拡大等に向けまして、従来の圃場整備事業による大規模な整備に加えまして、より簡素な手続で速やかに実施できる、国の「農地耕作条件改善事業」などを活用しまして、暗渠排水とか畦畔除去などの簡易な整備にも、スピード感を持って柔軟に取り組んでおります。

今後とも、関係機関と連携しながら、地域や担い手の様々なニーズに応じた農地の整備を、積極的に推進してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 水田の高度利用に向けての考え方というのは、やはり、実際にやっておられる方たちと真剣に話し合っ、きちんと決めていく必要があると思うんですよね。ですから、そこが大変難しいところなので、農政水産部のほうがぐらぐらしていると、なかなかそっちの方向には行かないんじゃないのかなと思います。

ですから、きちんとした、本当に儲かる農業とはどういうことなのかということは、農政水産部でも議論していただきたいと思います。そして、この方法がいいのかどうかというのは、やっぱり納得づくでやっていただきたいなという気持ちもありますので、ぜひ丁寧な対策の取り方をやっていただきたいと思います。

さて、さきの議会で、県域をカバーする有機

JAS認証機関の創設についてお伺いしました。県の答弁にありましたとおり、高鍋町、木城町が主体となった有機JAS認証を行うNPO法人が無事に設立されると伺っています。これらの町長からは、県に対して、農業者が有機農業を学ぶ場や指導を充実してほしいと要望されています。

県は、有機農業に取り組もうとする現場の動きをどのように支援し、技術指導を展開しているのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） 県では、有機農業に関心の高い自治体や、実践農業者による「宮崎県有機農業連絡協議会」を組織するとともに、令和4年3月に「みやざき農水産業グリーン化推進プラン」を策定し、有機農業の取組を推進しているところです。

本年度は、有機農業の取組拡大に向けまして、「持続可能なみやざきグリーン農業構築事業」によりまして、地域ぐるみで有機農業を推進する綾町や高鍋町、木城町の取組への支援や、技術指導者の育成、指導体制の強化などを進めることとしております。

今後とも、関係機関・団体と連携し、有機農業が、広く県内で展開されるよう取り組んでまいります。

○井上紀代子議員 国はこの方向で進んでいるんですよね。オーガニックビレッジというのは全国に広げたいと思っているんですね。そして、その最先端を行っているのが、宮崎県なんですよね。やはりきちんとした、そういう意味で言うと、技術指導者の育成とか指導体制の強化ということについては、真剣にやっていたくということがとても大事だと思います。アグリビレッジを広げるということは、日本農業に

とっても大切なことですので、そこは気合を入れてやっていただきたいなと思います。

本県の農林水産業は、支庁とか振興局単位に現場指導拠点を、また、主要産地には試験研究機関を配置することで、迅速できめ細やかな技術開発、普及を可能とし、今日の産地をつくり上げてきました。そして、前例のない資材高騰や、国のみどりの戦略で掲げられた有機農業への対応は、これまで以上に県の総合的な技術指導が重要になっているのではないかと感じています。予測不能なVUCAの時代に対応できる現場指導力、研究開発の強化が課題となっているのではないのでしょうか。

本県の農畜産業を持続可能な産業として活性化していくための現場指導、研究強化に向けた技術職員の資質向上について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 温暖化の進行や自然災害の増加に加え、国際情勢の変化等、農畜水産業を取り巻く情勢が厳しさを増す中、議員御指摘のとおり、普及や試験研究等の現場で生産者を支える技術系職員の役割は、ますます重要になっているものと考えております。

このため、農政水産部では、若手職員に対して、上司や同僚がOJTできめ細かく指導するほか、専門的な知識・技術を身につけるための勉強会や派遣研修、さらには学位取得の支援など、様々な人材育成の取組を行っているところであります。

今後、持続可能な力強い農畜水産業を実現するためには、スマート化や脱炭素など最先端の科学技術にも的確に対応することが必要になりますことから、引き続き、職員の資質向上にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 今日の宮崎県の産業は、農業にしても、林業・水産業にしても観光業も、県民と県が力を合わせ、これまでの概念を覆すサービスを生み出すことで発展してきたと、私は考えています。

県の防災営農の掛け声に呼応した超早場米や施設園芸、畜産の振興、杉に特化した植林やカツオブ一本釣りの船団、近くは県を代表するマンゴー・完熟キンカンのブランド産地化、国の成り立ちを訪ねる神話を題材とした観光業など、これらは、これまでの常識を覆したすばらしい宝石たちだと思っています。

このように、本県産業の振興を図っていくためには、県職員の皆さんがエネルギー源となり、現場に飛び込み、情熱を持って、県民を巻き込んだからかなったことです。

しかし、コロナ禍の中で、県職員の行動は制限されています。財政難にあえぐ市町村が職員定数を減らし、技術職での採用をやめ、総合職とした結果、これまで市町村が農協や漁協、森林組合等とともに地域産業を支えてきた仕組みは危うくなっています。まさに、地域産業のイノベーションは、県の技術職が最後のとりでとなっています。我が県は、鹿児島県や熊本県のように、強い民間企業が経済を牽引してくれる県ではありませんし、手放しで大手資本が参入し、提案をしてくれる県でもありません。自分たちで汗をかくしか、本県は生きていく道はないと思います。きれいごとではなく、本当に県民からリスクトされる技術職員の確保・育成に全力を傾けてほしいと私は考えています。

この不透明なVUCAの時代を生き抜くためには、新しいテクノロジーの理解と情報収集力、そして、自らの頭で考える力が必要であると言われています。

本県の産業を守り、振興を図っていくためには、技術系職員の人材育成が極めて重要であると考えますが、知事の見解をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 技術系の職員につきましては、それぞれの専門性を生かし、持続可能な力強い産業の実現に向けた様々な技術支援や、危機事象等発生時の事業支援を行うなど、主要産業である農林水産業をはじめ、様々な産業の振興を図るため、極めて重要な役割を担っております。県民や事業者の皆様からも、その働きを評価し、頼りにしているというような声も伺うことがあり、大変うれしく思っております。

このため、まずは優秀な職員の確保と併せまして、ベテラン職員による若手職員等への技術指導や専門機関における研修受講等を通して技術力の向上を図るとともに、職員の適性や能力、希望等を踏まえまして、本庁・出先機関の様々な職場や職務を経験させ、また、幅広い視野を養うため、他部局など専門以外の部署への配置や、省庁への派遣などを行っております。

今後とも、人口減少対策や様々な危機事象への対応をはじめとする、本県産業が直面する諸課題に的確に対応していくため、より多様な経験や高い専門性を備えた技術系職員の確保・育成に努めてまいります。

○井上紀代子議員 壇上で申し上げましたとおり、この不透明な時代の中で、私たちが、この宮崎に住む人たちにどう安心して住んでいただくようにするかというのは、大きな企業のない、そして、資本の大きいところが参入してくるようなところでもないこの宮崎県においては、やっぱり県庁が一番のエネルギー源です。ですから、やはり県庁が、しっかりと住民の人

たちの思い、市町村民の皆さんのお気持ち、県民の皆さん全員の気持ちを受け止める力を持つべきだと私は思っています。

ですから、知事がリーダーとして、私たちが安心して、この宮崎でいい、宮崎に住みたいと思えるようにしていただきたいなと思います。

私は、国土保全奨励制度を提唱された松形祐堯知事の際に県議会議員となりました。そのときの県議会の議論は既に、国土をどう守るか、国土をどう保全していくのかということで、真剣な議論がありました。ですから、私ごときでも、林活議連の副会長にと、川下の者の声の代表としてやれと言って、自民党議員のおじちゃんたちから、そのとき副会長にさせていただきました。ですから、経験をするということと、もう一つは、やはり受け止める力を持つということは、これからの不透明な時代の中では必要だと私は思います。

そして、我が県において農業が廃れることがあったときには、もう宮崎県はなしだというふうに言わざるを得ないと思いますので、農業を基幹産業として軸に据えて、これからも皆さんと一緒に私自身も頑張ってまいりたいと思います。

本日の質問、ありがとうございました。（拍手）

○中野一則議長 以上で本日の質問は終わりました。

◎ 常任委員長審査結果報告（議案第13号）

○中野一則議長 次に、議案第13号を議題いたします。

ここで、常任委員長に審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、日高博之委員長。

○日高博之議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました議案第13号「令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）」につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、今回の補正予算についてであります。

この補正予算は、令和4年4月末に決定された、国の原油価格・物価高騰等総合緊急対策に伴うもので、50億4,300万円余の増額となっております。歳入財源は全額国庫支出金でございます。

次に、総合政策部の補正予算についてであります。

今回の補正は、燃料費高騰の影響を受ける事業者の負担軽減や子育て世帯の家計負担の軽減を行うもので、一般会計で10億9,500万円余の増額であります。

このうち、新規事業「交通・物流事業者燃料高騰等対策事業」についてであります。

この事業は、原油価格の高騰などにより極めて厳しい経営状況にある交通事業者や物流事業者に対し、燃料高騰の負担軽減や運行継続に必要な支援を行うことで、本県の交通網や物流網の維持を図るものでございます。

このことについて委員より、「補助額を積算する上で、使用燃料の基準となる価格はどのように決めたのか」との質疑があり、当局より、「新型コロナが流行する前の令和元年度の平均価格を基準として設定した」との答弁がありました。

これに関して委員より、「事業を構築するに当たって、バス協会やトラック協会などから、業界の現状について情報収集を行っているのか」との質疑があり、当局より、「日頃から現

状の把握に努めているほか、各団体から燃料高騰対策に係る要望を受けており、本事業の構築に当たっては、事前に意見交換を行っている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、厳しい環境に置かれている事業者に対して、適切な事務手続きにより、迅速に支援が行き届くよう努めていただくとともに、今後さらに厳しい現状となることも予想されることから、引き続き、現状把握に努め、必要な支援について国に働きかけていくよう要望します。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○中野一則議長 次は、厚生常任委員会、岩切達哉委員長。

○岩切達哉議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました議案第13号につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、物価高騰等への対策として、低所得の子育て世帯へ特別給付金を支給するなど、低所得世帯や生活困窮者を支援するもので、一般会計で3億5,200万円余の増額であります。

このうち、新規事業「生活困窮者法律相談支援事業」についてであります。

この事業は、コロナ禍における物価高騰等の影響により生活に困窮する方々への支援のため、債務整理や返済に関する法律相談における負担を軽減することで、家計の改善や自立の促進を図るものであります。

このことについて委員より、「対象者の中には、生活に余裕がなく、テレビや新聞等から情報を得ることができない方もいることから、事業内容の周知方法について工夫が必要である」との意見がありました。

当委員会といたしましては、当事業はもとより、新型コロナに関する様々な事業について、支援を必要とする県民の方々に対し、確実に行き届くよう、引き続き関係部局と連携しながら、支援策の周知を徹底していただくよう要望します。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、商工建設常任委員会、西村賢委員長。

○西村 賢議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました議案第13号につきましては、慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、原油価格や物価高騰の影響を受ける事業者の負担軽減や、地域経済の活性化と生活者支援へつながる消費喚起対策等を講じるもので、一般会計で11億7,600万円余の増額であります。

このうち、小規模事業者新事業展開等追加支援事業についてであります。

この事業は、商工会議所等の伴走支援を受けながら新事業展開や販路開拓に取り組む小規模事業者に補助を行う既存事業について、今回、原油価格・物価高騰の影響を考慮して、補助率

や補助上限額の引上げを行うものであります。

このことについて委員より、「補助率等が引き上げられることで、事業者は新しい事業に取り組みやすくなるが、限られた財源の中で、より多くの事業者に利用してもらう観点から、補助率等を据え置くという考えはなかったのか」との質疑があり、当局より、「この事業の特徴は伴走支援を行うことであり、商工会議所等が個々の事業者にしっかりと寄り添いつつ、事業者の前向きな取組をより力強く支援するため、補助率等を引き上げることとした」との答弁がありました。

また、別の委員より、「伴走支援を丁寧に行っていくために、支援を行う側の人材や受皿の確保は十分になされているのか」との質疑があり、当局より、「伴走支援の対象として約400社を想定しているが、商工会議所等に聞き取りを行いながら事業を設計していることから、支援の実施については問題ないと考えている」との答弁がありました。

これに対して委員より、「商工会議所等は様々な支援事業の窓口となっているため、手続が煩雑になると職員が足りないという声もある。伴走支援を行う体制が維持できるよう、商工会議所等の事務負担についても十分配慮していただきたい」との要望がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、環境農林水産常任委員会、武田浩一委員長。

○武田浩一議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました議案第13号につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な内容について申し上げます。

初めに、環境森林部の補正予算であります。

今回の補正は、事業者のエネルギー転換及び生産性向上の支援に要する経費として、一般会計で4億6,100万円余を増額するものであります。

このうち、新規事業「県内事業者エネルギー転換緊急支援事業」についてであります。

この事業は、県内の事業者が事業活動で利用するエネルギー源を化石燃料から電気に移行する取組や再生可能エネルギーの導入等を支援し、燃料価格高騰の影響を受けにくい事業構造への転換を促進するものであります。

このことについて委員より、「電気自動車への切替えは世界の潮流であり、今回、県が率先して公用車として10台程度を導入することは評価できるが、今後の導入についてどのように考えているか」との質疑があり、当局より、「国の政策として、2035年までに新車の販売を電気自動車等に限定していくとされていることから、電気自動車の導入に順次取り組んでいきたいと考えている」との答弁がありました。

また、別の委員より、「電気自動車も価格的に購入しやすくなってきたが、充電に時間を要することや充電スタンドの普及が進んでいないといった問題があるので、電気自動車を利用しやすい体制づくりを進めていただきたい」との要望がありました。

次に、農政水産部の補正予算であります。

今回の補正は、燃油や資材、飼料等の価格高騰の影響を受ける事業者の負担を軽減するための経費として、一般会計で19億2,800万円余を増額するものであります。

このうち、新規事業「燃油等価格高騰緊急対

策情報発信事業」についてであります。

この事業は、国や県が行う燃油や資材、飼料等の価格高騰に対する緩和対策等を生産者に迅速かつ着実に周知するとともに、消費者の理解醸成、県産県消を促進するため、各種メディアによる集中的な情報発信を行うものであります。

このことについて委員より、「今回の緊急対策事業については、全ての関係者に情報を届け、1人も取り残さないようにすることが重要である。このため、様々な広報媒体について研究を行い、徹底した情報発信を行っていただきたい」との意見がありました。

当委員会といたしましては、両部で実施する原油価格・物価高騰等総合緊急対策の支援が広く県内に行き渡るように、情報の迅速かつ着実な周知に努めていただくよう要望します。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、文教警察企業常任委員会、河野哲也委員長。

○河野哲也議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました議案第13号につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

教育委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、物価高騰等による子育て世帯の家計負担を軽減するためのもので、一般会計で2,800万円余の増額であります。

その内訳は、新規事業「県立学校給食等緊急支援事業」として、県立学校の給食等における食材価格の高騰分を支援するものであります。

このことについて委員より、「食材価格の高騰により、給食費等がどの程度増えると想定しているのか」との質疑があり、当局より、「県学校給食会による物価上昇率に関する調査結果等を踏まえ、10%程度と想定している」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、児童生徒の学びの場の確保に支障が生じないように、引き続き必要な対策を講じていただくよう要望します。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○中野一則議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑及び討論の通告はありません。

◎ 議案第13号採決

○中野一則議長 これより採決に入ります。

議案第13号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時13分散会

6月16日（木）

令和 4 年 6 月 16 日 (木 曜 日)

午前10時0分開議

出席議員 (36名)

- 2番 坂本康郎 (公明党宮崎県議団)
- 3番 来住一人 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 4番 山内佳菜子 (県民連合宮崎)
- 5番 武田浩一 (宮崎県議会自由民主党)
- 6番 山下寿 (同)
- 7番 窪菌辰也 (同)
- 8番 佐藤雅洋 (同)
- 9番 安田厚生 (同)
- 10番 日高利夫 (同)
- 11番 川添博 (同)
- 13番 中野一則 (同)
- 14番 冨師博規 (無所属の会 チームひまわり)
- 15番 有岡浩一 (郷中の会)
- 16番 重松幸次郎 (公明党宮崎県議団)
- 17番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 18番 岩切達哉 (県民連合宮崎)
- 19番 井本英雄 (宮崎県議会自由民主党)
- 20番 徳重忠夫 (同)
- 21番 外山衛 (同)
- 22番 濱砂守 (同)
- 23番 二見康之 (同)
- 24番 山下博三 (同)
- 25番 西村賢 (同)
- 26番 日高博之 (同)
- 27番 井上紀代子 (県民の声)
- 28番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 29番 田口雄二 (県民連合宮崎)
- 30番 満行潤一 (同)
- 31番 太田清海 (同)
- 32番 坂口博美 (宮崎県議会自由民主党)
- 33番 日高陽一 (同)
- 34番 横田照夫 (同)
- 35番 野崎幸士 (同)
- 37番 蓬原正三 (同)
- 38番 丸山裕次郎 (同)
- 39番 右松隆央 (同)

欠席議員 (1名)

- 36番 星原透 (宮崎県議会自由民主党)

地方自治法第121条による出席者

- | | | |
|-----------|------|-----|
| 知事 | 河野俊嗣 | 俊郎 |
| 副知事 | 日隈俊寛 | 理康 |
| 副知事 | 永山浦直 | 達也 |
| 総合政策部長 | 松浦直 | 善敬 |
| 政策調整監 | 吉村達 | 直樹 |
| 総務部長 | 渡辺善 | 清二 |
| 危機管理統括監 | 横山直 | 文浩 |
| 福祉保健部長 | 重黒木 | 昌広 |
| 環境森林部長 | 河野讓 | 敏子 |
| 商工観光労働部長 | 横山浩 | 義哉 |
| 農政水産部長 | 久保昌 | 久人 |
| 県土整備部長 | 西田員 | 克明 |
| 会計管理者 | 矢野慶 | 淳一郎 |
| 企業局長 | 井手手 | 久友 |
| 病院局長 | 吉村久 | 隆司 |
| 財政課長 | 高妻克 | 智弘 |
| 教育長 | 黒木淳 | 幹夫 |
| 公安委員長 | 島津久 | |
| 警察本部長 | 佐藤隆 | |
| 監査事務局長 | 高山智 | |
| 人事委員会事務局長 | 日高幹 | |

事務局職員出席者

- | | | |
|-----------|--------|----|
| 事務局 長 | 渡久山 武志 | 志一 |
| 事務局 次長 | 坂元川 真治 | 広二 |
| 議事課 長 | 鬼川豆 雅幸 | 亮子 |
| 政策調査課 長 | 伊豆谷 幸二 | 祥太 |
| 議事課 長 補佐 | 関藤 亮 | 聡 |
| 議事担当 主幹 | 佐藤 亮 | |
| 議事課 主査 | 内田 祥 | |
| 議事課 主任 主事 | 山本 聡 | |

◎ 一般質問

○右松隆央副議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、山下博三議員。

○山下博三議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。県議会自民党の山下博三です。

今日は、私の地元からもたくさん傍聴においでいただきました。ありがとうございます。

それでは、通告に従い、順次お伺いしてまいります。

まず、ウクライナ情勢についてであります。

令和4年2月24日、ロシア連邦は、隣国ウクライナに一方的に侵攻を始めました。北京オリンピックとその後のパラリンピック冬季大会の間隙を縫っての侵攻で、その後の侵略の経緯は報道のとおりであります。

我が国は、さきの大戦の歴史的経緯を踏まえ、基本的人権の尊重、国民主義、平和主義の基本原則から成る日本国憲法を制定し、9条1項で、「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する。」と誓っております。

憲法公布から76年を経て、我が国の周辺環境は大きく変化し、尖閣諸島や日本海において、我が国の安全保障を脅かす事態が急増しております。

北朝鮮は、コロナ禍に苦しむ中、大陸間弾道ミサイルなどの発射を繰り返し、中国は、軍艦や海警局による領海侵入を行うなど、挑発行動はエスカレートしております。

子や孫、さらにはその先の代に「平和で安定した日本」をつないでいけるのか、不安に思うのは私ばかりではないと思います。国内で唯一、戦闘員ではない多くの国民が犠牲となった沖縄では、先月、本土復帰50周年記念式典が開催されました。報道の中で青年が、「ウクライナは他人事ではない。21世紀になっても一般の国民が犠牲になる戦争が起こるとは信じられない」と、大変憂慮しておりました。

ロシアのウクライナ侵攻後、はや5か月になるろうという現状をどのように理解されているのか、またアジア周辺において、日本の置かれている状況をどのように認識されているのか、知事にお伺いいたします。この後は質問者席より行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻につきましては、明らかに国連憲章に違反し、我が国を含む国際社会の平和と秩序、安全を脅かす、断じて容認できない行為であると考えております。

また、その戦況の長期化、硬直化による被害の拡大に伴いまして、世界規模での原油・物価高騰、食料不足なども生じております。我が国の国民生活、社会経済活動にも重大な影響を及ぼしていることを憂慮しております。

こうしたロシアの動きと併せて、アジア周辺におきましては、北朝鮮による弾道ミサイル発射実験の頻発化や、中国の軍事力の拡大、海洋進出の動きなど、我が国を取り巻く安全保障環境は、急速に厳しさを増しているものと認識しております。以上であります。〔降壇〕

○山下博三議員 ありがとうございます。

我が国は憲法9条で戦争の放棄、戦力の不保

持、交戦権の否認という平和三原則を明確にする一方、日米安全保障条約を締結したため、万が一のときにはアメリカが助けてくれるという、極めて他力本願的な考え方が多数を占めていると言われております。

しかし、国民のほとんどは、ウクライナ侵攻を目にして、我が国でも周辺国による一方的な侵略を受ける可能性が否定できないと、危機意識を持ったと確信しております。

私たち自由民主党は、これまで憲法改正の必要性を主張してまいりました。もちろん、平和三原則を堅持しつつ、新たに自衛隊を明記し、他国からの侵略に備えるというものであります。今国会でも既に13回を超える憲法審査会が開かれており、その議論も徐々に煮詰まっております。

そこで、日本国憲法の背景や三原則を理解した上で、近年の我が国を取り巻く周辺環境の変化を踏まえ、憲法改正の必要性についてどのように考えておられるのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のとおり、国際情勢の不安定化に伴い、多くの国民が、これまで想像もしていなかった危機を自らの問題として捉えるきっかけとなり、国家の防衛や安全保障問題に対する関心が高まってきているものと考えております。我が国の平和と独立をいかに守っていくか、しっかりと議論がなされるべきだと考えております。

国におきましては、憲法審査会で活発な議論がなされておりますが、9条に関しては、賛成・反対の立場から様々な意見が表明されておまして、自衛隊の存在を憲法に位置づけるのか否か、あるいはどう位置づけるかなど、多岐にわたる論点があるものと考えております。

いずれにいたしましても、憲法は国の在り方に関わる最高法規でありまして、我が国の法体系の根幹をなすものであります。その改正は、国民一人一人に直接関係するものでありますので、国会の場での十分かつ慎重な議論はもとより、幅広く国民的な議論を尽くしていく必要があるものと考えております。

○山下博三議員 ありがとうございます。憲法改正については、国民投票というのが出てきますので、それまでの国民情勢というのをしっかりと捉まえていきたいと思っております。

ウクライナ侵攻は、軍事面だけでなく、各国の生活に様々な影響を与えております。ウクライナやロシアは共に穀物の一大生産国であり、ロシアの小麦輸出量は世界第1位、ウクライナは第5位であり、両国を合わせると世界の小麦供給の29%であります。

侵攻後、シカゴ商品取引所の小麦、トウモロコシ、大豆の先物価格は急騰し、3月4日にはFAO（国連食糧農業機関）は、「世界の食料指数が前年比24%も上昇し、史上最高に達した」と発表しております。

小麦生産第2位のインドは、国内価格の上昇を抑えるため、小麦の輸出を停止したということであります。

国連のグテーレス事務総長は、先月、「今後数か月で世界的な食料不足の不安に直面する」と警告しましたが、影響は食料だけではありません。

ロシアは、木材やアルミニウム、パラジウム、肥料原料などの原料輸出国であります。新型コロナウイルスからの経済回復による需要増加と侵攻の影響が重なり、原材料の供給不足と価格の上昇が深刻になっております。

以降、食料やエネルギーなど資源が乏しく、

輸入に頼らざるを得ない我が国の農業・林業への影響について、お伺いいたしてまいります。

まず、農政問題であります。世界的な食糧不足が懸念される中、食料供給県宮崎の知事として、食料安全保障が叫ばれる中、我が国の食料自給率の現状をどのように認識しておられるのか、また、本県農業のカロリーベースの自給率の状況をどのように認識しておられるのか、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） まずは、世界的な人口増加による食料需要の増大がございます。これに加えて、ウクライナ情勢等の影響によりまして、食料の価格高騰や供給不足への懸念が高まる中で、我が国は、小麦やトウモロコシなどの穀物をはじめとする食料の多くを海外に依存しております。令和2年度の食料自給率はカロリーベースで37%と、諸外国と比較しても低い水準にあります。

本県の令和元年度の食料自給率は、カロリーベースで60%と全国を上回っておりまして、全国を代表する食料供給基地として、不測の事態が生じた場合においても、国民が最低限必要とする食料供給を確保するため、平時から生産能力を維持し、その向上を図っていくことが、本県の極めて重要な役割であると認識しております。

本県の食料供給能力、そして農業の大切さは、ますますその重要性を増しているものと認識しております。

今後とも、本県の基幹産業である農業をしっかり支え、国民への食料の安定供給の確保に貢献してまいります。

○山下博三議員 これより、農政水産部長に4問お伺いしてまいります。

先日、都城市「きらり農場高木」の前理事長

と、ウクライナ問題と小麦食料自給についての意見を交換いたしました。

前理事長は、「以前は、梅雨と収穫時期の関係から小麦を作ることが難しかったが、現在は品種改良も行われ、11月に小麦を播種し、5月末に収穫、その後6月末に大豆を播種して、11月上旬に収穫する輪作体系が十分可能である」と、自信を持って言われました。

そこで、本県において、飼料用米、麦、大豆などの穀物の生産状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 本県の令和3年産の生産状況は、飼料用米が県内各地で486ヘクタールの作付となっております。

また、麦類は、小麦が新富町及び宮崎市を中心に103ヘクタール、大麦が延岡市を中心に81ヘクタールの作付、大豆は都城市を中心に218ヘクタールの作付となっております。

なお、全ての作物の面積は、ここ5年間、ほぼ横ばいとなっております。

○山下博三議員 今回調べさせていただいたんですが、本県の穀物生産量は、ごくごく僅かな生産量であります。

国内で消費する穀物の多くを輸入に頼っている我が国において、熊本県や佐賀県などでは、米を収穫した後に麦類や大豆など二毛作を行い、水田の生産性を高める取組が進められており、九州各県の穀物の作付面積を見ましても、本県は福岡県、佐賀県と比べ3分の1から4分の1ほどしか作付されておられません。

また、国が行った「米の作付意向調査」によると、世界的な穀物価格の高騰から、水田では、米から飼料用米や麦、大豆への転換が進んでいるということでもあります。

遊休農地が増加している今日、食料自給率を

高めるためにも、本県において麦、大豆や飼料用米といった穀物の生産拡大の取組を促進すべきと考えますが、御所見をお伺いします。

○農政水産部長（久保昌広君） 昨今の国際情勢等から、食料の安定確保への危機感が強まっており、全国有数の食料基地である本県において、主食用米に加え、飼料用米や麦、大豆などの穀物の生産拡大を進めていくことは、大変重要であります。

これらの穀物は、本県の気象条件に適応した優良品種もあり、加えて作業の効率化が進んでいることから、生産拡大を図りやすいと考えております。

また、国の直接支払交付金等を最大限活用しながら輪作も行うことで、安定した農業経営が可能であります。

このため、今年度から取り組んでおります「土地利用型農業産地再編・強化対策事業」によりまして、大規模土地利用型経営体を育成する中で、飼料用米を主体に、麦や大豆を組み合わせる取組を支援し、穀物の生産拡大を図ってまいりたいと考えております。

○山下博三議員 ぜひ、穀物生産の拡大に向けて努力してください。

それでは次に、本年2月に国が示した、水田活用の直接支払交付金の概要を調べさせていただきます。

私たちはこれまで、水が不足しがちな水田では可能な限りの排水対策を行いながら、また乾田などを利用して、飼料作物など米以外の作物への転作を行ってまいりました。

しかし、令和4年からは、5年の間に1回は水田として活用しなければ交付金を支給しないとの通達が、突然出されました。このことを知らされた地域の農業者からは、私のもとに多く

の苦情が寄せられました。

これまで高齢農家は、畜産農家に水田を貸し出し、畜産農家は2年から3年に一度はプラウなどで深耕し、良質な飼料作物を作ってきました。しかし、水田は、一度深耕すると土質の層が破壊され、水がたまらなくなります。

地域の農業者は、突然の要件変更には困惑しており、水田を借りている畜産農家の中には、元の所有者に返そうという動きも出ております。高齢農家に水田を返されても、耕作放棄地化するのは目に見えております。ルールを徹底することは重要なことではありますが、結果として、営農意欲の低下や耕作放棄地が増加することは、国の意図するところではないと考えます。

そこで、地域農業を守り、地域の特色を生かした魅力ある産地づくりを進める観点から、今回の要件変更をどう考え、今後どのような取組を進めていこうと考えられるのか、お伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 本県ではこれまで、国の米政策の方向性を踏まえつつ、畜産農家との連携による飼料作物の生産拡大などに取り組んでまいりました。今回の見直しによって、これらの取組が停滞し、農家の経営意識の低下や、耕作放棄地の増加等を招くことがあってはならないと考えております。

生産者からは、「飼料作物の生産性を上げるため、水田を畑に近い排水状態にしており、水稲作付は難しい」などの声も伺っているところです。

このため先月、国に対して、一律の見直しの適用を行わないよう要望を行ったところで、国としても、地域の課題の把握を進め、対応方向を検討していくと聞いております。

県といたしましては、引き続き現場の課題を

国に訴えていくとともに、水稻や麦、大豆等の穀物を組み合わせて作付する大規模経営体への農地の集積・集約等を進めながら、生産性の高い土地利用型農業を確立してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 次に、肥料や飼料などの営農資材の価格高騰についてであります。

ロシアは、肥料の原料となるカリ鉱石の産出量が世界第2位、リン鉱石は第4位であります。ロシアと同盟関係にあるベラルーシは、カリ鉱石の産出が第3位です。

これらの国からの原料や原油の供給が減少すると、肥料価格や物流コスト、さらにはビニールやマルチフィルムなどの資材価格に高騰の連鎖が広がるのが懸念されます。

先日、今年の秋から使用する肥料や飼料の価格動向について、JA都城と、県内で採卵鶏15万羽を飼養する養鶏農家との意見交換を行いました。

複合肥料の原料となる尿素やリン安、カリウムなどは、ロシアやベラルーシ、中国からの輸入が3割以上を占めており、これらの国からの輸入が制限されております。

このため国は、化学肥料原料調達支援緊急対策事業を実施し、肥料原料の調達先を変更する際の掛かり増し経費を助成し、肥料の安定供給を目指すということでもあります。

JA都城に示していただいた、今年の秋肥の値上げ等の想定価格によりますと、全ての銘柄が平均55%ほど値上げされ、一番使われる宮崎BB550、1袋20キログラム2,233円が3,830円に171%ほど、尿素については、1袋20キログラム1,793円が3,616円に、200%ほどの値上げであります。

一方、トウモロコシなど濃厚飼料も同様の影

響を受けており、JAによりますと、令和2年7月に比べ、令和4年4月には2万2,450円、実に38%上昇しております。

また、15万羽を飼養する養鶏農家によりますと、ここ4年ほどキロ当たり200円を下回っていた卵価が、5年ぶりに200円台に回復したものの、令和3年度初めに5万6,000円程度であった配合飼料価格は、年度末には6万8,000円と1万1,750円値上がりし、本年7月には、さらに1万2,000円を超える値上がりとなるということでもあります。1年半の間に50%もの値上がりであります。

この養鶏農家では、1日15トンの飼料を使うため、年間3億円程度の飼料代であったものが、昨年からの値上がりにより4億2,000万円と、1億円以上の飼料代の増加となります。卵1キログラム当たり26円以上転嫁しなければ採算が取れなくなり、卵価が下がり始める中、経営継続の厳しさに直面されております。「JA独自に、地域の畜産農家に対してトン当たり1,500円の支援をすると、月1,400万円の経費が必要となり、一農協の力では継続的な支援はできない、国や県の支援をお願いしたい」ということでありました。

県として、今議会に物価高騰対策を提案しておられますが、資材や飼料価格の高騰対策としてどのような支援を行おうとしているのか、お伺いいたします。

○農政水産部長(久保昌広君) 生産資材等の価格高騰は、例えば促成ピーマン農家では、経費が1割増加し、所得が3割以上減少するとの試算があり、採卵養鶏農家の飼料費は経費の6割以上を占めることなどから、本県の農畜水産業に深刻な影響をもたらしております。

このため、県といたしましては、本議会に

「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」として、燃油や配合飼料などのセーフティーネットに係る生産者積立金相当額の一部支援をはじめ、ビニールなど被覆資材等の価格上昇分の一部を支援するなど、19億円余の予算をお願いしたところです。

今後とも、市町村や関係団体と一体となって、農家のコスト低減を図るための技術指導を徹底するなど、農家が安心して経営を継続できるよう、しっかり支援してまいります。

○山下博三議員 県だけでの対応では限界があるため対応が難しいというのであれば、大分県のようにJAグループと連携し、国や県選出国會議員に対して、価格高騰や再生産が可能な価格形成の実現などを要請すべきではないでしょうか。

政府・与党では、4月26日に発表した「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に加え、肥料価格が上昇した際の農業者への負担軽減策の導入を目指しております。

そこで、ぜひとも、農業が基幹産業である本県として、率先して地域の実情を訴え、農業者に寄り添った制度、支援の創設を呼びかけるべきですが、知事の考えをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） こうした燃油や肥料、飼料など様々な生産資材価格が上昇し、農業経営に大きな影響を与える中、農業者に寄り添い、本県の基幹産業である農業を守り抜いていくことは、知事である私の責務であると考えております。

このため先月、金子農林水産大臣に直接お会いしまして、本県農業の実情をお伝えするとともに、セーフティーネット対策に係る予算の確保や、肥料などの生産資材に対する新たなセーフティーネット対策の創設等について直接、要

望を行ったところであります。

また先日、県内の若手農業者から、農業のスマート化などについて直接、意見を伺ったところではありますが、農業を取り巻く情勢が厳しさを増す中で、意欲ある若手農業者が、本県農業のトップランナーとして活躍されている姿は大変心強く、頼もしく感じたところであります。

このような担い手がこれからも夢や希望を持って農業に取り組み、本県農業を発展させていくためにも、必要な支援について、引き続き国に要望してまいります。

○山下博三議員 よろしく申し上げます。

昨年11月議会において私は、東京ビル建て替えにおける県産材有効利用について、深く議論させていただきました。その結果、90立方メートルの県産材が利用されることが決まったと聞いております。感謝を申し上げたいと思いません。

今回は、本県の森林・林業の現状とカーボンニュートラルの取組について、環境森林部長に6問お伺いしてまいります。

政府は、先月31日、森林・林業白書を閣議決定いたしました。世界的なコンテナ不足による外国産木材の輸入減少と、輸入コストの上昇などによるウッドショックにより、輸入木材・国産材の価格が上昇しているということでもあります。また、ウッドショックにより、中小工務店や木質バイオマス発電所では木材入手が困難となっているということであり、国産材の安定供給のため、造林から製材、住宅メーカーまで含めた幅広い連携強化が必要であるとしております。

5月2日付宮日新聞によりますと、今年3月の県内木材価格は、前年同月比3割高の立米当たり1万4,000円と、近年まれに見る高値となっ

ております。県造林素材生産事業協同組合連合会の山本事務局長によりますと、8,000円台に落ち込んだ10年前に比べ、価格が安定し、人材定着の動きが出てきているということでありませ

先日、国内大手ハウスメーカーである住友林業の光吉社長が、県産杉丸太を中心に年間70万立方メートル消費する中国木材日向工場を訪問されております。輸入材の供給が滞り始める中、国産材の利用拡大に向けた意見交換が目的だったということでありませ

このような中、国連の気候変動に関する政府間パネル、いわゆるIPCCは、今後20年以内に、人類が温室効果ガスによりどのような影響を受けるかという報告書を発表しました。

報告書では、このままでは2100年までに30億以上の人が、海面上昇や砂漠化、食料生産の不安定化など127の項目で深刻な影響を受け、動植物の大部分が絶滅の危機に瀕する可能性が高いと懸念されており、一刻も早い温室効果ガスの削減を求めています。

令和2年度の日本の温室効果ガスの排出量は11億5,000万トンで、その4%に当たる4,450万トンが森林等により吸収されております。

本県においては、平成30年度の排出量は976万トン、森林等による吸収量は実に391万トンと、40%に達しております。

本県は、杉の素材生産量は31年連続日本一と全国トップクラスの林業県であり、先人たちが築いてきた宝である森林資源は、カーボンニュートラルを実現する観点からも、極めて重要な資源であります。本県で活動する企業にとっても、森林整備活動に協力することで、カーボ

ンニュートラルに向けた社会的要請に応えることができるものと考えませ

そこで、森林資源をより積極的に活用して、社会的な要請でもあるカーボンニュートラルの取組を、本県林業施策にどのように位置づけておられるのか、お伺いいたします。

○環境森林部長（河野謙二君） 森林は、成長する過程で大気中のCO₂を吸収・固定し、また森林から作り出される木材は、建築物等に利用されることで、炭素を長期的に貯蔵することになります。

このことから、本県林業施策の指針となる「第八次宮崎県森林・林業長期計画」では、森林・林業・木材産業に期待される役割の一つに、脱炭素社会の実現への貢献を大きな柱として位置づけているところであります。

県としましては、今後とも、計画的な伐採や速やかな再生林、適切な間伐による森林の若返り等を積極的に進めるとともに、都市部を含む建築物の木造・木質化と併せ、木質バイオマスなどによる木材の有効利用を推進することにより、資源循環型林業の確立を図り、ゼロカーボン社会の実現に貢献してまいります。

○山下博三議員 去る4月28日、都城・北諸県地域の林業関係者の皆さんと、森林経営の在り方や木材利用について意見交換を行いました。

森林組合によると、管内の森林面積は4万4,108ヘクタールであり、うち民有林は50%の2万2,544ヘクタール、その74%に当たる1万6,674ヘクタールが、杉を中心とした人工林であります。その大半は40年生を超え、本格的な伐採時期を迎えているということでありませ

そこで、本県の森林資源の状況はどのようになつており、どれくらい伐採され、再生林されているのか。また、伐採された木材はどのよう

に利用されているのか、お伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 本県民有林の森林資源は、令和2年度末現在で、面積が、県の森林面積全体の70%に当たる約41万ヘクタール、このうち人工林は約23万ヘクタールで、その蓄積は約1億1,000万立方メートルとなっております。

また、令和2年度における杉などの人工林針葉樹の伐採面積は2,935ヘクタールで、再造林面積は2,104ヘクタール、再造林率は72%となっております。

次に、令和3年の本県の素材生産量は204万2,000立方メートルで、このうち製材用に90%の183万立方メートルが利用されております。

そのほか、聞き取り調査になりますが、木質バイオマスは、令和2年度に59万9,000トンが利用されております。

○山下博三議員 ウッドショックの主な要因は、木材輸入量が減少し、木材の国内需要に対して供給量が不足しているということでもあります。このような中で、本県では県産木材の販売先を開拓するため、韓国や中国といった海外への木材輸出を促進しております。

そこで、最近の県産木材の輸出状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 国の統計には、都道府県ごとの木材輸出のデータがないことから、県において、輸出企業等への聞き取りにより推計を行っております。これによりますと、令和2年度の本県の木材輸出額は71億8,000万円であり、主な輸出先は中国、台湾、韓国となっております。

このうち原木は、輸出額全体の93%を占める66億9,000万円、材積は53万5,000立方メートルで、前年度と比較しますと、金額は約1.5倍、

材積は約1.4倍となっております。また、製材品は輸出額全体の7%の4億9,000万円で、材積は1万6,000立方メートルにとどまっておりますが、前年度と比較しますと、金額は約2.4倍、材積は約2倍となっております。

○山下博三議員 輸出の額が増えていることに、私も聞き取りをしながらびっくりしたところでありました。

製材業者の皆さんからは、「国産材の消費が低迷していた時期ならともかく、需要が高い県産材をわざわざ高い運賃をかけて海外に持ち出すことはいかがか。輸出量を削減してでも地域に出荷してほしい」と、強く要望されたところでもあります。

林業・木材産業関係者が連携し、地域により多くの利益が還元されるよう、県が積極的に関与すべきと考えますが、御所見を伺います。

○環境森林部長（河野譲二君） 地域により多くの利益を還元するためには、原木のままではなく、より付加価値の高い製材品の生産拡大、並びに国内外への出荷拡大などの出口対策が重要であると考えております。

このため県では、品質・性能の確かな製材品の供給体制の強化や、国内における非住宅分野への県産材利用の促進、さらには、海外への「材工一体」による木造軸組構法の普及などに取り組んでいるところであります。

また、昨年度からは、いわゆるウッドショック等を契機に、木材の需給変動等への適切な対応に向けた、業界団体との意見交換の場を設けております。

県としましては、国内外への付加価値の高い製材品の出荷拡大を図るとともに、意見交換の場を通じて、木材価格や需要の動向などの情報を共有し、林業・木材産業関係者間の連携強化

を図り、森林の循環利用から、より多くの利益が地域に還元されるよう努めてまいります。

○山下博三議員 よろしくお願ひします。

都城・北諸県地域の平成27年から令和2年度の伐採推計面積は1,863ヘクタールであります。再造林面積は1,163ヘクタールと、伐採面積の6割程度にとどまっております。林業に適した場所であっても、再造林が行われておりません。

再造林が行われていない森林は、「天然更新」と言われる自然任せの放置状態などになっており、その主な理由は、森林所有者への利益還元が進んでいないこと、それに比べて再造林コストが高いこと、さらには不在地主の増加や後継者不足などです。

植林は、杉苗を購入し、春先を中心に植栽するため、時期が集中するとともに、その後の下刈り作業など作業員が不足し、コストが高くなるということでもあります。また、都城森林組合においても、植林、下刈り作業等における人材不足は大変大きな問題となっております。

一方、コストはかかっても、植付け時期が限定されず、初心者でも植付けができるコンテナ苗を密植で植えて、下刈りの手間を省くという動きも増えてきているとのことでもあります。

県内で、再造林のための杉の苗木はどれくらい必要なのか、またコンテナ苗による再造林コストはどうなっているのか、その後の下刈りを含めたコストはどうなるのか、お伺ひいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 県の森林・林業長期計画では、令和12年度の再造林面積の目標である2,200ヘクタールのうち、杉の植栽は2,000ヘクタールとしており、そのためには500万本の苗木が必要となります。

また、再造林コストにつきましては、従来の苗木に比べ、コンテナ苗は植付けが容易であり、作業コストが抑えられますが、苗木価格が約2倍となりますので、1ヘクタール当たり2,500本植栽では、コストは約3割増しとなります。

しかしながら、コンテナ苗は活着がよく、低密度植栽が可能であることから、植栽本数を2,000本に減らすことで、コストは約1割増しに抑えられます。

さらに、伐採と造林の一貫作業で行いますと、コストは1割程度低くなります。また、下刈りを含めたコストにつきましては、現在、育苗、増産に取り組んでいる成長に優れた優良苗木が安定的に供給されるようになることで、下刈り期間の短縮による、さらなるコスト低減が期待されます。

○山下博三議員 県では、平成18年から県独自の森林環境税を創設し、個人県民税として均等割500円を徴収し、森林環境税基金に積み立て、森林環境の保全に関する施策の費用に充ててきました。

また、国は平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」を施行し、令和6年度から国民1人当たり年間1,000円を徴収し、600億円の財源で、森林整備の促進や森林・林業を担う人材育成等や、森林の作業道など路網整備を進めることとしております。

令和元年度からは、森林経営管理制度の導入を見据えて、税の徴収に先行して森林環境譲与税が譲与されております。

そこで、県内に譲与された森林環境譲与税の金額と活用状況、また県独自の森林環境税の活用状況についてお伺ひいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 森林環境譲与

税は、令和3年度までの3年間合計で、県に4億6,139万5,000円、県内市町村に24億2,236万6,000円が譲与されております。

これを活用して、県では、森林経営管理制度の推進に向けた市町村支援や、みやざき林業大学校での担い手育成、県産材の販路拡大対策などを実施しております。

また、市町村では、森林経営管理に係る所有者の意向調査や航空レーザー測量、森林境界明確化などによる森林整備の促進、下刈り作業への手当や新規就業者への生活支援による担い手対策などを実施しております。

県独自の森林環境税につきましては、県民参加による森林（もり）づくり活動の支援や、水源林等の公益上重要な森林の再造林支援、森林環境教育の推進などに活用しております。

○山下博三議員 コンテナ苗を活用した再造林の推進や、林業担い手を確保・育成するため、森林環境譲与税を活用して支援を行い、将来に森林資源をつないでいくべきと考えますが、知事の見解をお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 本県におきまして、資源循環型林業を実現し、先人が守り育ててきた森林を次世代に引き継ぐためには、適切な再造林や担い手の確保・育成が大変重要であると考えております。

このため、国の事業や県の森林環境税を活用しまして、再造林を行う森林所有者の負担軽減を図るとともに、林業イノベーションによる造林作業の省力化・効率化や、成長に優れたコンテナ苗の安定供給体制の整備など、積極的に再造林を推進しているところであります。

また、森林環境譲与税や県の担い手対策基金などを活用し、みやざき林業大学校において、本県の森林・林業・木材産業に対する深い愛着

を持ち、情熱にあふれ、確かな知識や技術力を備えた人材の確保・育成を行っているところであります。

県としましては、50年、100年先も豊かな森林資源が県土に広がり、日本の林業のトップランナーとして走り続けていけるよう、引き続き、再造林や担い手の確保・育成にしっかりと取り組んでまいります。

○山下博三議員 続いて、環境森林部長に3問お伺いしてまいります。

造林は、多大な労力をかけて苗木を山の頂上まで運び、一本一本を丁寧に植え、その後、周囲の雑草に負けないよう下刈りを行いながら、育林してまいります。

戦後に植林された森林は、木材の需要減少により、適正伐期の40年を超え、近年では70年です。その間、森林所有者も世代が替わり、県や市町村・団体等の皆さんも、植林から伐採までの一連の流れに関わることはできません。

平均60年生の杉のヘクタール当たり生産量は700立方メートルと言われております。令和2年の本県素材生産量は187万立方メートルですので、実に1年間で2,670ヘクタールを超える森林が伐採されております。県平均で約7割が再造林され、残りの3割は天然更新などとなっております。

杉などの針葉樹は、伐採後、植栽しなければ山に戻らないため、山林は放置され、災害防止機能の低下による林地災害などが懸念されます。特に、里山における植林がなされていないのが気になるところであります。

加えて、大淀川・広渡川流域では、境界が不明・確定できない林地や未相続といった、手をつけることができない林地が増えており、現状

の伐採量と再造林率が続くと、今後25年から60年後には35年生で主伐できる人工林がなくなると言われております。

一方、再造林率が90%を超える耳川流域では、80年後においても、伐採可能な森林資源は現状とほぼ同じ水準が維持できるということであり、県では令和3年度から、持続可能なみやぎの森林・林業・木材産業の確立を目指した第八次森林・林業振興長期計画を策定しましたが、それでも10年間の計画であります。

森林は10年、20年といった短いスパンではなく、100年後を見据えた森林資源の予測・シミュレーションに基づく理念を持った、長期的な施策が必要であります。

本県の森林資源量をどのように予測しているのか。また、本県の森林を将来的に持続可能なものとして確保するためには、林業関係者が再造林に対する意識を共有することが重要と考えますが、御所見をお伺いします。

○環境森林部長（河野譲二君） 県の森林・林業長期計画では、令和12年度の素材生産目標を190万立方メートルとして、杉、ヒノキの民有人工林で、急傾斜地などを除いた85%の森林を対象に、伐採可能な資源量のシミュレーションを行っております。

これによりますと、令和元年度時点では、年間伐採量の60年分に相当する資源量がありますが、現状に近い再造林率70%で推移した場合、100年後には資源量は50%減少します。

一方、再造林率の目標であります80%で推移した場合、100年後には資源量は40%減少にとどまり、年間伐採量の35年分の資源量は確保されます。

県としましては、危機感を持って再造林に取り組む意識を林業関係者全体で共有することが

重要であると認識しており、今後とも、市町村や森林組合等と連携を図りながら、再造林対策にしっかりと取り組んでまいります。

○山下博三議員 先日、私は、林野庁森林整備部の石田整備課長と、造林・間伐対策や森林の炭素吸収に関して意見交換してまいりました。

課長はかつて、本県山村・木材振興課長を務められており、本県森林資源の状況を熟知しておられます。課長からは、森林総合研究所の「森林による炭素吸収」に関する研究成果や、J-クレジット制度について丁寧に説明をいただきました。

J-クレジット制度は、平成25年度に国内クレジット制度とオフセット・クレジット（J-V E R）制度が発展的に統合されたものであり、適切な森林管理による二酸化炭素等の吸収量などについて、クレジットとして国が認証する制度であります。

発行したクレジットは、希望する事業者などに売却することで、購入者も適切な森林整備による吸収活動等を資金面で支援することができるため、社会全体での吸収活動の推進につながるものと考えております。

そこで、森林由来のJ-クレジットに対する県の取組と今後の対応について、お伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 森林由来のJ-クレジットにつきましては、県内では現在、県や諸塚村に加え、森林を所有する民間企業2社の計4者が登録・認証を受けております。

県ではこれまで、県有林において1,175トンのクレジットを発行し、208トンの販売及び譲渡を行っており、その収益約160万円は、森林整備の財源として活用しております。

現在、国においては、伐採後の再造林につい

て、CO₂吸収量算定の取扱いなどの見直しが検討されており、森林所有者等が制度を活用しやすくなることが期待されます。

また、他県では、金融機関が森林所有者と企業等とをマッチングし、クレジット取引の促進に取り組んでいる事例もありますので、県としましては、国の動向を注視し、他県の事例も参考にしながら、森林由来のJ-クレジットの普及に取り組んでまいります。

○山下博三議員 森林・林業も、ウッドショックや地球規模での環境変化を的確に捉えながら、カーボンニュートラルを求められる企業等と連携するなど、幅広い分野と連携・協調することが極めて重要であります。

そこで、J-クレジット制度の活用も含め、企業からの資金提供等の促進や森林環境譲与税等をより効果的に、森林整備等に活用すべきと考えますが、御所見をお伺いいたします。

○環境森林部長（河野謙二君） 近年、環境・社会・ガバナンスを考慮したESG投資に関心を持つ企業が増え、二酸化炭素の吸収・固定に貢献する森林への注目が一層高まっており、県としましては、森林整備の促進等に資金を呼び込むチャンスと捉えております。

県ではこれまで企業の資金提供による森づくりを支援しており、令和3年度末までに41社との協定が締結され、累計で約152ヘクタールの植栽が進められてきたところであります。

また、今年度から、ゼロカーボン分野として企業版ふるさと納税を募集したところ、本年5月に福岡県の企業から寄附を頂き、広葉樹造林等に活用することとしております。

このような取組に加え、J-クレジット制度や森林環境譲与税等も、より有効に活用しながら、必要な施策の推進に努めてまいります。

○山下博三議員 本県は県土の7割以上が森林であり、先人たちの血のにじむような努力、尽力により、全国でも有数の林業県となりました。

私たちは現在、その宝を食い潰しているのであり、私たちが森林資源を造成しなければ、次の世代に豊かな山林をつないでいけないのではないのでしょうか。

これまでの先人たちの努力を次の世代に確実に伝えていくため、森林・林業のより正確な現状把握に基づく「みやぎきの森林100年計画」といった、世代を超えて、かつ様々な分野の企業とも連携して、森林・林業と真摯に向き合うための取組を進めるべきと考えますが、このことについて、知事の見解をお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 本県が誇る豊かな森林は、先人のたゆまぬ努力によって適切に維持・管理されてきたものでありまして、木材供給はもとより、水を蓄え、災害や洪水から私たちの生命や財産を守るとともに、多様な生物を育み、二酸化炭素の吸収・固定にも貢献するなど、多面的な機能を発揮しているところであります。

私は、実家が家具屋でありまして、木に囲まれて育ってきたわけではありますが、今、知事として、森や林業の果たす役割というものを改めて認識するときに、木に携わる仕事をしていることを大変誇らしく思うとともに、その役割の重さを実感しているところであります。

伐採による資源利用が進む中、次の世代へ資源循環のバトンを渡すためには、「伐って、使って、すぐ植える」資源循環型林業の実現が大変重要であると考えております。

そのため、再生林の効率化・省力化やスマート林業の推進、木材の生産・加工・流通改革や

新たな木材需要の開拓などに重点的に取り組むことはもとより、林業分野が抱える課題解決に向け、様々な企業などともつながり、分野を超えた取組を進めてまいりたいと考えております。

今後とも、多様な関係者と対話を重ね、知恵を出し合い、100年後の森林資源のあるべき姿を思い浮かべながら、持続可能なみやぎきの森林・林業・木材産業の確立に努めてまいります。

○山下博三議員 知事の今の答弁を大変重く受け止めさせていただきました。次の世代へつなぐ宮崎県の宝を、本当に大事に政策として生かしていただきたいと、そのように思ったところでもあります。

松形知事が提唱された国土保全奨励制度、すなわち森林の持つ多面的機能を最大限に発揮させる観点からも、カーボンニュートラルの取組は非常に重要であります。本県においても、率先して取り組むことが求められております。

本県森林資源の涵養とカーボンニュートラルについては、引き続き議会においてただしてまいりますので、環境森林部におかれましても、よろしく願いしておきたいと思っております。

次に、人と動物との共生社会について伺いたします。

今月3日、NPO法人咲桃虎（さくもんと）山下香織理事長以下、県内各地域の4団体の皆様が、「人も猫も安心して暮らせるシステム作りを求める」として、1万858人の署名を添えて、要望書を知事宛てに提出されました。

私も同席させていただきましたが、ボランティア団体の皆さんが日常活動の中で、健全な猫との共生に向けて取り組んでおられる姿に多くの県民が理解を示された、非常に重たい要望だと認識した次第であります。

当日は、多くのマスコミの方も興味を示され、取材をされておりました。高齢化の進む中で、生き生きと健康で長生きする秘訣は、動物との触れ合いが大事とも言われております。

しかし、飼い主が高齢化していく中で、猫の面倒を見られなくなり猫屋敷化していき、社会問題化しているのも現状であります。

日頃、ボランティア活動をされている皆様の取組や、要望に対する認識を福祉保健部長にお伺いたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 飼い主のいない猫、いわゆる地域猫対策につきましては、動物愛護団体の皆様のボランティアによる猫の捕獲や運搬などの活動に支えられておりました、御協力に感謝しております。

また、今回1万人を超える署名とともに要望書を受け、県民の皆様の動物愛護に対する高い関心や意識について、改めて認識したところでもあります。

県では、平成30年度から地域猫対策を進めており、昨年度は、120の地域において地域と連携した対策を進めるとともに、県民に対し、責任を持って最後まで飼うという終生飼養の啓発などを行ってきたところでもあります。

飼い主のいない猫につきましては、無秩序な繁殖による周辺環境の悪化や、地域住民への危害等の課題があり、引き続き市町村及び団体の皆様と連携して、課題解決に向けた取組を進めてまいります。

○山下博三議員 最後の質問になります。要望書では、猫との共生について、適正な管理頭数を目指されております。令和3年度、不妊・去勢手術を実施された頭数は、県・市・団体・どうぶつ基金により約5,000頭となっております。その中の1,000頭が、清武町にあります動物愛護

センターで獣医師により実施されており、大変感謝されております。

しかし、来年度から、どうぶつ基金制度を使っている3,000頭の手術が行えなくなるということで、大変心配されております。

宮崎大学の関口准教授により、今後、相当数の野良猫に不妊・去勢手術を施さなければ、繁殖コントロールすることが難しいという参考資料も提出されております。

要望書の記書きの中に、1点目として、各自治体との連携を図り、年間3,000頭以上の動物愛護センターでの不妊手術の実施と地域猫対策実施要領の見直し、2点目として、行き場を失った猫たちを保護するための施設を設けるための検討委員会の設置を求めるとありますが、このことについて、知事の見解をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 私自身、無類の猫好きではありますが、ボランティア団体の皆様などが、命を守り、共生するための様々な熱心な取組を進めておりますことに、改めて敬意を表するものであります。

今回提出されました要望書と1万858名の方の署名につきましては、県民の皆様が動物愛護に対し高い関心を持っていることの表れでありまして、重要な課題であると考えております。

本県を舞台に堺雅人さんが出演された「ひまわりと子犬の7日間」、そのような映画がつけられた経緯もあります。

県では、平成29年に宮崎市と共同で動物愛護センターを設置し、地域猫対策や小学生等に対する「いのちの教育」等の施策を進めているところであります。

御要望にありました不妊去勢手術については、県では令和3年度、1,009頭を実施したとこ

ろであります。さらなる拡大に向けては、獣医師の確保や、民間での取組の継続などが課題となっており、今後の実施の在り方につきまして、県獣医師会との連携を含め、協議を進めてまいります。

また、団体の方がより活動しやすくなるような要領の見直しや、保護施設の設置につきましては、動物愛護法に基づき設置しております動物愛護推進協議会の中で、意見をいただきながら必要な検討を行ってまいります。

今後とも、「いのちの教育」や地域猫対策等を通じて、人と動物が共生する社会の実現に努めてまいります。

○山下博三議員 ありがとうございます。

今回、質問をつくる中で、資材、肥料、飼料、燃料等の値上げが続く中、全ての農家の経営に多大な影響が出ていることを、改めて感じたところでありました。

必ずこれが消費者に影響してまいります。

「消費者あつての生産者、生産者あつての消費者」、このことをしっかりと理解を深めていくことも大事と感じたところでありました。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○右松隆副議長 次は、有岡浩一議員。

○有岡浩一議員〔登壇〕（拍手） 郷中の会の有岡です。通告に従い、質問させていただきます。

まず、知事が4期目を目指すことを前提に、質問いたします。明快なる答弁を求めます。

2027年開催予定の第81回国民スポーツ大会、第26回全国障害者スポーツ大会について、現在のコロナ禍において盛り上がりにかけており、アフターコロナに向けて、知事の強いリーダーシップが求められています。そこで、温故知新

という言葉があるように、昭和54年の宮崎国体の頃を思い起こし、当時の写真集などを広げました。

当時、私は高校2年生でしたが、私が中学生の頃、国体前の強化合宿があり、私はサッカーをやっていたので、夏と冬に、県内から集まってきたメンバーと木花のグラウンドできつい練習をした記憶があります。そのときのメンバーが、宮崎国体のメンバーとして参加しましたし、ほかの種目の選手もホテルが一緒だった記憶があり、全県挙げて強化に力を入れていたことを思い起こしております。

当時の記録を見てみると、第34回国民体育大会は、昭和54年、テーマ「日本のふるさと宮崎国体」、スローガン「伸びる心、伸びる力、伸びる郷土」とあり、10月19日の閉会式は、台風20号の接近で、国体史上初の屋内での閉会式となりました。今の県体育館です。

私自身は、国体には選手として出場した経験がないので説得力がありませんが、昭和54年の宮崎国体では、高校の先輩や身近な顧問の先生が活躍し、少年女子のバスケットが優勝するなど、天皇杯、皇后杯獲得に貢献されました。

そこで、県民の盛り上がりや天皇杯獲得に向けた選手や関係者の意欲をどのように高めていくのか、知事としての強い決意をお伺いいたします。

壇上からの質問は終わり、以下の質問は質問者席で行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

本県における国スポ・障スポの大会は、広く県民に元気・勇気・感動を与え、県民総参加型による、おもてなしの心あふれる大会となることを目指しております。スポーツランドみやざ

きの将来を考えたときに、極めて重要な大会・イベントになるものと考えております。

大会の5年前となる今年は、本県開催が内定する節目の年となりますことから、県民の皆様に対しましては、この内定を一つの契機にPR動画を製作・放映するなど広報活動を一層強化し、大会の周知促進と全県的な盛り上げにつなげてまいります。

また、本県アスリートが活躍する姿を県民の皆様が間近に目にすることにより、夢や感動が生まれ、郷土愛が育まれるとともに、スポーツ参画人口の拡大や活力ある地域づくりにつながるなど、大会後のスポーツランドみやざきの発展に大きく貢献するものと考えております。そのため、天皇杯獲得という大きな目標達成に向けまして、競技団体とも連携して競技力の向上に取り組み、官民が一体となって選手を支えながら、さらなる機運の醸成に努めてまいります。以上であります。[降壇]

○有岡浩一議員 御答弁ありがとうございます。

2027国スポ・障スポ大会のスローガン「紡ぐ感動 神話となれ」とありますが、まだまだ身近になっていません。ポスターも、解説がないと分からない状態では物足りません。知事がトップランナーとなり旗振り役をすることで、本気度が伝わり、競技団体はもちろん、県内企業や関係者の動きが活発になります。知事の強いリーダーシップを期待します。

次に、関連して質問いたします。

まず、競技団体ごとの強化計画の状況について、教育長にお伺いいたします。

第74回茨城大会では、茨城県が2,569得点で天皇杯を獲得しています。宮崎県は718点で41位でした。各団体が目標をしっかりと掲げて前進し

なければ、結果が出ず盛り上がっていきません。

今年は栃木県ですが、どのような強化計画を示されているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 天皇杯獲得に向けましては、県競技力向上基本計画を策定し、様々な対策を実施しているところであります。

この基本計画を踏まえ、それぞれの競技における強化計画立案について競技団体と十分な情報交換を行い、各競技団体におきましては、大会における得点などの成果目標を設定した計画を策定されております。

現在、その強化計画により、今年度の栃木国体に向けた練習会や、5年後の宮崎国スポに向けたターゲットエイジの育成などの取組が進められております。

県といたしましても、練習会の視察やヒアリングを重ね、全ての競技団体に寄り添いながら、計画の進捗状況の把握や戦力分析を進め、目標達成に向けて取り組んでまいります。

○有岡浩一議員 次に、成年種目にふるさと選手制度があり、どのような支援を行っているのか、再度、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 天皇杯を獲得するためには、これまで以上に優秀なふるさと選手を招聘し、県内の選手との切磋琢磨を通して、県全体の競技力を押し上げることが重要であると考えております。

そこで、本年度から新たに「ふるさと選手活動支援事業」をスタートさせ、競技団体が直接、企業や大学に出向いて、本県代表として国体への出場を依頼する際の旅費や、ふるさと選手が、本県の強化事業に、より参加しやすいよう、その際の活動費を支援してまいります。

今後も新たなふるさと選手の獲得と計画的な招聘を行えるよう、競技団体や選手の所属先と連携を図り、ふるさと選手への継続的な支援を推進し、さらなる競技力向上を進めてまいります。

○有岡浩一議員 視点を少し変えますけれども、宮崎市には、児童・生徒全国スポーツ大会等参加激励金という制度があり、国際大会1人5万円、団体の場合は上限20万円の交付制度があります。

今年、カヌースプリント海外派遣選考会で大宮高校と宮崎商業高校の選手が、9月にハンガリーで行われるジュニア選手権の出場権を獲得し、宮崎市からは激励金があるようです。

しかし、本県においては、国際大会に対する制度がなく、支出の予定がありません。

今回の選手たちには、将来の成人選手として宮崎の国体に参加してほしいし、将来も選手や指導者として活躍してほしいと思うとき、県として激励金の制度がないことは残念です。

福岡県などのように、知事の交際費から激励金として支出する例もあるようですが、知事のリーダーシップや気配りを期待しています。

私の知り合いの中にも、国際大会やオリンピックなどで活躍された方々を見てきました。全国大会や国際大会など、児童や生徒の皆さんにとって羨ましい存在であると同時に、身近に世界を経験する仲間がいることは、貴重な刺激となります。次世代の若者を育てるためにも、一つ一つつないでいきましょう。

次に、国民体育大会は、戦後の国民に希望を与え、スポーツによる健康増進や体力向上を目的として始まった大会です。

国民的なスポーツの祭典であり、「する」「みる」「ささえる」中で、大会開催・運営を

支える側のスタッフとして、大会開催には多数の競技役員を確保する必要があります。

そこで、総合政策部長にお伺いたします。競技役員養成に関する取組状況をお伺いたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 大会の円滑な運営を図りますためには、競技役員の養成が大変重要であると考えております。

このため、県準備委員会におきましては、平成30年度に策定いたしました「競技役員等養成基本方針」を踏まえ、各競技団体に対するヒアリングを行い、個別の養成計画の策定や見直しを行ってきたところであります。

また、この計画に基づきまして各競技団体が行う講習会の開催などに補助を行い、新たな資格の取得に加え、有資格者の資格維持や資質向上にも支援を行っております。

今後とも、各競技団体と十分な連携を図り、競技役員の養成に万全を期してまいります。

○有岡浩一議員 答弁いただきましたが、4年前にも質問した内容であります。やはり、まだまだ役員の養成が必要だという話を聞いております。そういった意味では、盛り上がるのですが、この役員養成にもつながってくる大切な取組ですので、知事もぜひそういった現状を理解いただきながら盛り上げていただきたいと思っております。

次に、全国障害者スポーツ大会の競技会場の施設では、どのように競技環境を整えていくのか、再度、総合政策部長にお伺いたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 障スポの競技会場につきましては、県準備委員会の全国障害者スポーツ大会専門委員会を中心に、競技施設におけるバリアフリーの状況等を踏まえながら、正式競技14競技のうち13競技の会場を選定

したところであります。

今後さらに、関係する競技団体などの協力を得ながら、各競技会場の現状や課題等を調査することとしておりまして、選手の動線における段差解消などの安全性の確保や、音声案内や点字表示といった情報伝達手段の拡充、多目的トイレの設置など、大会参加者の目線に立った会場づくりに取り組んでまいります。

○有岡浩一議員 私が先月、第21回宮崎県障害者スポーツ大会の競技役員として参加する中でも、10競技に対し、多くの関係者や障がい者スポーツ指導員の皆さんが携わっておりました。

利用者の目線での施設整備が必要ですし、選手目線で競技会場の課題を整理すべき時期であります。

例えば、体育施設の照明が暗いとき、LEDに交換したいという場合は、地元企業の協力を得て進めるなど、みんなで盛り上げていく工夫が必要だと考えます。知恵を出し、汗をかくことから、次の挑戦が生まれます。その経験が、2027国スポ・障スポのレガシーとなると信じております。

次に、2番目の質問になりますが、ヤングケアラーの実態について質問してまいります。

令和2年度、ヤングケアラーの実態調査を行った調査研究があります。中学生、高校生を対象に全国調査が行われました。中学2年生で5.7%、全日制高校2年生で4.1%という実態が明らかになりました。

そこで、本県におけるヤングケアラーの実態調査はどのように取り組んでおられるのか、福祉保健部長にお伺いたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） ヤングケアラーは、家庭内の問題として表面化しにくい構造でありますことから、まずは、その実態を

しっかりと把握することが重要であります。

このため県では、教育委員会と連携し、子供に身近な学校現場におきまして、夏休み明けの9月頃にアンケート調査を実施することとしております。

具体的には、県内の小学6年生、中学2年生、高校2年生の全員を対象に、家庭や生活の実態について調査するとともに、ヤングケアラーに関する教職員の認知度や、学校の対応状況等につきましても、併せて調査することとしております。

○有岡浩一議員 アンケート調査を9月頃に行うというお話でした。

この実態調査を行った上で、今後どのような支援につなげていくのか、県の考えを福祉保健部長に再度お伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） ヤングケアラーにつきましては、子供自身やその家族に自覚がないなど、自ら支援を求めることが困難と考えられますことから、実態調査を通じまして、まずは本人に、支援の対象となり得ることを自覚してもらうとともに、周囲の大人がヤングケアラーを早期に発見できるよう、社会的認知度の向上にもつなげてまいりたいと考えております。

今回の実態調査におきましては、本県にヤングケアラーと思われる子供がどれくらいいるのか、また、何が原因で、どのようなケアを必要としているのかなどが把握できるものと考えております。

経済的困窮や要介護、精神疾患など様々な原因が想定されますことから、実態を踏まえた上で、市町村や関係機関と連携し、適切なサービスにつなげられるよう、本県の実情に応じた支援体制の在り方につきまして検討してまいりま

す。

○有岡浩一議員 ヤングケアラーの実態として、子供の権利、学びは守られているのか。地域での孤立を防ぐ取組を考えるなどのテーマで勉強会が行われています。

宮崎県子ども・若者総合相談センター「わかば」などの取組を期待しております。

次に、3番目の質問に入ります。県有財産の活用についてお伺いいたします。

県庁5号館は、会議・研修等で使用しており、災害時の一時避難場所として期待されておりますが、県庁5号館も、来庁者や職員の憩いの場として活用できないのか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（渡辺善敬君） 御質問の点につきまして、県庁5号館は、災害時における一時避難場所としまして、防災庁舎の補完的機能を担う施設であるとともに、平時には、補完的機能を損なわない範囲で、会議や研修、コンサート会場などに使用してございまして、国文祭・芸文祭でも活用したところであります。

また、この建物は、昭和元年創建当時のデザインが保存されている点が評価され、昨年、国の登録有形文化財に登録されたことや、全国的にも珍しい曳家工法を用いて移転したことなどから、小学生などの県庁見学ツアー等を通じて、県民共有の財産を承継する取組も行っているところであります。

御提案のあった憩いの場としての5号館の活用につきましては、来庁者や職員の利便性向上のため、防災庁舎に設置しているコンビニエンスストアや休憩スペースと連携した活用について、検討してまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 答弁いただきました。他県では、県庁庁舎内に喫茶室があったりしているよ

うです。県庁5号館も、ふだんから住民の皆さんや職員の皆さんの憩いの場として使われ、災害時には避難所となる施設が理想と考えます。ぜひとも前向きな検討をお願いしたいと思いません。

次に、県総合運動公園のプールの今後の取扱いについて、教育長にお伺いいたします。

先月、宮崎カーフェリー「たかちほ」に乗船し、大阪に調査に行っていました。

長居公園の中に長居スケートボード広場があり、大変にぎわっていました。また、岸和田市の中央公園にはスケートパークが整備され、近くのショッピングモールにも幾つもの施設が整備されていました。大阪には27か所のスケートボードができる施設があるようです。

そこで、県プールの有効活用として、スケートボードなど施設の有効利用を検討していくべきと考えますが、教育委員会の見解を教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県総合運動公園のプールにつきましては、競技団体が主催する大会や夏休み期間中の一般開放等で利用されているところでもあります。

現在、宮崎市錦本町におきまして、新プールの整備が進められておりまして、完成後には、県総合運動公園で開催される大会等は、基本的には新プールで行われるものと考えております。

そのため、現在のプールの今後の取扱いにつきましては、競技団体や関係機関の御意見等を伺うとともに、今後の維持管理費用なども考慮する必要があると考えております。

○有岡浩一議員 またいろいろな検討をさせていただく中で、もう一言申し上げますが、パリ五輪に向けて、ますますスケートボード等が盛ん

になってくるとは思いますが、実際にスケートボードで道路を利用したりするということは大変危険だと考えております。

そういった意味では、スケートボードの施設の設定場所が必要であります、周辺住民との関係も含めて限られているというのが現状であります。

新聞等で小林のヒノキ林の紹介もあります、この県プールの施設を整備することも、有効活用できる方法と考えます。

1つの情報として、スケートボードはサーフィンの練習としても活躍していると伺っています。木崎浜にも近く、ニーズは高いと考えます。ぜひ、幅広い検討をお願いしたいと思います。

次に、4番目の質問に入ります。

避難高台について、県土整備部長にお伺いいたします。

県総合運動公園の中央にある避難高台は、今年3月31日に供用開始したわけですが、4月27日、木花地区の住民から連絡があり、見に行くと、避難高台ののり面部分が数か所にわたり流出していました。

地元住民の方からは、「1か月もたたないうちに壊れるのは施工ミスで、業者に修復させるべきだ」と言われました。しかし、担当課に問い合わせたところ、4月26日から27日にかけての想定外の雨のため被災したとのことでした。

異常気象が各地で起きている昨今、大雨で土砂が流れ出さない、そういう設計を当初から行うべきです。

そこで、最初に、避難高台の整備費用は幾らかかったのか。また、今回の被災原因と復旧に要した費用についてお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 県総合運動公

園の避難高台につきましては、令和2年3月に整備に着手し、本年3月31日に供用したところであり、整備に要した費用は約24億円でありませす。

被災原因につきましては、表面に植生した芝が十分に根づいていない中で、4月26日からの大雨により、盛土のり面の表層部分が流出したものであります。復旧に要した費用は約1,300万円であり、排水対策の強化も併せて行っております。

今後は、追加した排水対策の効果を検証するとともに、引き続き、安全点検パトロールによる確認を行い、公園利用者に安心して利用してもらえるよう、適切な維持管理に努めてまいります。

○有岡浩一議員 排水対策がもっと取れていれば起きなかったことかなと思うんですが、その当時に説明を受けたのは、避難高台の利用には支障はないという話でした。しかし、施設を利用している方からは、子供たちをあの避難高台に連れていくのはちょっと心配だという相談もありました。実際に利用する方の声です。

安全対策施設は、造る際大切なこととして、利用する人が安心だと確信できる施設を整備しないと、本来の目的に達していないこととなります。

そこで、再発防止の一つとして、まず土木専門職員の技術力向上が必要と考えますが、どのような取組を行っているのか、再度、部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 県土整備部では、「土木技術職員の人材育成に関する基本方針」に基づき、道路・河川などの専門研修、事例発表会など、様々な取組を行っております。

議員御指摘のとおり、公共工事の品質確保を

図るためには、工事現場での技術的判断や視点を養うことが大変重要になりますことから、ベテラン職員が現場立会いに同行して技術指導を行ったり、建設技術センターの研修において、現場経験の豊富な民間の技術者を講師として、「現場演習」を実施しているところであります。

また新たに、これまで現場で生じた具体的な事例を基に、問題点やその改善策を整理し、その資料を活用した、より実践的な研修を行うこととしております。

今後とも、県民にとって安全・安心な社会資本の整備を進めるため、土木職員の技術力向上にしっかりと取り組んでまいります。

○有岡浩一議員 私はこれまでも、エコクリーンプラザの問題でも指摘しましたが、設計段階からコストを下げるだけで、くいを打たなかったために、後々に大きな課題を残すこととなりました。県民からの信頼を失うことのないよう、水対策は念には念を入れていただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。

5番の自家用有償旅客運送について、総合政策部長にお伺いいたします。

5月25日、総務政策常任委員会で、西都市東米良地区を視察しました。視察先の地元NPO法人の東米良創生会では、自宅からバス停までの道のりが遠かったり、外出が不便な地域の高齢者が多いため、日常生活に係る買物や通院など、移動手段の一つとして互助輸送に取り組んでいます。子供たちの学校への送迎も可能です。

そこでまず、中山間地域の交通空白地において、地域住民主導で移動手段を確保するためにどのような方法があるのか、お伺いいたしま

す。

○総合政策部長（松浦直康君） 中山間地域の交通空白地におきまして、住民主導で移動手段を確保する方法としましては、国土交通大臣の登録を受けた任意団体やNPO等が、エリアや利用者を限定して有償で運送する「自家用有償旅客運送」と、道路運送法上の許可や登録を必要としない、住民ボランティアによる「互助輸送」とがあります。

このうち、自家用有償旅客運送につきましては、都城市の庄内地区まちづくり協議会が、地域のスーパーや病院、近隣の温泉施設を巡回するコミュニティーバスを運行している事例があります。

また、互助輸送につきましては、西都市東米良地区のNPO法人が、自宅と地域のバス停、公民館などを送迎している事例があります。

○有岡浩一議員 私の住む高岡地区では、市の委託を受けた交通事業者が、デマンドタクシーとして運行して移動手段を確保しているところ です。

地域の実情に合った取組が必要となりますが、地域住民主導で自家用有償旅客運送や互助輸送の取組を進めるために、県としてどのような支援を行っているのか、再度、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 県では、住民主導の移動手段確保の取組を進めるため、「地域移動手段確保支援事業」を行っているところでありまして、地域内でのニーズの調査や、地域住民による話合いに要する経費を支援しておりますほか、自家用有償旅客運送や互助輸送の実証運行の取組を支援しているところであります。

現在、延岡市旧北方町の笠下地区におきまし

て、地域住民により将来を見据えた話合いが進められておりまして、今年度は、実証運行に取り組む予定となっております。

県といたしましては、今後とも、中山間地域の住民が安心して日常生活を送ることができるよう、地域における移動手段の確保に向けて、しっかりと支援してまいります。

○有岡浩一議員 次に、6番目の外国人材の受入れについて、農政水産部長にお伺いいたします。

これまで本県の農業分野では、ベトナムを中心に、中国やミャンマー、インドネシアなど多くの国々から技能実習生等を受け入れてい ます。

このような中、今般のコロナ禍により新規入国が規制されたことから、受入れ人員数の減少が懸念されたところではありますが、国内の技能実習生が、特定活動や特定技能へ在留資格を変更し、継続して国内で就労等が行われたことや、他産業からの移行等により、令和3年10月末現在では、過去最高であった令和2年と同じ、805人の外国人材を確保できているよう です。

また、農業経営体からの外国人材のニーズはまだまだあるように聞いておりますので、今後、水際対策の緩和に伴い、外国人材の受入れは増加していくものと期待しております。

一方、漁業分野では、多くの船員を必要とする雇用型漁業経営体において、インドネシアからの外国人技能実習生を受け入れておりましたが、コロナ発生により、令和2年から入国が停止され、船員不足などの影響が生じた時期があったようです。

水際対策緩和と特定技能制度の活用によりまして、令和4年5月現在においては約250人とな

り、受入れ経営体が希望する人員を確保できているようです。

このように、本県の農業・漁業においては、外国人材の積極的な活用が行われているところではありますが、入国された外国人の方々は、技能実習や生活面で多くの不安や悩みを抱えているものと思われることから、これらのことに対応するための取組が、今後の外国人材の確保に向け、重要な取組になるのではないかと考えます。

そこで、農業・漁業における外国人材の受入れに係る支援等の取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 本県の農業・漁業において、外国人材への支援は大変重要なものとなっております。このため県では、農業においては、関係団体から成る支援会議により、外国人材の確保や受入れ体制の構築に取り組むとともに、JA宮崎中央会に外国人相談員を配置し、受入れ後の生活支援等のフォローアップを行っております。

また、漁業においては、従来から外国人材を受け入れている6つの漁協で、専門職員による住居の手配や生活に関する相談対応を行っておりますが、新たに漁村活性化推進機構に専門職員を配置するなど、今後の拡大が見込まれる外国人材の支援体制を強化したところです。

今後とも、外国人材が本県で生活しやすい環境づくりへ向け、関係団体と連携して取り組んでまいります。

○有岡浩一議員 外国人相談員など、外国人材支援体制が強化されていることが分かりました。

それでは次に、7番目の森林伐採について、環境森林部長にお伺いいたします。

本年4月3日の地元紙によりますと、「民有林で無断や無届けの伐採をして行政指導を受けたり、森林法違反罪で起訴されたり、無断伐採の疑いがあると報道されたりした業者の名前や違反内容を4県で共有し、各県から市町村に情報を伝える。これを基に監視を強める」とあります。

森林の無断伐採及び無届け伐採防止に関する南九州四県連携の現在の取組状況について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 近年の木材需要の高まりにより、森林の伐採が増加する中、境界の確認不足による無断伐採等の事案が発生しており、また、伐採事業者の活動は、県境を越えて広域化しております。

このため、本県と熊本県、大分県、鹿児島県の4県が連携して、無断伐採等の防止に向けた情報共有等の体制を本年3月に構築し、運用を始めたところであります。

具体的には、無断伐採等が確認された事案や、疑いのある事案の伐採事業者等について、市町村も含めて4県で情報を共有し、当該事業者が関わる伐採届が市町村に提出された際に境界確認書類の提出を求めるなど、より厳格に審査を行うこととしております。

また、今後、4県で意見交換を行いながら、各県が連携した広報活動等について検討することとしております。

○有岡浩一議員 昨日の地元紙に、本県31年連続日本一の見出しがあり、杉丸太生産量193万立方メートルとありましたが、その記事には、県森林組合連合会事業部長の「今以上に再生林に取り組まなければならない」というコメントがありました。

そこで、森林伐採による災害発生の防止につ

いて、4年前にも質問しておりますが、県としてどのように取り組んでいかれるのか、再度、部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 県では、NPO法人「ひむか維森の会」が提唱する環境保全に配慮した伐採や搬出の考え方を取り入れた、県独自のガイドラインを平成30年度に作成し、研修会や伐採届の受理時などの機会に、災害の防止に必要な留意事項について、伐採事業者を指導してきたところであります。

また、梅雨や台風前に、市町村等と連携して伐採跡地の調査を行い、必要に応じて、災害防止対策の直接指導を行っております。

さらに、本年3月には、ガイドラインを改正し、人家裏の伐採で発生した林地残材の搬出を規定するなど、指導を強化したところであります。

現在、「ひむか維森の会」では、自らが策定した行動規範の全国への普及に取り組まれており、県としましては、引き続き、市町村や関係団体等と連携を図りながら、森林伐採による災害の防止に努めてまいります。

○有岡浩一議員 ある本の紹介になりますけれども、オーストリアのチロル州のハザードマップでは、災害発生危険区域のレッドゾーン、イエローゾーンに、現在の状況を保存するバイオレットゾーンなど、災害計画だけでなく、自然保護を考える、そういう取組も行われているようです。今後の宮崎県の環境を守る取組の参考になればと思っております。

続いて、8番目の成長産業の振興について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

カーボンニュートラルを推進する上で、今後、ナトリウムイオン電池のような新たな蓄電池分野の成長を見込んで、関連企業の誘致が必

要ではないかと考えますが、県の見解をお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 蓄電池は、カーボンニュートラルを推進する上で、自動車等の電動化のほか、太陽光や風力発電など、再生可能エネルギーの貯蔵手段として重要な技術であり、市場の拡大が見込まれる成長産業の一つと考えております。

県では、戦略的な企業立地を推進するため、重点的に取り組む産業分野を定めており、蓄電池のような、次世代の成長が期待できる環境・エネルギー関連産業につきましても、これらの分野の一つとして位置づけているところでございます。

県といたしましては、引き続き、蓄電池関連企業等をはじめ、今後成長が期待される分野の企業立地に、積極的に取り組んでまいります。

○有岡浩一議員 続きまして、知事にお尋ねしたいと思います。

知事の4年前の政策提案では、3期目の政策として、新たな成長産業の振興を目指して取り組むとありましたが、4期目に向けて、どのような成長産業振興に取り組まれるのか、知事の思いをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県ではこれまで、フードビジネスや東九州メディカルバレー構想に基づきます医療関連機器産業の振興等の取組に加えまして、本県経済を牽引する成長期待企業への集中的な支援などに取り組んでまいりました。

新型コロナや原油価格・物価高騰など、最近の社会経済を取り巻く環境は大きく変化しております。政府においては、これらの変化がもたらす社会的課題の解決と経済成長を同時に実現することを目指した方針が閣議決定され、カー

ボンニュートラルに向けた再生可能エネルギーへの転換や、デジタルトランスフォーメーションの推進等が、重点投資分野として位置づけられたところであります。

このため、私としましては、県内産業の振興に向けまして、本県の特徴を生かしたフードビジネスの取組等をさらに強化するとともに、重要性が高まっております脱炭素化・デジタル化などの社会的課題の解決に向けた分野にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 御答弁いただきましたが、社会的課題の解決に向けた分野という意味では、蓄電池は、各分野の非常用電源としても必要であります。ましてや、災害時の非常用電源として広く求められていきます。他県に先駆けて、検討を強く望みます。よろしく願いいたします。

次に病院局長に、新県立宮崎病院の危機管理についてお伺いいたします。

令和2年の宮崎病院の停電事故を踏まえ、新県立宮崎病院で、BCP訓練等がどのように取り組まれているのか、お伺いいたします。

○病院局長（吉村久人君） 令和2年11月の停電事故につきましては、患者やその家族をはじめ県民、関係医療機関に多大な御迷惑をおかけすることになり、危機管理の重要性を改めて強く認識したところであります。

新病院につきましては、電力会社からの電気供給を2系統とするとともに、非常用発電設備の発電容量を増やし、監視体制を強化するなど防災機能を高めたところであります。

御質問のBCP訓練等につきましては、開院に当たって、防災関連マニュアルを見直した上で、スタッフの配置や動き、防災備蓄状況の把握等を目的に実施したところであり、災害時に

おける迅速な対応と継続的な安全診療の提供を行うことができるよう、引き続き防災に係る各訓練を適切に実施することとしております。

今後とも、県内の医療を支える中核病院として、県民に良質で高度な医療が安定的に提供できるよう努めてまいります。

○有岡浩一議員 答弁いただきました。前回のよう漏電による停電はないと思いますが、一つ懸念することとしましては、非常時に全スタッフが招集できるとは限りません。訓練したメンバーが、そのとおりに動けるという保障はないということであります。

そういった意味では、リーダー不在のときの指示を出す担当者の決定など、様々なパターンを想定した準備が必要です。病院での安全対策を強く望みます。

それでは、最後の10番目の質問に入りたいと思います。

新規採用警察官の話です。若手警察官の育成について、警察本部長等にお伺いしたいと思います。昨年12月に開催された警察署協議会会長連絡会議の中で、警務部長から、平成25年度大学卒業の男性警察官の採用倍率が4.8倍あったものが、令和2年度は半分以下の2.2倍であり、さらに新規採用職員の早期退職も課題となっているとのお話がありました。令和になり、採用後1年以内の退職警察官が毎年11名、14名となり、新規採用者の1割以上となっております。

若手職員の育成において、上意下達で、上司から言われたことをやっていたらよいという文化だけでは、これからの時代の変化に適應できません。相手の話を聞く力、相手の立場を理解した上で、自分の考えを伝える力、意見を出し合って議論し高め合う力が必要です。

そこでまず、新規採用警察官の退職理由を把

握し、採用や教養に生かされているのか、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（佐藤隆司君） 過去10年間に於ける新規採用警察官数の年平均は約84人、採用後1年以内の退職者数の年平均は約6人となっております。

新規採用警察官の退職理由は、他の職業への転職など様々なものがあります。県警察では、把握した退職理由を踏まえ、採用募集活動や採用時教養に反映させております。また、採用時教養修了後も、各種専科や昇任時教養のほか、全警察職員が、あらゆる機会を通じ、職務倫理を深める指導教養に努めております。

県警察におきましては、優秀な人財確保のための採用募集活動の強化と魅力ある職場づくり、高い倫理観と職務能力を兼ね備えた人財育成に努めておりますが、議員御指摘の点も踏まえ、引き続き、相手の話を聞く力などを持った若手警察官の育成に向けた諸対策を進めてまいります。

○有岡浩一議員 続いて、公安委員長にお尋ねしたいと思っております。

最近の採用試験時の取組として、資格加点制度を導入し、語学や情報処理、スポーツ、簿記なども取り入れて、意識の高い新規職員の採用に取り組んでいるようです。

また、公安委員長は、「公安委員会は、県警察を管理する立場にあり、県民の目線でチェックしながら意見を述べている」と、協議会で挨拶されています。

そこで、新規採用警察官の早期退職状況をどのように捉え、助言等を行っていかれるのか、公安委員長にお伺いいたします。

○公安委員長（島津久友君） 新規採用警察官の退職状況をはじめ、組織や人事管理の状況等

につきましては、公安委員会定例会議の場を通じ、警察本部長等から報告を受け、把握しているところであります。

早期退職につきましては、それぞれの事情があるものの、新規採用警察官に限らず、優れた資質や能力を有する職員が職場を離れるということは、好ましいことではないと考えております。

公安委員会といたしましては、議員御指摘の点も踏まえまして、引き続き、離職防止や県民の立場に立った警察職員育成の観点から、県警察を適切に指導してまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 御答弁ありがとうございます。各警察署において、ピアサポーター制度を生かし、さらに若手職員の皆さんからの相談ができる環境づくりを期待し、私の質問の全てを終わります。ありがとうございました。（拍手）

○右松隆央副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時42分休憩

午後1時0分再開

○中野一則議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、日高博之議員。

○日高博之議員〔登壇〕（拍手） 自民党の日高博之でございます。通告書に従い一般質問を行います。

初めに、知事の政治姿勢についてお伺いいたします。

「たゆまぬ挑戦、さらなる前進。安心と希望あふれる宮崎へ」、知事のポスターを私は部屋

に飾っております。余談でございます。

知事は昨年、我が会派の坂口先生の一般質問で、4期目の知事選挙に立候補することを決断いたしました。振り返りますと、知事は3期目当選後の地元紙インタビューに対して、「低投票率など別のものとも戦っているようだった。選挙戦は盛り上がっていない、投票に行かなければポピュリズムを助長する。投票に足を運び、何らかの意思表示をしてほしかった」と言っています。その後、3期目に向けてということでは、「県民から物足りないとか、もっと強く言ってほしいという指摘もある。しっかりと受け止めて、私なりに努力したい。政治家としての姿が求められると思う」とリーダーシップの発揮を誓った」と書いてありました。

そして、3期目がスタートしましたが、御存じのとおり、知事が歴史的危機に直面していると言われた、新型コロナウイルス感染症との戦いが2年以上に及び、現在では第7波に直面しております。しかし、やっと、行動制限が少しずつではありますが緩和されつつあり、本県社会経済が回り出すところまで来ております。

これまでの第1波からの新型コロナウイルスへの対応については、判断が難しい場面も多々あったかと思いますが、日々変化し続ける状況の中、迅速かつ的確な対応ができていると、私は評価をいたしております。知事もメディアなどのあらゆる媒体を活用し、コロナ感染防止やワクチン接種の推進など、積極的に行動されていきました。

私は、知事、県当局の隙のないマネジメント力をすごいなと再認識したわけであります。にもかかわらず、知事の評価について、ある県民からは——これも報道ベースでございますが

——いまだに情熱やリーダーシップを感じにくいという意見があります。

人間、それぞれ性格も個性も千差万別であります。政治家河野俊嗣として、今後、今以上に何が求められるのか、知事が思い描くリーダーシップとはどういうものを考えているのか、お伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わり、他の質問は質問者席からいたします。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

知事に求められるリーダーシップとは、将来に向けたビジョンや戦略を県民に明確に示し、自らが先頭に立って果敢に挑戦し、実現に向け取り組んでいくこと、そして、その結果に対してしっかりと責任を持つことであると考えております。

十人十色と言われますが、リーダーシップの発揮の仕方についても、様々なそれぞれの持ち味を生かして取り組んでいくこと、そこは大事ではないかと考えております。

私は、司馬遼太郎の「項羽と劉邦」という小説が大好きなんです。あれを読んだときに、自分は項羽ではなく劉邦でありたいということ強く思ったところであります。劉邦のような人間的な魅力でありますとか、周りがほっておけないような大きな空虚、そのようなものではないかもしれませんが、大事なこととしましては、多くの皆様の力を結集して目標を達成していくこと、そのプロセスなり姿勢というものが非常に重要だと考えております。

これまで、徹底した現場主義と、県民の皆様との対話と協働を基本姿勢として県政運営に当たっておりますが、新型コロナへの対応に際しましては、県民の命と暮らしを守り、そして地

域医療を守るため、苦渋の決断ではありましたが、厳しい行動要請など必要な対策を迅速に講じてきたところであります。

こうしたコロナ禍に加え、ウクライナ情勢に端を発する原油価格・物価高騰など、先行きが不透明な状況は続きますが、県民の皆様が安心と希望を持って暮らすことができる県づくりに向けて、これからもしっかりとリーダーシップを発揮して、着実に県政を進めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○日高博之議員 千差万別でございます。何も声が大きければいいとか、全然違いますから、私の性格も知事の性格も。それは当然理解しての質問でございます。

県庁のスタイルは、トップが下から積み上げられたことを了承していく形、言わばボトムアップ、この形がこれまでの歴史の中で県庁には根づいているわけです。

しかし、先の見通せない今、スピード感と変化に対応するためには、トップダウン、いわゆる政治判断も時には必要になってくる、使い分けも必要になってくるんじゃないかなと思うんです。

現在は、御存じのとおりSNS時代になっております。だから、トップの発信や成果をすぐに県民は求めるわけでございます。そしてコロナ禍、先ほど言いました国際情勢とかがございます。戦後の安定が、これから本当に望めるのか、もう続かないんじゃないかというような状況であると、私は認識しております。

それで、トップに立つリーダー、そんな不確実性の時代に対応する能力と強烈な価値観を持って、それを押し通していくカリスマが求められると私は思っております。

しかし、これはパフォーマンスでは、言って

みれば大衆迎合主義的になって、ポピュリズムに陥りかねない、そういう危うさもあります。やはり行政も、それでは長続きもしないし、持久戦を戦い抜くことはできないということが、宮崎県では証明されているわけです、実証されておるわけです。

先ほど述べましたように、強烈な価値観を持って、それを押し通すカリスマ性を発揮するためには、やはり教科書どおりでは県民に伝わらないわけです。それから重要なことは、県が提供するサービス、情報が、その日にそれを必要とする人に届いてこそ真価が発揮できると私は思います。

「伝える」から「伝わる」へ、県の発信の在り方をもうちょっと見直して、県政への共感を育てていくことが県のトップリーダーとしての使命だと、私は強く感じております。

そこで、県民に対する情報の伝え方として、知事はどのようなことを意識しているのか、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 大変重要な御指摘だと受け止めております。

私自身、国家公務員また地方公務員として勤務し、公務員としての仕事を積み重ね、その後政治家たる知事となってまいりますと、やはり公務員が積み上げてきた仕事、それはそれなりに価値のあるものでありますが、それを伝えて県民に理解してもらわないことには、物事が前に進まないといえますか、確かなものにつながっていかないということを強く感じております。

したがって、いかに伝えていくか、そのことについて私なりに、対話と協働の基本姿勢の下で、その思いや考え、内容を分かりやすく丁寧に発信することを心がけてきたところであ

ります。

今、議員の御指摘がありましたように、コロナは大変難しい判断の積み重ねであったところでもあります。その判断の経過でありますとか内容というものをいかに伝えるか、そして、感染防止と社会経済活動のバランスを取る、そういうことを実現していくかという面に、この2年以上にわたって苦勞してまいったところでもあります。

これからも、いかに伝えるか、伝わるかというところに意を用いながら、自分の発信の仕方も含めて、また県庁全体としての情報発信の在り方についても、さらに工夫を重ねてまいりたいと考えております。

○日高博之議員 ぜひ工夫をしていただきたい。秘書広報課が中心になって、やはりそれを考えにやいかんですね。その考えがちょっと足りんちやないかなという部分もちょうとありますので、それも知事から、しっかり上から指摘することは非常に重要だと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、知事のフェイスブックの中で、埼玉県御自宅を売却されたことが掲載されておりました。内容をかいつまみますと、「平成17年3月31日に総務省から宮崎に赴任し、17年がたちました。私が自治省に入省したのが昭和63年4月1日なので、就職して34年が経過。職業人生のちょうど半分を宮崎で過ごしたこととなります。1つの節目に当たり、感慨に浸っています。—中略—この鴻巣の自宅は、埼玉県庁時代の4年間住んでいて、その住みやすさが気に入り、いずれ帰ってくる拠点にしようと購入した。そして、宮崎での勤務を終えて総務省に戻るときは、この家に帰ってこようと考えていたが、宮崎県知事に就任し、この家に帰ってくる

こともなくなったので、希望する方に売却することになった」と、これは過去形ですが。

最後の文面には、「宮崎に赴任する前の職業人生17年と比べ、宮崎での生活がその期間を上回る日々となっています。単に日数の面で上回るだけではなく、質の面でもさらに充実していくよう、気持ちも新たに組み組んでまいります」と締めくくっております。

文章は長かったですけど、私はこの掲載を読みました。これを見て、知事が御自宅に非常に思い入れがあるという、言ってみれば、自宅を売却されたとの感慨と、その背景に何があるかということ、心底、宮崎に骨を埋めようという覚悟、決意ではないかなと私は受け止めたわけです。悟ったわけでもあります。

そこで、知事が埼玉の御自宅を売却された思い、そして、今後どのような覚悟で県政運営に挑むのか、お伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 詳細に御紹介いただきまして、ありがとうございます。

埼玉県庁時代に、鴻巣にある県の宿舎に4年間住んでおったところではありますが、総務省に帰るタイミングになったところで、住み慣れた鴻巣というところが気に入って、いずれ総務省で勤務した後どこかの地方勤務をして総務省に帰る。その地方勤務が宮崎だったわけですが、そのときに、そこで慌てて家探しをするのではなく、戻るところをつくっておこうということで、埼玉県から帰るタイミングで中古の住宅を買い求めたということでもあります。

ただ、今御紹介いただきましたように、宮崎に赴任して、縁あって知事を志すということになった時点で、国家公務員としてのキャリアに終止符を打たれた。そして、まさに宮崎に骨を埋める覚悟を決めたわけでありまして、鴻巣に

家族や親戚等がおるわけでもなく、もうその時点で、その住宅に戻るということはなくなつたと考えております。

ただ、御縁があつて、その家を借りておられる方がずっとおられ、その方が退去された後に、そこを欲しいという方がおられたものから、たまたま昨年の時点で売却したということになります。

ただ、今申し上げましたように、知事としての思い、この第2のふるさと宮崎に骨を埋める覚悟で仕事をしているということには変わりはありませんし、今回、鴻巣のこの住宅を売却することによって、さらにその思いも強く増しているところでもあります。

17年経過した今、この経験、そしてそれ以前、総務省やほかの地方公共団体で経験したこと、または海外留学等もありましたが、その持てる経験の全てを今、この宮崎で、知事として仕事をするために使っているんだと、そういう思いの下でしっかりと成果を出してまいりたい、そのような覚悟で取り組んでおります。

○日高博之議員 ありがとうございます。そういう答弁を聞くと、県民も、知事は頑張ってくれるんだと思うんですけど、その発信をどうするかです。

総括しますと、私は個人的に、知事と会話したり、よく懇親会で話すと、気さくな方だなと正直思っているんです。ですが、まだ今はそのキャラみたいなのが県民に対して届いていない。知事が、宮崎県知事河野俊嗣と、政治家河野俊嗣、どちらかという、宮崎県知事河野俊嗣が100点満点であつたら、政治家河野俊嗣はそれよりも劣ると思うんです、本当に申し訳ない意見ですけど。そこのバランスがしっかり取れるようになれば——もっと政治家河野俊嗣を前

に出してほしいなというお願い。そうなれば、よく知事が言う「余人をもって代え難し」、そういう知事になれるんじゃないかと、私ごときが言うのもちょっと失礼なんですけど、私はそう思いますので、今回は期待しておりますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

次に、へべスの生産振興についてお願ひいたします。

平成30年11月議会において、当時の郡司副知事が、「へべスの魅力を最大限に発揮できる生産・販売・加工の取組を積極的に推進し、へべスを全国はもとより、世界に売り込めるブランドに育てていきたい」と、熱い思いを語られていました。

我がふるさとの日向が発祥であるへべスは、爽やかな香り、まろやかな酸味が特徴で、料理や飲物に加えることで様々な楽しみ方ができる、とても魅力のある農産物であると考えております。

今月2日には、宮崎中央卸売市場でハウスへべスの初競りが行われ、コロナ禍ではありますが、キロ5,000円の高値がついたという明るいニュースもあり、幸先よいスタートが切れたのではないかなと感じておるところです。

さて、県は平成28年9月に、生産者や関係機関・団体とともに、へべスを県下全域に生産拡大する方針を打ち出されました。その際、生産面積を25ヘクタールから、令和7年度と同目標を40ヘクタールに増やそうというものでありました。

そこで、へべス生産拡大の現状について、農政水産部長にお願ひいたします。

○農政水産部長(久保昌広君) へべスにつきましては、県下統一した栽培指導の下、苗木の確保や選果機の導入など、安定した品質・収量

確保に向けた生産体制の整備に、関係機関・団体と連携し、取り組んでまいりました。

その結果、日向市のほか都城市、宮崎市など県内13市町で産地化が進み、令和3年現在、栽培面積は約36ヘクタールと順調に拡大しております。

○日高博之議員 部長から、当初の目標面積に近づきつつあるという話を伺いましたが、県内各地で生産拡大が進んでいくということになると、それに伴い生産量も多くなるのではないかと思います。

また、へべスは、宮崎ブランドの認証商品となっており、県内ではよく知られていますが、県外ではそこまで認知度が高くないのではと、思っているところであり、今後の販売対策が重要ではないかと考えております。

そこで、へべスのブランド確立に向けた販売対策について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） へべスの販売対策については、これまで県内外の量販店や宮崎ゆかりの飲食店でのフェア等に取り組んでおり、実際に利用した事業者等からは、果汁の多さや料理への使いやすさなど、高い評価をいただいているところです。

一方で、首都圏などの消費者を対象とした県の調査では、へべスの認知度は約6%と低い状況にあり、他のかんきつにないへべスの魅力をより多くの方に認識してもらうことが、大変重要であると考えております。

このため、引き続き認知度向上のためのフェア等に取り組むとともに、新たなアプローチとして、カットサラダや冷凍総菜、飲料、調味料等、多様な分野での活用について、県外の事業者積極的に提案を行うなど、さらなる販売対

策に取り組んでまいります。

○日高博之議員 まだ6%です。県内は60%ということではありますが、大分はカボスがあります。それと沖縄は、永山副知事のところという失礼なんですけど、シークワサーが、全国のかんきつ類の中にあります。

それで、郡司前副知事が、世界に売り込むんだという答弁もされたということで、担当副知事は永山副知事なので、宮崎県民としては、シークワサーよりも、やっぱりへべスのほうが上に行ってほしいわけです。

それで、これをどう売り込んでいくのか、永山副知事に決意をお願いします。

○副知事（永山寛理君） 生まれ育った身として、それまで、世界一の香酸かんきつはシークワサーだと思っておりました。正直、宮崎に来るまで、へべスというものの存在を存じ上げませんでした。しかしながら、初めて日高議員からへべスを紹介いただきまして、その爽やかで香り高い酸味、そして、食材に振りかけても食材の味を邪魔せず、食材のうまみを最大限に生かす、そのすばらしさに感銘を受けたところでございます。

その勢いで、東京に本社を構える冷凍食品のメーカーがあるんですが、その社長に直接へべスを売り込みまして製品化されました、へべスを県産カンパチに振りかけたすばらしい冷凍食品が販売されたということで、私も個人的に、フェイスブック等でへべスの魅力を全国に発信しているところでございます。

ただ残念ながら、全国的にまだ認知度が6%ということ、カボス、スダチ、シークワサー、世界に目を向けるとライム、それよりはるかにクオリティーの高いへべス、それを先ほど久保農政水産部長が申しましたとおりの各

種加工品とか飲食店等々の販売網というのを、36ヘクタールということで、これからますます生産体制も整ってくると思いますので、日本全体、さらには、郡司前副知事が申しあげましたように、世界に向けて販売促進をやりたい、その覚悟で頑張っていきたいと思えます。

○日高博之議員 本当にありがたいお言葉です。ぜひ、宮崎県の副知事として、しっかりとヘベスを売り込んでいただければと思います。ありがとうございます。

さて、私は、今後さらにブランド化を進めていくためには、本県の温暖で豊富な日照時間などの気候で育った農産物と、他県の農産物との差別化を図っていく必要があると考えております。

そのためには、研究開発が大きな役割を果たすものと考え、総合農業試験場において、本県農産物が持つ新たな価値を明らかにしていく研究を進め、研究成果を活用した産地化に取り組んでいくことが必要だと思っております。

そこで、総合農業試験場では、本県農産物の付加価値を高めるため、どのような試験研究に取り組んでいくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 総合農業試験場では、収量・品質を高める栽培技術や、新品種育成などの研究を行っているところです。

この中で、最近では新たに、スマート農業や環境に配慮した栽培方法などに加え、付加価値の向上につきましても、重点的に取り組んでいるところです。

具体的には、食の機能性に着目し、光の刺激から目を保護するとされるルテインを多く含む

ハウレンソウの栽培に関する研究や、高血圧改善が期待できるGABAを多く含み、香りもよい製茶方法など、保健機能食品の開発につながる研究を進めております。

また、輸出拡大に向け、スイートピーの新品種の育成や、キンカンの防除技術の開発などに取り組んでおります。

今後とも、多様なニーズを的確に捉えながら、付加価値を高める技術開発に取り組んでまいります。

○日高博之議員 儲かる農業をしっかりと実現していく、これを基本にお願いしたいと思っております。

次に行きます。続いて、地域間幹線バス路線についてお伺いいたします。

複数の市町村間を結ぶ重要なバス路線である地域間幹線バス路線については、4月の閉会中の常任委員会において、これまでの検討経緯について、執行部より説明があったところでございます。

その説明によれば、昨年2月を皮切りに、複数回にわたって宮崎交通より、「行政による赤字額の全額補填がなければ路線の廃止」という申出があったとのことです。

それを受けて、各地域ごとに関係者間で協議・検討を重ね、宮崎交通が運行する27路線のうち24路線について、他事業者による運行または市町村による広域的コミュニティーバスへ転換するという方向性に至り、県としても、それを支援するための財源として、バスネットワーク最適化支援基金を創設したということでございます。

しかし、その方向性に対し、宮崎交通は、4月末に今後3年間の経費削減策を示し、一転して運行継続に意欲を示しているようでありませ

が、まず、宮崎交通が示した経費削減策について、県はどのように評価しているのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（松浦直康君） 宮崎交通から示されました経費削減策は、一般路線バス事業全体において、令和6年度までの3年間で約3.3億円を削減するというものでありまして、今回このような削減策が示されたこと自体は、県としても一定の評価をしているところであります。

しかしながら、焦点となっております地域間幹線バス事業に限りますと、削減見込額は3,700万円程度となっております。行政による支援後に例年生じておりました約2億円の欠損に対しまして、問題が大きく解消されるものではないと認識しております。

今後、各地域のバス路線対策会議におきまして、宮崎交通より、各路線ごとの削減額等を提示いただく予定でありますので、その中で、市町村とともにしっかりと精査・協議をしてまいります。

○日高博之議員 ありがとうございます。宮崎交通の経費削減策が示されたことについて、県としても一定の評価はされているということですか。

私自身も、これまでの強硬な宮崎交通の姿勢は何だろうなと思っていたところなんです。会社側もこの問題を改めて真剣に考えて、何とか解決しようと歩み寄りを見せているものと、若干感じているところでございます。

そこで、宮崎交通の考え方が変わってきた中、地域間幹線バス路線の在り方について、今後どう解決を図っていくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 地域間幹線バ

ス路線につきましては、「行政による赤字額の全額補填がなければ路線を廃止する」という宮崎交通からの申出を受けまして、市町村等とともに議論し、他事業者による運行や市町村による広域的コミュニティーバスへの転換という方向で検討してきたところであります。

一方で、議員御指摘のとおり、今回の議論の前提となりました宮崎交通の考え方が変わってきていることから、今後、改めて同社より具体的な提案がなされるものと考えております。

また、国におきましても、地域間幹線バス事業に対する国庫補助制度の見直しについて議論が進められておりますので、その動向も注視しながら、引き続き、地域ごとに、あるいは路線ごとに丁寧に協議・検討し、本年度内には、その議論を踏まえた基本的な考え方や方向性を整理してまいりたいと考えております。

○日高博之議員 今回の議論で最も重要なのは、人口減少の下において利用者の大幅な増加が見込めない中、地域の貴重な足である地域間幹線バス路線をいかに担保するかということにあります。その貴重な移動手段が突然なくなってしまうことは、地域住民にとって最も避けなければならない事態であり、これまでの経緯や議論について十分理解できるものではありませんけれども、改めて行政、バス事業者におかれては、利用者目線に立ちつつ、その持続可能な在り方について、引き続き真摯に協議・検討いただくようお願い申し上げます。

次に、海岸の浸食対策についてお伺いいたします。

様々な要因により、全国各地で海岸浸食が生じています。宮崎においても、現在、宮崎海岸で「侵食対策事業」が進められています。

宮崎海岸は、宮崎港と一ツ瀬川の間にある

約10キロの砂浜海岸で、アカウミガメやコアジサシなど貴重な野生生物を含め、たくさんの動植物がいるほか、漁業やサーフィン、釣りなどで利用されています。

昔は、広い砂浜で、運動会とか遠足が行われたようです。それが、ここ数十年の間で海岸浸食が進んで、海岸の背後地の人々の安全が脅かされております。

広い砂浜は、波の力を弱める動きがあるとのことですが、このまま砂浜がなくなると、波が高くなり、砂丘が崩れたり、護岸が壊れたりするおそれがあります。宮崎海岸では、砂浜を回復し、浜幅を50メートル確保することを目標に、様々な浸食対策が進められているわけですが、地球温暖化が進行する中、今後、気候変動に伴う高潮などの災害の激甚化、頻発化が懸念され、当海岸の浸食対策は待ったなしと考えます。

そこで、「宮崎海岸の侵食対策事業」の進捗状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 宮崎海岸につきましては、平成20年度から国による対策が進められており、岸から海に向かって延びる突堤や、浸食を防ぐ護岸の整備及び人工的に砂を入れる養浜が実施されております。

令和3年度までの進捗率は、事業費ベースで約5割と伺っております。このうち、突堤は3基計画され、北側の1基目は長さ50メートルが完成、2基目は、長さ150メートルのうち50メートルが、3基目は、長さ300メートルのうち75メートルが整備され、護岸につきましては、延長2,700メートルの埋設護岸が完成し、養浜につきましても、継続して実施する予定と伺っております。

○日高博之議員 浸食対策にかかる期間が、平成20年度から令和9年度の20年間で予定されているようですが、2期目の突堤はまだ100メートル残っていて、3期目が225メートルも残っている、延ばす必要もあると。残り6年でその工事を進めるためには、まず関係者の理解を得る必要があると考えます。

そこで、令和9年度の完成に向けてどのように取り組んでいくのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 議員御指摘のとおり、事業の完了に向けては、突堤延伸に対する関係者の御理解を得ることが大変重要であります。

これまでも、地元との意見交換会など、関係者との調整に取り組んできたところでありますが、本年3月に、国、県及び宮崎市で構成する「宮崎海岸侵食対策関係行政連絡会議」を設け、浸食対策をより円滑に推進することとしたところであります。

宮崎海岸は、県で管理する海岸であります。その浸食対策は高度な技術力と多大な事業費を要することから、国の直轄事業として対策が進められており、令和9年度の完成に向け、今後も国や関係機関としっかり連携して取り組んでまいります。

○日高博之議員 令和9年度までの完成ということで、高度な技術も要るし、お金もかかる。これは、坂口先生の質問もございましたけれども、やはり今後どうしていくのか、国としっかりと連携していくことは非常に重要なところだと思っておりますので、ぜひ、これは県土整備部長、大重点課題でお願いしたいと思っております。

次に、盛土規制法についてお伺いいたします。

す。

令和3年7月に静岡県熱海市で、大雨に伴って盛土が崩壊し、甚大な人的・物的被害が発生しました。

このような危険な盛土を防止する仕組みとして、既存の法律では、盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在するという問題が浮き彫りになったことから、令和4年5月27日に、「宅地造成及び特定盛土規制法」、いわゆる「盛土規制法」が公布されました。

熱海で発生したような盛土等による被害を出さないよう、この法律の施行に対応するため、しっかりとした準備が必要と考えますが、まず、盛土規制法の趣旨及び概要と法施行に向けた取組状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 盛土規制法は、国民の生命・財産を守るため、宅地、森林、農地等の用途にかかわらず、危険な盛土等について、全国一律の基準で隙間のない規制を行うものであります。

具体的には、盛土等により人家等に被害を及ぼすおそれがある区域の調査や指定を行い、区域内での盛土等の許可や改善命令などを知事等が行うことにより、安全性の確保と責任の所在の明確化を図っていくこととなります。

国においては、来年5月までの施行に向けて、今月には、地方自治体向けの説明会の開催や、秋頃には、区域指定の実施要領をはじめとするガイドライン案などの公表が予定されており、県土整備部では、今後速やかに対応していくため、先月、プロジェクトチームを立ち上げ、国への情報収集を行いながら、課題や作業内容の把握、今後のスケジュールなどの検討を進めているところであります。

○日高博之議員 盛土規制法は、宅地だけでなく、森林、農地も含めた全国一律の基準で、隙間のない規制を行うものということです。環境森林部及び農政水産部も深く関わってくると思います。

そこで、今回の法改正についてどう認識しているのか、環境森林部長、農政水産部長それぞれにお伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 環境森林部が所管します森林法に基づく林地開発許可制度との関係では、県知事の許可が必要ない1ヘクタール以下の開発についても、盛土規制法による規制区域内であれば、同法の対象として規制されることから、より災害の未然防止につながるものと認識しております。

また、規制区域内における過去に行われた森林内の盛土等についても、土地所有者等には、常時安全な状態に維持する責務が新たに生じることから、盛土等に伴う災害の防止だけでなく、森林の持つ公益的機能の維持増進にも寄与するものと考えております。

環境森林部としましては、盛土規制法の趣旨を踏まえ、関係部局と一体となって、適正に対応してまいります。

○農政水産部長（久保昌広君） 現在、農地を農地以外の用途に活用する場合は、農地法に基づく農地転用許可等が必要となり、この中で、盛土が含まれる場合には、農地法に定める基準により、周辺への土砂流出のおそれがないかなどの影響を審査し、許可の判断を行っております。

今回の法改正により、災害防止のために必要な許可基準が新たに設定されることになり、規制区域内の農地については、盛土等の安全性の確保が、より一層図られるものと考えておりま

す。

農政水産部としましても、関係部局と連携しながら、適正に対応してまいります。

○日高博之議員 これから、盛土規制法について、各部長ともにしっかりと取り組んでもらいたいと思います。

全国的には、この法律が施行されるまでの間に駆け込み開発が行われていると聞いております。本県は、県の75%以上を森林が占めており、私の地元の県北地域においても、多くの森林を有しております。この貴重な森林資源を守っていくためにも、駆け込み開発が行われなにか、危惧しているところです。

そこで、盛土規制法施行前における森林の駆け込み開発への対応について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 県では、盛土等を伴う1ヘクタールを超える林地開発について、より災害の発生を防止する観点から、昨年、盛土の安全施工等に関する許可条件の見直しを行ったところであります。

具体的には、強雨時や台風襲来時には盛土を施工しないことや、施工途中の盛土が流出し、または崩壊しないようにその防止措置を講ずるなどの条件を追加しております。

また、盛土規制法の規制区域内にある1ヘクタール以下の開発地で、法施行前に、今後行われる盛土等についても、災害防止のため必要なときには、土地所有者等への安全措置命令の発出が可能になりますので、同法の施行前から、その周知を図ってまいります。

こうした対応により、盛土等に伴う災害の発生防止が図られるものと考えております。

○日高博之議員 土地所有者等への安全措置命令の発出、これは非常に重要なところなので、

振興局にしっかりとその辺もレクをしておくべきだと思いますので、お願いいたします。

法律の施行後には、規制区域の指定があります。それと盛土等の許可業務等で、職員の業務量が増えることが予想されております。

また、県土整備部、環境森林部、農政水産部がそれぞれで対応していくことは難しいと考えておりますので、やはり各部の連携というものが重要になってくるわけであります。

そこで、盛土規制法の施行に向けて、公共3部が一体となって取り組む必要があると考えるが、知事の思いをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 今お尋ねの一連の盛土規制法につきましては、熱海市で発生した盛土の崩落による甚大な被害を受け設置されました、「盛土による災害の防止に関する検討会」の提言を踏まえて、今年5月に公布されたところであります。

私自身も全国知事会を代表して、検討会の委員として参加しまして、災害リスクの高い本県の実情を伝えるとともに、広域的な対応の観点から、国による関与の必要性を申し上げたところであります。

この法律は、危険な盛土等を、全国一律の基準で、包括的に都道府県知事等が規制するものでありまして、県の役割が大変重要となり、様々な対応が求められますことから、組織を横断した対応が必要であると考えております。

このため、危険な盛土等による災害の発生を未然に防止し、県民の安全・安心な暮らしの確保に向けまして、関係する3部はもとより、県内市町村をはじめ、県全体での強い連携の下で、盛土規制法の実効性を発揮することができるよう、しっかりと取り組んでまいります。

○日高博之議員 口酸っぱいようですが、こ

の公共3部の連携も、温度差がないようにやってほしいと思うんです。温度差が大事です、公共3部の温度差です。それが大事だと思うんです。

そこで、県土だったら4課が、環境農林だったら4課が、農政だったら3課が関係があり、まとめて11課です、僕が見ている中では。

そこでしっかりとプロジェクトして、プロジェクトリーダーをしっかりと——誰になるのかわかりませんが、その辺もしっかりとやってもらいたいと思います。

人もかかりますよ、これは、知事。人もかかります、本当に大変です。これは大きい法改正です。よろしくお願いいたします。

次に、次期行財政改革プランにおける職員数の目標設定について伺います。

知事部局等の職員数は、平成17年度に4,231名であったものが、行財政改革を推進する中で削減を進め、平成24年度には3,795人となり、その後はおおむね3,800人前後で推移しています。

こうした中で、新型コロナウイルス感染症が発生し、県でも全庁体制で取り組まれています。今後、新たな感染症の発生も危惧され、さらには、南海トラフ大地震や激甚化する豪雨災害など、様々な危機事象の発生を想定していく必要があります。

こうした危機事象の対応のみならず、今後、先ほど質問した盛土規制法の関係でも、行政需要が増えていくことがあっても、減っていくことはないと思います。

こうした状況の中で、今後も今の職員数で大丈夫なのか、もっと増やしていく必要があるのではないかと思います。DX、デジタル化で一定の効果が図られても、行政需要の増大を十分に賄えるほどの人員は捻出できないのではない

かと思います。

現行の「みやざき行財政改革プラン（第三期）」は、推進期間が今年度までとされております。来年度には次期行財政改革プランが策定される予定ですが、次期行財政改革プランにおける職員数の目標設定についてどのように考えているのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 令和元年度に策定しました、現行の「みやざき行財政改革プラン」では、知事部局等の職員数につきまして、スクラップ・アンド・ビルドを基本として、策定時と同水準の3,800人程度で、適正な定員管理に努めていくこととしております。

今後も、効率的な人員体制を構築することは重要であります。一方で、御指摘がありましたように、危機事象の発生をはじめとして、社会経済情勢の変化に伴う行政需要にも弾力的に対応していく必要があると認識しております。

来年度策定を予定しております次期「みやざき行財政改革プラン」における知事部局等職員数の目標につきましては、こうした要素に加え、令和9年度開催予定の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会への対応や、職員がより働きやすい職場環境の整備などについても十分に勘案しながら検討し、今後とも、必要な分野に必要な人員が確保できるよう努めてまいります。

○日高博之議員 必要な分野に必要な人員が確保できるように努めてまいりたい。そのとおりだと思いますので、その辺はよろしくお願いいたします。

むやみに増やすのではなく、適材適所ですっきりと増やしてくれということでございますので、ぜひ、そういう考えでお願いいたします。

次に、県職員の技術系職種の確保についてお

伺いいたします。

先ほど申しましたが、今後、新たな感染症の発生や、南海トラフ巨大地震、激甚化する豪雨災害など、様々な危機事象の発生が危惧される中、県職員の、特に専門性を有する技術系職員を確保していくことが、極めて重要であります。

一方で、近年、少子高齢化に伴う受験年齢人口の減少などにより、民間事業所等々においても、技術系人材、特に土木職員の確保が難しくなってきております。

県職員についても、民間事業所や国、他の地方公共団体との競合などにより、同様に確保が難しい状況にあるのではないかと危惧しております。

そこで、県職員の技術系職種の採用の状況と確保に向けた取組を、総務部長にお願いいたします。

○総務部長（渡辺善敬君） 技術系職種の採用につきましては、受験者数の減少傾向が続いておりまして、特に土木職につきましては、大学卒業程度採用試験の競争倍率が令和2年度には1.2倍まで低下し、また採用辞退により採用予定者数を確保できない年があるなど、議員御指摘のとおり、人材の確保が厳しい状況にあります。

このため、採用試験を実施する人事委員会においては、民間企業等でも広く活用されているSPI試験の導入による新たな受験者層の掘り起こしや、合格発表の早期化を図るなど、試験制度の見直しを通しまして、受験者確保対策に取り組んでいるところであります。

また、関係部局や人事委員会とも連携し、高校・大学等での説明会の実施、就職ガイダンスの開催やインターンシップの受入れ等に取り組

んでおります。

今後とも、県職員の魅力をしっかりとPRし、将来を担う人材の確保に努めてまいります。

○日高博之議員 部長、これは成果が出て何ぼですから。これは、しっかりとやるのが目的ではなくて、成果が出るのが目的でございますので、その辺はしかと頭に、胸に、腹にぽんと落とさんといかんわけですから、よろしくお願いいたします。

次に、県内産業のデジタル化の推進についてお伺いいたします。

県は、令和3年3月に「みやざきDXプラン」を策定し、令和3年度をデジタル化元年と位置づけて、行政、暮らし、産業などのデジタル化を推進することとしています。

また、今年4月の組織改正では、本県のデジタル化を推進するため、情報政策課及び産業政策課の業務を再編し、デジタル推進課を設置した上で、産業政策課に産業分野におけるデジタル化の総合調整機能を担う産業デジタル担当を新設しています。

国も、デジタル田園都市国家構想基本方針において、中小企業のDXやスマート農林水産業などに取り組むこととしており、また骨太の方針2022においても、センサー、ドローン、AI診断などの技術の実装を加速させることとしております。

このように、産業のデジタル化は、県及び国において重点的に取り組む方針となっておりますが、宮崎の地域経済を支える様々な産業の事業者としては、今後、デジタル化を進めなければならないと感じてはいるものの、何から始めたらよいのか分からないという状況ではないかなと思います。

そこでまず、県内産業のデジタル化に向けた現状と課題について、県はどのように認識しているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 人口減少が進み、働き手が不足する中、デジタル技術を活用して事務を効率化したり、拡大するデジタル取引などに対応していくことは、急務であると認識しております。

民間の調査によりますと、D Xに取り組んでいる企業は、九州全体では14.6%であります。本県は10.8%となっており、九州と比べても取組が十分には進んでいないのが現状であります。

県内産業のデジタル化を進めるための課題としては、1つ目は、経営者をはじめとして、デジタル化の効果や必要性に対する理解が不足していること、次に、社内のデジタル化を推進する人材やI C T技術者が不足していること、そして、デジタル技術導入のメリットが見えにくく、県内の導入事例がまだ少ないことなどが、各産業に共通する主な課題であると考えております。

○日高博之議員 本県企業のD Xの取組ということで、言ってみれば、そのメリットが分からないんですよ、基本的に。九州の中でも進んでいないですね。その課題が見えてきているわけです。これから県内産業のデジタル化を進めなければなりませんけど、中小・小規模事業所が多い本県の事業者にとって、ハードルが高くなっているという認識がある。そこで、これらの課題を踏まえて、県として、産業のデジタル化に向けて今後どのように取り組んでいくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 産業のデジタル化を推進するため、まず、セミナーや講演

会、最新I C Tの展示会などを開催し、デジタル化の意義や効果などに関する事業者の理解促進を図ってまいります。

次に、デジタル技術を活用した現場作業の自動化や事務の効率化など、より実践的なテーマで学ぶ研修や連続講座を開催し、参加者同士のネットワークも形成しながら、人材育成を図ることとしております。

また、デジタル技術等の導入に対する支援を行います。また、県内事業者の参考となるような好事例を生み出してまいりたいと考えております。

中小・小規模事業者におきましても、事業規模や業態に応じたデジタル化を進めていくことが大変重要であると考えておりますので、こうした取組を通じ、県内産業のデジタル化にしっかりと取り組んでまいります。

○日高博之議員 次に、県庁のデジタル化についてお伺いいたします。

先ほど、県内産業のデジタル化でも触れたとおり、県は、行政や暮らし、産業などのデジタル化を推進するということを掲げておりますが、特に日々の県民の暮らしにおいては、行政が提供する各種サービスの果たす役割や影響は大変大きいと思います。

そのため、まず県庁自ら率先してD Xの取組を進めることで規範を示し、デジタル社会の実現に向けて市町村や事業者を牽引するべきではないかと、私はそこまで考えております。

そこで、県庁におけるD Xについてはどのように取り組もうとしているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 多様化する県民ニーズに応え、より質の高い行政サービスを提供していくためには、デジタル技術の活用に

より、県民の利便性の向上や業務効率化を図り、業務の進め方を変革していくことが求められておりまして、県においても、行政手続のオンライン化やAI技術の活用などを進めているところであります。

例えばコロナ禍にあって、保健所では業務量が大きく増加いたしました。陽性者情報を、電話での聞き取りからオンラインを併用する対応に切り替えたことなどによりまして、手続を簡素化し、陽性者本人、そして対応する職員双方の負担軽減につながったところであります。

県としましては、今後もデジタル人材の育成・確保などを含め、スピード感を持って県庁のDXを推進してまいります。

○日高博之議員 その保健所のDX化は本当にヒットだと思うんです。ですから、こういうのが何かいろいろ成っていくということを願っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、ジモ・ミヤ・タビキャンペーンについて。

県内旅行割引事業「ジモ・ミヤ・タビキャンペーン」についてですが、ジモ・ミヤ・タビキャンペーンは、1人当たりの県内旅行代金の最大50%、上限5,000円を割引、さらに県内飲食店などで利用できるジモ・ミヤ・タビクーポンを1人1日当たり最大4,000円付与するものであります。

このキャンペーンによって、本県の昨年11月、12月の宿泊稼働指数は全国で1位となり、私の周りでも利用している方が非常に多く、宿泊業や旅行業にとって大変効果がある事業であると思います。

一方で、ジモ・ミヤ・タビクーポンの利用については、宮崎市などに集中しているのではないかと考えております。

そこで、ジモ・ミヤ・タビクーポンの利用状況について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 県内旅行の割引事業でありますジモ・ミヤ・タビキャンペーンの利用者に対して配布しておりますクーポンの利用額は、令和3年度末の時点で約14億6,000万円でありまして、主に県内の小売店や飲食店などで利用されております。

このうち、市町村別が把握できる利用額での割合を見ますと、宮崎市が約6割、都城市が約1割などとなっております。

なお、キャンペーンに参加する宿泊施設の全体の客室数のうち、宮崎市内が約6割近くを占めておりますことも、クーポン利用額が集中している要因の一つと考えております。

○日高博之議員 ジモ・ミヤ・タビクーポンについては、以前、知り合いの店舗から、クーポン事務局での換金が月1回であり換金回数が少ないという話を伺ったところであります。

換金されるまでの間、店舗側がクーポン利用額分を負担し続ける必要があり、クーポン利用店舗を増やしていくためには、迅速な換金手続が必要であると考えます。

また、先ほどの答弁でもあったとおり、宮崎市などへの偏りも見られることから、キャンペーンの効果を全県的に波及させることが重要であると考えております。

そこで、迅速なクーポンの換金やジモ・ミヤ・タビキャンペーンの効果の全県的な波及のため、どのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） ジモ・ミヤ・タビキャンペーンにつきましては、コロナ禍において厳しい状況にある観光産業を支援す

るために実施しているところがございます。

このため、クーポンの換金回数につきまして、昨年6月のキャンペーン開始当初の月1回から、昨年7月には週1回に変更し、換金の迅速化を図ったところであり、引き続き、換金手続など制度の周知を図ることにより、クーポン利用店舗の増加につなげてまいります。

また、キャンペーン効果の全県的な波及につきましては、キャンペーン対象の宿泊施設やクーポン利用店舗などの情報をしっかりと発信しますとともに、これらの情報を市町村に提供し、利用促進につなげるなど、一層の取組を進めてまいります。

○日高博之議員 昨年7月に週1回に変更になったと、これ自体を知らないんですよね。だから、伝えるが、伝わらないかもです。ぜひ、部長にお願いいたします。

次に、SFTSについて。重症熱性血小板減少症候群、いわゆるSFTSについてであります。

SFTSは、西日本を中心に患者の発生が多く見られており、ウイルスを保有するマダニにかまれることで感染すると言われております。

近年は、鹿やイノシシなど野生動物の生息地域とともに、マダニも身近な里山まで下りてきており、その結果、農作業やレジャーなどの感染例が増えております。また、ウイルスを所有したマダニにかまれて犬や猫が感染し、それらの動物の体液に触れた人が感染した事例もあります。

マダニは春から秋にかけて活動が活発になり、この時期の発症が多いと言われておりますが、有効な治療法やワクチンもなく、何と致死率が30%と高いため、広く県民へ注意喚起する必要があると思います。

そこで、本県のSFTSの発生状況と、県としての取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 本県におけるSFTSの発生状況は、国内での感染が初めて確認されました平成25年から累計で93件となっております。今年に入ってから既に6件発生しております。

SFTS対策としましては、ウイルスを保有しているマダニにかまれることが最も重要であります。このため、県としましては、マダニが民家の裏庭や畑、あぜ道などにも生息していること、草むらややぶなどに入る場合は、長袖、長ズボンを着用して肌の露出を少なくすること、ペットから感染する事例もあるため、対策が必要であることなどを、県のホームページや県政番組等でお知らせしているところであります。

引き続き、保健所での取組はもとより、市町村とも連携して、県民への情報発信、注意喚起を行ってまいります。

○日高博之議員 今日もまた1名発生したという情報が入ってきていることも聞いておりますので、注意喚起をよろしくお願いいたします。

最後になります。ウクライナの避難民について。

現在、ロシアがウクライナに侵略し、多くの方が自国を追われ、国外へ避難を余儀なくされております。突然生活を奪われた方々は、食事や医療、子供たちの教育など、今後の生活に多くの不安を感じていることと思います。

本県宮崎にも、避難された方が4世帯11名おられ、その中には、小学校や中学校に就学する年齢の子供たちもいると聞いております。本来であれば、自国の友達と楽しく学校生活を過ご

しているはずの子供たちが、このように遠い異国の地で困難な状況に直面していることを思うと、胸が痛みます。このままウクライナへの侵略が長期化し、帰国できない状況となれば、さらに子供たちの教育のことが心配になります。

こうした状況において、教育委員会は、ウクライナから避難してきた子供たちに対し、どのような教育的支援を行い、教育の機会を確保するのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） ウクライナから避難してこられた子供たちにつきましては、言葉の壁、心や体の健康、これらに配慮することはもとより、何より、未来をつくる子供たちの学びを止めてはならないと考えております。

そのため、文部科学省の通知を周知し、避難した子供たちの教育の機会が確実に確保されるよう、市町村教育委員会や関係各課と情報の共有と連携を図っております。

県教育委員会といたしましても、今後とも、避難した子供たちが安心して学校生活を送ることができるよう、日本語指導支援員を配置するなど、御家族、子供たちに寄り添う積極的な支援を行ってまいります。

○日高博之議員 今後とも引き続き、避難した子供たちが安心して教育を受けられる体制をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。（拍手）

○中野一則議長 次は、田口雄二議員。

○田口雄二議員〔登壇〕（拍手） 県民連合宮崎の田口雄二です。本日最後の質問者となります。傍聴者は一人もいませんが、あと1時間ほどお付き合いいただきたいと思います。

先月の5月末に上京し、学生時代はよく繰り出していた日本有数の歓楽街、新宿・歌舞伎町に実に久しぶりに行ってまいりました。

見慣れた新宿コマ劇場がなくなっていたのは残念な思いがいたしました。これまで見たこともないような物すごい人混みで、若者たちがそこら中にたむろしていました。

また、待ち合わせをした大きな居酒屋も、あふれんばかりの満員状態でした。これまでの自粛、抑制していたものを一気に取り戻すかのような雰囲気でした。

これは1週間後にはコロナが激増するのではないかと心配していましたが、東京は何事もなかったかのように感染者は減少しています。

まだ気を許せる状況ではないものの、歌舞伎町でもほとんどマスクをしており、コロナとの付き合い方がうまくなってきたのかなと思えるほどです。

コロナに関しては、逆にうれしいニュースがありました。この春に、県内高校の卒業者の県内就職率が65.7%になり、過去最高になったと宮崎労働局が公表しました。

2014年度には県内就職率が54%と全国最下位となり、若者の県内定着に県は努めてまいりました。その成果が出てきたものと思いますが、コロナで県外への就職は、保護者だけではなく生徒も敬遠する傾向が強かったようです。

ただ、過去最高の就職率とはいえ、全国平均はこれまで80%以上もあり、まだ大きな開きがあります。人手不足に苦しむ地元産業界のためにも、さらなる県内就職率アップのための県の御尽力をよろしくお願いいたします。

それでは、知事の政治姿勢について質問します。

知事は、県内主要10団体で構成される県経済団体協議会の出馬要請を受け、昨年11月議会で知事4期目の出馬表明をいたしました。

参議院選挙が終わると、一気に知事選挙のポ

ルテージが上がってくるものと思われま。任
期満了は来年1月ですが、知事選挙は年内が予
想され、残すところ半年となりました。コロナ
で振り回されっ放しではありましたが、3期目
の仕上げをしなければならない時期を迎えまし
た。知事御自身は3期目のこれまでの取組をど
のように評価しているのか、また残りの任期は
何に力を入れたいと考えているのか、知事に伺
います。

以上で壇上からの質問を終了いたします。

(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えしま
す。

私は知事就任以来、この愛する宮崎県のため、
一日一日全身全霊を傾けて、県政発展に邁
進してまいりました。現在の3期目におきまし
ては、コロナ対応を最優先課題として取り組ん
でおりますが、1期目、2期目における相次ぐ
災害からの再生復興や、東九州自動車道等のイン
フラ整備、フードビジネスをはじめとする産
業の振興などの成果の下で、新たな成長の流れ
を軌道に乗せる取組にも力を尽くしてきたとこ
ろであります。

その結果、宮崎駅西口広場の再整備や県防災
庁舎の完成、県立宮崎病院の改築、宮崎カー
フェリーの新船就航、さらには国スポ・障スポ
大会に向けた施設整備など、安全・安心な社会
づくりや将来の発展の礎となる様々な成果が見
えてきており、私としましても一定の手応えを
感じているところであります。

その一方で、コロナの影響により、例えば国
文祭・芸文祭で当初想定していた内容が十分に
実施できなかつたり、また海外との行き来が十
分にできなくなる中で、インバウンドも含めた
観光客の減少など、様々な影響が出ているとこ

ろであります。

このため、残りの任期におきましては、何よ
りも、コロナ禍の長期化により大きな打撃を受
けた県民生活や地域経済の一刻も早い回復を図
るとともに、インバウンドも含めた観光誘客の
推進、スポーツランドみやぎのさらなる充
実、そしてポストコロナを見据えたデジタル化
の推進やゼロカーボン社会づくりなどに取り組
み、新たな成長活力の創出に向けた取組にも注
力してまいりたいと考えております。

このほかにも本県には、人口減少対策をはじ
め防災・減災国土強靱化対策、医療福祉の充実
など、取り組むべき課題は山積しております。
本県のさらなる飛躍を目指して、県議会の皆様
をはじめ、各方面の御理解と御協力をいただき
ながら、オールみやぎの体制でしっかりと取り
組んでまいります。以上であります。 [降壇]

○田口雄二議員 残された期間、しっかりとよ
ろしくお願いいたします。

4期目の思い等々も聞きたかったんですが、
日高議員が先ほどたくさん聞かれましたので、
次の質問に入らせていただきます。

2016年には2,000万人を超え、2019年に
は3,188万人の外国人旅行者が日本を訪れ、人気
観光地においては、オーバーツーリズムではな
いかと思われるほどの大盛況の状況でした。

しかし、世界的な新型コロナウイルス感染症
の拡大で、2020年4月から外国人観光客はス
トップしてしまい、人の動きが大きく制限され
てきました。ようやくコロナの拡大も少し落ち
着いてきたことにより、本年6月10日から、1
日2万人を上限に引き上げ、我が国は外国人観
光客の受入れを再開しました。

この受入れ再開に先立って、世界経済フォー
ラムの2021年観光魅力度ランキングが発表され

ました。何と、アメリカやフランス、スペイン、イタリア、ドイツなどの観光大国を抑えて、日本が1位になりました。2年ごとの調査で、前回の2019年は4位でした。これまで日本を訪れた外国人観光客の評価はもちろんのこと、昨年東京オリンピック・パラリンピックで、選手や関係者、そしてマスコミ等に日本のよさが高く評価されたようです。日本人にとって非常に誇らしい結果です。

コロナにより入国制限があり、地方都市へすぐ多くの外国人が来るのはもう少し時間が必要かと思いますが、観光魅力度のランキングで日本が世界一となったことを踏まえ、本県として、今後どのように外国人観光客の誘致を進めていくのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 御紹介がありました2021年の旅行・観光の魅力度ランキングは、世界経済フォーラムが117か国・地域を対象に評価・比較したものであります。日本が1位になりましたことは、外国人観光客の受入れ再開に当たりまして、大きなはずみになるものと考えております。

具体的には、交通インフラや治安のよさ、清潔さなどのほか、文化や自然に関する観光資源の豊かさが高い評価を得ているところであります。本県には、我が国の成り立ちにもつながる神話・神楽などの伝統文化や、ゴルフやサーフィンに代表される豊かな自然を生かしたスポーツ環境、また、海外でも知名度の高い高千穂峡など、世界に誇れる観光資源が多くございます。

今回、ランキングが1位となったことで、世界の人々が日本に注目し、インバウンドも増加していくと考えられますことから、この機会を逃すことなく、本県の強みを戦略的、効果的に

発信し、世界から選ばれる「観光みやぎ」の実現に向けて、オールみやぎで取り組んでまいります。

○田口雄二議員 はっきり言えば、行きたい国ナンバーワンになったということだと思いますので、しっかりと取組をお願いいたします。

先日就航した宮崎カーフェリーの「フェリーたかちほ」の内覧会に参加いたしました。これまでのカーフェリーのイメージを一新するものでした。

物流が中心のカーフェリーから、個室重視の旅行を楽しめるツールとして、大きな存在になりそうです。外国人観光客にも十分楽しんでいただけると確信し、この秋の第2船の「フェリーろっこう」の就航が待ち遠しい思いです。

次に、医療福祉に関する質問を何点かいたします。まず、宮崎大学の医学部地域枠について伺います。

本県は、医師の都市部への集中による地域的な偏在が深刻化し、宮崎市以外は医師不足の状況です。その上、急速な高齢化に伴い、県民の医療ニーズが高度・多様化しています。明日の宮崎県の医療を担うという強い意志を有する地元の生徒を求めため、平成18年度の入学者から、宮崎大学医学部に地域枠が設けられました。

医学部卒業後は、9年間は宮崎県内での研修や勤務が求められます。昨年度から定員が大幅に増員され、地域枠の取組が強化されました。

そこで、令和4年度の宮崎大学医学部地域枠の受験結果と医師修学資金の貸与状況について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 宮崎大学医学部地域枠の定員につきましては、25名から40名へと大きく拡充されました。

昨年度は、拡充後初めての入試となり、宮崎大学、県教育委員会とも連携し、積極的にPRを行った結果、1次選考には定員の3倍近い110名の応募があったところです。

また、2次選考では、大学入学共通テストの結果などに基づき選考が行われ、最終的な地域枠の合格者は33名となったところです。

医師修学資金につきましては、宮崎大学地域枠新入生33名に加えまして、長崎大学の宮崎県地域枠2名、本県出身で他大学に入学した1名、今年度からの新規枠として、本県での地域医療を志す宮崎大学在学学生13名に貸与決定しており、新規貸与者は合計49名になったところです。

○田口雄二議員 1次選考には定員の3倍近い応募があったにもかかわらず、最終的な地域枠の合格者は、40名の枠に対して33名であったと。定員を割ったのはちょっと残念です。

次に、先ほど質問しました宮崎県医師修学資金制度ですが、本制度は、地域医療を担う人材を宮崎県として育成するために設けられ、貸与額は、入学時には入学金相当額として28万2,000円、その後、毎月10万円を6年間、総合計で約750万円になります。しかし、貸与を受けた医師が、貸与期間の1.5倍、9年間指定医療機関に勤務すれば、修学資金の返還が免除されます。

それでは、これまでの医師修学資金の貸与実績と、返還されたものもあるのか、返還の状況について、再度、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 平成18年度より取り組んでまいりました医師修学資金の今年度までの貸与実績は、284名になります。

医師修学資金は、一定期間、県が指定する医療機関等で医師として勤務したときは返還を免除しておりますが、一方で、これまでに返還と

なった方は11名おり、その内訳は、県外等の指定医療機関以外への就職が7名、退学が2名、国家試験不合格が1名、健康上の理由による辞退の申入れが1名となっております。

県ではこれまでも、返還免除の対象となる診療科や指定医療機関の拡充を行うとともに、育児やキャリア形成に資する県外研修、留学時に指定医療機関での勤務の中断を行うなど、柔軟な対応を取ってきており、返還となる事例は近年減ってきております。

○田口雄二議員 一度ルートを外れても、スキルアップして宮崎に戻ってきてくれれば、地域医療に大きく貢献してくれる医者になってくれます。今後とも柔軟な対応をよろしくお願いいたします。

さて、2019年から建設工事に着手していた県立宮崎病院が、本年1月11日に完成し、開院いたしました。建設中には、工事関係者にコロナが発生したり、死亡事故もあり、また大停電事故等々と、何かと紆余曲折がございました。

開院後、既に5か月が経過し、医療スタッフをはじめ、ようやく使い勝手などが落ち着いてきたのではないかと存じます。想定していたことや想定外のことなど、新たに見えてきたこともいろいろあるのではないかと思います。

そこで、県立宮崎病院が開院して5か月が経過いたしました。現在の状況について病院局長にお伺いいたします。

○病院局長(吉村久人君) 令和4年1月に開院しました宮崎病院においては、救急・総合診療センターの拡充や手術室の増床に加え、新型コロナウイルスをはじめとする感染症に対応するため、専用エレベーターの設置など機能強化を図ったところであります。

開院後の状況ではありますが、患者数につきま

しては、依然として新型コロナの影響はあるものの、拡大前である令和元年度の水準近くまで回復傾向にあります。

また、運営面におきましては、診察室を拡充し、診療科ごとに待合スペースを設け、利便性の向上を図ったところでありますが、患者数の多い診療科においては、混雑して待ち時間が長くなる状況も見られたことから、診察時間の割り振りにより患者数を平準化したり、誘導係員を増員し、患者一人一人に分かりやすく案内するなど、日々改善に取り組んでいるところであります。

引き続き、臨機応変に課題に対応しながら円滑に患者を受け入れることにより、高度・急性期医療を効率的に提供してまいります。

○田口雄二議員 大きなトラブルもなく、患者へのサービスも向上しているようです。順調な滑り出しをしているようで、安心いたしました。

県立宮崎病院には、本県においては宮崎大学医学部の附属病院に次いで、手術支援ロボット「ダビンチ」が導入されました。

私はこれまで、このダビンチについて、この議場で何度か紹介させていただきました。当時、全国で唯一ダビンチが導入されていない本県で、高度医療を求めて他県に患者が流れていないか、また、視察先の完成したばかりの香川県高松市の県立病院、沖縄県の徳洲会病院のダビンチが、高度医療の提供と併せて医師確保に大きな武器になっていることを紹介させていただきました。

そこで、県立宮崎病院に導入した手術支援ロボット「ダビンチ」の稼働状況について、病院局長に再度伺います。

○病院局長（吉村久人君） 手術支援ロボット

「ダビンチ」につきましては、現在2名の医師が対応しており、設置後、医師等の研修などの準備を経まして、3月から手術を開始し、6月15日時点で、泌尿器科、産婦人科において、悪性腫瘍治療など16件の手術を実施しております。

ダビンチを導入することで、内視鏡により、傷口が小さく、人の手に比べ正確で細かい動きができることから、出血量や痛みの少ない手術が可能となり、患者の身体的・精神的な負担が少ないことに加えて、診療機能の向上や研修施設としての魅力が高まり、医師・看護師等の人材確保にも効果を期待しているところであります。

今後とも、ダビンチの機能を最大限に発揮できるように、医療スタッフ等の育成・確保や、対象診療科の拡大に取り組むことにより、患者にとって、より負担が少なく安全性の高い医療の提供に努めてまいります。

○田口雄二議員 現在は2名の医師が対応し、3月から手術を開始したようですが、さらに研修を重ねて、対応できる医師の増員と、体への負担が少ないダビンチの活用の拡大を、よろしくお願いいたします。

次に、特定行為に係る看護師の研修制度について伺います。

特定行為とは、医師の判断を待たずに行う診療補助行為で、38の行為が厚生労働省より指定され、医師が作成した手順書に基づいて、看護師自身の判断で行うことが可能となるようです。

厚生労働省は、2025年に向けて、急性期医療から在宅医療などを支えていく看護師を計画的に養成することを目的とした、特定行為に係る看護師の研修制度を推進しています。

私の手元にある資料では、令和2年8月現在で、全国で222機関が指定されていますが、本県には指定医療機関が一つもありませんでした。

県医師会の理事は、「この制度は、宮崎県こそが率先して取り組むべきものではないかと考えている。なぜなら、本県は医師少数県として看護師の助力なしに医師の業務を行うことが次第に難しくなっているからである。病院のみならず診療所や施設など、慢性疾患を扱う医療機関の恩恵もかなり大きい。また、2024年4月よりスタートする医師の働き方改革に向けての取組にも大きく関与している」と指摘しています。

そこで、特定行為に係る看護師について、県はどのように考えているのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 議員の御質問にありましたように、特定行為に係る看護師は、国の指定を受けた医療機関等で一定期間、研修を受けることで、脱水症状に対する輸液の調整や胃瘻チューブの交換など、38の特定行為について、医師の判断を待たずに、あらかじめ定められた手順書に基づき対応できるようになるものです。

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けまして、九州唯一の医師少数県である本県としましては、在宅医療をはじめとする必要な医療を県民に届けていくために、このような看護師の養成・確保は大変重要であると認識しております。

○田口雄二議員 県医師会理事の指摘どおり、医師少数県の本県においては、このような看護師の養成・確保は大変重要であると、県は認識しているようですが、特定行為に係る看護師の研修制度について、本県の状況を福祉保健部長

に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県では令和2年度から、大学や医療機関、関係団体等で構成する「特定行為に係る看護師の研修制度推進検討会」を設置しまして、研修機関の設置に向けた協議を重ねるとともに、医療機関等へのアンケートを通じた課題等の把握や制度の周知に取り組んでまいりました。

そのような取組を進め、今年2月に宮崎善仁会病院が、県内初の特定行為研修機関として、呼吸器等に関する7行為について国の指定を受け、4月から開講したところであります。

また、別の2つの医療機関におきましても、今年度中の指定に向けた準備が進められているところでございます。

○田口雄二議員 特定行為に係る看護師の研修機関が一つもなかった本県において、ようやく本年4月に開校したようですが、新たに2つの医療機関が準備中ということで、遅れてはいたが、少しずつではあります前進していることが分かり、安心しました。

しかし、医師の判断を待たずに看護師の判断で、診療補助を行うこととなります。責任も重くなり、かなり多くの知識と経験が必要になると考えられます。

そこで、特定行為研修の終了に必要な期間はどれくらいか、また、指定研修機関となるためにはどのような準備が必要で、それに対する県の支援はあるのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 特定行為の研修に必要な期間につきましては、指定された医療機関等のカリキュラムにより異なっておりますが、短くて6か月、長くて2年程度になります。なお、宮崎善仁会病院では1年間となっております。

また、指定研修機関になるためには、研修計画の作成はもちろんのこと、演習用の機器や研修室の整備、医師・看護師などの指導者の育成・確保が必要となっております。

県では、研修機関を目指す医療機関等に対しまして、準備に必要な備品購入や指導者の研修受講などの費用及び初年度の運営費の支援を行っております。

今後とも、特定行為を行うことができる看護師の養成・確保に向けて、関係団体と連携し、制度の周知や研修機関の拡充に向けた検討を進めてまいります。

○田口雄二議員 令和2年12月時点で、本県には特定行為に係る看護師が7名いるようです。ただ、この方々は県外の研修機関で学んできました。隣の鹿児島県は70名、熊本県には30名の特定行為に係る看護師がいるようです。本県の指定研修機関が早期に必要です。県の御尽力をよろしく願いいたします。

次に、本年は民生委員・児童委員の一斉改選の年です。任期は3年となります。

県の広報みやぎの6月号に、「地域を見守り、支え、つなぐ民生委員・児童委員」と特集が組まれています。私の地元でも、区長や民生委員・児童委員の成り手が見つからず、苦勞している話をよく聞きます。

民生委員・児童委員はどのような身分と役割を持って活動しているのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 民生委員・児童委員は、関係法令の規定により厚生労働大臣から委嘱され、非常勤の地方公務員とされております。法律上、給与は支給しないものとされており、交通費等として一定の活動経費は支給されているものの、無報酬のボランティアで

活動することとなっております。

また、民生委員・児童委員の方々は、社会奉仕の精神をもって、自らも地域住民の一員として住民の立場に立ち、身近な相談相手として、日常生活における困り事を聞き、必要な支援につなげる「つなぎ役」としての役割を担っていただいております。

○田口雄二議員 交通費等の一定の活動経費以外はない、無報酬のボランティアだとは、実はこの質問をするまで、私は勉強不足で知りませんでした。民生委員・児童委員にはもうちょっと感謝しないといかんなところだと思います。

そこで、本県の民生委員・児童委員の充足率や年代等の状況と、人材確保に向けた取組について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 本県では、令和3年度末現在、2,498人の民生委員・児童委員が委嘱されており、定数に対する充足率は95.5%であります。

比較的時間に余裕のある60歳代、70歳代の方が9割以上を占めており、近年、高齢化や退職年齢の上昇に伴い、候補者を見つけるのが困難な地域もあると伺っております。このため県では、新聞広告や県広報紙等により、民生委員・児童委員の活動内容や具体的な活躍の様子を広報し、理解促進を図っているほか、委員の方々への研修、長年委員を務められた方への顕彰などを行っております。

今後とも、市町村や民生委員児童委員協議会とも連携しながら、民生委員・児童委員の成り手の確保や、活動しやすい環境づくりに取り組んでまいります。

○田口雄二議員 近年は自治会の加入も減り、地域のつながりが希薄になっているところもあります。プライバシーへの配慮も求められ、活

動しづらくなっていることが予想されます。

私が住んでいる町は3丁目まであり、区長さんは3名いますが、民生委員・児童委員は、1人で1丁目から3丁目までの全域が担当です。

対象戸数も多く大変だろうなと思います。どういう経緯でこうなったのかは知りませんが、こういう部分も見直す必要があるかもしれません。

それでは次に、自伐型林業について伺います。

全国の中山間地で、自伐型林業が広がりを見せています。対象区画の木を全て切る皆伐ではなく、将来残したい木を決めて、その支障となる木を間引く間伐を長期にわたって繰り返す林業です。間伐により残した木の品質が上がり、価値を高めようとするものです。

個人や少人数で山を持ち、生計を立てるケースもあるようです。間伐によって一度に伐採する面積を一定以下に抑えられることで、自然環境を守ることにつながります。地域住民が農閑期に参加でき、兼業がほとんどで、自然の中でほとほとに稼ぎながら環境保護にも貢献でき、環境への意識が高い若者の価値観にマッチした働き方とも言われております。丁寧な間伐や、小型の重機が辛うじて通れる作業道づくりは、山の価値を高めながら、災害から地域を守ることを期待されています。

延岡市では、延岡自伐型林業研究会が設置され、定期的な研修を積み重ねています。自伐型林業推進協議会のホームページを見ますと、全国で57の自伐型林業展開自治体があり、また多くの地域推進組織が立ち上がっています。

そこで、全国有数の林業県である本県において、自伐型林業の現状を環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（河野譲二君） 自伐型林業の明確な定義はございませんが、令和3年版の森林・林業白書によりますと、山林を借用し、または施業を受託するなどして小規模な林業を行う取組と記載されております。

県では、議員からお話のありました、延岡市の1グループの活動を把握しているところであり、そのグループは、自伐型林業を体験できる場としてモデル林を整備するとともに、四国で先駆的に自伐型林業を実践している方を講師に招き、作業路開設や間伐の研修会を開催するなど、意欲的に活動しておられます。

○田口雄二議員 林業の本格的なプロがほとんどの本県ですが、兼業がほとんどで、環境保護にも役立ち、環境への意識が高い若者が多く、温かく見守っていただきたいと存じます。

杉丸太の生産量が31年連続日本一、日本有数の林業県の本県において、この自伐型林業について県はどのように考えているのか、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（河野譲二君） 一般的に自伐型林業は、環境に配慮しながら、木材生産により長期的に安定した収入を得る林業経営であり、定年退職後に副収入を得る目的や、週末や仕事の合間のボランティアなど、様々な形での参画がなされております。

また、人力や小型の林業機械を用いて森林施業を行っていることから、1人当たりの施業面積は限られますが、複数の者が協力することで、より大きな面積の施業も可能となります。自伐型林業の事業者は、適切な間伐による長期的にわたる優良材の生産や、壊れにくい作業道の整備など、森林を健全に維持していく活動を行っており、県としましては、多様な林業経営の主体の一つと考えております。

○田口雄二議員 林務担当の職員に伺いますと、課題は事故の心配です。

重機が小さいので、伐採する樹木の近くでの作業になると、近いほど危険度が増すようで、作業には細心の注意を求めているかなければならないと思っております。

次に、道路行政の質問に入ります。

延岡南道路は、通行料金が高額で、特に大型車の料金が飛び抜けて高く、それを避けるために、団地内を大型車が通り抜け、団地内の安全が危惧され、また国道10号の土々呂地区の渋滞は緩和されぬため、値下げ運動を重ねてきました。

国土交通省への要望活動がようやく実を結び、令和2年3月末に値下げされ、新たな展開を迎えました。

ところが、コロナの影響等もあり、車の流れがよく読めないところもありますが、地元の皆さんが期待していたような結果にはなっていないようです。地元の区長を中心に構成される「延岡南部地区の渋滞解消及び安全・安心促進期成会」は、昨年11月に国土交通省延岡河川国道事務所に、「通行料金値下げによる国道10号延岡南道路の利用促進を求める要望書」を提出しています。

中型車以上の通行料金がETC車限定で引き下げられたことで、延岡南道路と延岡道路の連続利用が促されましたが、依然として10号線の土々呂地区の混雑は解消されていません。大部分を占める普通車や軽自動車のさらなる通行料金の値下げによる延岡南道路の利用促進が、最も現実的かつ有効と訴えています。

そこで、南道路の通行料金に変更されましたが、延岡南道路周辺の交通状況の変化について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（西田員敏君） 延岡南道路の通行料金の変更は、周辺地域における交通の安全性向上に寄与することを目的に実施されております。

御質問の延岡南道路周辺の交通状況については、通行料金変更後の令和3年度の交通量調査結果によりますと、生活道路を通過する大型の車両の交通量が減少する一方で、延岡南道路を通過する大型の車両の交通量は増加しており、生活道路から延岡南道路への交通転換が見られます。

また、地元小学校など関係団体へのヒアリングでは、通学路の大型車の交通量が減少したなどの意見が複数あり、一定の効果が確認できたものと考えております。

県としましては、引き続き関係機関と連携を図りながら、地域の安全性向上に取り組んでまいります。

○田口雄二議員 普通車や軽自動車のデータがなく不明ですが、大型の車両の流れは一定の効果が出ています。しかし、引き続き延岡南道路の値下げ運動が必要です。

値下げと同様に、広域農道が現在建設中で、この農道の完成は、国道10号の渋滞緩和にも寄与するのではないかと期待されています。

広域農道沿海北部地区門川－伊形間の進捗について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） 広域農道沿海北部地区は、日向市塩見を起点に、延岡市大峡町を結ぶ約26.8キロメートルの基幹的な農道で、これまでに約9割の24.5キロメートルを供用しております。

残り、門川町加草と延岡市伊形町間の約2.3キロメートルにつきましては、平成26年度から工事に着手し、湧水対策工事などで期間を要しま

したが、現在96%の進捗率となっており、今年度中には供用できる予定であります。

全線の開通により、集出荷施設や市場などを結ぶ新たな輸送ルートが確保され、農畜産物輸送の効率化が図られるものと考えております。

○田口雄二議員 この工事が完成すると、県内の広域農道の全て、8路線198キロが完成だそうです。今年度中の完成の見込みで、国道10号の朝晩の渋滞解消につながればと思っております。

次に、防災対策について質問します。

先月、愛知県豊田市の工業用水を取水する川をせき止める施設で、大規模な漏水が起きました。忽然と水がなくなり、当初は原因が分からず困惑していましたが、上流の水が堰の下を通過し、川の下流から噴き出していたパイピング現象でした。

河川内の現象でしたので、災害には至りませんでした。堤防の地下を通り河川外に噴き出していたら、被害が出たことが想定されます。

本県においても、台風が来て増水した河川でパイピング現象が何度も確認され、その対策がこれまで実施されてきました。

そこで、県内でパイピング対策を行っている箇所とその進捗状況を、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（西田員敏君） 県では、近年の出水時にパイピング現象が発生した祝子川と一ツ瀬川において、現在対策工事を行っているところであります。

祝子川においては、夏田地区などで延長2,640メートル、一ツ瀬川の下鶴地区では延長320メートルの区間で対策が必要となっております。

これまでに、祝子川では延長約1,100メートル、一ツ瀬川では延長40メートルの区間につい

て、鋼製の矢板を堤防沿いに連続して打ち込む工事が完了しております。

今後とも、早期完成に向け、しっかりと取り組んでまいります。

○田口雄二議員 河川の多い本県ですし、台風もよく来ます。そういう関係もあって、現在対策を打っているのが2か所というのは、非常に意外でした。

次に、教育行政について伺います。

小学校の5・6年生の授業で専門の先生が教える教科担任制が、県内でも本格的に始まっていると聞いています。

担任以外の教員が児童と関わることになり、受け持つ教科によっては教員の負担にばらつきが出るのではないかと等々、心配されておりました。

そこで、導入された小学校における教科担任制の現状について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 現在、国は、教科担任制の導入に当たりまして、中学校との接続の観点から、外国語、理科、算数及び体育の教科を優先する方針を示しております。

本県におきましても、国の方針を踏まえながら、令和2年度から導入し、今年度132校の小学校で教科担任制を実施しております。

その成果としましては、「教師の専門性を生かした指導」や「学級担任の空き時間の確保」などが挙げられ、指導の充実や働き方改革につながると考えております。

課題としましては、「時間割が複雑化すること」や、「学級担任と教科担任がどのように評価を共有するか」などが挙げられております。

県教育委員会といたしましては、子供の学びが一層深まるよう、引き続き、小学校における教科担任制の導入を推進してまいります。

○田口雄二議員 私は、全ての小学校に導入しなければならないものかと思っていましたが、本年度は約6割の学校で実施されているようです。子供たちの授業への関心が高まってくれることを期待いたします。

次に、県立高校の朝課外について伺います。

昨年の9月議会で取り上げ、朝課外は、全国的に行われているのではなく、九州だけで行われている特別なものだったのかと、議員や県庁職員の皆さん等々に大変驚かれました。

結構反響が大きく、この5月には、テレビ朝日がやっていますネットニュース「アベマプライム」から、朝課外をテーマに出演してくれと、突然依頼が来ました。このときの表題は、「九州人の常識は非常識だった？県議も驚いた高校の朝課外に廃止の動きが…」でした。

ロンドブーツ1号2号の田村淳さんたちと30分にわたり朝課外について議論しました。田村淳さんは、山口県下関市出身ですが、朝課外を全く知らず、「ちょっと信じられない。僕なら絶対出ない。部活動も含め熱意によって支えられている教育システムには意味がない」と、厳しいコメントでした。

昨年、県立高校における今後の朝課外の在り方について、私の質問に教育長は、「校長会とも連携し、PTA総会の前に行われます役員会等で、朝課外のメリット、デメリットについてPTAとも共有し、総会で会長からより丁寧に説明していただくよう働きかけてまいります。今後とも、働き方改革や社会状況等を勘案しながら、他県の状況や関係者の意見を踏まえ、議論を深めてまいります」と、答弁をいただきました。

年度も替わり、その後の対応を確認させていただきます。県立高校における朝課外につい

て、教育委員会の対応状況を教育長に伺います。

○教育長(黒木淳一郎君) 朝課外につきましては、保護者からの要請であることを踏まえ、毎年PTA総会等で会長が実施についての承認を得ること、また、実施に当たっては個別に希望を取ること、さらに、教科書の内容を進めないこと、これらについて通知するとともに、校長会等において直接説明し、指導しております。

特に昨年度末及び今年度当初の校長会におきましては、朝課外の目的や内容等についてPTA役員会等で十分に協議した上で、総会等でも保護者の皆さんに丁寧に説明するよう指導したところであります。

県教育委員会といたしましては、今後とも課外の在り方も含め、議論を深めるよう、校長会等に働きかけてまいります。

○田口雄二議員 校長会において、PTA総会等でも保護者に丁寧に説明するよう指導したということですが、それを受けて、現在の朝課外の実施状況について、教育長に伺います。

○教育長(黒木淳一郎君) 本年度、県立高等学校におきまして朝課外を実施しておりますのは、36校中22校であります。

○田口雄二議員 22校が実施しているそうですが、そのうち普通科高校は12校です。県立高校普通科の朝課外とこれまで質問してきましたが、実際は資格取得のため、商業高校や工業高校などの職業科の高校も10校が実施していました。

朝課外を廃止した学校数とその理由について、教育長に伺います。

○教育長(黒木淳一郎君) 本年度、PTAとの協議により朝課外を廃止した県立高等学校

は、3校であります。

その理由といたしましては、朝課外をなくして、放課後に生徒の主体性をより発揮させるための時間を確保することや、早朝の時間にゆとりを持たせ、教員の働き方を見直す機会とするためと聞いております。

なお、新たに生じました放課後の時間につきましては、生徒の適性に合わせた選択制の講座や教科担任への質問、個別学習、部活動や生徒会活動等の時間として活用されているところがあります。

○田口雄二議員 教育長は具体的な学校名までは言われませんでした。報道によりますと、実際に廃止した学校は、宮崎北高校、高千穂高校と本庄高校です。

宮崎北高校の関係者による廃止した理由は、「教員の働き方改革と生徒の学力向上のため」と答えています。学力向上のための朝課外を真っ向から否定しています。高千穂高校は、生徒や保護者にアンケートをした上で廃止にしたようです。

ここで、他県の動きを紹介いたします。

既に昨年の9月議会で申し上げましたが、大分県は既に全廃していますが、九州の各地で廃止の動きが、ここに来て大きなうねりになってきました。

先月、熊本県教育委員会が、朝課外を廃止する方針を打ち出し、各校に検討を求めました。本年度から導入された新学習指導要領が重視する生徒の主体的な学びとかけ離れているほか、教員や保護者の負担も大きいことから、長年続く学力向上策を改めることにしました。

熊本県教委の高校教育課は、「新型コロナウイルスの感染拡大もあって、学習用端末が1人に1台配備され、個別のニーズに合わせた学習

環境が整った。学習課題は生徒によって異なる上に、個々の生徒に最適な学びを進める上で変化が必要だ」と答えています。

沖縄県では「ゼロ校時」と言っているようですが、在り方を見直すように、沖縄県教育委員会が本年3月に、全高校に依頼文を出したようです。背景は、熊本県と同じように、本年度から実施している新学習指導要領で、自分に合った学び方の確立を目的としています。

佐賀県では、難関大学への進学が多い県立佐賀西高校が、長年続けてきた朝補習を今年度から廃止したことにより、佐賀県で実施しているのは3校のみとなっています。

ここで改めて、朝課外に対する評価について教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 朝課外につきましては、それぞれの学校における生徒の資格取得や進路実現を支援するための取組として、また、経済的な負担軽減を図る取組として、一定の役割を果たしており、保護者の皆様からの要望もあると認識しております。

一方で、学校では、教師の働き方改革や生徒の主体的な学びを支援する観点から、朝課外の実施を見直す時期ではないかとの議論もあることは、承知しております。

そのような中で、現在、朝課外の適切な形態につきまして、学校と保護者が課題を共有し、協議が進められているところであり、県教育委員会といたしましても、今後とも議論を深めてまいります。

○田口雄二議員 九州で行われている朝課外は、全国どこの学校でもやっているものと、みんな思っていました。ここに来て大きく見直されつつあるのは、実態が分かってきたことと、学力向上につながっているのか疑問が出てきた

からです。

冒頭で報告しましたが、九州以外のところから見ると、朝課外は非常識と見られ、その九州でも廃止するところがかなり出てきました。本年度から実施している新学習指導要領と教師の働き方改革が、見直しのきっかけになっているところが多いようです。本県も、関係者と十分検討していただきたいと存じます。

そして先ほど、高千穂高校はアンケートをして廃止になったことを報告しましたが、ぜひ各校において無記名でアンケートを取って、生徒・保護者、そして教師の皆さんの生の声、本音を聴いていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

次の質問に入ります。

知事は、「日本一の読書県を目指す」、以前はよくその話をされていました。その発信が、最近はちょっと少なくなったようにも見えます。

ネットで情報を仕入れ、本どころか新聞も読まない若者が増え、活字離れが進んでいます。本そのものもネットで取り寄せる人が増え、本屋も少なくなってきました。

知事は日本一の読書県を提唱されていますが、知事の現在の思いを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高めるなど、人生を豊かに生きていく上で欠くことのできないものであると考えております。

「日本一の読書県」を掲げて、特に数値目標として何かを追い求めるというものではありませんが、読書が大切であるというメッセージを県民にも伝えたい、そしてその機運を高めていきたい、そのような思いで取り組んでいるところでもあります。

私自身、職員向けのメッセージの中で、印象に残った書籍などを紹介したり、以前、「知事の白熱教室」という子供たちへの授業の中で、「今よりもっと読書に親しもう」というテーマの下で、中学生に語りかけたりもしてきておるところであります。

また、4月の定例記者会見で発表した内容であります。本県、県立図書館が創立120周年を迎えたことから、これを機に、県民が読書への関心を一層高めていくためにも、県文化賞受賞者の尾崎真理子さんによる特別講演を開催するなど、様々な記念企画に取り組んでいるところでもあります。

本県の県立図書館は、京都府、秋田県に次いで3番目に古い。それだけ早くから県立図書館があったというのは、県民として誇りに思っているのではないかと思いますし、これからも宮崎県では、どこに行っても本に親しめる、大人も子供も読書する姿が至るところで見られる、県民の心の豊かさにつながっていると、そのような「日本一の読書県」を、今後とも目指してまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 知事の変わらぬ意気込みを伺うことができました。できたら、4期目の公約にも入れていただけたらと思います。

県文化賞受賞者の尾崎真理子さんは、宮崎市出身の文芸評論家です。元読売新聞の文化部の記者で、現在は早稲田大学の教授です。県立図書館創立120周年の尾崎さんの特別講演が楽しみです。

それでは、県立図書館の現状と読書県みやぎの取組について、再度、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 県立図書館におきましては、コロナ禍の中、感染症対策を施し、可能な限り開館を続けたことで、令和2年度の

年間貸出冊数は全国18位となり、令和3年度は、コロナ禍前の約35万冊に近づく冊数にまで回復してきたところであります。

読書活動を推進する、いわゆる「読書県みやぎ」の主な取組につきましては、市町村で読み聞かせなどを担っていただく読書サポーターを養成する講座の実施や、今年度の「読書県みやぎシンポジウム」におきまして、第2回宮崎本大賞の受賞者による記念トークなどを行うこととしております。

県教育委員会といたしましては、他県の好事例も参考にしながら、今後も、生涯にわたって読書に親しむ「読書県みやぎ」を目指していきたいと考えております。

○田口雄二議員 先日、テレビで岡山県立図書館が取り上げられていました。貸出冊数が14年連続で日本一です。総合サービス、人文科学、児童、郷土、自然科学、社会科学の6部門の専門知識を持った30名を超える職員が、利用者からの問合せや相談に素早く対応するシーンが放映されていました。様々な企画展など、本県の図書館も大いに見習うところがありますので、ぜひ御参考にしてください。

用意した質問は全部終了いたしました、ちょっと時間が残っておりますので、お話をさせていただきます。

先ほど、朝課外のことにつきまして、いろいろと質問させていただきましたが、今回、朝課外質問をするに当たり、多くの資料が届き、連絡もいただきました。先生方、塾の関係者、私立高校の先生等々です。全員、「朝課外を早くやめてくれ」でした。遠方から通学する生徒や保護者の負担が大きい、共働きで子育て世代の先生の負担も大きい上に、学力向上につながっていない等々です。

私立高校の先生は、「朝課外をやめようと教頭に進言しても、県立高校がやめない限り、うちはやめられない」と取り合ってくれなかったそうです。

教育長は、今日の毎日新聞の朝課外の項目は読まれましたでしょうか。本日の毎日新聞の宮崎県版には、延岡高校の元校長で、朝課外を一部廃止した段正一郎先生の談話が載っています。それも、かなり厳しいことを言われておりました。

「昔の大学受験は、暗記や演習量の多さでカバーできたが、今は思考力や判断力、表現力を問う。最近はインターネット教育を学べる方法もいっぱいある。進路も多様化し、いろいろな意味で朝課外は時代にそぐわなくなっている。生徒も親も先生もみんな一生懸命なのに、それが学力に結びついているかと考えると、エビデンスがない、言わば根拠がない。検証されないまま、今まで続いている」と語っています。現場にいた校長先生のお話です。

もう一度、本当に必要なものなのか、しっかりと検証していただきたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

以上で終了いたします。ありがとうございました。（拍手）

○中野一則議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時51分散会

6月17日（金）

令和 4 年 6 月 17 日 (金 曜 日)

午前10時0分開議

出席議員 (37名)

2番	坂本康郎	(公明党宮崎県議団)
3番	来住一人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4番	山内佳菜子	(県民連合宮崎)
5番	武田浩一	(宮崎県議会自由民主党)
6番	山下寿	(同)
7番	窪菌辰也	(同)
8番	佐藤雅洋	(同)
9番	安田厚生	(同)
10番	日高利夫	(同)
11番	川添博	(同)
13番	中野一則	(同)
14番	凶師博規	(無所属の会 チームひびか)
15番	有岡浩一	(郷中の会)
16番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
17番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18番	岩切達哉	(県民連合宮崎)
19番	井本英雄	(宮崎県議会自由民主党)
20番	徳重忠夫	(同)
21番	外山衛	(同)
22番	濱砂守	(同)
23番	二見康之	(同)
24番	山下博三	(同)
25番	西村賢	(同)
26番	日高博之	(同)
27番	井上紀代子	(県民の声)
28番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
29番	田口雄二	(県民連合宮崎)
30番	満行潤一	(同)
31番	太田清海	(同)
32番	坂口博美	(宮崎県議会自由民主党)
33番	日高陽一	(同)
34番	横田照夫	(同)
35番	野崎幸士	(同)
36番	星原透	(同)
37番	蓬原正三	(同)
38番	丸山裕次郎	(同)
39番	右松隆央	(同)

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	永山寛理
総合政策部長	松浦直康
政策調整監	吉村達也
総務部長	渡辺善敬
危機管理統括監	横山直樹
福祉保健部長	重黒木清
環境森林部長	河野譲二
商工観光労働部長	横山浩文
農政水産部長	久保昌広
県土整備部長	西田員敏
会計管理者	矢野慶子
企業局長	井手義哉
病院局長	吉村久人
財政課長	高妻克明
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	佐藤隆司
選挙管理委員長	茂雄二
監査事務局長	高山智弘
人事委員会事務局長	日高幹夫

事務局職員出席者

事務局局長	渡久山武志
事務局次長	坂元修一
議事課長	鬼川真治
政策調査課長	伊豆雅広
議事課長補佐	関谷幸二
議事担当主幹	佐藤亮子
議事課主査	内田祥太
議事課主任主事	山本聡

◎ 一般質問

○中野一則議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、山下寿議員。

○山下 寿議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。早朝より傍聴においでいただきまして、誠にありがとうございます。感謝を申し上げます。私は、児湯郡選出、自由民主党、山下寿でございます。どうぞよろしく願いいたします。

さて、2019年12月に中国・武漢市で原因不明の肺炎患者が確認されました。新型コロナウイルスによる感染症が世界中に蔓延し始めて、約2年半の月日が過ぎ去りました。その間、新型コロナウイルスは、度重なる変異を繰り返し、いまだその勢力は衰えることを知りません。

宮崎県におきましても、累積感染者数は5万5,960人、死亡者が144人に達しております。新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになった方々の御冥福をお祈り申し上げます。

一方、世界に目を向けてみますと、2月24日にロシアがウクライナに対して行った軍事侵攻は、いまだ終わっていません。ロシアが当初もくろんでいた3日以内で首都陥落は、約4か月経過しても達成できそうになく、さらなる泥沼化の様相を呈しているのが現実であります。

ウクライナでは、戦火を逃れるため、約700万人のウクライナの人々が国外への避難を余儀なくされており、一部であります。日本でも受け入れが始まっております。また、宮崎県にも4家族を受け入れているとのことから、その御家

族が安心して避難生活を送れ、ウクライナが平和を取り戻した暁には皆さん元気に帰国していただけるよう、県民が一丸となって支援できればと考える次第であります。

新型コロナウイルス感染症による世界的混乱に追い打ちをかけるように開始されたロシアによるウクライナ侵攻、そして原油の高騰、物価上昇、円安と、私たちの生活は苦しくなる一方であります。1日でも早くコロナ治療薬が開発され、ロシアによるウクライナ侵攻が終わり、世界が安定することを願ってやみません。

それでは、通告に従って質問に参ります。

宮崎県における新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

今回の定例議会で執行部は、様々な対策の予算を提出されました。コロナ禍の影響の中、この約2年半、様々な規制がありました。イベント、行事の中止や延期、飲食店などにおける時短営業要請、テレワークなど、いろいろな業種で様々な感染防止対策が取られてきました。これらの対策で、県民に相当なストレスがたまっていると思います。

この約2年半行われてきた様々な規制は、言わば新型コロナウイルスを拒絶する対策でありました。でも、新型コロナウイルスはいなくならない。今までの県の対策を批判しているわけではありません。それはつまり、新型コロナウイルスに対する考え方を転換する時期に来ているのではないのでしょうか。

ウイズコロナ、この言葉は皆さん耳にされたことがあると思います。新型コロナウイルスがいなくならないのならば、新型コロナウイルスとどう付き合っていくか、新型コロナウイルスとの共生という視点での対策が今後重要になってくると思います。

そこで、知事にお伺いします。新型コロナウイルス感染症に対する今後の基本的な対応の方針についてお伺いします。

以上で壇上からの質問を終わり、その後の質問は質問者席で行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。

県内では、5月中旬以降1か月にわたり、新規感染者の減少傾向が続いております。直近では、病床使用率も10%を下回る水準で推移するなど、医療提供体制の負荷も軽減されてきております。

このため、県の対応方針に基づき、現在発令しております医療警報につきましては、特段の状況の変化がなければ、19日の日曜日をもって終了いたします。

現在、主流となっておりますオミクロン株は、ワクチン接種の進展や経口治療薬の実用化等もあり、従来と比べ、入院及び重症化の割合は低くなっております。

このような状況を踏まえ、当面は、医療の逼迫が生じない水準で感染を受け止めつつ、日常生活と社会経済活動の維持を図っていくことを基本方針としております。現在は、一人一人が基本的な感染防止対策を継続しながら、地域経済の回復に向けて取り組む段階と考えております。海外からの観光客の入国制限も徐々に今、緩和されているところであります。一方で、新たな変異株のリスクにも十分な警戒が必要だと考えております。

しばらくは、「コロナとともに生きる社会」が続く中で、私としましては、引き続き必要な医療提供体制の確保や保健所機能の維持、ワクチンの3回目及び4回目接種を促進しながら、ウイルスのさらなる変異や、その時々

の状況に応じて、迅速かつ臨機応変に対応し、感染対策と社会経済活動の両立を図ってまいります。以上であります。[降壇]

○山下 寿議員 ただいま知事から話がありました。特段の状況の変化がなければ、医療警報を19日の日曜日をもって終了したいとの答弁をいただきました。県民も大変喜ぶことでしょう。コロナ対策を講じながら行動ができ、県民の気分も和らぐことでしょう。ありがとうございました。

次に入ります。

また、国レベルにおきましても、新型コロナウイルスの水際対策で中止されていた外国人観光客の入国を、6月10日から再開しております。

これらの変化は、新型コロナウイルスの影響により疲弊した県経済の回復に向けた取組を強力に後押しするものであり、大変喜ばしいものではありますが、それと同時に、新たな感染拡大のリスクを併せ持つものでもあります。

そこで、福祉保健部長にお尋ねします。今後の宮崎県における保健・医療体制についてお伺いします。

○福祉保健部長(重黒木 清君) オミクロン株による爆発的な感染拡大に見舞われた本県におきましても、大型連休後をピークに減少傾向にありますが、医療の逼迫が生じない水準で感染を受け止めつつ、日常生活と社会経済活動の維持を図るためには、引き続き、必要な保健・医療提供体制を確保していくことが重要でございます。

このため、今議会におきまして、高齢者施設等における検査・医療体制の充実として、施設職員向けの抗原検査キットの配布や、往診を行う医療機関への支援のほか、自宅療養者に対する療養体制確保としまして、健康観察や食料支

援を担うフォローアップセンターの運営などの各種事業について、関連予算の御審議をお願いしているところであります。

今後、ウイルスのさらなる変異も懸念される中、引き続き、状況に応じた医療機関、宿泊施設、自宅を含めた総合的な医療提供体制の確保を図りながら、経口治療薬の処方体制の拡充、業務のデジタル化や外部委託による保健所機能の維持などに取り組んでまいります。

○山下 寿議員 ありがとうございます。

次に、ワクチン接種についてお尋ねします。

宮崎県においても、4回目のワクチンの追加接種が行われています。ワクチン接種が重症化と死亡のリスクを明らかに低減させることを示すデータを厚生労働省が公表していることから、4回目のワクチン接種も非常に有効な取組だと思います。

そこで、福祉保健部長にお伺いします。現在、県内では3回目のワクチン接種も進んでいるところではありますが、3回目と4回目のワクチン接種はどのように異なるのか、お伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 新型コロナウイルスの3回目接種は、12歳以上の全ての方を対象に、感染や発症、入院の予防効果を高めることを目的に実施しております。

一方で、4回目接種は、全ての方ではなく、特にリスクの高い、60歳以上の方と、18歳以上で基礎疾患を有する方、そのほか医師が必要と認める方を対象に、重症化の予防を目的に実施しております。

4回目接種は、5月末より実施されておりますが、本県では7月から8月にかけて、60歳以上のほとんどの方が接種のタイミングを迎えますことから、引き続き市町村と連携をしながら、

接種率の向上に向けて、広報などの適切な支援を行ってまいります。

○山下 寿議員 次に、教育現場の今後についてお尋ねします。

厚生労働省は5月25日、新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードで、子供のマスク着用に関する新たな指針を示しました。その指針では、人との距離が2メートル以上確保できる場合や未就学の子供へのマスクの着用を、一律には求めない内容となっております。

熱中症などで自らの体調の変化を明確に意思表示することが難しい年代も多い子供たちを守るため、本格的な夏を前に新たな指針が示されたことは、よいことだと思います。

そこで、教育長にお尋ねします。学校教育現場におけるマスク着用に係る対応について、お伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 学校では、国のマニュアルに基づき、原則として、身体的距離が十分取れない場合にマスクを着用しております。

なお、マニュアルでは、地域の実情に応じた感染対策を取ることとなっております。本県では、学校現場でのクラスターが連続した感染拡大期には、部活動でのマスク着用を原則とする等の対応を取ってきたところであります。

しかしながら、最近の感染状況の改善等も踏まえまして、体育の授業や登下校で十分な距離を確保できる場合や、熱中症のおそれがある場合はマスクを外すなど、学校現場において臨機応変に対応するよう、5月下旬、県立学校及び市町村教育委員会に周知したところであります。

県教育委員会といたしましては、今後とも、感染状況等に応じた適切なマスク着用を図って

まいります。

○山下 寿議員 次に、補正予算の趣旨についてお尋ねします。

先ほども冒頭で述べましたとおり、新型コロナウイルスによる影響に加え、ロシアによるウクライナ侵攻、原油価格の高騰、物価上昇、円安等々、県民は今、さらに苦しい生活を強いられています。コロナによる影響だけでもつらい思いをしてきたのに、さらに追い打ちをかける状況になっています。一刻の猶予もない、待たなしの状態です。

県では現在、社会経済活動の回復に向けた取組を精力的に推進されていますが、その効果が出るまでに県民の暮らしが破綻してしまっは、元の木阿弥になってしまいます。

そこで、総務部長にお尋ねします。コロナ禍における原油価格の高騰、物価上昇の状況を受けて、今回の補正予算で県としてどのような対策に取り組むのか、お伺いいたします。

○総務部長（渡辺善敬君） 今回の補正予算では、原油価格・物価高騰に直面している生活者と事業者を支援する観点から対策を講じております。

まず、生活者支援としましては、低所得の子育て世帯への特別給付金の支給や、保育所等の保護者への給食費支援、市町村等と連携したプレミアム付商品券の追加発行などに取り組みます。

次に、事業者支援としましては、交通・物流事業者や農林水産業者等への燃料・資材等の価格高騰分の補助、県内事業者への再エネ・省エネ設備の導入や新商品開発の支援などに取り組むこととしております。

なお、今回の補正予算は、コロナ禍における物価高騰等の影響を緩和するため、緊急に編成

させていただいたものでありまして、早期にお認めいただいたものでありますことから、迅速な予算執行により、生活者や事業者を支援してまいります。

○山下 寿議員 ありがとうございます。ぜひ、迅速な予算執行をお願いいたします。

私がある金融機関にお尋ねしましたところ、国が誘導して第1波のときに無利子、無保証、無担保で事業者に貸し付けた金融機関への返済がもう来ているわけでございますけれども、「切替え、切替えで元金の支払いが延長される」とお聞きいたしました。今後、倒産や破産者が出てくることも予想されます。もっといろいろな対策を打っていただくように、お願いしておきます。

次に、生活福祉資金特例貸付の償還についてお尋ねします。

生活福祉資金特例貸付とは、厚生労働省が所管し、各市町村の社会福祉協議会が窓口となり、低所得世帯や身体障害者世帯に対し、なりわいを営むための生業費、療養費、住宅改修費などを低利または無利子で貸し付ける生活福祉資金貸付制度のうち、特に、新型コロナウイルス感染症の影響によって休業したり、仕事が減ったことで収入が減少した世帯に、生計維持のための生活費を貸す制度であります。現在、給付金詐欺等で世間を騒がせている経済産業省所管の持続化給付金制度とは、また違う制度となっています。

この特例貸付けについて、5月1日の宮日新聞の報道によりますと、「返済が難しく自己破産など債務整理の手続きをした利用者が全国で少なくとも約5,000人いることが分かった。1人で複数回借りる人も多く、貸付件数は1万8,000件、返済困難な金額は、回答が得られた分だけ

で約20億円となった」とのことです。

ある都道府県では、既に1,000件近い数の自己破産の報告がなされているようです。このままでは、全国で約20億円の債権が回収不能になってしまい、国庫負担になってしまうわけですが、問題はそれで解決するものではありません。

生活福祉資金貸付制度とは、本来、経済的困窮状態から生活を再建することを目的として設定されている制度なのです。生活が再建できず自己破産する人が、その可能性を含めると、かなりの数いると言われていることのほうが、私は潜在的なリスクが大きいと思っております。

自己破産すると、その人は経済的にも心理的にも大きなダメージを受けるとともに、社会的に信頼を失うため、非常につらい思いをします。そしてまた、他の債権者がいた場合、回収できない債権がその債権者の負担となり、状況によっては、会社の倒産や債権者の自己破産など、負の連鎖を起こす可能性もはらんでいると考えられます。

そこで、福祉保健部長にお尋ねします。本県における生活福祉資金特例貸付の実績について、お伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 生活福祉資金特例貸付につきましては、新型コロナの影響を受け、休業等により緊急かつ一時的な貸付を必要とする世帯向けの「緊急小口資金」と、失業等により日常生活の維持が困難な世帯向けの「総合支援資金」があります。

本県における令和4年3月末時点の実績としましては、緊急小口資金が約1万件、18億4,000万円余、総合支援資金が約1万1,000件、73億4,000万円余、合計で約2万1,000件、91億8,000万円余の貸付決定が行われております。

○山下 寿議員 引き続きお尋ねいたします。生活福祉資金特例貸付の償還の状況について、お伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 生活福祉資金特例貸付は、新型コロナの影響による休業等により必要な当面の生活費の支援を目的に、令和2年3月に開始されたものであります。

この貸付の償還は、当初、資金の借入れ後1年以内に開始される予定でしたが、新型コロナ感染拡大の影響を受け、引き続き経済的に困難な状況にある方への配慮から延期されておまして、令和5年1月から償還が開始されることとなっております。

○山下 寿議員 5月1日付の宮崎日日新聞の記事によれば、特例貸付の利用者から、債務整理開始通知が都道府県社会福祉協議会に届いているとのことですが、本県の状況についてお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 生活福祉資金特例貸付の貸付決定や償還事務につきましては、宮崎県社会福祉協議会で一括して実施しております。

お尋ねの債務整理開始通知につきましては、令和4年4月末時点で、緊急小口資金が62件、総合支援資金が45件、合計107件の通知が届いていると伺っております。

○山下 寿議員 引き続き生活に困窮する状況にある債務者に対し、減免等何らかの配慮はないのか、お伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 生活福祉資金特例貸付については、生活に困窮された方の生活に配慮し、借受人及び世帯主の住民税が非課税となっている場合には償還が免除されることとなっております。

また、借入れ後に生活保護の受給が決定した

方や、精神保健福祉手帳1級または身体障害者手帳1級もしくは2級を取得した方など、借入れ後の状況変化により返済が困難になられた方に対しましても、償還を免除する措置が講じられております。

県としましては、県社会福祉協議会と連携し、特設サイト「ミナテラスみやぎ」やコールセンター等により、このような措置の周知に努めるとともに、先日議決いただきました、生活困窮者への法律相談支援事業を活用しながら、きめ細かな支援に取り組んでまいります。

○山下 寿議員 ありがとうございます。いろいろな救済措置があることで、安心しました。きめ細かい支援をよろしく願いしておきます。

次に、県道など道路の整備状況について、お伺いします。

私が令和元年、県議会議員になってから幾度となく質問をさせていただいている事項になります。なぜ何度も質問するのか。それは、中山間地域を抱える児湯郡にとって、道路整備の問題は、地域住民の生活と切り離すことのできない、非常に重要な課題であるからであります。

道路整備は、地域経済の活性化に大きく寄与するとともに、その整備状況が地域住民の命を左右することになりかねません。

まず初めに、令和元年6月の定例会で質問させていただいた、県道22号東郷西都線の整備状況についてお伺いします。

県道22号東郷西都線は、日向市東郷町から木城町を経て西都市を結ぶ道路で、沿線住民の生活を支えるとともに、緊急輸送道路に指定されるなど、地域にとって非常に重要な道路となっております。

だがしかし、県道22号東郷西都線は、大型車

で離合できない狭隘箇所が多く、中之又地区にお住まいの方が木城町役場に行くために、車で約1時間もかけなければならないほど、とても不便な道路の状況であります。

そこで、県土整備部長にお尋ねします。県道東郷西都線において取り組んでいる道路整備の進捗状況について、お伺いします。

○県土整備部長（西田員敏君） 県道東郷西都線につきましては、議員御指摘のとおり、地域住民の生活や産業を支えるとともに、緊急輸送道路にも指定されている重要な路線であり、現在、木城町内において2つの工区を設定し、2車線での整備に取り組んでいるところであります。

まず、松尾工区については、全体延長約1.8キロメートルのうち、これまでに約0.5キロメートルを供用したところであり、今年度、道路改良工事を進めるとともに、橋梁工事に必要な調査設計を行うこととしております。

次に、松尾ダム工区については、ダム付近の特に線形や見通しの悪い5か所の拡幅を計画しており、このうち、今年1月に1か所、約100メートルの整備が完了したところであり、引き続き道路改良工事に取り組むこととしております。

今後とも必要な予算の確保に努め、早期整備に取り組んでまいります。

○山下 寿議員 先ほど述べましたように、この道路は、非常に地元民が希望している道路でございますので、予算獲得を一生懸命やっただきまして、一日も早い整備をお願いしておきます。

次に、小丸川に架かる竹鳩橋、通称もぐり橋についてお尋ねします。

この橋は、高鍋町内の小丸川に架かる橋で、

北は木城町高城橋、南は高鍋町小丸大橋の間に位置する橋で、小丸川の水量が増加すると橋全体が水没する潜水橋となっております。

この橋は、地域住民の生活道路としてはもとより、地元の小学生などが通学路として利用する、非常に重要な橋となっております。

また、橋のすぐ北側には高鍋インターチェンジと東児湯消防本部が、すぐ南側には海老原総合病院が位置しているため、橋の存在価値としては非常に高く、周辺住民のみならず、不特定多数の人たちが日々利用している重要な橋であります。

これだけ利便性が高い橋なのですが、緊急車両の通行には制限をかけているとのことで、東児湯消防本部に確認したところ、安全性等の兼ね合いで、消防車の橋の使用はしていないということであります。

そのため、例えば高鍋町上江地区で火災等が発生した場合、消防車は小丸大橋か高城橋を使用せざるを得ず、竹鳩橋を使用した場合と比較すると、最短で5分以上もロスタイムが発生してしまうこととなります。

そこで、高鍋町も、安全性の確保と利便性の向上を図るため、いろいろと対策を練っているようですが、解決しなければならない課題が多く、実現が難しいとのことあります。

そこで、県土整備部長にお尋ねします。高鍋町が管理する町道川田竹鳩線竹鳩橋の架け替えについて、県としてどのような対応ができるか、お伺いたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 高鍋町が管理する竹鳩橋につきましては、一級河川小丸川に架かる潜水橋であり、架け替えを行うには、大規模な工事になることから、高鍋町は、財源の確保や橋梁形式の選定などの課題を解決するた

め、国土交通省及び県の3者で構成する「高鍋地区道路検討会」を平成25年度に設置し、あらゆる角度から検討を行ったところあります。

その際、県は国と連携して、町による竹鳩橋の架け替えに対して、橋の利用状況や建設コストなど、様々な視点から技術的支援を行ってきたところあります。

県としては、今後も高鍋町からの要請があれば、引き続き助言等を行ってまいります。

○山下 寿議員 よろしく願いしておきます。

次に、川北南農免道路につながる農道整備状況についてお尋ねします。

この農道整備については、平成13年に事業は一旦完了したものの、その後、JA尾鈴総合選果場の建設、都農インターチェンジの開通など、地域環境の変化に伴い、新たな農道整備の必要性が生じたものであります。

特に、この農道が整備されると、国道10号の代替道路としても機能することから、株式会社児湯食鳥、宮崎県農協果汁株式会社、JA尾鈴総合選果場などから都農インターチェンジを経由して、宮崎の新鮮な野菜や果物、農畜産物を物流ラインに速やかに乗せることができるようになり、宮崎県の発展に欠かすことのできない道路になります。

そこで、農政水産部長にお尋ねします。川北南農免道路につながる新たな農道の整備について、お伺いたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 御質問のありました農道につきましては、川南町の平下地区において、県営基幹農道整備事業により、本年度から約1.3キロメートルの整備に着手するものでございます。

本年度は、工事実施に向けての詳細な測量・

設計や、用地買収に必要な調査を行うこととしております。

この農道整備により、地域の農作物輸送の効率化が期待されていることから、今後とも、地元と連携しながら、工事の早期完成に向け取り組んでまいります。

○山下 寿議員 ありがとうございます。この道路は、30年前に計画されたもので、地域の人たちはもちろん、先ほど述べました関係事業所は大変待ち望んでおる道路であります。一日も早い完成をよろしく願いしておきます。

次に、鳥獣被害の現状とその対策について、お伺いします。

近年、鹿やイノシシなどの鳥獣において、急速な個体数の増加や分布の拡大が起きています。皆さんも毎日のように、テレビやインターネットなどで、イノシシなどが町に出没したというニュースを御覧になっていると思います。

鳥獣による被害は、農林水産業にとどまらず、生態系、生活環境など広い範囲に及んでおり、数字に表れない被害としては、営農意欲の低下や耕作放棄地の増加など、状況悪化の一因となっております。

森林においては、植栽木の被害や剥皮被害は林業における生産コストを増加させるなど、林業経営意欲の減退を招いているほか、希少植物をはじめとする下層植生の消失や植生の単純化が進み、多くの生物の生息環境を悪化させ、生物多様性の維持に支障を来すおそれがあるなど、森林が持つ国土保全機能の低下が懸念されている状況となっております。

そこで、農政水産部長にお尋ねします。宮崎県における野生鳥獣による農林作物等の被害の状況とその対策について、お伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 令和2年度の

野生鳥獣による被害額は、農作物、人工林、特用林産物の合計で約4億2,300万円と、ピーク時の平成24年度に比べ約4割まで減少したものの、依然として厳しい状況にあります。

このため県では、地域鳥獣被害対策特命チームを中心とした、地域ぐるみの被害防止対策や、侵入防止柵等の整備、狩猟者の確保・育成などの支援に取り組んでおります。

これらに加え、今年度から新たに、鳥獣被害対策支援センターを中心に、被害が増加している地域などを対象として、課題の抽出や解決策を実践する重点現地支援に取り組むこととしております。

今後とも、市町村等と連携し、的確な被害状況の把握と、きめ細かな被害防止対策に取り組んでまいります。

○山下 寿議員 鳥獣被害対策の基本的な考え方は、3つあります。1つ目は、鳥獣を捕獲して地域における鳥獣の数が増え過ぎないようにする「個体群管理」、2つ目は、柵等を設置して鳥獣が農地等に入らないようにする「侵入防止対策」、3つ目が、耕作放棄地等の草を刈るなどして鳥獣の餌場や隠れ家となるようなところを減らす「生息環境管理」であります。

国は、平成19年12月、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、農林水産業の発展及び農山漁村の振興に寄与することを目的として、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」を施行し、現場に近い市町村と県が一体となって鳥獣被害を防止する枠組みを整備しました。

この法律に基づき、各市町村は、鳥獣の捕獲等に関し、地域の特性に応じた形で対策を講じることができるようになりました。

そこで、環境森林部長にお尋ねします。個体群管理の観点から、鳥獣の管理について、有害鳥獣の捕獲許可日数と管理目標をお伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 県では、鳥獣保護管理事業計画において、鳥獣の捕獲許可に関する基準等を定めております。

この中で、有害鳥獣の捕獲許可日数につきましては、鹿、イノシシは180日、猿は90日を上限としておりましたが、今年度からいずれも上限を1年へと変更し、狩猟者や許可を行う市町村の負担軽減を図ったところであります。

また、農林作物の被害額の管理目標として、令和8年度までに、鹿による被害額は1億2,000万円以下、イノシシは9,000万円以下、猿は4,200万円以下に抑制することとしております。

加えて、鹿は生息数の推定が可能であることから、令和2年度の生息数約9万4,000頭を、令和8年度には6万1,000頭に減少させる管理目標を定めております。

○山下 寿議員 有害鳥獣の捕獲は国の施策の一環で行われているので、当然、財政的な措置がなされているわけであります。

そこで、農政水産部長にお尋ねします。有害鳥獣捕獲に係る国の交付金事業において、捕獲した個体の確認はどのような方法で行われているのか、お伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 捕獲個体の確認方法につきましては、国の鳥獣被害防止総合対策交付金事業の実施要領によると、市町村等の担当者が直接捕獲現場に赴き捕獲個体を確認する「現地確認」、処理加工施設に搬入された捕獲個体を実際に確認する「搬入確認」を基本とすることとなっております。

なお、捕獲頭数が多いなど現地確認等が難しい場合には、捕獲従事者、捕獲個体、捕獲日が同時に確認できる写真に加え、尻尾等の証拠物を提出させる書類確認により確認できることとなっております。

これらの確認に基づき、国の交付金事業により、捕獲頭数に応じて、捕獲者に活動経費が交付されております。

○山下 寿議員 ありがとうございます。山間部に行きますと、山にはネットを張り回し、水田には柵をし、皆さん対策をされています。それでも被害に遭い、先ほどから述べますように、営農意欲の低下や耕作放棄地の増加などを心配するところです。今後とも、なお一層の鳥獣被害対策に力を入れていただくよう、お願いいたします。

次に、災害対策についてお伺いします。

政府の地震調査委員会は、今年1月、南海トラフ地震の40年以内の発生確率を90%程度と発表しました。同じ調査で、今後30年以内の発生確率が70~80%と評価していることからすると、南海地方は極めて危険なときであると判断いたします。南海トラフ地震はいつ発生してもおかしくないと言えると思います。

「いいですか、皆さん。明日、地震が起きるかもしれないですよ」、こう言われても、普通はぴんとこないのが現実なのではないでしょうか。だがしかし、県民の暮らしと安全を預かる私たち行政は、それではいけないと思いません。

思い出してみてください。平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災、平成23年3月に発生した東日本大震災、そして、平成28年4月に発生した熊本地震を。あのとき、私たちは思ったはずです。「もっと備えておけばよかった」

と。

知事にお尋ねします。今回、政府の地震調査委員会が出した調査結果を、果たして何割の県民が知っているのでしょうか。

そこで、知事にお尋ねします。今後40年以内に90%以内の確率で発生すると予測されている南海トラフ地震に対する知事の認識について、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 南海トラフ地震は、これまで100年から150年の間隔で発生しておりまして、一たび発生すれば、県内全域に甚大な被害をもたらすことが想定されております。

今回、今後40年以内の発生確率が90%程度へ引き上げられたことで、私自身、改めて、いつ地震が起きてもおかしくないという危機感を強めたところであります。

先月、福島県を訪問し、東日本大震災の津波被害を伝承する様々な施設も視察いたしました。その猛威というものを改めて脅威に感じるとともに、対策強化の必要性を痛感したところであります。

県ではこれまで、南海トラフ地震など大規模災害の発生に備え、県民の防災意識の啓発や海岸保全施設の整備、樋門の自動閉鎖化、関係機関と連携した防災訓練などに取り組むとともに、沿岸市町と連携して、津波避難タワーの建設や津波避難場所の指定を進めてきたところであります。

今後は、地域住民が、これらの避難施設を活用した避難訓練を繰り返し行い、安全かつ迅速に避難できるかを自ら確認していくこと、そして、この強い危機感、警戒態勢を持続・強化していくことが大変重要であると考えております。

県としましては、引き続き「常在危機」とい

う意識を徹底する下で、県民の命を守ることを最優先に、防災・減災対策に取り組んでまいります。

○山下 寿議員 ありがとうございます。やはり備えなんですね、重要なのは。

でも、やみくもに備えても意味がありません。なぜか。それは、発生する可能性がある災害に対して備えなければ、備えたことにはならないからです。言わば想定外を想定して備える、これが、私たちがこれまでに経験した災害から得られた教訓なのではないでしょうか。

そのためにも、南海トラフ巨大地震の発生に対し、どんな被害が発生するのかを把握する必要があります。

そこで、危機管理統括監にお尋ねします。南海トラフ巨大地震が発生した場合、現在想定される被害状況についてお伺いします。

○危機管理統括監（横山直樹君） 県が令和元年度に公表いたしました、南海トラフ巨大地震の被害想定におきましては、静岡県駿河湾から日向灘まで延びる南海トラフ内全域でマグニチュード9クラスの地震が発生した場合、県内では宮崎市や日南市、川南町など6市7町で最大震度7の揺れに襲われ、津波の高さは最大17メートル、到達時間は最短で14メートル[※]となっておりまして、県全体で1万4,360ヘクタールが浸水すると想定されております。

また、津波や建物倒壊などによる死者は約1万5,000人、建物の全壊は約8万棟と想定しております。

○山下 寿議員 その想定状況の中で、大津波の発生が想定されています。想像してください。大地震が発生し、大規模停電が発生、または大混乱、道路は寸断して大渋滞が発生し、車はほとんど動かない。携帯電話は通じない。こ

※ 128ページに訂正発言あり

のような状況の中で、どのようにして大津波から県民の命を守れるのでしょうか。

そこで、危機管理統括監にお尋ねします。津波による人的被害の軽減に向けた減災対策の取組状況について、お伺いいたします。

○危機管理統括監（横山直樹君） 本県の南海トラフ巨大地震の被害想定におきましては、亡くなる方のうち約8割が津波によるものとされております。

このため県では、沿岸市町と連携しながら、津波避難タワー等を26基整備するとともに、民間ビル等を活用した津波避難場所を約1,300か所確保したところでございます。

また、住民が迅速かつ安全に避難できるよう、市町村が行う避難場所や避難路、避難階段などの整備に対し、補助を行っております。

今後とも、防災イベントや出前講座などにおいて、津波からの避難に関する意識の啓発を行うとともに、沿岸市町と連携し、被害の軽減に向けた取組を進めてまいります。

○山下 寿議員 津波タワー等、避難施設が整備されているという現状をお聞きすることができ、少し安心しました。

でも、どんなに立派な施設があっても、住民が避難してくれなければ、避難施設としての意味がありません。極めて混乱した状況の中で、避難するべきかとどまるべきか、避難するならどこに行くべきなのか、ほとんどの県民が迷うことだと思います。このとき、より適正な行動を取るために必要なのが避難訓練である、その蓄積であると考えます。

そこで、危機管理統括監にお尋ねします。緊急事態における、県民のより適切な行動態様を期するべく、今後は避難訓練などの実施が重要だと考えるが、県の取組についてお伺いしま

す。

○危機管理統括監（横山直樹君） 津波から安全な場所に迅速に避難するためには、日頃からの訓練が大変重要であります。

このため県では、市町村や自治会が実施いたします避難訓練に要する費用に対しまして補助を行っておりますほか、毎年11月の「津波防災の日」に合わせ、県民一斉防災行動訓練「みやぎシェイクアウト」を実施しております。

また、今年11月に日南市をメイン会場として実施する予定の県総合防災訓練では、南海トラフ巨大地震の発生を想定し、道路上の瓦礫の除去や救助・救急活動、災害医療活動などの実動型訓練に加え、住民の避難訓練を行う予定であります。

今後とも、地域を巻き込んだ効果的な避難訓練が実施されるよう、沿岸市町と連携してまいります。

なお、先ほど私の答弁の中で、最短時間が14メートルと申し上げましたが、14分と訂正させていただきます。申し訳ありません。

○山下 寿議員 今、答弁がありましたように、やっぱり避難訓練が一番大事だと思うんですね、訓練が。しかし、いろいろ訓練を主催する人たちに聞くと、その訓練に協力してくれる人は、限られた人がいつも訓練に出てくると。なかなか出てこないんだというような話を聞きます。ぜひ、本当に強制力のあるような訓練を催さないと、なかなか戸惑うんじゃないかなと思って心配するところです。どうぞ、そのあたりもよろしく願いしておきます。

最後に、学校教育の現場における状況についてお伺いします。

公立学校の施設は、児童生徒の学習や生活の場であるとともに、地震などの災害時には地域

住民の避難場所等になることから、耐震化によって安全性を確保することが極めて重要であると認識しております。宮崎県においても、国からの補助を受け、耐震補強工事や改築工事が進められてきました。

明日にでも発生するか分からない南海トラフ巨大地震から、宮崎県の未来を担う子供たちを守るためにも、早期に耐震化率100%の達成が必要であります。

そこで、教育長にお尋ねします。県内の公立学校における耐震化の状況についてお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 平成7年の阪神・淡路大震災以降、公立学校の耐震化に取り組みまして、県立学校につきましては、平成25年度までに全ての施設の耐震化を完了しております。

また、市町村立学校につきましては、耐震化の必要な施設が3棟残っておりましたが、昨年度、計画どおり全て建て替え工事が終了したところであります。このことによりまして、県内の公立学校における耐震化は100%完了しております。

○山下 寿議員 ありがとうございます。公立学校の耐震化が100%達成は立派なものです。私の孫たちが安心して学校に通える環境を整備していただいていることに、感謝いたします。

質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）

○中野一則議長 次は、濱砂守議員。

○濱砂 守議員〔登壇〕（拍手） 自由民主党、西都市・西米良村選出の濱砂守です。久々の一般質問であります。通告に従い、順次質問いたしますので、よろしく願いいたします。

例年、5月のゴールデンウィークの半ばに

は、西米良村小川で開催されるカリコボーズの山菜まつりに合わせて、ダム湖のほとりで、地域の人を交えて、新緑をめぐる会を開催していましたが、コロナ禍でもう3年ほど休んでおります。

今年は人混みを避けて、西都市東米良の岩井谷小学校跡地に、知人とともに新緑鑑賞に訪ねました。この地は、西都市街から車で国道219号を西に約30分進んだところにあります。廃校マニアの間では人気の場所で、映画のロケ地にもなりました。

35年前の昭和62年に廃校になった校舎は、しばらくキャンプ場として使用されていましたが、今は老朽化が進み、スチール製の柵が作られ、入り口には南京錠がかけられています。付近には廃墟となった教職員住宅が傾いて立ち、まさに人の住んでいない、ぽつんと一軒家であります。

ふるさとはいいものであります。そこには春ならではの自然の恵みがあふれておりました。見上げれば、急峻な山あいに見渡す限りの新緑が広がります。学校敷地のすぐ横には、広大な山林の至るところから湧き水を集めた尾八重川が流れ、透き通った川底には小石がきらきらと光ります。

この川は、春には溪流釣り、夏になると市内外からの涼を求めたたくさんの親子連れでにぎわいます。澄んだ空気と山の香り、ゆっくり流れる時間、水は澄み渡ってさらさらと優しい音に変わり、まさに「命のゆりかご」であります。

かつてこの地には、たくさんの方が住んでおりました。戦後、工業化に力点を置いた日本の政治は、高度経済成長期を迎え、地方から都市へという人口の流れを一層強くしました。当

時、長子にとっては、農家に生まれれば農家を継ぐことは当たり前のことでありましたが、家を継がない者は、よく言えば家の束縛がなく、悪く言えば寄るすべがなく、そうした人々は働く場を求めて次々に都会に出ていきました。

その後も子供の教育や、長引く木材価格の低迷で生活は成り立たず、やむなくふるさとを後にする人が続きました。今はもう誰も住んでおりません。

現在では、人口の都市集中はさらに進み、過疎を越えて、地方が人と力を失うことの影響が心配されております。一方、さらに進む人口の都市集中が、深刻な問題として取り上げられております。

昨年成立した新過疎法の前文には、「東京圏への人口の過度の集中により、大規模な災害、感染症等による被害に関する危険の増大等の問題が深刻化している中、国土の均衡ある発展を図るため、過疎地域の担うべき役割は、一層重要なものとなっている」と記されております。過疎問題は、過疎地だけの問題ではなく、過密地の問題でもあるという、新たな認識が示されました。人口の都市集中と地方の過疎化の持つ意味は、今後、社会のリーダーが考えるべき重大な課題であります。

総務省は、2021年4月に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行されたことに伴い、2022年度から過疎地域に加わる市町村が27道府県の65市町村に上ると、今年4月1日公示しました。これによって過疎地域は、東京23区を除く全国1,718市町村のうち885となり、昭和45年の過疎法の施行以来、初めて半数を超えました。

新たに全域が過疎地域となる「全部過疎」は、熊本県人吉市など36市町村、また、平成の

大合併の特例として、合併前の旧市町村に限り過疎地域とみなす「一部過疎」には、茨城県かすみがうら市など29市町村が、新規に追加されました。

本県においても、新たな過疎法が施行されたことに伴い、令和3年度から令和7年度までの「宮崎県過疎地域持続的発展方針」に向けた施策の指針が示されました。

本県の過疎地域は、県内26市町村の約6割の16団体が指定されており、令和2年の国勢調査による本県の過疎地域の人口は、全体の約12.8%、面積については約46.3%を占めており、本県において過疎地域の持続的発展は、県政の重要課題であると位置づけております。

本県における過疎地域の活性化対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」が制定されて以来、令和元年度まで約3兆864億円と巨額の投資が行われております。

そこで、過疎法が制定されてから約50年が経過し、その間、約3.1兆円を投じた本県の過疎対策はどのような成果を上げてきたのか、知事にお伺いいたします。

次に、2020年の国勢調査によれば、全国1,718の市町村のうち、離島などを除いて、日本で一番人口が少ない村は、奈良県の野迫川村の357人でありました。交通機関は、村営バスが、役場から奈良交通の接続地まで運行されていますが、平日のみ、1日2往復しかありません。2021年に、村内にあった中学校と小学校を統合し、9年制の義務教育学校を開校しており、山村留学生を含む全校生徒は11名、村議会議員は7名、診療所があり、派遣医師が1名、金融機関は郵便局だけです。

本県の人口が一番少ない村は、西米良村の1,000人であります。現在は当然切っておりま

すけれども1,000人で、全国1,683番目、離島を含めて、少ないほうから36番目です。次が、諸塚村の1,486人で、全国1,651番目、次いで椎葉村の2,503人で、全国で1,590番目となっております。

3村とも、平成の大合併で自立の道を選びました。どの村も独自の施策で、人口減少と闘いながら頑張っていますが、減少に歯止めがかかりません。3村合わせても人口は4,989人、県人口の0.47%です。元気な村づくりに向けて、しっかり支えていかなければなりません。

今後、人口減少、少子高齢化が進む中、小規模自治体の振興策をどのように進めていくのか、知事にお伺いいたします。

壇上での質問はこれまでとし、以下は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

まず、過疎対策の成果についてであります。

県におきましては、過疎地域対策緊急措置法が制定されて以来、国、市町村と一体となって、過疎債や各種支援制度を活用し、過疎地域の道路交通網、生活環境、生産基盤の整備に取り組むとともに、教育や医療の確保など、過疎地域の持続的な発展のため、総合的に対策を行ってまいりました。

こうした取組の結果、過疎地域における道路や水道、通信インフラなどの生活基盤の整備については、非過疎地域との格差は依然としてあるものの、一定の成果があったものと考えております。

また、そのほかにも、地域を担う人材の育成や地域間交流の推進、医師確保対策など、様々な取組により地域住民の暮らしの安定に寄与してきております。

一方で、議員御指摘のとおり、近年、過疎地域においては人口減少が急激に進行しており、地域活力の低下が懸念される状況にあるものと認識しております。

次に、小規模自治体の振興策についてであります。

こうした自治体は、豊かな自然、また農林水産資源の供給、国土保全、極めて重要な役割を果たしているところでありますが、人口減少が進む中で、買物、交通、医療、福祉など、暮らしに必要な機能・サービスの確保が厳しくなりつつあります。

このため、県におきましては、市町村や地域住民と一体となって、複数の集落が連携して日常生活の機能を確保する「宮崎ひなた生活圏づくり」に取り組みながら、医療、介護、防災等のセーフティーネットの構築など、地域住民が将来にわたり安心して暮らすことのできる環境づくりを進めております。

また、担い手の育成・確保対策として、移住定住の促進や就業環境の整備、さらには、地域資源やデジタル等の新技術を活用した、稼ぐ力の向上などにも取り組んでいるところであります。

今、コロナ禍にあって、地方回帰の動きがございまして、これを確かなものとして持続させていくこと、これも極めて重要だと考えております。

今後とも、これらの取組を中心に据え、さらに厳しさの増す5年後、10年後の将来を想定しながら、地域が維持・存続できるよう、効果的かつ継続的な対策を進めてまいります。以上であります。 [降壇]

○濱砂 守議員 それでは、質問者席から、まず総務部長にお伺いいたします。

過疎地域に指定された自治体は、財政措置の対象となります。過疎対策事業債の元利償還金の7割が、国の地方交付税で措置されます。令和4年度の国の予算額と、本県における近年の過疎対策事業債の活用状況について、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（渡辺善敬君） 過疎対策事業債の国の令和4年度予算額につきましては、全体で5,200億円が計上されております。

本県の市町村において、起債額は、令和元年度及び2年度は約60億円、令和3年度は約55億円であります。

当該事業債は、過疎法の規定に基づきまして、過疎地域の市町村が定める計画に位置づけられた事業について活用できるものであり、充当率は100%で、国庫補助等の対象となっている事業についても充当可能であり、元利償還金の70%が交付税措置される有利な地方債であります。

令和3年度の活用状況につきましては、市町村道などの整備や、道の駅などの施設整備のハード分に約43億円、観光や企業立地といった産業振興等のソフト分に約12億円が充てられたところであります。

○濱砂 守議員 次に、総合政策部長にお尋ねいたします。

過疎対策が始まって50年以上が経過する中で、過疎地域のいずれの自治体でも、移住・定住人口の増加や、観光や交流人口の増加、ふるさと納税などによる関係人口の増加を目指してきました。

しかし、今後は、日本全体の人口が減少する中で、人口の増加だけを目指す要素には限界が来ております。学校や病院、交通機関など、将来像を描けなくなっております。言わば、下り

坂、下り方を模索し、最小限の人材で地域を維持していくための政策が必要かと思っております。

過疎地域を力強く継続するための新たな地域振興策の策定について、総合政策部長の見解を伺います。

○総合政策部長（松浦直康君） 本県の人口は、令和2年の国勢調査におきましても、若年層の大幅な減少が見られるなど、長期的な人口減少の流れは避けられない状況にありまして、少子高齢化の特に厳しい過疎地域では、安心して暮らし続けるための対策が急務となっております。

こうした中、今年度は、中山間地域振興計画の見直しを行うこととしておりますが、人口減少下においても、地域における日常生活が維持・存続できるような視点が重要であると考えております。

このため、これまで取り組んでまいりました地域の基盤づくりに加え、現在、県内各地で取組が進みつつある地域移動手段の確保や担い手の育成・確保といった、まさに今対応すべき重点課題への対応について、しっかりと検討してまいります。

○濱砂 守議員 これから、どこかが増えればどこかが減る。全体は減少していく。下り坂を進んでいくこととなります。遭難しないように、迷子にならないように、しっかりと道しるべをつくっていただくように、よろしくお願いいたします。

次に、空き家対策について伺います。

何らかの理由で住む人がいなくなった空き家がそのまま放置され、廃墟化するという問題が起きています。県内のどこの市町村を訪ねても、道沿いに、明らかに維持管理されていない空き家や廃墟となった家屋が目につきます。

せっかくまちおこしや景観づくりに努力をされていても、一瞬にして街のイメージをダウンさせてしまいます。道路沿いに目につくのですから、実際にはかなりの数の空き家が存在していると思われま

す。空き家・廃墟の問題は、人口減少、少子高齢化の進む中山間地だけでなく、県内の全地域において、避けては通れない問題となっております。もちろん、この問題は県だけで解決できる問題ではなく、地域住民や市町村と協力し、どのように取り組んでいくかということを考える必要があります。

空き家が廃墟となり、街の景観を壊し、環境を悪くしていく実態を解決するためには、何らかの対策が望まれますが、知事の考えをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 県内の空き家につきましては、人口減少、少子高齢化を背景として増加してきております。適切に管理されていない空き家の増加は、防災、衛生、景観等の観点から、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすこととなり、重要な問題であると認識しております。

空き家対策につきましては、まずは所有者による適切な管理を促すとともに、所有者不明で危険なものについては市町村が除却するなど、現状に応じた対応が必要と考えております。

空き家対策の実施主体は市町村ということになっておりまして、この対策を着実に行うため、県におきましては、市町村に対し、実態調査や、総合的な計画であります空家等対策計画の策定を促すとともに、必要となる情報提供や助言等の支援を行っているところであります。

今後とも、市町村と十分な連携を図りながら、空き家対策に取り組んでまいります。

○濱砂 守議員 次に、総務部長に伺います。

空き家・廃墟の撤去が進まない要因として、住宅用地に対する固定資産税の特例があります。土地の上に建物があると税金が安いということです。廃墟であっても住宅並みに課税標準額が抑えられたままであり、建物を壊して更地にすれば、土地の課税が最大6倍になるという現状があります。

そこで、例えば建物を取り壊しても一定期間土地の税金を据え置くなど、課税者である市町村と連携した対応はできないものか、総務部長にお尋ねいたします。

○総務部長（渡辺善敬君） 議員御指摘のとおり、税の観点からも、空き家対策について考えることは重要であると考えております。

このため、直近では、平成27年に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、適切な管理が行われず除却等の勧告を受けた特定空家等に係る敷地につきましては、住宅用地特例の対象から除外しまして、御指摘の税金が安いという状態をつくらぬ措置が講じられました。

また、空き家等を撤去した場合に、言わば税金が高くなるという状態を防ぐため、県内外の自治体において、一定期間、固定資産税を減免する取組も見られております。

県としましては、そうした事例の情報提供をはじめとする助言などを行いまして、市町村との連携を強化し、空き家対策を進めてまいります。

○濱砂 守議員 次に、県土整備部長に伺います。

倒壊等、保安上危険な空き家、衛生上有害な空き家、景観を損なっている空き家が問題化する中で、平成26年に、「空家等対策の推進に関

する特別措置法」が、議員立法にて成立しております。

このことで、市町村は、所有者等に対する除却等（助言・指導、行政代執行等）ができるようになりましたが、本県の市町村における空き家対策条例の設置状況についてお尋ねいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 本県においては、昨年度までに21の市町村が、空き家対策に係る条例を制定しております。

市町村で条例を制定することにより、空き家の適正な管理や、緊急的な安全措置等の実効性のある空き家対策を進めることができることから、県としましては、引き続き、残りの市町村に対し条例の制定を促すとともに、必要な助言を行ってまいります。

○濱砂 守議員 ありがとうございます。

次に、宮崎県を代表する日本遺産、西都原についてお尋ねいたします。

西都市・宮崎市・新富町・高鍋町の西都原古墳群、生目古墳群、蓮ヶ池横穴群、新田原古墳群、持田古墳群の保存状態のすばらしさや、古墳の規模や形の移り変わりによる豪族たちの栄枯盛衰をまとめたストーリーが、平成30年、宮崎県で初めて日本遺産に認定され、4年になります。

日本独自の形である前方後円墳という古墳が造られた時代、宮崎平野でも、西都原古墳群をはじめ、多くの古墳が造られました。古墳のある景観は、時の移ろいの中でさま変わりますが、西都原古墳群は、東西2.6キロメートル、南北4.2キロメートルの範囲に300基以上の古墳が存在する、全国屈指の大古墳群であります。

特徴は、古墳の形がよく残され、木々も生い茂ることもなく、1400年以上前の古墳が造られ

た頃に最も近い景観が、今保たれていることであります。

中でもひときわ大きいのが、女狭穂塚古墳と男狭穂塚古墳で、南九州の雄として圧倒的な威容をたたえております。古墳の周りに建築物がほとんどない風景は全国唯一で、かつては100万人以上の観光客が訪れていましたが、ここ数年、コロナ禍の影響もあり、観光客は40万人台にまで減少しています。

西都原は宮崎県の大事な観光資源ですが、今後のコロナウイルスを踏まえた新しい観光振興策について、商工観光労働部長にお尋ねいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 西都原は、日本遺産に認定されている貴重な古墳群に加え、豊かな自然景観と日向神話に彩られた、本県を代表する観光地であります。

具体的には、男狭穂塚や女狭穂塚など、古墳そのものの歴史的価値に加え、西都原考古博物館では、充実した展示でその魅力を紹介しております。

さらに、コロナ禍においてアウトドア志向が高まる中、季節の花々やサイクリングなど、1年を通して屋外で楽しめる魅力もあり、ウイズコロナにおける観光地としての優位性が高まっていることから、これらについてしっかり情報発信をしていくことが重要であると考えております。

また、西都原を訪れた方々に、県内各地の観光情報をお伝えするために設置しております2基の観光案内板につきましても、今年度、最新の情報に更新する予定にしており、今後、より多くの観光客に利用していただけるよう、地元西都市などとも連携をしながら取り組んでまいります。

○濱砂 守議員 次に、特別史跡公園西都原古墳群をはじめとする古墳群の世界文化遺産登録について、教育長にお尋ねいたします。

本県では、「西都原古墳群をはじめとする南九州の古墳群」の世界文化遺産登録に向けて、これまで様々な取組を行ってきました。2013年度から、年に一度、世界文化遺産としての南九州の古墳文化を考えるシンポジウムを開催するなどして、県内外の関係自治体を巻き込みながら、将来の登録を目指して情報の発信を進めてまいりましたが、令和2年以降は休止をしております。

近年のコロナ感染症対策のため、県内外からの行動制限で交流が途絶え、訪れる観光客も激減して、西都原の世界文化遺産登録については、地元でもいま一つ盛り上がりには欠けています。

西都原古墳群の世界文化遺産登録について、最近の県の取組はどのような状況なのか、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 「西都原古墳群をはじめとする南九州の古墳群」は、優れた歴史的景観や墓の形態の独自性など、南九州特有の古墳文化として、国内外から高い評価を受けています。

県教育委員会では、古墳群の価値や評価をさらに高めるため、コロナ禍におきましても、古墳の調査や関係自治体との勉強会のほか、県内外での市民向け講座やパネル展示を行うなど、情報発信に取り組んでまいりました。

こうした中、昨年7月に、高鍋町の持田古墳群が、さきに認定された西都原古墳群を含む日本遺産に追加認定されましたことは、世界文化遺産登録に向けた取組の成果と考えております。

今後、日本遺産による地域振興の取組を生

かしながら、関係自治体と一体となって、世界文化遺産登録に向けた機運醸成に努めてまいります。

○濱砂 守議員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

次に、林業振興について、環境森林部長にお尋ねいたします。

令和3年版の森林・林業白書は、森林資源の持続的な利用で脱炭素社会に寄与するグリーン成長の実現に意欲を示しておるとともに、戦後に植えた人工林は、本格的な伐期を迎えており、山から得られる富を再び山に戻し、山村振興につなげることが重要だとしております。

日本の森林は、約4割を杉やヒノキなどの人工林が占め、一般的な主伐期である50年生を迎える人工林が過半数を超えております。昨年は、アメリカを起源とするウッドショックと言われる輸入木材の価格の高騰で、国産材の需要が高まり、原木や製品価格が上昇し、木材自給率も、半世紀ぶりに4割台まで回復しました。

木材価格の高騰によって、日本で木材の国内生産を拡大すべきとの主張がありますが、木材の生産には50年以上の長期間を要するという事情があります。木材供給については、短期間に山の木を伐採してしまうと、森林資源が減少し、将来の供給に問題を残します。

森林所有者は、適期を迎えた木を伐採した後、その跡地に植林するかどうかを、将来の収益を予想して決定いたします。その際参考となる指標は、現在の山元立木価格であります。

ところが、白書では、山元立木価格は製品価格の1割程度であり、丸太価格に占める立木価格の割合は、1980年代には約6割であったものが、今では2割程度へ低下しております。

問題は、林業に適した場所であっても、現在

の山元立木の価格では再造林に必要な費用を賄えないことから、伐期後の再造林が、主伐面積の3割から4割程度にとどまっていることにあります。白書では、森林所有者の造林意欲を引き出すために、十分な立木価格の実現が必要と指摘しております。

本県における山元立木価格の実情と、素材生産及び運搬経費、木材価格について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（河野譲二君） 一般財団法人日本不動産研究所において、毎年3月末現在の原木市場における、直径20センチメートルから22センチメートルの丸太価格から、素材生産及び運搬経費を差し引いた1立方メートル当たりの立木価格、いわゆる山元立木価格を公表しており、令和3年の本県杉の価格は2,887円となっております。

また、林野庁が公表しております、令和2年の本県杉1立方メートル当たりの素材生産費は5,368円、運搬経費が1,629円となっており、合わせた経費は6,997円となります。

また、宮崎県森林組合連合会の原木市場における木材価格の平均は、比較対象となる令和3年3月の価格は1立方メートル当たり1万1,000円ですが、令和3年度の平均価格は1万4,800円です。

○濱砂 守議員 令和3年度の1立方メートル当たりの原木市場の価格は、平均で1万5,000円、素材生産費と運搬経費を合わせた費用は約7,000円、山元立木価格は3,000円です。この差引き8,000円との差額がどこに行っているのか分からない。林業経営者に還元されなければならないお金であります。ここで価格の問題は追及しませんけれども、今後の林業政策にしっかりと盛り込んでいただきますように、

お願いいたします。

引き続き、環境森林部長に伺います。

木材は伐採されてから丸太、製材品と形を変えて流通し、最終的に建材用として利用されます。川下の製材などの製品価格は安定的に推移しているのに、原料である丸太の価格は長期的に低下してきました。1980年のピーク時から40年間で、杉の丸太価格は3分の1まで、ヒノキの丸太価格は4分の1に下がりました。

高性能機械の導入により、伐採、運搬等のコストを小さくすれば、山元立木価格が上がるはずなのですが、上がっておりません。

山林経営者の収益を向上させて持続的な林業とするためには、山元立木価格を上げることが必要であります。県ではどのような対策を講じていかれるのか、環境森林部長にお尋ねいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 再造林を推進するためには、山元立木価格が、山林経営に必要な経費を上回ることが必要不可欠であると認識しております。

このため県では、林業事業体に対して、高性能林業機械の導入支援を行うとともに、森林施業の適正な収支を提示できる森林施業プランナーの確保などを指導しているところであります。

これらに加え、森林所有者が適正な立木価格を交渉できるよう、現状の原木価格や県営林の立木価格などの情報について、市町村や森林組合等と連携し、森林所有者への周知を強化していく必要があると考えております。

また、今年度、林業事業体等に対し、立木販売や原木伐採流通コストについて聞き取り等を行う調査事業にも取り組むこととしております。

今後とも、持続可能な林業の確立に向けて、現状把握を行いながら、効果的な施策の推進に努めてまいります。

○濱砂 守議員 よろしくお願ひいたします。

次に、林業従事者の確保について、環境森林部長に伺います。

森林・林業白書によると、林業の年間平均給与は、平成29年で343万円と、全産業平均よりも100万円ほど低く、その上、作業中の死亡事故割合では、令和2年の数値で、全産業平均の10倍以上とされております。

まずは、雇用の安定と林業の安全対策が必要です。若者や女性に魅力のある産業に脱皮するために、スマート林業の加速を進めております。本県におけるスマート林業の取組状況について、環境森林部長にお尋ねいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 本県の持続可能な森林経営と林業・木材産業の成長産業化を図るためには、スマート林業の推進は大変重要であると考えております。

このため県では、今年3月にスマート林業推進指針を策定し、ICTを活用した機械の導入等により、軽労化や省力化、労働生産性の向上、労働災害発生の未然防止などの取組を推進していくこととしております。

具体的には、ドローンを使った苗木等の運搬や、レーザー計測による森林資源の把握、遠隔操作が可能な下刈り機械の導入や、山間部でも活用しやすい通信技術を用いた安全対策などに取り組むこととしております。

県といたしましては、林業が若者や女性にも参入しやすい魅力ある産業となるよう、スマート林業を積極的に推進してまいります。

○濱砂 守議員 次に、白書では、森林組合の役割について、意欲と能力のある林業経営者と

して位置づけており、森林管理と木材販売の強化を通して、山村への一層の利益還元を目指すべきだと注文しています。まさにそのとおりであります。

過疎化と高齢化により集落が弱体化し、放置された森林の管理や、間伐などの森林整備を含め、森林組合の役割はますます重要なものになると思われます。本県における森林組合への期待と役割について、環境森林部長にお伺ひいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 本県の森林組合は、平成13年度までの合併により8組合になって以降、自ら経営改善と体質強化に取り組み、事業規模を拡大するなど、経営の発展に努められてきたところであります。

その取組は、造林や下刈りの森林整備にとどまらず、スマート林業の推進や原木の海外輸出など、多様で先駆的な事業を展開されており、県としましては、地域における林業・木材産業施策の重要な担い手であると考えております。

さらに、今後は、意欲と能力のある林業経営者として、森林所有者自らが経営管理できない森林を市町村に管理委託する森林経営管理制度の中心的な役割を担うことを期待しており、また、山元への一層の利益還元を進めるなど、森林所有者の協同組合としての役割をしっかりと果たしていくことを、期待しております。

○濱砂 守議員 本県の林業は、31年連続して杉の丸太生産、素材生産が1位であります。豊作貧乏では困りますので、しっかりとした政策を持って、宮崎県の林業を支えていただきますように、よろしくお願ひいたします。

次に、農業振興について知事に伺います。

5月31日、環境農林水産常任委員会の県北地区調査で、JA西都新規就農者定着支援ハウス

団地を調査いたしました。この施設は、西都市、JA西都、県が連携した事業で、相談から就農までをトータルサポートしております。

まず準備ステージで、就農希望者に対し適性を確認し、次に研修ステージとして、優良農家で農業実践研修や座学研修、農家交流等を経験させ、さらに就農ステージとして、JAトレーニングセンターで、独立経営を目指した栽培技術を最大2年間習得した研修生が、新規就農者となります。

就農者は、農地とハウスを20年間のリースで借り受け、経過後は個人の所有物となります。既に、移住者を含んだ新規就農者4組が、7月からピーマンの作付を予定しております。

施設園芸産地を維持すること、新規就農者の確保を図ることが目的です。初期投資がなく、倉庫や作業場などの共同利用施設の利用や、同じ条件の新規就農者が、技術の共有と向上を目指すメリットがあります。

総事業費は約2億3,000万円、国・市の補助金は50%、残りが個人の負担です。もう少し安くできなかったのかとの質問に対し、JAは、ハウス建築に当たっては、補助制度上、施設等の併設が条件となり、クリアするにはどうしても建設コストが高額となってしまう、今後は、建設資材の高騰により、とても同じ費用では取得が難しいとの話でありました。

施設は、宮崎県では一番普及しているAP2号改良型ハウスで、総面積100アール、1組当たりの経営面積は25アール、リース料は年間150万円で、20年の支払いになります。この規模のハウスでは2人の労力が必要とされます。

問題はこれからであります。西都市の10アール当たりのハウスピーマンの経費及び所得について、平成28年から令和2年までの5年間

の平均販売金額527万1,000円から変動費と固定費を引いた差引き所得は、減価償却前で、10アール当たりで230万6,000円になります。

この数値を基に、新規就農者の資金繰りを試算しますと、1経営体当たりの経営面積は25アールですから、差引き剰余は576万4,000円になります。ここから150万円のリース料の支払いが生じる上に、新規就農者には、ハウス以外にもトラックやトラクター等の資本装備や雇用労賃も多く必要となり、その支払いが追加されます。2人で576万4,000円であります。

また、最近の資材価格の高騰等の影響による経費の増加や、計画どおりの収入を上げられない場合の収益減も懸念されます。この収益では、とても安心できる金額とは言えません。十分な自己資金がない中での新規就農は、非常に厳しいと思われれます。

そこで、新規就農者の確保に向け、なお一層の支援が必要と思われれますが、知事の考えをお示しいただきたいと思っております。

○知事(河野俊嗣君) 本県農業の担い手の減少・高齢化が進む中で、新規就農者の確保は、持続可能で魅力ある「みやざき農業」を実現する上で大変重要な課題であると認識しております。

新規就農者の確保に当たりましては、経営開始に必要な初期投資が大きな課題となっており、さらに、近年の資材価格の上昇などが拍車をかけ、経営環境が厳しさを増す中、本県で安心して就農できるよう、なお一層、支援の充実を図ることが必要と考えております。

このため県では、本年創設しました「みやざき新規就農者育成総合対策事業」におきまして、経営安定に必要な資金として、150万円を最大3年間交付するとともに、農業機械等の導入

に対する支援も実施しているところであります。

今後も関係機関・団体と連携し、新規就農者に寄り添い、切れ目ない支援を行うことで、本県農業の将来を支える担い手を確保してまいります。

○濱砂 守議員 ありがとうございます。

次に、農政水産部長に伺います。

西都市の平均的なピーマン農家の経営分析を見ると、動力光熱費と荷造運搬費が販売金額の40%以上を占めています。

ロシアによるウクライナ侵攻の長期化や円安の影響で、資材や燃料、肥料などの価格が高騰した上に入荷も不安定になっており、新規就農者のみならず、JAをはじめ農業者全員が不安を抱えています。

今後の見通しと対策について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） 燃油や肥料、農業用資材の価格は急激に高騰しており、燃油は、今後も高止まりが継続することが予想され、資材は、秋にかけて3割の値上げが見込まれております。また、化学肥料は、夏以降に5割以上の値上げが予定されているなど、今後も、このような状況が続いていくものと懸念されております。

調達につきましては、輸出国による禁輸措置等により、原料の確保が不安視されている化学肥料は、国等が原料の調達国の切替えに取り組まれておりますが、先行きは不透明な状況にあります。

県といたしましては、今議会で承認いただきました原油価格・物価高騰等総合緊急対策を早急に実施し、燃油や被覆資材等の農家負担の一部支援などを行うこととしており、引き続き、

今後の動向を注視しながら、必要な対策を検討してまいります。

○濱砂 守議員 引き続き、農政水産部長に伺います。

先ほど話をしましたように、現状での国庫事業の対象となるハウスは、条件が多く目的や用途に照らして過剰な設備もあるため、建設コストが高くなり、事業利用ができていません。

つまり、共同利用で使う部分が多くて、そちらのほうに投資を向けるものですから、一緒にしないと対象になりません。そこで提案なんです。現在使われていないハウスや離農者のハウスなどの中古ハウスをJAが取得して、改修した上で新規就農者にリースするなど、新規就農者のハウス設備に係る負担軽減に向けた取組が必要かと思われま。

安いハウスでスタートする、十分使えますから。使わなくなったハウスがたくさん存在しております。ぜひ検討いただきたいと思いますが、県の取組について農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 県では、新規就農者の負担軽減に向け、関係機関・団体と連携し、離農希望者等の中古ハウスなどの経営資源を新規就農者に引き継ぐ、事業承継を推進しております。

この取組の中で、令和元年度から3年度までの3年間に、事業承継により新規就農した30名に対して、ハウスの改修等に要する経費の支援を行っており、就農時の初期投資が軽減されたものと考えております。

また、御質問にもありました、JAが中古ハウスを取得し、改修した上でリースする取組も、支援対象としております。

議員の御指摘にありましてとお、中古ハウ

スなどの経営資源を有効活用し、新規就農者の負担軽減を図ることは重要な取組と考えておりますので、引き続き関係機関・団体と取り組んでまいります。

○濱砂 守議員 よろしくお願いたします。

次に、地域振興、国道219号について、県土整備部長に伺います。

宮崎市と熊本市を結ぶ国道219号は、九州中央山地沿線14市町村の経済活動を支える大道脈として重要な幹線道路であり、本県では、宮崎市、新富町、西都市、西米良村がその沿線に存在します。

本路線は、東九州自動車道の西都インター、九州縦貫自動車道の人吉インターへのアクセス道路として、九州の広域道路ネットワークを形成する上で欠かせない道路ですが、山間部の西都市、西米良村には未整備箇所が多く、産業、経済、文化振興の大きな障害となっております。

沿線の各市町村においては、各種施策を積極的に推進していますが、これらの施策の連携による地域の活性化と交流促進を図るためにも、国道219号の早期整備促進が強く望まれております。

また、毎年台風や大雨のたびに落石などの災害が発生し、全面通行止めになりますが、この道路には迂回路がないため、生活道路として利用している地元民は、いつも不安を抱えております。国道219号の整備状況と今後の見通しについて、県土整備部長にお尋ねいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 国道219号につきましては、熊本・宮崎両県の交流促進や産業振興はもとより、災害時には広域的な救命・復旧活動や物流を支えるなど、広域道路ネットワークを形成する上で重要な幹線道路であり、

本県としても重点的に整備に取り組んでいるところであります。

整備状況につきましては、令和2年に西米良村の小春工区や宮崎市の広瀬バイパスが開通するなど、県内延長約70キロメートルのうち約59キロメートルで、2車線の整備が完了しております。

現在、西都－西米良間において、今年度事業化した古仏所工区を含め、4か所で交付金事業による整備を進めており、来年3月までには、トンネルを含む岩下工区や越野尾工区が完成する予定であります。

残る未改良区間については、大規模な橋梁やトンネルの整備が必要となることから、補助事業化も見据えながら、今後とも、必要な予算の確保に努め、早期整備にしっかりと取り組んでまいります。

○濱砂 守議員 補助事業化も見据えてください。よろしくお願いたします。

引き続き、県土整備部長に伺います。

宮崎市佐土原町から西都市までの間は、朝夕の時間が通勤車で混雑することから、道路拡幅の要望があります。今後発生が予想される南海トラフ巨大地震などの大災害時の緊急車両の進入路・緊急支援物資の搬入路といった、「いのちの道」としての役割も大きくなっていることから、今年2月、西都市区長会から西都市を通じて、東九州自動車道の西都インターから市街地までの道路を4車線に整備してほしいとの要望書が提出されております。その後の取扱いについて、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（西田員敏君） 御質問の要望書につきましては、今年2月に、国道219号を管理しております西都土木事務所に提出されており、担当課を経由して、私自身も要望内容を確

認させていただいたところであります。

また、要望書の提出に先立ち実施しました県・市合同の現地調査においては、西都市議会、さらには議員御本人にも足を運んでいただき、要望区間の状況や地元の皆様の切実な思いを直接聞かせていただいたと報告を受けております。

このような道路に関する要望等につきましては、現状や課題を把握するための貴重な御意見でありますので、その内容に向き合うことが大変重要と考えております。

○濱砂 守議員 引き続き、県土整備部長に伺います。

国道219号宮崎市佐土原町から西都市街までの間は、約20年前の建設当初から、4車線化に向けての用地が確保されており、現在その用地は、沿道の草刈りとともに花壇の設置、樹木の剪定など、県のほうで適切に管理されております。特に西都インターから西都市街地に向けて、正面には尾鈴山のすばらしい景観が目に入ります。

この道路が4車線になれば、道路の機能が充実するのはもちろんであります。さらに街のイメージアップにつながると、期待もされております。市民から見れば、舗装するだけの状態にあるのに、なぜ4車線化できないのだろうか、疑問の声も上がっております。県土整備部長の御意見をお聞かせください。

○県土整備部長（西田員敏君） 東九州自動車道西都インターチェンジから西都市街地までの約3キロメートル区間につきましては、高規格道路へのアクセス道路として、暫定2車線で供用しているところであります。

この区間については、議員御指摘のとおり、現在、朝夕の一時的な混雑が発生しているもの

の、県内約200か所の主要渋滞箇所を選定されておらず、慢性的な渋滞には至っていない状況であります。

西都インターチェンジ周辺では、今後、東九州自動車道の4車線化や、国道10号住吉道路の整備などが計画されており、交通の流れが変わっていくことが想定されることから、この区間の4車線化については、交通量の変化や沿線の土地利用状況も踏まえながら、検討してまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 ありがとうございました。少し時間が残りましたが、以上で私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○中野一則議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時41分休憩

午後1時0分再開

○右松隆央副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、坂本康郎議員。

○坂本康郎議員〔登壇〕（拍手） 公明党宮崎県議団の坂本康郎でございます。通告に従いまして質問いたします。

沖縄県糸満市にあります県営平和祈念公園を訪ねますと、沖縄戦で亡くなった20万人お一人お一人の名前が刻まれた広大な「平和の礎」に目を奪われます。

そこを訪れるたびに、過去の戦争で人が犯した過ちと、犠牲になられた人たちの無念さに思いを巡らせ、そのあまりにも多くの犠牲者とその場で対面しているような気持ちになります。

私にとりましては、理屈ではなく感情で「戦

争の悲惨さ」と「平和の尊さ」を教えられた場所の一つであります。

コロナ禍の影響を受けた全国の中学・高校の修学旅行の行き先が、沖縄や長崎、広島へと変化しているといえます。

戦争経験者が語り継いでこられた「平和」への願いが、「平和学習」を通じて次の世代、また次の世代へと受け継がれていくことを心から願うものであります。

2月24日に始まった、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、いかなる理由であれ断じて許し難い侵略行為であります。

今議会冒頭の知事の「早期の終息と対話による平和的な解決を強く求めてまいります」との言葉には、私も強く同意するものであります。

振り返りますと、もう35年前になりますが、1985年、ペレストロイカを掲げたゴルバチョフ旧ソ連共産党書記長が、軍事予算の大幅な削減と大胆な軍縮提案を行い、1987年に米ソ間でINF（中距離核戦力）全廃条約が締結され、その後、東西冷戦が終えんに向かってく、そのような時代に青春真ただ中を過ごし、国際協調と理想主義の空気を吸って育ってまいりましたので、今般の軍事侵攻に伴う一連のロシア首脳の言動には、間違った歴史認識や指導者としての愚かさを感じます。

一方で、日本への核攻撃を抑止するために、アメリカの核兵器を日本に配備し、共同運用することを政策として議論すべきという、安倍元首相の核共有発言が波紋を呼びました。

これに対して岸田首相は、「核に関する政府の基本方針に基づき、核共有は認められない。政府として検討しない」と即座に否定をし、我が党の山口代表も、「核共有は、長年信頼されてきた日本の核廃絶、不拡散に向けた取組に不

信感を芽生えさせ、核使用のリスクも高める。非核三原則を堅持し、安全保障を全うしていくことが正しい道」と表明いたしました。

国際的な緊張が高まる中、これからの日本の安全保障の在り方が問われており、それを論じるとき、政治家としての主義主張が大変重要になります。

そこで知事に、これからの日本の安全保障の在り方についてどのようにお考えか、お伺いします。

壇上の質問は以上とし、以降は質問者席にて行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

ロシアによるウクライナ侵攻など国際情勢の不安定化によりまして、現在、日本を取り巻く安全保障環境は厳しさを増してきております。かつてないほどに、我が国の安全保障の在り方が問われているものと認識しております。

私としましては、我が国の平和と安全を守るためには、まずは国際社会の平和と協調のための不断の外交努力が重要であると考えております。同時に、国として万一の事態に対応するための備えも必要であり、日米同盟を基軸としつつ、諸外国との協力関係をしっかりと深めていくことも、極めて重要であると認識しております。

平和外交の取組に対しましては、直接対話の拡大に加えて、国連をはじめとする国際機関や関係諸国と連携した国際協調の関係づくりなど、地域の緊張緩和に向けた重層的な対話が重要であります。

外交防衛など国家の安全保障に関することは国の専管事項であります。国におきましては、引き続き、アジア太平洋地域における安定した

平和と秩序づくりに積極的な役割を担っていただくとともに、国民に対しても、安全保障の在り方につきまして、丁寧な説明をいただきたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○坂本康郎議員 御答弁ありがとうございます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について質問いたします。ここでは、直近の感染状況と対策について、特に予算措置がなされているものに絞って質問させていただきます。

まん延防止等重点措置が解除された3月4日以降、一旦はそのまま鎮静化すると期待された本県の感染者数は、3月末から再び増加に転じ、5月10日には1日で最多の790人の感染を記録するなど、感染者数の高止まりの状態が続きました。

感染の高止まりは、全国的な感染傾向でもありましたが、特に本県におきましては、10万人当たりの感染者数が全国で上位に位置する状況が続きました。

県内の感染者数は、直近で減少傾向に入っており、そのまま鎮静化していくことが一番望ましいわけですが、恐らくは、今後も感染拡大と縮小を繰り返しながら推移していくものと思われれます。

その中で、できる限り県内の感染傾向を掌握し、知見として次に生かしていくことが重要だと考えますが、県では、感染第7波における県内の感染者数の高止まりと感染割合の高さの要因をどう評価しているのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 本県は、年明け以降、爆発的な感染拡大に直面したところであり、当初は、全国に比べると比較的感染は抑えられていたものの、感染が再拡大しました

3月下旬以降は、人口当たりの感染者数が全国的に見て高い状況が続いたところであります。

全国におきましては、都市部では3月下旬以降、比較的感染が抑えられている一方で、地方では、本県と同様に感染が大きく拡大する地域が見られたところであります。

また、人口当たりの感染者数も、九州をはじめ、地方の県が全国上位に位置するなど、感染状況の推移に地域差が生じており、その要因につきましては、国からまだ示されていない状況にあります。

県としましては、県内では、感染力の極めて強いオミクロン株の影響により、家庭をはじめ、学校・教育施設や高齢者施設等において感染の連鎖が継続し、かつてない規模の感染拡大が長期間続いたものと考えておりますが、全国的な状況との比較等の要因分析につきましては、国の今後の検証結果を踏まえていってまいりたいと考えております。

○坂本康郎議員 PCR検査につきまして、無症状ながら感染の不安を感じる個人について、今年1月から当面の間は、県内在住者であれば無料検査を受けることができるようになっていきます。

このPCR検査体制の強化については、私も一般質問や常任委員会でこれまで要望してまいりました。県の無料検査の実施は、日常生活や経済社会活動における感染リスクを引き下げることが目的にしています。

私はさらに、市中に潜伏する無症状の感染に対して検査を通して顕在化させることで、早期の感染対策を打つことができるのではないかと、その効果を期待していましたが、実際にはどうでしょうか。

無症状者への無料のPCR検査の実施効果

と、検査によって陽性が確認された感染者数の状況などを、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 無症状者を対象としました無料検査につきましては、飲食やイベント、帰省等の活動に際し陰性確認が求められる方や、感染に不安を感じる県民の方を対象としておりまして、昨年12月23日の検査開始以降、半年間で延べ約16万人の方が利用されております。

実績につきましては、6月6日から12日までの直近1週間で見てみますと、検査を受けた6,588人のうち100人の陽性が確認されており、これは同じ週の全陽性者1,196人の約8%を占めております。

感染に不安を感じる県民の方を対象とした無料検査につきましては、当面の間、継続することとしており、陰性を確認することにより、安心して日常生活や社会経済活動を送れるほか、無症状の陽性者を早期に把握することによる感染拡大防止についても、効果があるものと考えております。

○坂本康郎議員 次に、3回目のワクチン接種について、県内の進捗状況をお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 本県の3回目のワクチン接種率は、12歳以上の2回目接種完了者約85万人に対し、6月15日現在で77.5%となっており、このうち、20代では55.2%、30代では58.4%と、若い世代への接種率の向上が課題となっております。

また、5歳から11歳までの小児につきましては、今年3月から開始され、対象人口約7万人に対し、2回目の接種率が17.3%となっております。

○坂本康郎議員 ワクチン接種につきましては、始まった当初から、接種を不安視する声、

意見がありました。私どもは、最新の知見を基にした上で、打つよりも打たないほうがリスクが高いという判断から、これまで接種を進めてまいりました。

本県のワクチンの接種状況と、感染の高止まりや感染割合の高さとの関連性を県ではどう評価しているのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） ワクチンの接種と感染者数、感染割合との関連性につきましては、全国的に見て、現時点では必ずしも接種率の高い地域が感染割合が低いという結果にはなく、今後、接種の状況を見極めていく必要があるものと考えております。

一方で、先に接種が進んだ高齢者につきましては、感染者が急増した状況におきましても、その感染割合は低下していったことから、オミクロン株への3回目のワクチン接種には一定の感染を予防する効果があるものと考えております。

○坂本康郎議員 新型コロナの後遺症について、5月13日に行われた知事の定例会見で後遺症の症状例が示され、若い世代に発症事例が多いこと、3回目のワクチン接種が後遺症に効果があることに触れられております。

現時点でそれ以上の情報提供がなされていないようですが、後遺症について県の取組を福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 本県におけるコロナ後遺症の状況につきましては、現時点では全体が把握できている状況にはありませんが、国におきましては先日、新型コロナの中等症以上の患者756人を対象にした実態調査の結果が公表されておりまして、診断から1年後も約13%に何らかの後遺症が残り、主な症状とし

て、睡眠障害、筋力低下、呼吸困難感、思考力低下、倦怠感などがあったとのことであります。

コロナの後遺症につきましては、発症の原因や実態が明らかになっていない面が多く、今後とも国において研究が進められることとなっております。

後遺症には様々な症状がありますことから、県では、まずはかかりつけ医などの身近な医療機関に御相談いただきたいと考えておりますけれども、今後、関係機関と連携し、より専門的な医療機関を受診できる体制づくりを検討してまいります。

また、ワクチン接種によりまして、後遺症のリスクが低減するとの国の報告もありますので、引き続き、県民の皆様に対しまして、積極的なワクチン接種の検討を呼びかけてまいりたいと考えております。

○坂本康郎議員 広島県のホームページには、昨年12月に実施された広島県内の後遺症の実態調査が掲載されています。

それによりますと、「後遺症がある」と答えた割合が感染者の34%、そのうち15%が「休職等で感染前の生活ができない」と答えており、社会生活への影響がうかがえます。

症状では、倦怠感が最も多く52%、次いで、息切れ・息苦しさ、嗅覚障害、味覚障害、抜け毛などとなっております。

また、ワクチン接種の効果について、ワクチンを接種していない場合の後遺症の発症率が高いこと、接種している人のほうが、後遺症が発症しても半年以内に改善した割合が高いことも明らかになっております。

本県におきましても、同様の状況が予想されますので、後遺症の実態把握に努めていた

き、先ほどおっしゃっていただきました、医療機関を受診する目安や方法なども含めた、県からの積極的な情報発信を希望いたします。

次に、経済対策について質問いたします。

燃料費や資材価格の高騰による影響が大きいとされた農林水産業や交通・物流事業者、宿泊業者へ、素早い対応で支援措置が取られたことを大変評価いたします。

今回、原油価格と物価高騰対策を構築するに当たり、県内事業者への影響をどのように把握されたのか、知事にお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 昨今の原油価格や物価の高騰は、県内の各産業に広く影響を及ぼすことが懸念されましたことから、今議会で認めていただきました対策の検討に当たりましては、業界団体等との意見交換を行うとともに、事業者向けの相談窓口を設置するなど、県内事業者の生の声に耳を傾けながら、実情の把握に努めたところであります。

交通・物流事業者からは、燃料費高騰による負担増が経営を圧迫しているといった意見をいただいたほか、農畜水産業者からは、施設園芸の暖房費や近海漁業の燃料費、農業資材や畜産飼料等の価格高騰の影響が非常に大きいなどの声が寄せられたところであります。

今回の価格高騰の先行きは不透明でありまして、事業活動や県民生活への影響の長期化も懸念されますことから、引き続き、丁寧な影響把握に努めるなど、情勢の動向を注視してまいります。

○坂本康郎議員 原油価格と物価の高騰は、県内の様々な産業に広く影響を与えていることを、私も実感しています。

今、知事の御答弁にありましてとおおり、価格高騰の先行きが不透明なため、今回予算措置が

なされた業界以外への影響についても、引き続き把握と対策に努めていただきますよう、お願いいたします。

一例ではありますが、県内のクリーニング事業者からも、影響の大きさを伺っています。この業界は、使用する燃料、洗剤、包装資材と、そのほとんどが石油製品を使うことで成り立っており、コロナ禍の外出自粛や式典・イベントの中止など、利用者の減少と相まって、影響は深刻で、そろそろ廃業を考えているという事業者も少なくないようであります。

今回支援の対象になった代行業者に比べても、決して少なくない、県内には相当数の事業者がいるものと認識しています。予算措置をする際に、関係部局でよく検討していただき、支援に不公平感が生じないよう努めていただきたいと思います。本県のクリーニング業の事業者数と、価格高騰による影響、今後の対策について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 令和3年度末における県内のクリーニング所の数につきましては、保健所への登録数は合計670店舗となっております。そのうち、取次ぎのみを行う、いわゆる取次所を除きますと、合計244店舗となります。

原油価格・資材高騰による影響でございますけれども、クリーニングの業界団体によりますと、ボイラーで重油や灯油を使用することなどから、議員御指摘のとおり影響があるものと考えております。

厳しい状況の中、クリーニング所の経営を維持していくために、これまでも、宮崎県生活衛生営業指導センターにおきまして、経営相談を行っているところでございます。引き続き、事業者の負担軽減を図るため、先日議決いた

きました宮崎県中小企業融資制度の「原油・原材料高対策特別貸付」などを活用しながら、円滑な資金繰りの支援等も行っております。

○坂本康郎議員 私ども公明党の宮崎県本部では、定期的に県内の経済団体、業界団体の皆さんと「政策要望懇談会」を実施しております。

今回予算措置が取られました、農林水産業、交通事業者をはじめ、県内の業界団体の皆さんから、原油価格と物価の高騰に対する支援の要望を私どもも伺っていたわけですが、建設業においても、主に専門工事業の団体の皆様から、資材価格の高騰に伴う施工単価の見直しを要望する声が出ております。

公共工事の発注価格について、昨今の資材価格の高騰をどのように反映させているのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（西田員敏君） 公共工事に使用する資材の価格が上昇傾向にある中、受注者が適正な利潤を確保するためには、最新の取引価格を予定価格へ適切に反映することが重要となっておりまして。

このため、短期間で価格が変動する燃料や鋼材の設計単価については、毎月、取引の実態調査を行っており、さらに、生コンクリートについては4月から、アスファルト合材についても5月から臨時調査を行い、最新の取引価格を反映させているところであります。

また、契約後に主要な資材価格が著しく高騰した場合には、受注者の請求により請負額の1%を超える額を増額する、いわゆる「単品スライド制度」を適用することとしております。

今後も、資材価格の動向等を注視しながら、公共工事の適切な執行に努めてまいります。

○坂本康郎議員 次に、ジモ・ミヤ・タビキャンペーンについて質問いたします。

感染症の拡大により、県外との往来がままならない状況下で、観光客・宿泊客の大幅な減少により打撃を受けていた観光産業への支援策として、この県民割事業が始まったわけですが、途中、感染状況に応じてキャンペーンの一時停止と再開、期間の延長を繰り返しながら1年がたちました。

この事業が、落ち込んだ本県の観光産業の業績回復などにどのような成果、効果があったのか。また、ウイズコロナの新しい生活様式の一つとして提案されたマイクロツーリズムという新しい旅行の在り方も、この事業の目的の一つにあったと記憶していますが、ジモ・ミヤ・タビキャンペーンが県内観光の新たな需要の掘り起こしに対してどのような効果があったのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 新型コロナの影響によりまして、本県の観光はかつて経験したことがないほど厳しい状況にあることから、昨年6月以降、県内旅行の割引事業でありますジモ・ミヤ・タビキャンペーンを実施しているところでございます。

その結果、昨年度末までのキャンペーンの利用実績は、宿泊割引が約50万6,000人、日帰り旅行割引が約3万6,000人となり、特に昨年11月と12月には宿泊の稼働状況を表す指数が全国1位となるなど、県内観光の需要回復と観光産業支援につながっているものと考えております。

また、旅行会社や宿泊施設などを通じて、キャンペーンを利用した県民や隣県等の方々から、本県のよさを再認識したとの声が寄せられております。

今後とも、県内外の方々の旅行ニーズを的確に捉えながら、本県の魅力をPRし、積極的な誘客促進に努めてまいります。

○坂本康郎議員 「県民割」でスタートしましたジモ・ミヤ・タビキャンペーンであります。その後、鹿児島、熊本、大分の隣県同士で相互利用が可能になり、「隣県割」として旅行の対象範囲が広がっていましたが、現在はその利用範囲が九州全県に広がって——これは本当にいつの間にかという印象だったんですが——「九州割」という新しい名前になっていました。

割合頻繁にジモ・ミヤ・タビ関連のホームページを確認していた私ですら、いつの間にかという印象ですので、一般的な認知度は低いのではないかと感じています。

キャンペーン自体が期限の延長、再延長を繰り返していることに加え、後ろには「県民割」の全国展開が控え、PRにも力加減が難しいことと思いますが、現行の「九州割」の観光誘客の取組について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） ジモ・ミヤ・タビキャンペーンにつきましては、対象範囲を県内から県外に徐々に広げておりまして、昨年12月に、隣県の熊本県、大分県、鹿児島県を対象とし、今年4月に佐賀県と長崎県を、そして5月に福岡県を追加したところでございます。

その結果、九州内全てが対象となりましたことから、九州各県が連携し、現在、九州割として実施しているところでございます。

このキャンペーンのPRにつきましては、本県をはじめ九州各県が、それぞれ地元マスコミへの情報提供や、各県の新聞への広告掲載、インターネットやSNSを通じた情報発信を行っていることに加えまして、九州観光機構を通じた広域的なPRも実施しているところでござい

ます。

今後とも、九州全域の方々に情報が届きますよう、九州各県等とも連携しながら、効果的な情報発信を行い、誘客促進に努めてまいります。

○坂本康郎議員 今年、沖縄県が本土へ復帰して50周年を迎えました。

1972年の本土復帰後は、1975年の海洋博覧会を皮切りに、1992年に開園した首里城公園など環境整備を経て、2000年頃からの沖縄ブームをきっかけにして、観光が県の基幹産業へと成長していきます。

その後のインバウンドの追い風も受け、2019年の観光客数は1,000万人を突破。コロナ禍で過去最大の落ち込みといわれた翌2020年の観光客数は、それでも370万人を数えました。

言うまでもなく、沖縄は今や国内有数の観光県であります。

本県のこれからの観光再生と新たな観光誘客を考える上で、沖縄を訪れるインバウンドを含めた観光客を、沖縄から宮崎へ取り込むことを一度よく検討してみたいはいかがでしょうか。

沖縄で私が交流のある沖縄の方たち、これは50代以上の男性が多いわけですが、折に触れて宮崎の魅力について尋ねてみますと、その方たちからは、宮崎のゴルフ場が格別に素晴らしいという答えが返ってまいります。

「何が素晴らしいとって、芝が素晴らしい、景色が素晴らしい、また宮崎でプレーをしてみたい」と大絶賛の一方で、「ただし、飛行機だけは大変不便だ」と決まって言われます。

私も所用で沖縄を訪問することがありますが、宮崎と那覇を結ぶ直行便は、現在ソラシドエアの1日1往復のみ。行きの宮崎－那覇の便が朝出発し、帰りの那覇－宮崎の便が夕方出発

のため、宮崎から沖縄へ出かけていく分には便利ですが、沖縄から宮崎に来るには、反対に大変時間効率の悪いことになってしまっています。

宮崎、沖縄双方向に都合のよい空路の整備や、十分な宿泊施設の確保など、課題もありますが、海外からの入国制限が本格的に緩和された後には、いずれ沖縄に帰ってくるであろう大量のインバウンドを、沖縄の次の立ち寄り先として宮崎へ取り込まない手はありません。

沖縄を訪れる観光客に、沖縄にない観光資源、魅力的なゴルフやサーフィン、食や伝統文化など、本県独自の見どころを「沖縄プラス」のパッケージとして売り込み、沖縄から宮崎の観光の新ルートが確立できれば、本県にとっても沖縄にとっても、また、旅行に新たな選択肢が加わることで、ユーザーにとっても大変メリットのあるものと考えます。

ポストコロナの本県の観光戦略の一手として、沖縄プラスの観光対策を提案したいと思いますが、これにつきましては永山副知事にお問い合わせいたします。

○副知事(永山寛理君) 議員御指摘のとおり、今や沖縄は、インバウンドを含む観光客数が年間1,000万を超えたということで、国内有数の観光地に成長したところでございます。一方で、沖縄を訪れる、特にインバウンド客というのは、大抵が沖縄を観光してそのまま帰るということで、ほかの県には行かない傾向が結構ございますので、その観光客を宮崎に取り込むという視点というのは大変重要だと考えております。

御承知のように沖縄は、サンゴ礁が広がる亜熱帯のリゾート、独自の文化、食、そして、先ほど議員から御紹介いただきました「平和の

礎」に代表される平和の島というのが、観光地としての魅力でございます。

一方で、宮崎に目を転じますと、また華やかなリゾートがあり、私は沖縄と宮崎の両方でゴルフをやるものですから、その宮崎のゴルフ場のすばらしさというのを身をもって体験しまして、沖縄の人間にも紹介しておるんですけども、そのゴルフのすばらしさ、サーフィンのメッカ、さらに豊かな食と文化、特に日本の発祥とも言われる神話・神楽、そのようなすばらしい魅力的なコンテンツが宮崎にはいっぱいございますので、そういったコンテンツを効果的に発信することによって、沖縄から宮崎への観光客の流れをつくる。それがひいては、願わくば航空会社の皆様の心も動かせるような、そのような魅力ある発信をこれから頑張っていきたいと思っております。

○坂本康郎議員 次に、県営住宅政策について質問いたします。

11月議会の一般質問にて、県営住宅の抱えるソフト面の課題への対応を質問いたしました。

これは、入居者の高齢化など社会変化に伴い、自治会活動に支障を来す状況が発生しており、団地自治会の運営や共用部分の管理について、長期的な視点に立った対策を求めたものでありますが、県からは、まず入居者、自治会へ意向調査を行い、状況の把握をしていく旨の御答弁をいただきました。

その後の進捗状況について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（西田員敏君） 県営住宅の共用部分については、草刈りや清掃活動等の実施や共益費の徴収を入居者をお願いしておりますが、管理の実態等の課題を把握するため、令和4年3月に、団地の自治会等に対し、アンケー

ト調査を実施したところであります。

その結果、団地によっては、草刈り作業等の一部を業者に委託している実態や、共益費の滞納の発生、清掃活動参加者の減少、班長等の成り手がなかなか見つからないことなどの課題が生じていることが確認されたところであります。

県としましては、引き続き団地ごとのニーズを把握するとともに、将来に向けた管理方法を検討するため、先進的な取組を行っている他県の事例調査を実施することとしております。

○坂本康郎議員 大変迅速な御対応をいただきまして、ありがとうございました。

11月の私の一般質問には、少しですが反響がありまして、県議会だよりを御覧になった3か所の団地の自治会長さんから御連絡をいただきました。

どちらも一様に、入居者の高齢化で共用部分の清掃や草刈り作業がままならないこと、自治会活動への不参加者や共益費の未払い者が増えて、役員の負担が大きくなっていること。このままでは自治会の存続自体も危ういことを訴えておられ、今後の県の動向に大変注目をしているらしいです。

今回の調査結果などから実態や入居者の意向を把握、検討していただいて、これからの県営住宅の在り方、新しいビジョンが示されることを期待しております。

次に、多くの外国人技能実習生、特定技能実習生を受け入れておられる、県内の漁業関係者や介護福祉施設を運営する事業者が、県営住宅や市営住宅への外国人実習生の入居を希望されています。

外国人実習生の受入れには、実習生の住居の確保が必要条件になっておりますが、近場の民

間のアパートやマンションには、外国人だけでは入居を断られるケースも少なくないため、住居の確保に苦勞されている事業者も多いようであります。

外国人技能実習生が県営住宅及びその他の公営住宅へ入居するための制度と、県の取組について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（西田員敏君） 外国人技能実習生等の県営住宅への入居につきましては、国土交通省からの通知に基づき、地域住民と同様に入居資格を認める取扱いを行っており、入居の際には、原則として同居親族が必要となっておりますが、日向市や日南市など過疎法による過疎地域等となっている9市町の県営住宅へは、単身での入居が可能となっております。

また、県営住宅及び市町村営住宅については、国の承認を得ることにより、特例的に空き住戸を活用できる制度があり、この制度を活用して、現在、延岡市の市営住宅において、単身の漁業研修生を受け入れている事例がございます。

県としましては、外国人技能実習生等を受け入れる団体に情報提供するなど、広く制度の周知に努めてまいります。

○坂本康郎議員 次に、空き家問題への対策について質問いたします。

ここで取り上げますのは、長期間使われないうまま放置された、倒壊のおそれのある危険な状態の空き家の問題です。

屋根・外壁の落下や飛散により、周辺の住宅や道路など生活環境に悪影響を及ぼすものについて、その解体費用の一部を補助する制度が、各市町村に設けられております。

宮崎市では、建物の所有者に対して、解体除去、廃材処理、運搬費用を対象に、経費の2分

の1を上限に補助。解体作業が困難であったり、再建築が困難な場所に建つ空き家については、対象経費の5分の4を上限に補助するようになっておりますが、市では、昨年からの申請件数が増えてきており、今年度の分は予算枠をオーバーする状況になっております。

倒壊のおそれのある腐朽・破損した空き屋の建物は、そのまま放置されれば周辺の住宅に損害を与えるほか、事故や火災につながる危険もあり、解体除去のために行政が積極的に関わっていく必要があります。

県ではどのような取組をしているのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（西田員敏君） 空き家対策につきましては「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空き家対策の実施主体である市町村が、総合的な計画となる「空家等対策計画」を策定し、これに基づき危険な空き家の除却など必要な措置を講ずるよう努めるものとされており、現在、21市町村が策定済みとなっております。

この計画を策定しますと、国の交付金等を活用できるようになるなどメリットもありますことから、県では、計画未策定の市町村を直接訪問し、策定を働きかけるとともに、その後の対策についても円滑に進むよう、必要な支援を行っているところであります。

○坂本康郎議員 倒壊のおそれのある腐朽・破損した空き家には、所有者が不明もしくは近くに住んでいないなどの事情で、危険な状態が長期間放置されているものも少なくないのではないかと考えられます。

近隣の住民で、この危険な空き家を解体除去するには、まず所有者を探すことから始めなければなりません。不動産を扱った経験がなけ

れば、登記簿謄本の確認すらままならず、個人情報扱いが厳しい昨今では、所有者の連絡先まで見つけることはかなり難しくなっております。

そのような状況を踏まえ、行政の積極的な対応が必要ではないかと考えるわけですが、現在、県のホームページをたどっていきますと、空き家全般について「みやざき空き家等相談窓口」が開設されています。

この相談窓口の役割について県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（西田員敏君） 「みやざき空き家等相談窓口」は、一般社団法人宮崎県宅地建物取引業協会が設置したものでありまして、市町村の窓口では相談への対応が困難な空き家の管理・賃貸・売買等の相談に応じており、また、空き家の所有者を特定するといった相談については、不動産の登記に詳しい宮崎県司法書士会への取次ぎを行っております。

県といたしましては、「みやざき空き家等相談窓口」は、市町村の窓口と連携しながら、これを補完するものと考えており、これまで、「市町村空き家連絡調整会議」での情報提供や、県庁ホームページに掲載して周知を行っておりますが、今後、市町村のホームページや広報紙にも掲載してもらおうなど、様々な広報の機会を捉えて、さらなる県民への窓口の周知を図ってまいります。

○坂本康郎議員 国土交通省が、全国の自治体の先進的な取組を紹介しています。

ここで一例ですが、和歌山県田辺市では、相続や遠方に居住しているなどの理由で長期間使われずに放置され、倒壊のおそれのある危険な空き家の隣接住民に対して、市が所有者と隣接住民の間に立って仲介し、解体費用プラス登記

費用程度の金額で売買が成立するよう働きかける、マッチングサービスを行っております。

また、山形県鶴岡市では、長期間管理がなされていない空き家を、市が寄附として受け付け、解体・整地をした後に、若者世帯や移住者に対して、住宅用地として供給する事業を進めています。

どちらも大変優れたアイデアだと思いました。ぜひ参考にさせていただき、現行法でも実行可能な、有効な対策を県主導で進めていただきたいと思います。御見解をお伺いします。

○県土整備部長（西田員敏君） 県では、空き家対策を推進するため、毎年「市町村空き家連絡調整会議」を開催し、県内市町村の取組事例の発表を行うなど、市町村間での情報共有を促進するとともに、全国の先進的な取組についても、国が示す事例集等を用いて紹介しているところであります。

市町村が、空き家の除却に関する先進的な事例を参考に、地域の実情に合った取組を進めることは、大変有意義であると考えており、県としましては、市町村のニーズに合った情報を提供するなど、必要な支援を行ってまいります。

○坂本康郎議員 次に、不在者投票について質問いたします。

昨年10月に実施された衆議院議員選挙におきまして、病院、介護老人保健施設、老人ホーム、保護施設、身体障がい者支援施設などの、県選挙管理委員会が不在者投票施設として指定した施設数を、選挙管理委員長にお伺いします。

○選挙管理委員長（茂 雄二君） 不在者投票のできる施設につきましては、病院や介護施設等で、おおむね50人以上の入院または入所定員を有する施設であって、投票環境として適当な

場所及び必要な人員を有すると認めた場合に、施設の申請により指定を行っております。

昨年の衆議院選挙における不在者投票指定施設の数、県内で281施設となっております。

○坂本康郎議員 今御答弁いただきました281の不在者投票指定施設のうち、実際に不在者投票が行われた施設数をお伺いします。

○選挙管理委員長(茂雄二君) 昨年の衆議院選挙では、県内281施設のうち165施設におきまして、不在者投票が行われております。

○坂本康郎議員 次に、昨年の衆議院議員選挙におきまして、不在者投票を行った投票者数をお伺いします。

○選挙管理委員長(茂雄二君) 昨年の衆議院選挙では、県外の施設において投票した選挙人も含め、小選挙区選挙において3,151人が、施設における不在者投票を行っております。

○坂本康郎議員 事前に確認しましたところ、不在者投票の投票率のデータは取られていないということでしたので、今御答弁いただきました3,151人という不在者投票の投票者数が多いのか少ないのか、私なりに判断するための目安として、以下、計算をしてみました。

昨年10月時点の不在者投票指定施設について、該当する施設の定員数を手計算で数えてみましたら、合計で2万8,142人になりました。この数字には未成年者の数が含まれますので、県の18歳以上の人口比率84%を掛けた結果、2万3,639人が目安の有権者数となりました。

御答弁いただきました不在者投票者数から、これはあくまで目安の投票率として計算した結果13.3%という数字が出てまいりました。

施設によっては定員数を満たしていない施設もあると思われるので、あくまで参考の値ではありますが、それを割り引いても、前回の衆議

院議員選挙全体の投票率53.65%と比べて、かなり少ないという印象を私は持ちました。

感染症の影響も考えられますので、新型コロナ感染拡大前に実施された令和元年の参議院議員選挙における不在者投票についても、実績をお伺いします。

○選挙管理委員長(茂雄二君) 令和元年の参議院選挙におきましては、不在者投票指定施設は284施設でありまして、そのうち実際に投票が行われたのは164施設であります。

また、施設における不在者投票者数は、県外の施設において投票した選挙人も含め、選挙区選挙で2,822人となっております。

○坂本康郎議員 御答弁いただきました2回の選挙を比較して、不在者投票に感染症の影響はなかったものと思われま

す。いずれにしましても、病气や介護、障がいなどで入院、入所されている方たちの投票の機会が守られることが重要であります。

県の取組を選挙管理委員長にお伺いします。

○選挙管理委員長(茂雄二君) 施設における不在者投票につきましては、入院または入所する選挙人の自由意思に基づき行われるものであります。

このため、施設が選挙人に代わって投票用紙等を請求する場合には、事前に施設内で不在者投票の希望を聞いた上で、市町村から投票用紙等を取り寄せることとなり、希望を聞かずに、あらかじめ入所者の人数分の請求を行うことはできません。したがって、不在者投票の実施に当たりましては、事前に施設内において十分な周知を行い、選挙人の投票機会が失われることのないよう留意する必要があります。

県では、参議院選挙に向けて、対象施設に不在者投票の手引を送付するとともに、これを

基に、オンラインによる説明会を開催し、不在者投票事務の留意点等を説明したところです。

引き続き、施設における不在者投票が適切に実施されますよう、必要な助言・指導を行ってまいります。

○坂本康郎議員 入院、入所している全ての有権者が、どの施設でも同じように投票の手続がなされ、投票の権利がちゃんと守られるよう、各施設に対して適切な指導に努めていただきますよう要望いたします。

次に、県の公共工事について質問いたします。

先ほどの政策要望懇談会に参加された、塗装工業会や電業協会など専門工事の業界の方たちから、県発注の公共工事について、県内業者の受注を促進するために、分離発注の割合をもっと増やしてもらいたいという要望が出されています。

県土整備部発注工事における分離発注の考え方を伺います。

○県土整備部長（西田員敏君） 県土整備部が発注する工事につきましては、規模の小さい工事や、工事箇所の自然的条件、技術的理由により工事を分離施行することが不合理または困難な場合を除き、建設業法に規定する建設工事の種類ごとに分離し、それぞれを別途の契約により施行することを原則としております。

○坂本康郎議員 次に、入札参加資格について伺います。

市町村発注工事の施工実績を県発注工事においても評価して、入札参加資格に加えてもらいたいという要望を受けております。

県土整備部発注工事の入札参加資格において、市町村発注工事の施工実績をどのように取り扱っておられるのか、伺います。

○県土整備部長（西田員敏君） 県土整備部が発注する工事につきましては、それぞれの工事内容に応じた施工実績を入札参加資格として定めており、基本的には、国・県の発注工事と併せて、市町村発注工事の施工実績も認めているところであります。

ただし、のり面工事など専門性の高い工事につきましては、工事の品質確保を図る観点から、小規模工事でのみ市町村発注工事の施工実績を認めることとしております。

○坂本康郎議員 県土整備部長に質問が続いて大変恐縮なんですけれども、次も部長にお伺いします。

今、本県周辺では複数の大型開発工事が進められております。特に注目されておりますのが、熊本県菊陽町のT S M Cの半導体製造工場の建設工事であります。

総工事費1兆円の超大型工事が4月に着工したことで、職人が全部熊本に持っていかれるのではないかと心配する声があります。

県外へ施工業者が流れていけば、県内で施工中の工事にも影響が出かねないため、工事の発注には、工期や発注時期を決める際に、進行中の大型工事の進捗にも目配りをする必要があります。

県ではどのように対応するのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（西田員敏君） 公共工事を着実に実施していくためには、地域の建設企業が円滑に施工できる環境を整えることが大変重要であると考えております。

このため県では、地域の建設業団体等と意見交換を行い、公共工事の受注環境の把握に努めるとともに、発注時期の見通しを毎月公表することなどにより、円滑な発注や入札・契約の適

正化等を図っております。

また、令和2年度からは、発注時に設定する工期について、工事の準備や後片づけに要する期間を、従来よりも約1か月から3か月加算しております。さらに、契約から工事着手までを最大4か月間設定できる「余裕期間設定工事」も活用し、建設資材や技術者などの準備を行う期間を確保しているところであります。

今後関係団体等と意見交換を行い、地域の実情を把握しながら、公共工事の円滑な執行に努めてまいります。

○坂本康郎議員 大気汚染防止法及び石綿障害予防規則の改正により、建築物の解体・改修工事を行う施工業者は、この4月から、一定規模以上の解体・改修工事について、石綿（アスベスト）の使用の有無に関する事前調査の結果を、労働基準監督署及び地方公共団体に報告することが義務づけられました。

この事前調査には、来年10月以降から建築物石綿含有建材調査者という資格が義務づけられるため、資格取得のために多くの施工業者が受講を申し込んでいますが、現在県内で1か所のみで開催で、定員も回数も少ないため受講できない状態になっております。

何らかの対応が必要と考えますが、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（西田員敏君） 令和2年に石綿障害予防規則等が改正されたことに伴いまして、令和5年10月1日以降に建築物等の解体または改修等の工事を行う場合は、石綿含有建材の有無について、建築物石綿含有建材調査者講習の修了者等による調査が義務づけられたところであります。

講習実施機関に確認しましたところ、現在、県内で本年11月と来年1月に当該講習が予定さ

れておりますが、いずれも定員を超過し、キャンセル待ちの状況であり、その対応を検討中と伺っております。

県としましては、重要な制度改正と認識しておりますので、講習実施機関に対し、講習回数を増やすなどの要請を行ってまいります。

○坂本康郎議員 以上で用意しました全ての質問を終わります。

御答弁いただきまして、ありがとうございました。（拍手）

○右松隆央副議長 以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、20日、月曜日午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時55分散会

6 月 20 日 (月)

令和 4 年 6 月 20 日 (月 曜 日)

午前10時0分開議

出 席 議 員 (37名)	
2 番	坂 本 康 郎 (公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人 (日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	山 内 佳菜子 (県民連合宮崎)
5 番	武 田 浩 一 (宮崎県議会自由民主党)
6 番	山 下 寿 (同)
7 番	窪 菌 辰 也 (同)
8 番	佐 藤 雅 洋 (同)
9 番	安 田 厚 生 (同)
10番	日 高 利 夫 (同)
11番	川 添 博 (同)
13番	中 野 一 則 (同)
14番	冨 師 博 規 (無所属の会 チームひまか)
15番	有 岡 浩 一 (郷中の会)
16番	重 松 幸次郎 (公明党宮崎県議団)
17番	前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
18番	岩 切 達 哉 (県民連合宮崎)
19番	井 本 英 雄 (宮崎県議会自由民主党)
20番	徳 重 忠 夫 (同)
21番	外 山 衛 (同)
22番	濱 砂 守 (同)
23番	二 見 康 之 (同)
24番	山 下 博 三 (同)
25番	西 村 賢 (同)
26番	日 高 博 之 (同)
27番	井 上 紀代子 (県民の声)
28番	河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
29番	田 口 雄 二 (県民連合宮崎)
30番	満 行 潤 一 (同)
31番	太 田 清 海 (同)
32番	坂 口 博 美 (宮崎県議会自由民主党)
33番	日 高 陽 一 (同)
34番	横 田 照 夫 (同)
35番	野 崎 幸 士 (同)
36番	星 原 透 (同)
37番	蓬 原 正 三 (同)
38番	丸 山 裕次郎 (同)
39番	右 松 隆 央 (同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
副 知 事	永 山 寛 理
総 合 政 策 部 長	松 浦 直 康
政 策 調 整 監	吉 村 達 也
総 務 部 長	渡 辺 善 敬
危 機 管 理 統 括 監	横 山 直 樹
福 祉 保 健 部 長	重 黒 木 清
環 境 森 林 部 長	河 野 讓 二
商 工 観 光 労 働 部 長	横 山 浩 文
農 政 水 産 部 長	久 保 昌 広
県 土 整 備 部 長	西 田 員 敏
会 計 管 理 者	矢 野 慶 子
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	吉 村 久 人
財 政 課 長	高 妻 克 明
教 育 長	黒 木 淳 一 郎
警 察 本 部 長	佐 藤 隆 司
監 査 事 務 局 長	高 山 智 弘
人 事 委 員 会 事 務 局 長	日 高 幹 夫

事務局職員出席者

事 務 局 長	渡 久 山 武 志
事 務 局 次 長	坂 元 修 一
議 事 課 長	鬼 川 真 治
政 策 調 査 課 長	伊 豆 雅 広
議 事 課 長 補 佐	関 谷 幸 二
議 事 担 当 主 幹	佐 藤 亮 子
議 事 課 主 査	内 田 祥 太
議 事 課 主 任 主 事	山 本 聡

◎ 一般質問

◎右松隆央副議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、河野哲也議員。

◎河野哲也議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。公明党宮崎県議団、河野哲也でございます。

知事の政治姿勢について、まず質問させていただきます。

非核三原則の堅持であります。私は、非核三原則に関する資料を準備している中で、2つの事実を知ることができました。

一つは、1991年、ウクライナはソ連から独立宣言。この時点で、ウクライナは国内に1,900個以上の核弾頭を保持していたという記録があります。30年前のウクライナは、世界第3位の核大国だったんです。しかし、1994年、4年後の12月、ウクライナは自国で保有する核兵器を全て放棄しました。アメリカ、イギリス、ロシアが領土不可侵の原則を守ると約束したからでございます。

もう一つの事実は、日本における非核三原則は1972年(昭和47年)、沖縄返還をめぐる与野党対決の中、公明党の決断で確立できました。日米が合意した沖縄返還協定には不備欠陥が多く、野党が衆院本会議ボイコットで議論から逃避する中、公明党は、協定には反対を貫きつつ、非核三原則を盛り込んだ附帯決議を実現させました。佐藤栄作首相は「厳粛に遵守する」と明言いたしました。

今、ウクライナ危機に乗じて、非核三原則を見直し、米国の核兵器を日本国内に配備して共

同運用する核共有について議論を求める声があります。しかし、日米の核共有が非核三原則に反し、日本のこれまでの国際的信頼に傷をつけることも明らかであります。岸田首相も、「非核三原則の「持ち込ませず」とは相入れない」と、核共有を明確に否定しています。

そこで、核兵器について様々な議論がありますが、非核三原則、特に「持ち込ませない」の堅持について、知事の見解をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わり、あとは質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

◎知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

核兵器を廃絶し、戦争のない社会、平和で安心して暮らせる社会を子孫に引き継ぐことは、今を生きる私たちに課せられた、極めて重要な責務であると考えております。

現在、ロシアによるウクライナ侵攻や北朝鮮の核ミサイル開発などをきっかけとして、一部の党や国会議員の間で、核共有について議論すべきとの意見があることは承知しておりますが、政府におかれては、「議論することは考えていない」との見解が示されているところであります。

核問題をはじめ、外交・防衛に関することは、国の責任においてなされるものであります。私としましては、我が国は、唯一の戦争被爆国として、非核三原則を国是として堅持しているものと認識しております。この認識の下、平和さらには県民の安全・安心を、責任を持って確保してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

◎河野哲也議員 ありがとうございます。

核共有の議論は、誰も幸せにはしません。政

府が4月に発表した総合緊急対策で「地方創生臨時交付金」が拡充され、1兆円の「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」という新たな枠が盛り込まれました。

重点項目のうち、「生活者支援」として、学校給食費の負担軽減、住民税非課税世帯などに対する臨時特別交付金、低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金の対象拡大、水道料金をはじめとする公共料金の負担軽減の4点。

「事業者支援」としては、地域交通支援、物流維持への支援、水道料金をはじめとする公共料金への補助が提示されました。原油・物価高騰の影響や不安の声を基にし、ニーズの高いものになったと思います。

原油・物価高に対応した地方創生臨時交付金の活用に当たり、地域の実情をどのように反映して事業を構築したのか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 今回の緊急対策に係る補正予算では、国が拡充した地方創生臨時交付金を活用しまして、当面の対応として、生活者支援と事業者支援の観点から対策を講じております。

対策の検討に当たりましては、原油価格や物価高騰の影響が広い範囲に及んでいると想定されましたことから、関係機関における窓口相談や、業界団体との意見交換などを通じ、生活者や事業者が置かれている厳しい実情の把握に努めたところであります。

その上で、燃料・資材等の高騰に緊急に対応する事業などを構築したほか、幅広い事業者に効果が及ぶ、市町村等と連携したプレミアム付商品券の追加発行事業も盛り込んだところであります。

原油価格や物価の先行きは不透明であります

ので、今後とも状況の変化をしっかりと見極め、国の対策と連動するとともに、支援が必要な方の声を丁寧に向いながら、迅速かつ適時適切に対策を講じてまいります。

○河野哲也議員 ありがとうございます。

続いて、防災のための支援に移らせていただきます。

農業用取水施設の事故がありました。その結果、国の要請として、地方にある、国以外の自治体で管理している取水施設等の点検が指示されましたが、県内で実施した農業用取水施設の緊急点検について、結果をお伺いしたいと思います。農政水産部長、お願いします。

○農政水産部長（久保昌広君） 5月中旬に愛知県で発生しました頭首工の漏水事故を受け、本県では、県で整備した52施設について、市町村や土地改良区等の協力をいただきながら、5月に緊急点検を実施いたしました。取水に支障を来している施設はございませんでした。また、土地改良区等が管理している頭首工につきましても、取水に支障を来している施設はございませんでした。

しかしながら、老朽化している施設も見受けられますので、適宜適切な点検に努めてまいります。

○河野哲也議員 災害につながる、そういう状況にならないように、最後おっしゃったように、適宜適切な点検をよろしくお伺いしたいと思います。

平成30年に、ため池の緊急点検が実施されたと思いますが、その後の取組についてお伺いします。

○農政水産部長（久保昌広君） 平成30年7月豪雨による6府県32か所のため池の決壊を受け実施されました全国一斉の緊急点検の結果、本

県では505か所のうち2か所で漏水や陥没が確認され、既に復旧工事等は完了しております。

さらに防災対策を進めるため、令和2年10月に施行された「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する法律」に基づき、決壊した場合に人的被害のおそれのあるため池として県内424か所を指定し、決壊の危険性を判断するための調査を実施するとともに、防災工事を具体的に進めるための計画を策定いたしました。

今年度は、この計画に基づき、29か所の改修工事等を実施しており、引き続き、ため池の安全性の確保に取り組んでまいります。

○河野哲也議員 延岡市も該当するため池があります。防災工事ということで、しっかりと受けていただいて、本当に災害がない、そういうため池、目的が完遂できるため池の補助をよろしくお願ひしたいと思います。

土地改良法が改正され、農業用排水施設の豪雨対策が強化されましたが、県としてはどのように取り組むのか、お伺ひいたします。

○農政水産部長(久保昌広君) 近年、頻発化・激甚化する豪雨災害を未然に防ぐためには、迅速な防災工事が極めて重要となっております。

このため、本年4月の土地改良法改正により、豪雨対策として、国または自治体が行う緊急的な防災事業については、農業者からの申請、同意及び費用負担を求めずに実施できることとなり、手続に要する期間がおよそ3分の1に短縮され、早期の工事着手が可能となりました。

県としましては、法改正の趣旨や内容について関係機関に周知するとともに、事業の緊急性や必要性を十分に検証しながら、事業計画の主

体となる市町村や施設管理者の土地改良区等と連携し、ため池や農業用排水施設の防災対策に取り組んでまいります。

○河野哲也議員 よろしくお願ひします。

梅雨の季節になり、風水害が起きやすい時期に入りました。こうした災害から命を守るための重要な備えが、防災行動計画いわゆるタイムラインの活用でございます。

タイムラインは、豪雨や台風といった災害を想定し、行政や住民らが命を守るために取るべき防災行動を、いつ誰が何をという視点で時間軸に整理したものでございます。

2014年に自治体で初めてタイムラインを導入した三重県紀宝町は、同年の台風18号で試行運用を行った結果、従来よりも各課の動き出しが早くなり、住民への早期避難の呼びかけがスムーズに行えたということでございました。紀宝町ではこの後、台風や前線の動きに合わせて36回活用していると、報告がありました。

水害タイムラインの全国の策定状況は、全国109水系、730市町村で完了しているとされています。今回の骨太方針にも明記された、地方自治体によるタイムライン防災の拡充強化を図ることを、しっかりと実行に移していきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

また、行政だけでなく、地域もタイムラインをつくることで、スムーズな避難や防災意識の向上が期待できるものと考えますが、地域でのタイムラインの活用について、県の取組を危機管理統括監にお伺ひします。

○危機管理統括監(横山直樹君) 地域のタイムラインは、河川の氾濫など、災害が迫ったときに住民が取るべき行動を時系列に整理したもので、地域住民の安全確保に大変有効でございます。

また、作成過程において、地域の災害リスクや避難のタイミング、避難経路などを住民同士が話し合い、認識を共有することで、共助の充実にもつながるものであります。

このため県では、先月、地域防災のリーダーとなる防災士を対象とした研修会でタイムラインを取り上げ、県内各地から参加された約100名の防災士の方々に理解を深めていただいたところでございます。

今後とも市町村や防災士と連携しながら、地域の防災力向上につながるタイムラインの浸透に努めてまいります。

○河野哲也議員 私も防災士でございますので、頑張ります。よろしくをお願いします。

ヤングケアラー支援について質問させていただきます。

ヤングケアラーについて、政府は、昨年4月に中学生と高校生、今年4月には小学生を対象に、いずれも初めて実施した実態調査の結果を公表いたしました。昨年4月に公表されたのは、全国の公立中学校に通う2年生、全日制高校の2年生らを対象に、2020年12月から2021年2月にかけてインターネットで行われた調査の結果であります。これによると、「世話をする家族がいる」と答えた割合は、中学2年生が5.7%で約17人に1人、全日制高校2年生は4.1%で約24人に1人でした。「世話をする家族がいる」と答えた生徒のうち、「頻度がほぼ毎日」と答えたのは、中学2年生で45.1%、全日制高校2年生は47.6%に上りました。

平日1日に世話に費やす時間は、中学2年生が平均4.0時間、高校2年生が3.8時間、その上で7時間以上との回答が、それぞれ約1割ありました。

世話をする家族の内訳を複数回答で聞いたと

ころ、「兄弟」が中学2年生で61.8%、高校2年生で44.3%と最も多かったです。また、世話をする家族がいる中高生の6割以上は、相談経験はなかったということでありました。

ヤングケアラーの実態をどのように把握するのか、お伺いします。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長(重黒木 清君) ヤングケアラーは、家庭内の問題として表面化しにくい構造でありますことから、その実態をしっかりと把握することが重要であり、県では今年度、実態調査を行うこととしております。

具体的には、教育委員会と連携し、子供に身近な学校現場におきまして、夏休み明けの9月頃にアンケート調査を実施することとしております。

対象としましては、県内の小学6年生、中学2年生、高校2年生の全員を予定しております。家庭や生活の実態について調査するとともに、ヤングケアラーに関する教職員の認知度や学校の対応状況等につきましても、併せて調査することとしております。

○河野哲也議員 後ほど実態が分かったものを報告しますが、やっぱり、その実態調査のスピード感が欲しいというか。本当に、小学校6年の子どもたちの置かれている状況というのが、ここまでかという実態もあります。

後ほど、学校現場ではということでも聞きたいと思いますが、学校には家庭訪問とかそのチャンスがあると思うんですね。そういうことを踏まえて、しっかり実態調査をしていただきたいと思うんですが、小学生ケアラーで「世話をする家族がいる」と答えた6年生は、今年1月の時点で6.5%、15人に1人という結果でした。世話をする家族の内訳というのは、「兄

弟」が71%、「母親」が19.8%。子供が世話するんですね。そういう状況でありました。

ヤングケアラーに対し、実態調査をした後、学校現場ではどのように対応していくのか、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） ヤングケアラーに限らず、子供たちの抱える様々な課題に対しまして、各学校では、目常の観察や面談、家庭訪問、アンケート等も活用しながら、早期発見・対応につなげてきたところであります。その上で、ヤングケアラーに関しましては、これまで以上に、教職員の深い理解と高いアンテナを持つことが大切であると考えております。

各学校におきましては、県が実施します実態把握の後には、これまで諸課題に対応してきた既存の組織を生かし、校内における情報共有や対策の検討を行い、必要に応じて専門スタッフや地域の関係機関との連携を進め、適切な支援の在り方を検討してまいります。

○河野哲也議員 しつこく言うようですが、本当にスピード感を持って実態調査をして、学校現場として方策を考えている間も、子供はケアラーとして存在しているんだということを踏まえながら取り組んでいただきたいと思えます。

子ども・若者総合相談センターに配置するヤングケアラーコーディネーターの役割について、お伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） ヤングケアラーにつきましては、子供自身やその家族に自覚がないことがほとんどであり、自ら支援を求めることは難しいと考えられますので、まずは本人に支援の対象となり得ることを自覚してもらうとともに、周囲の大人がヤングケアラーに関する理解を深め、早期に発見し、支援につなげていくことが重要であります。

このため県では、今年度から、子ども・若者総合相談センター「わかば」にヤングケアラーコーディネーターを配置し、本人からの相談に直接応じるとともに、県民を対象とした講演会の開催や、福祉・介護・教育等の関係機関が行う職員向けの研修に必要な情報を提供するなど、社会的な認知度の向上に向けた普及啓発活動に取り組んでいるところであります。

○河野哲也議員 大事なポジションというか、配置のコーディネーターの方がどう動くかで、県内のケアラー、子供たちが、本当につながりを持てるかどうか、そういうことで大事だなと思って。この方は、もう4月には配置されているとお聞きしました。一番敏感に動いていただける方だろうなと思います。また、今後も調査させていただいて、いろいろ具体的な提案もさせていただきたいと思えます。

国は、令和4年度から3年間をヤングケアラーの認知度向上の集中取組期間としていますが、県も同様に取り組むのか、お伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） ヤングケアラーを支援するには、まずは社会的認知度を向上させることが極めて重要であり、国は、今年度からの3年間を集中取組期間としていることから、県としましても、今年度、「ヤングケアラー等支援体制整備事業」を創設し、令和6年度までの3年間で、先ほど申し上げました、学校現場での実態調査やヤングケアラーコーディネーターによる認知度向上に向けた普及啓発に取り組むこととしております。

また、あわせて、実態調査で明らかとなった実情を踏まえ、ヤングケアラーを早期に発見して、適切な支援につなげられる体制づくりにつなぐましても、国や他県の先進事例を参考にしながら、検討を進めることとしております。

○河野哲也議員 ありがとうございます。

女性支援に移りたいと思います。

5月19日の衆院本会議で、困難女性支援法が可決されました。これまでの女性支援法では、困窮や性被害、心身の健康、住まいの確保など、困難を抱える女性の課題が複雑化・複合化する中であって、制度と実態の乖離が指摘されてきました。特に今はコロナ禍等で、支援を必要とする女性がなかなか支援につながらないという実態も浮き彫りになってきました。

そこで、実はこれ、施行まで、まだちょっとあるんですね。法としては可決されましたけど、施行が2年後ということでした。困難女性支援法の施行を視野に入れた県の取組について、お伺いします。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 困難女性支援法におきましては、DVのほか、性被害、生活困窮など、多様化・複雑化する女性問題に適切に対応するため、多様な支援を包括的に提供する体制づくりと、関係機関、民間団体との協働による切れ目のない支援の実施が求められているところであります。

県におきましては、令和6年4月の施行に向けて取り組んでいく必要がありますが、具体的には、今後、国が基本方針を定めることとなっておりますので、その内容を確認しながら、関係機関と連携し、困難な問題を抱える女性への支援に関する施策について、検討を進めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 これは2年間という、ある意味、県の準備期間というんでしょうか。しっかりと体制を整える期間というのがあると思いますので、しっかりお願いしたいと思います。

国の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、「女性デジタル人材の育成の推進」

という項目が新たに追加されたとお聞きします。コロナ禍の影響や、デジタル化の進展に伴う経済産業構造の変化を見据え、女性がデジタル分野で就労しやすい環境に整備するよう明記されています。

国の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、デジタル分野への女性就労促進が明記されているが、県はどのように取り組んでいくのか、お伺いします。

○総合政策部長(松浦直康君) デジタル分野は、コロナ禍においても人材の需要が伸びている成長分野の一つでありまして、テレワークなど柔軟な働き方が実現しやすいことなどから、女性の活躍や所得向上が期待されております。

県では、デジタル人材の育成について、性別や年齢を問わず、IT企業等への就職を希望する方に対し、WEBデザイン等のITスキル習得の講座などを実施しております。

また、離職者等を対象としたパソコンスキルの習得など、職業訓練では、子供を預けることができる託児サービスつきのコースも設け、女性が訓練を受けやすい環境づくりにも努めております。

こうした取組と併せ、デジタル分野に対する女性の関心を高め、新たな就労につなげていくため、男女共同参画センターなどの関係機関と連携し、情報の提供や相談体制の強化に取り組んでまいります。

○河野哲也議員 よろしく申し上げます。

子宮頸がんの主な原因となるHPVの感染を防ぐHPVワクチン接種を個別に呼びかける積極勧奨が、4月から9年ぶりに再開されました。対象者には、市町村から案内が順次送付されていると聞いております。

HPVワクチンのキャッチアップ接種——結

局9年間、間が空いて接種できていない女性がいっぱいいますので、そのキャッチアップ接種を積極的に推進していただきたいと考えていますが、現在の取組状況についてお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 子宮頸がんの予防を目的としたHPVワクチンの積極的勧奨が、今年4月に再開され、それまでの勧奨差し控えの間に接種の機会を逃した方を対象とした、キャッチアップ接種も開始されました。

県内のキャッチアップ対象者は約3万人であり、実施主体である市町村においては、現在、対象者への個別通知やホームページ、回覧板による広報等、積極的な接種勧奨を進めているところでもあります。

県におきましても、HPVワクチンの有効性・安全性に関する情報を掲載したリーフレットを作成し、市町村や学校等を通じて配布するとともに、ホームページや県政番組等でもお知らせしているところでもあります。

また、対象者が安心して接種することができるよう、医師会や大学病院等と連携し、接種後の症状に関する相談窓口や医療体制を整備したところであり、今後も市町村や医療機関等と連携して、キャッチアップ接種の推進に努めてまいります。

○河野哲也議員 9年前にこの状態があれば——はっきりと数値は分かりませんが、子宮頸がんを発症する女性が年間1万1,000人というふうに言われて、約2,900人が亡くなっているんですね。この犠牲になられた方、もしかしたら9年間に接種等が進んでおればという思いがあります。

ただ、やはり不安なことがあるということで、症状が出た人へ寄り添う支援というの、

今、後半に説明いただきましたけど、大学病院と医師会とが協力していただいて、不安のない積極的勧奨、接種を望んでおります。よろしくお願いいたします。

若者支援ということで、次に行かせていただきます。

我々県議団は、公明党の青年委員会とともに、5月22日に県内4か所で、「ボイスアクション2022」街頭アンケートを行いました。宮崎をもっと大好きなまちにと、公明党に寄せられた声を5項目にまとめたものを提示しました。宮崎に必要なと思う項目を選んでもらい、シールを貼ってもらいました。

項目別の結果ではありますが、「どこへでも行きやすい宮崎に！」、具体的に言うと、東九州自動車道の4車線化、九州中央自動車道の早期開通、新幹線の開通、飛行機の増便、これが26%でありました。「働きやすい宮崎に！」、就業先の増加、賃金アップ、週休3日制導入、キャリアアップ支援、これが21%の支持でございました。3番目、「魅力ある宮崎に！」、具体的に言うと、レジャー施設やテーマパークの誘致、移住者受入れの促進、これは26%支持がありました。4番目、「結婚、子育てしやすい宮崎に！」、育休手当の増額、子供の医療費無償化、教育費用の無償化、新婚世帯の援助、これが18%。5番目、「ありのままが輝く宮崎に！」、選択的夫婦別姓制度の導入、バリアフリーの推進、あらゆる場面での男女平等、これが9%でした。

サンプル数として有効か分かりませんが、傾向として、若者のアンケート結果が出たわけですけど、知事の所感をお伺いしたいと思えます。

○知事（河野俊嗣君） 私も対話と協働を掲げ

まして、様々な機会を捉えて、県民の声に耳を傾け、施策の反映に努めてまいりました。特に、これからの宮崎を担う若者の声というものの、意見というものは大変貴重であると考えておりまして、毎年、大学生を対象に講義を行う、さらには小中高を訪問しての授業なども行っております。

先日も、県総合計画の見直しに向けまして、大学生を中心とする若者たちと直接、意見交換を行いまして、参加者からは、デジタル化の推進や交通問題、新しい働き方などに関する多くの意見をいただいたところでもあります。

今回、御紹介いただいたアンケート結果を見ますと、交通インフラや暮らしの魅力の充実に関する項目が多く、私も、意見交換などを通じて多く伺っている意見というものが反映されているなど。また、都市部の生活と比較した率直な意見が反映されているということを感じているところでもあります。

これらの意見につきましては、策定中の総合計画をはじめ、今後の施策に生かしてまいりたいと考えておりますが、あわせて、一方で、本県の持つ美しい自然や豊かな食、スポーツ環境、さらには暮らしやすさ、子育てのしやすさなど、都市部とはまた違った、本県ならではの魅力もしっかり発信することで、若者に選ばれ、住み続けたいと思ってもらえるような県づくりを進めてまいります。

○河野哲也議員 ありがとうございます。

ここまで具体的に答弁いただけるとは思いませんでした。青年委員会のほうにバックします。

首都圏には、学生で構成される団体「STUDENT VOICE」があります。公明党は先日、団体から政策提言を受け、意見交換をし

ました。提言では、高等教育無償化に関し、給付型奨学金と授業料減免の対象を中間世帯まで拡大することとともに、学費負担の大きい多子世帯や理工学部などを専攻する学生への配慮を要望、そのほか、ブラックバイト対策の強化、学びを深めるための休学費用の減免などもありました。学生ならではの提言でありました。こういう学生の組織は、宮崎にあるのでしょうか。学生の声を県の施策に反映できるシステムが必要であると考えますが、県の考えをお伺いします。

○総合政策部長（松浦直康君） 本県の将来を担う学生など若い世代の意見を伺い、施策に生かしていくことは大変重要であると考えております。

県では、総合計画の改定に当たり、学生など若い世代の方々との意見交換を行っておりまして、先ほど知事からもありましたけれども、今月5日には、「知事とのふれあいフォーラム」の仕組みの中で、県内の大学生や高等専門学校生に参加いただき、本県の将来像などについて御意見をいただいたところでもあります。

このほか、学生を対象としたフォーラムの開催や、知事や県職員が県内の大学に出向き、本県の課題や将来についてお話をしたり、意見交換する機会の設定にも取り組んできたところでもあります。

今後とも、若者に選ばれる宮崎づくりのため、あらゆる機会を捉えて、学生など若い世代の御意見を伺い、施策に生かしてまいります。

○河野哲也議員 ありがとうございます。

公明党が関わらせていただいた中で、奨学金の給付型、それから奨学金の返還の企業・自治体の肩代わりも、学生の声で実現したものなんです。当事者が具体的に提言をしていただける

というのは本当に大事なと思いますので、どうかよろしくお願いします。

教科担任制とSTEAM教育について、教育長にお伺いします。

教科担任制の先行事例を2つ紹介します。横浜市立戸部小学校の6年生は、2学級編成。どちらの学級も、体育は1組の担任、社会は2組の担任が受け持ち、外国語、理科、家庭科、音楽、図工は、担任を持たない専科教員がそれぞれ授業を担当する。国語と算数は、各学級担任が授業を行う。教科担任の事業は内容も充実していて、児童から、分かりやすく楽しいなど好評を博しているといえます。教員側のメリットも大きいということで、担任の教員は担当教科以外の空き時間を活用して、授業や教材の準備のほか、学級通信の作成等、今まで放課後に対応していた業務を進めることができるようになったということで、報告がありました。

もう一例は、兵庫県。同県は、学級担任間による交換授業と少人数授業を組み合わせた、兵庫型の教科担任制を独自に構築。平成22年度には、全県で実施している。実際に指導に当たる教員自身が教科担任制のメリットを感じているとのアンケート結果も出ています。

文科省も、教育上の効果の大きさ、教員の働き方改革の必要性などを踏まえ、今年から小学校5、6年生を対象に行うことを決定していますが、本県の小学校における教科担任制の現状と成果についてお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 本県の現状につきましては、国の方針を踏まえながら、令和2年度から導入し、今年度、県内半数以上の132校の小学校で教科担任制を実施しております。

成果につきましては、既に導入した学校におきまして、今、議員からの御指摘もありました

ように、教員の専門性が生かされ、教科指導の充実が図られております。また、教科ごとに担任が変わるため、複数の教員による多面的な児童理解が可能となっております。さらに、学級担任の空き時間の確保も可能となり、学校における働き方改革にもつながっております。

県教育委員会といたしましては、引き続き小学校における教科担任制を推進し、子供たちの学びの充実を進めてまいります。

○河野哲也議員 ありがとうございます。

文科省推奨に、もう一つSTEAM教育というのがございます。Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Art（芸術）、Mathematics（数学）の頭文字を取った言葉で、教科横断的な教育を指します。

昨年1月に出された中教審答申では、「STEAM教育のような教科横断的な学習を充実させることは、学習意欲に課題のある生徒たちにこそ非常に重要で、生徒の能力や関心に応じて推進する必要がある。」と強調しています。

経産省のサイトに、「未来の教室」STEAMライブラリーというのがあります。その中の初級編「ごんぎつね」というのを閲覧しました。教材はあの有名な新美南吉の「ごんぎつね」でございます。一般的な感想としては、「ごんは一生懸命、栗などを運んだんだな」とか、「兵十は撃ってしまったことを後悔している」など、ストーリーに沿った見方が多くなると思います。そこを科学的な視点で鑑賞すると、「きつねはいたずらできるのか」「ごんが死んだとはどこにも書いてないぞ」とか、数学的観点からは、「兵十とごんの距離は」とか。このようにSTEAM化は、一つの物事をいろんな視点から捉え直し、さらに掘り下げ、探求していくことを目指すものだと思います。

教科担任制の拡大から、このSTEAM教育を校種(小・中・高)での発達段階に応じて行えば、期待する力の育成になると考えますが、文科省の推奨するSTEAM教育について、県の見解をお伺いします。

○教育長(黒木淳一郎君) デジタル技術の急速な進展の中で、社会が激しく変化し、多様な課題が生じている今日におきまして、文系・理系の枠にとらわれず、各教科での学習を実社会での問題発見・解決に生かす教科横断的な教育として、STEAM教育が注目されております。

現在、各学校種におきまして発達の段階に応じて行われている、地域課題等の解決を図る探求的な学習や、科学技術分野での研究等を、改めてSTEAM教育の視点で捉え直すことで、現代の諸課題をより創造的に解決する能力を育むこととなり、本県の将来を担う人材の育成につながるものと考えております。

○河野哲也議員 本県の将来を担う人材の育成のために、STEAM教育をさらに推進していただきますよう、お願い申し上げます。

本県の義務教育段階における学力向上の取組についてお伺いします。

○教育長(黒木淳一郎君) 学校教育の基盤となる義務教育段階における学力向上につきましては、令和の日本型学校教育を踏まえまして、主体的・対話的で深い学びを実現し、学びの動機づけや幅広い資質・能力の育成を図っていく必要があると考えております。

そのためにも、昨年度からスタートした「GIGAスクール構想」におきまして、県内に10校のモデル校等を指定し、学力向上のためのICTの効果的な活用について研究を進めているところであります。

また、「みやざき小中学校学力向上支援事業」としまして、学力向上が組織的に推進されるよう、管理職への研修を行うとともに、学校訪問におきましては、一人一人の教員に直接、授業改善の支援をしているところであります。

今後とも、市町村教育委員会とより一層の連携を図りながら、一体となって義務教育段階の学力向上に取り組んでまいります。

○河野哲也議員 事実として、宮崎の子供たちのどんな姿に、その学力向上の効果が現れているのか、今後ともしっかり注視していきたいと思っております。

最後の質問でございます。身体に障がいを持たれている方の運転免許取得への支援でございます。

障がいを持たれている方から相談がありまして、「自動車運転免許証の更新が延岡市ではできず、宮崎市での受験となりました。遠距離であるし、仕事も休まざるを得ない」等々、相談がありました。

そこで、宮崎市近辺以外に居住する身体に障がいを持たれている方の免許更新について、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長(佐藤隆司君) 身体に障がいを持たれている方が運転免許を更新する際、新たに免許条件を付与したり、既に条件を付与されている方が変更または解除を希望される場合には、運転適性シミュレーターを使用した審査をしておりますが、同機器は宮崎免許センターに1台しかありませんので、宮崎市近辺以外に居住する方におかれましても、宮崎免許センターまでお越しいただいております。

なお、その後の免許更新で、障がいの程度に変更のない方は、最寄りの免許センターまたは警察署で更新手続をしていただくことができま

す。

○河野哲也議員 今後、障がいを持たれている方のリスク軽減のために、設置場所とか費用に課題があるとは思いますが、都城市、延岡市の両免許センターに運転適性シミュレーション設置をお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○右松隆央副議長 次は、武田浩一議員。

○武田浩一議員〔登壇〕(拍手) こんにちは。こうしてお話しできることに感謝します。

先日、古川法務大臣を祝う謝恩の会が都城市で開催されましたので、出席してまいりました。興味深く感動的なお話を拝聴いたしました。その中で、「日本と中国は2,000年にも及ぶ友好往来の歴史がある。だからこそ、覇権主義に傾倒している中国に対して、国際法にのっとり、他国との関係を構築すること、覇権主義では身を滅ぼしますよと、しっかり真正面から言ってあげることが、日本の果たす役割である」、要約すると、こんな感じのことをお話しいただきました。

そして、「今の自分があるのは、ふるさとの皆様のおかげである。また、自分の正しいと思う政治活動をさせていただいている私は、本当に幸せ者だ」と、何回も何回も感謝の言葉を繰り返し発言されていたのが、一番印象に残っております。

私は、これからの社会は、個を大事にしながら多様性を容認し、全ての人々に「尊重・尊敬・感謝」の心を持って対すること。そして、競い合う「競争」から、共に奏で合う「共奏」の社会へ変わっていくと私は信じております。

それでは、質問に入ります。

内閣府が5月18日に発表した国内総生産速報

値では、物価変動を除く実質で前期比0.2%減、このペースが1年間続くと仮定した年率換算は1.0%減であります。マイナス成長は2021年7月～9月期以来、2四半期ぶりであります。本年1月～3月期は、感染力の強い新型コロナ感染症のオミクロン型が広がり、東京都などに、まん延防止等重点措置による飲食店の営業制限がしかれた時期にほとんど重なります。GDPの半分以上を占める個人消費が0.03%減と停滞し、ワクチンの輸入増などを背景に、外需も成長率を押し下げたようであります。

新型コロナ感染症対策という明確な要因が作用したマイナスを過度に悲観する必要はないとも考えますが、海外旅行客の受入れと、行動制限の緩和で先行する米国や欧州に比べ、消費をはじめとする経済の回復は弱々しいのではと感じます。

ロシアのウクライナ侵攻で進むエネルギー高騰、米国の金融引締めに伴う円安・ドル高、新興国経済の混乱、ゼロコロナをしる中国景気の失速など、リスクも山積しています。

本県においても、燃油・資材・原料等の高騰、食料品をはじめ生活必需品の値上げが相次いで発表されるなど、県民から不安の声が聞こえてまいります。

政府は、ガソリン価格の高騰などを受けた物価高対策、外国人観光客の受入れ再開を決めましたが、中長期的な経済成長の押し上げはなかなか難しい現状であります。感染抑制に目配りしながらも、コロナ禍で落ち込んだ経済活動を再び活発にする視点で、果敢な政策を進めてほしいものであります。

このように、国際情勢の変化が直接、本県経済に影響を及ぼす時代において、今後どのような県づくりを進めていかれるのか、県民を導い

ていかれるのか、知事の考えを伺います。

以上で壇上からの質問を終わり、以下の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

御指摘のとおり、本県におきましても、生産活動に必要な資材や原材料の多くは、海外からの輸入に依存している状況にあります。世界人口の増加をはじめ、気候変動や新型コロナパンデミックの長期化、さらには、国際情勢の不安定化などによりまして、価格高騰やサプライチェーンの分断等のリスクが顕在化しております。

このような中にありましては、生産力や販売力の強化といった、地域外から外貨を稼ぐ取組に加えまして、現在、食料安全保障の文脈から国産国消ということが言われておりますが、地域で必要とされるものを地域で生産し、その生産物を地域の中で積極的に消費する、循環型の経済・産業の仕組みを構築することが、ますます重要になってくるものと考えております。

具体的には、県内・国内の安定的な食料供給を支える産地づくりをはじめ、豊富な太陽光やバイオマス資源を生かした再生可能エネルギーの導入促進、さらには、県民による県産品購入や県内旅行といった広い意味での地産地消を推進することで、足腰の強い地域経済を構築し、予測困難な時代の中でも変化に柔軟に対応できる県づくりを進めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○武田浩一議員 ありがとうございます。

昔から、「米国がくしゃみをするとうる日本が風邪を引く」と言われていました。広義的には、日本経済が米国の影響を受けやすいことを意味し、言い換えれば、米国株と日本株の価格は連

動的に動く傾向があるという意味のようではありますが、現在日本は、米国だけではなく、多くの国々が複雑に絡み合った国際社会情勢の影響を、タイムラグなく大きく受けていると考えます。

平成に入り、世界がグローバル化し始めました。資本や労働力の国境を越えた移動が活発化するとともに、貿易を通じた商品・サービスの取引や、海外への投資が増大することによって、運輸・通信・金融・保険等の技術や情報伝達能力が発達し、世界における経済的な結びつきが深まってまいりました。グローバル化により、世界的分業化・経済活動の専門化が進み、技術革新を伴いながら、経済成長がもたらされました。消費者の立場に立てば、より安くて質の高い商品やサービスを選択することができるということです。

一方で、グローバル化は地域によって、投資の停滞や工場の海外移転、失業の増加、所得格差の拡大、発展途上国の労働力搾取などの問題が生じてきたのも事実であります。これから地方に生きる私たちは、「グローバルからグローカル」を愚直に目指したいと思っております。

知事の言われるように、「地域で必要とされるものを地域で生産し、その生産物を地域の中で積極的に消費する、循環型の経済・産業の仕組みを構築することが、ますます重要になってくる」という考えに、私も同意いたします。

そして、絶対にやり抜くという気概を持って、広い意味での地産地消、農政水産部の言う「県産県消」を積極的に推進し、予測困難な時代の中でも変化に柔軟に対応できる県づくりに邁進していただくことを期待いたします。

次に、本県の出生数の減少についてであります。

日本では、1975年に合計特殊出生率が2.0を切りました。その前年1974年に出された戦後2回目の人口白書では、2010年に総人口がピークを迎え、その後の減少を予測していました。その予測どおり、国勢調査の総人口は2010年をピークに下がっています。特に、ここ10年来、国も本県も、少子化対策に一生懸命取り組んできましたが、出生率も思うように上がらず、出生数は減少の一途であります。出生数の減少から見ても、子育てをすることが難しい時代であり、私たちのように近所に祖父母や親戚がいる地方社会でも、子供を産み育てることは容易ではありません。

今後は、地域社会・コミュニティー単位で協力して、みんなで子育てをしていく、そんな社会環境が必要になるのではと考えます。

私の持論はさておき、出生数の減少に対する知事の所感を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 子供を産む世代の女性人口の減少に加えまして、ライフスタイルの変化や価値観の多様化により、未婚化・晩婚化が進んでおります。また、コロナ禍において、結婚や妊娠を控える傾向も見られるなど、さらなる出生数の減少が懸念されているところであります。また、地域社会、また経済に与える影響等も考えますと、強い危機感を持っているところであります。

子供と子育て家庭を社会全体で応援していくことが重要であるという考えから、これまで県では、「未来みやぎ子育て県民運動」を展開するとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援を実施してきております。今後、新たな視点でのより一層の取組が必要だと考えております。

このため、今年度、特に若い世代に、結婚す

ることや家庭を持つことについて、より積極的、前向きなイメージを持ってもらうため、SNS等を活用した情報発信を行うほか、コロナ禍で少し止まっておりました、例えば出会いがありますとか、結婚、妊娠、そういった取組を後押しするような取組を進めるということ、少子化に係る課題解決に向けまして、県と市町村が連携して、地域の実情に応じた取組を進めていくこととしております。

引き続き、市町村や関係団体とも十分に連携を図りながら、出生数の減少に歯止めをかけることができるよう、しっかりと取り組んでまいります。

○武田浩一議員 さて、日本の適正人口は何人なのでしょう。1億人、9,000万人、果たして8,000万人なのか。少し古いですが、「生きている地球レポート2010年（WWF）」によりますと、世界で45億人、日本で5,500万人が適正という試算も出ておりました。地球温暖化や自然環境問題を考えると、このような試算になるのかもしれない。

何人が適正人口なのか分かりませんが、日本の現状を考えますと、これからもある程度の人口減少は受け入れ、その人口推計の下、持続可能な地域づくりが必要であると考えます。

人口減少対策はもちろん大切ですが、年代別の人口バランスが崩れていることが問題であると考えます。昨今の国際情勢や日本の少子高齢化の現状を考えると、本県だけでどうにかできる問題ではありませんが、知事には、青臭くても理想を掲げ、本県の人口減少対策に真正面から取り組んでいただきたいと思っております。

次に、6月8日の地元紙に、「県内、宿泊・飲食業、人手足りず、関係者足かせ懸念」との記事が、また、本年4月の有効求人倍率を見ま

すと、全国平均が1.23、本県が1.40であります。有効求人倍率が高いことはよい傾向ですが、労働力不足はどの業界でも深刻な状況であります。

そこで、人口減少下における県内産業の労働力確保について、知事の考えを伺います。

○知事（河野俊嗣君） それぞれの産業分野におきまして必要な労働力を確保していくことは、県民の暮らしの向上や県内経済の持続的な成長を図る上で、極めて重要な課題であると認識しております。

このため県では、県内企業の魅力発信等により若者の県内定着や、U I Jターンのさらなる促進を図るほか、女性や高齢者、さらには外国人材などの多様な人材の活躍を支援するなど、産業人財確保のための様々な取組を行っているところであります。

徐々によい傾向、また改善の傾向が見られているところでありますが、今後、ますます人口減少が進み、生産年齢人口が大きく減少していく中で、必要な人材を確保することがさらに難しくなることが想定されますので、長期的に見ますと、AIやIoT、産業用ロボットなどのデジタル技術を活用し、業務の自動化や効率化を図ることが避けられない状況にあるものと考えております。

このため、今後も引き続き、様々な工夫を凝らして産業人財の確保に取り組みながら、県内事業者のデジタル化を積極的に推進することにより、労働力の確保に努めてまいります。

○武田浩一議員 極めて重要な課題であるとの知事の認識は理解いたしました。

今、県内では、人口減少が進み、限られた人材の取り合いが起こっております。コロナ禍でありながらも、慢性的な労働力不足に陥ってい

ます。コロナ禍で疲弊した県内産業の復活、持続的な県内経済の発展のためにも、労働力不足に対して県の機動的な対応を要望いたします。

次に、本県の農林水産業について伺います。

毎回質問させていただいておりますサツマイモ基腐病が、全国的な広がりを見せています。カンショ農家の皆様には、先行きの見えない中、一生懸命、対策に取り組んでいただいております。

そこで、本県及び串間市における、食用カンショ及び焼酎原料用カンショの生産状況の推移について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） カンショの生産状況につきまして、サツマイモ基腐病発生前の平成29年度と令和3年度とを比較しますと、まず食用カンショでは、県全体の栽培面積は、693ヘクタールから23%減の534ヘクタール。農家戸数は、444戸から27%減の323戸となっております。このうち、串間市の食用カンショの栽培面積は581ヘクタールから49%減の297ヘクタール、農家戸数は226戸から31%減の156戸となっております。

次に、焼酎原料用カンショにつきましては、統計上、串間市では生産がございませんので、県全体についてのみお答えしますと、栽培面積は、2,467ヘクタールから17%減の2,054ヘクタールとなっております。

○武田浩一議員 食用カンショでは、栽培面積で23%減、農家戸数で27%減と、県全体で栽培面積、農家戸数とも4分の1程度減少。串間市に至っては、栽培面積が半分になっています。これは看過できない状況であります。

また、本県を代表する日本一の芋焼酎の原料用カンショは、比較的に影響が少ないように見えますが、本県と経済的にも関係が深い隣県の

鹿児島県では、焼酎原料用カンショにおいて基腐病が蔓延しており、楽観できない状況であります。

サツマイモ基腐病により、宮崎県を代表する食用カンショ産地が危機的状況であること、また、日本一の本県焼酎産業にも大きな影響があることを皆さんに知っていただきたいと思い、質問させていただいております。

では、本県のカンショ産地が危機的状況であることを踏まえて、サツマイモ基腐病の今年度の発生状況とこれまでの取組について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） 今年度のサツマイモ基腐病の発生につきましては、育苗圃場では、昨年度と同程度の散発的な発生が、また、生産現場では、昨年より20日遅い5月30日に初発が確認されましたが、現時点では大きな被害は確認されておられません。

これまでの取組としては、生産者には、圃場に病原菌を「持ち込まない」「増やさない」「残さない」の3つの対策の徹底を基本に、健全な種芋・苗の確保、消毒の徹底、感染株の早期発見・除去を指導するとともに、国の試験研究機関等と連携しながら、感染拡大の原因究明や蔓延防止対策の技術の確立と、抵抗性を有する品種の選定等に取り組んでまいりました。

今後とも、市町村やJA、国などの関係機関・団体と一体となり、発生防止対策に取り組んでまいります。

○武田浩一議員 現時点では、大きな被害は確認されていないようであります。これまでの圃場に病原菌を「持ち込まない」「増やさない」「残さない」の3つの対策の徹底や、健全な種芋・苗の確保、消毒の徹底など生産者の日々の努力に加え、国、県、市町村、JA等、関係機

関・団体の皆様の御指導のたまものと、感謝いたします。

しかし、例年、梅雨の時期が終わり、温度が上昇する7月、8月から、基腐病の発生が多発しております。油断することなく、今後の状況を見極めながら、適切な対応をお願いいたします。

次に、本年度から本格導入された「べにまさり」の導入状況と、新たな抵抗性品種の展望について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） 「べにまさり」は、現在の本県の主要な食用栽培品種である「宮崎紅」と比較しまして、昨年度の現地試験で、サツマイモ基腐病の発病抑制が確認されたことから、今年度、普通掘りを中心に、約145ヘクタールの大規模導入が図られたところであります。

また、「べにまさり」と同等以上の抵抗性を有する有望系統が、食用、焼酎原料用でそれぞれ確認されており、現在、品種登録に向けた準備が進められております。

県としましては、引き続き、国の試験研究機関や関係団体と緊密に連携し、新たな抵抗性品種の選定・導入を進め、カンショ農家が希望を持って生産に取り組んでいけるよう支援してまいります。

○武田浩一議員 「べにまさり」については、一定の発病抑制が確認され、本年は串間市の栽培面積の約半分に当たる145ヘクタールへの導入ということで、大変期待されているようです。

今後の取組で、宮崎県串間市のカンショ産地が復活することを、心より願うものであります。

6月3日の地元紙によりますと、「農林水産省が、本県など37都道府県が前年実績から減ら

す意向だとする調査結果を発表。新型コロナウイルス禍で、外食を中心に米消費が減少。世界的な穀物価格の高騰で、飼料用米や麦、大豆などへの転作が進む。ロシアのウクライナ侵攻に伴い穀物価格は上昇の一途であり、今後も加速する可能性がある。本県は「1～3%減」との記事がありました。

そこで、主食用米の作付面積が減少している中で、県としてどのように対応を進めていくのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） 本県の主食用米の作付面積は減少傾向にあります。主食用米を含む水稲全体の作付面積を見ますと、この10年間は約2万3,000ヘクタールで、大きく変動しておりません。

県では、主食用米に加えて、家畜の餌となるWCS用稲など、本県ならではの需要に応じた水稲の作付を推進しており、今後はさらに、水稲と麦などを組み合わせた作付体系を推進し、水田の周年利用を図ってまいります。

また、米の消費拡大のため、関係機関・団体と連携し、小学生に対する食育活動、メディアを活用したPR、学校給食における米粉の利用促進などに取り組んでおりますが、今後は、JA女性部や地域の加工グループ等を通じた米粉利用の裾野の拡大も図ってまいります。

今後とも、このような取組を通して、本県水田の生産力の維持強化に取り組んでまいります。

○武田浩一議員 主食用米の作付面積は減少傾向にあるが、水稲全体の作付面積は大きく変動していないことは理解いたしました。

また、米の消費拡大への取組、米粉の利用促進の取組も頑張っていたと思いますが、穀物や飼料の国際情勢の変化によって農業

政策が翻弄されるようでは、農家の所得安定、働く意欲につながりませんし、日本の食料安全保障の面からも、容認できるものではありません。今後の情勢を注視していきたいと思いません。

先日、県産米改良協会の通常委員会での当局の説明の中で、「4年連続、食味ランキング「特A」を目指す」とありました。全国の方々に、南九州の宮崎県の米がこんなにおいしいことを知っていただくためにも、連続で何年でも「特A」を取っていただきたいと思いません。

食味ランキング4年連続「特A」の取得に向け、どのように取り組むのか、県の戦略を農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） 本県では、これまで「特A」取得に向け、関係機関・団体で構成する宮崎米「特A」取得対策会議において、栽培管理の指針となる対策マニュアルを作成し、生産者に対し、これに基づいたきめ細やかな指導を行うなど、出品対策に取り組んでまいりました。

今年度は、11月の審査に向け、粒の厚みや重さの向上が期待できる栽培方法の導入を進めるとともに、対策マニュアルに沿った栽培を行う生産者も増やし、引き続き、きめ細やかな指導を行います。

今後とも、4年連続の「特A」取得ができるよう、生産者と関係機関・団体と一体となって取組を進めてまいります。

○武田浩一議員 いつかは全国の皆様から「おいしい米は宮崎米」と言われるよう、生産者と関係機関・団体の皆様一体となつての宮崎ブランドの確立、よろしく願いいたします。

先日、濱砂議員の新規就農者の立場に立った、とても詳しい質問がありましたが、私も、

環境農林水産常任委員会の県北地区調査で、JA西都の新規就農者定着支援ハウス団地の調査に行きまわりました。

西都市の杉田係長に事業の概要、JA西都の八代課長に施設の概要と就農支援の取組について説明いただき、最後に、ピーマン生産者の甲斐大登さんに、就農に当たっての抱負などについてお話しいただきました。

そこで、西都市における新規就農者の定着に向けたハウス団地整備の取組状況と課題、今後の展開について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） 西都市の新規就農者定着支援ハウス団地は、JA西都が国庫事業を活用して整備した8棟のハウスを、就農を希望する方にリースする取組で、今年度、4組6名が就農予定となっており、今後も同様の取組が西都市内2か所で計画されています。

この取組では、まとまった農地や財源の確保が課題となり、県では、西都市と連携し、農地確保を支援するとともに、国庫補助金の確保に取り組んでまいりました。

また、新規就農される方の経営の安定も課題でありますので、県では、「みやざき新規就農者育成総合対策事業」により、資金面等の支援も行っているところです。

今後は、このような取組を広く周知し、市町村、JAとも連携しながら、県内に波及させていきたいと考えております。

○武田浩一議員 濱砂議員からの質問にもありましたように、まだまだ改善の余地もあるようですが、本県の基幹産業であり、貴重な外貨獲得産業でもある農業の新規就農者定着には大変有効な取組だと私は考えます。このような取組を広く早急に、県内に波及していただきますよう要望いたします。

同じく、環境農林水産常任委員会の県内調査で、水産試験場、畜産試験場、木材利用技術センター、総合農業試験場、林業技術センター、総合農業試験場茶業支場で、大変興味深い最新研究の取組等について調査・視察してまいりました。

基礎研究の重要性を再確認するとともに、本県の重要な外貨獲得産業である農林水産業を発展させていくためには、各試験場のなお一層の利活用、底上げが必要だと実感いたしました。

今回は、木材利用技術センター、総合農業試験場、水産試験場による試験研究の現状と今後の展開について、環境森林部長と農政水産部長に伺います。

○環境森林部長（河野譲二君） 木材利用技術センターでは、木材産業関連の企業や業界等のニーズに対応した研究開発を進めており、大断面の構造用部材の圧縮試験機を活用した、非住宅分野の木造化に向けた研究や、製材品として利用が難しい大径材を効率的に利用するための研究、杉の乾燥工程で発生する精油等を使ったシロアリを防除する木材用塗料の研究・開発などに取り組んでおります。

また、今年度から木造化・木質化の相談窓口を設置し、企画から設計、施工、維持管理など、これまでの研究を生かした幅広い相談を受けることとしております。

今後は、非住宅分野における木材利用等、県産材の需要拡大に向けた研究開発をさらに進めるとともに、現場への研究成果の速やかな技術移転を行うなど、本県林業・木材産業の振興に貢献してまいります。

○農政水産部長（久保昌広君） 農畜水産業において、生産の基礎となる研究は、持続可能な魅力ある農畜水産業の実現を図る上で極めて重

要であり、こうした観点から、農政水産部では、昨年6月に「試験研究推進構想」を策定したところであります。

現在、この構想に基づき、総合農業試験場では、施設野菜の収量・品質を高める養液栽培技術の開発など86課題に、水産試験場では、海洋レーダー等を活用した操業効率化技術の開発など31課題に取り組んでいるところです。

また、今後は、新たな課題であるスマート技術の導入や、「みどりの食料システム戦略」の実現に向けた研究開発などにも積極的に取り組み、本県農畜水産業の発展に貢献してまいります。

○武田浩一議員 木材利用技術センターでは、大径材の利用研究、シロアリの防除、圧縮試験機を活用した非住宅分野の木造化に向けた研究等、本県の林業・木材産業の可能性を見せていただきました。

また、総合農業試験場では、オープンイノベーションの観点から、国や大学、企業や団体等との積極的な連携、農業のスマート化、アグリフードチェーンの実現、地域農業の魅力向上等に資する研究開発の取組を見せていただきましたし、水産試験場では、スマート水産業への挑戦として、水産業利用では全国初の海洋レーダーによる情報提供、「みどりの食料システム戦略」への対応として、ニホンウナギ等の人工種苗生産技術の実証実験等を見せていただきました。

一つ要望があります。このように、本県農林水産業の発展になくてはならない施設でありますが、大変古いことに驚きました。知事、施設の改修、新設のほうも、よろしくお願いいたします。

両部ともに研究・開発予算をしっかりと獲得

されて、スマート技術の開発・導入等に積極的に取り組んでいただき、本県の農林水産業従事者、経営者の所得向上に貢献をよろしくお願いいたします。

次に、本県の野生鳥獣による農林作物等の被害とジビエへの利用についてであります。

令和2年度の野生鳥獣による農林作物等の被害額は約4億2,300万円で、平成24年度のピーク時に比べ、約4割減少しているとのことであります。

県や市町村の鳥獣被害防止対策が一定の効果を上げていると思いますが、まだまだ4億円以上の被害額があります。このような中、各地域で狩猟者の減少、高齢化が問題となっております。

そこで、狩猟者の高齢化の状況と確保・育成の取組について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（河野譲二君） 令和2年度末の狩猟免許の所持者数は延べ5,617人で、10年前と比べ775人減少しており、また、60歳以上の年齢構成は67%から72%に増加し、高齢化が進んでおります。

このため県では、狩猟者の確保に向けて、猟友会や市町村と連携し、免許取得希望者向けの講習会の開催や、免許取得経費の一部助成、試験会場の増設を行うとともに、林業大学の長期課程のカリキュラムに、わな免許の取得を組み込んでおります。

また、狩猟者の育成に向けては、銃の安全・技術向上研修会を行うとともに、農家自らによる捕獲活動等を推進するため、今年度から、わな捕獲者の技術レベルに対応した講習会を開催することとしております。

今後とも、市町村及び関係団体と連携を図りながら、狩猟者の確保・育成に取り組んでまい

ります。

○武田浩一議員 ここ10年で、狩猟免許の所持者数が約12%減、60歳以上の年齢構成が72%と、狩猟者の減少と高齢化が顕著であります。

林業大学校での免許取得、農家自らの取得も有効であると思います。また、強制はできませんが、中山間地域では、役所・役場職員、消防団員等に対して、まずは講習会・研修会の参加をお願いしてはいかがでしょうかと思います。

次に、捕獲した野生鳥獣のうち、鹿とイノシシの捕獲の状況及びジビエとしての利用の状況について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長(久保昌広君) 令和2年度の鹿とイノシシの捕獲の状況は、鹿が2万6,891頭、イノシシが2万1,627頭で、合計4万8,518頭となっております。このうち、ジビエとして県内の食肉処理施設で処理された頭数は、国の利用実態調査によりますと、鹿が3,109頭、イノシシが960頭で、合計4,069頭となっており、約8%の利用となっております。

なお、ジビエ利用以外の処理としましては、食肉処理施設までの距離が遠いなどの理由により、やむを得ず埋却処分されるものがあるほか、統計的なデータはございませんが、自家消費されているものも一定程度あると伺っております。

○武田浩一議員 捕獲した鹿とイノシシの合計4万8,518頭で約8%というのは、少し少な過ぎる気がいたします。表現が適切か分かりませんが、有害鳥獣とはいえ、人間の都合で捕獲した命は、最後まで使い切ることが大切だと思います。

そこで、過去に本県でも実証調査も行われている、移動式解体処理車(ジビエカー)の今後の県内での導入可能性について、農政水産部長

に伺います。

○農政水産部長(久保昌広君) 移動式解体処理車は、野生鳥獣の捕獲現場近くまで移動し、その場で衛生的な処理ができるため、良質なジビエ供給の手段として期待されております。

このようなことから、平成28年度に、本県の延岡市と西米良村を含む全国7か所で、国による移動式解体処理車の実証調査が行われました。この調査により、その有効性が確認された一方で、車両価格が高いことや、車体が大きく、山中での運行が難しいなどの課題も明らかになったところです。

このため、県内での導入事例は今のところございませんが、現在、国やメーカー等において、車両の低価格化や、小型の保冷運搬車と組み合わせた山中での運用など、課題解決のための検討もなされているところでありますので、引き続き、その動向を注視してまいります。

○武田浩一議員 本県では、現在のところ導入の予定はないようですが、移動式解体処理車(ジビエカー)について、国内における導入実績及び稼働状況について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長(久保昌広君) 移動式解体処理車の国内における導入実績は、平成29年度に国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、高知県梶原町において1台が導入され、その後、北海道、長野県、岡山県の2市1町に4台と、これまでに合計5台が導入されております。

稼働状況につきましては、食肉処理事業者が、猟友会など関係団体等と捕獲情報等を共有し、移動式解体処理車の特性を生かして、処理加工施設から遠く、これまで衛生的な食肉処理が難しかった地域を中心に運用していると聞いております。

○武田浩一議員 私は、捕獲した以上は、しっかりとジビエとして利用していただきたいと思っています。やむを得ず埋設処理されているものもあるということですが、他地域では、ジャーキー等の加工品、革製品、ペットフード等、利活用が試行錯誤されているとお聞きいたします。

本県でも、県内各道の駅、県内外の飲食店等で利用拡大していただけたらと思います。ジビエカーの導入も含め、県全体で食肉として利用できるジビエの体制づくりを確立されますよう要望いたします。

次に、県南地域の悲願であります東九州自動車道県南区間における事業中区間の整備状況について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（西田員敏君） 東九州自動車道の県南区間については、まず、清武南一日南北郷間では、昨年度末の進捗率が、事業費ベースで約9割を超えており、今年度中の開通に向けて、芳ノ元トンネル周辺の地滑り対策工事など、順調に進捗していると伺っております。

次に、日南東郷－油津間では、昨年度末の進捗率が、事業費ベースで約3割を超えており、今年度は、広渡川と酒谷川の合流部に架かる橋梁工事などを行うと伺っております。

最後に、油津－南郷間と奈留－夏井間では、今年度、日南市平野地区や串間市西方地区において工事に着手する予定と伺っており、串間市においては、初めての工事区間となります。

県としましては、今後とも、国や沿線自治体と一体となって用地取得を推進していくとともに、東九州自動車道の県南区間が一日も早く全線開通するよう、国に対して強く要望してまいります。

○武田浩一議員 清武南一日南北郷間が、今年

度中の開通に向け順調に進捗していると聞き、安心いたしました。

しかしながら、東九州自動車道全線開通は、県民の悲願であります。東九州自動車道県南区間の全線開通に向けた永山副知事の思いを伺います。

○副知事（永山寛理君） 東九州自動車道につきましては、議員御指摘のように、清武南一日南北郷間の開通によりまして、いよいよ残る未整備区間は、南郷－奈留間のみとなりました。来春には日南北郷までつながりますので、日南市から北九州市までが高速道路でつながるといふ県民の悲願の一定部分が実現するわけですが、やはり南郷－奈留の早期事業化と早期開通というのが、私、国土交通省から来た人間にとっても、最大の課題の一つだと思っております。

高速道路の整備に合わせまして、日南市におきましては、北郷で新たな住宅地の整備も進められておりますし、串間市におきましては、道の駅「くしま」の華々しいオープン、それと都井岬のパカラパカの目の前には、来年にもグランピング施設が整備されるというような情報もございまして、このような地域活性化の地元の動きというのが高速道路整備をさらに促すという効果がございしますので、大変期待しております。

先日も、九州地方整備局の安部道路部長を串間市に迎えまして、日南市、串間市両市長、地域の関係団体の皆様、あと女性の会の皆様と一緒に、直接、安部部長に地域の道路整備に対する強い思いをお届けしましたし、安部道路部長と私、入省同期なものですから、その後、日南市の豊かな海産物をたらふく食べてもらい、串間市名産の銘酒「松露」をたらふく飲

んでもらってということで、私の人脈もフル活用させていただいたところでございます。

このように、関係の皆様方が一体となって、オール宮崎で高速道路整備を国に要望していくということ、あと、地域活性化による高速道路整備を促すということで大変重要でございますので、引き続き、県議会の皆様、地元自治体、関係団体、地域の皆様と一体となって、私の人脈も思う存分使いながら、高速道路整備を促進してまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 ありがとうございます。永山副知事の思いを伺い、県南地区の皆様も力強く感じたのではないのでしょうか。日南市、串間市も全線開通に向け、しっかりと地元では準備ができておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、串間市の県道整備について、県道一氏西方線と都井西方線において取り組んでいる県道整備の進捗状況について、県土整備部長に伺ひます。

○県土整備部長（西田員敏君） まず、県道一氏西方線につきましては、県道日南志布志線との交差点付近から南側の約0.6キロメートル区間について、特に幅員が狭く、車の離合も困難な状況にありますことから、今年度、矢床工区として新たに事業を着手したところでありまして、今後、測量や設計を進めることとしております。

次に、県道都井西方線につきましては、平成26年度から、2つの工区を設定して整備を進めているところであります。港工区につきましては、全体延長約1.3キロメートルのうち、これまでに約0.6キロメートルが完成し、今年度末には、さらにバイパス区間の約0.5キロメートルを供用することとしております。

また、一里崎工区につきましては、全体延長0.6キロメートルのうち、これまでに約0.3キロメートルが完成しており、現在、残る区間の改良工事を進めているところであります。

今後とも、地元の皆様の御協力をいただきながら、早期整備に取り組んでまいります。

○武田浩一議員 次に、国道448号蔵元橋の側道橋整備の進捗状況について、県土整備部長に伺ひます。

○県土整備部長（西田員敏君） 蔵元橋につきましては、歩道が整備されておらず、今後、東九州自動車道の整備等により、交通量の増加が見込まれることから、歩行者等の安全を確保するため、昨年度より国の交付金を活用し、側道橋の整備に着手しているところであります。

現在、橋梁の詳細設計を進めているところであり、年内には、橋梁下部工工事に着手することとしております。

今回整備する側道橋は、橋長が約165メートルと長く、また、河川内の工事であることから、整備に時間を要しますが、引き続き、必要な予算を確保し、早期完成に向け、しっかりと取り組んでまいります。

○武田浩一議員 ありがとうございます。両県道、側道橋整備とも、地域住民の生活に欠かせないものであります。また、串間市歴代の県議の皆様も毎回、長年にわたって要望されていた県道、側道橋であります。どうか一日も早い完成をお願いいたします。

次に、県の管理する道路の路面と区画線の補修について、県土整備部長に伺ひます。

○県土整備部長（西田員敏君） 県が管理する国県道の延長は、現在約2,900キロメートルあることから、路面の補修につきましては、効率的に維持管理していくため、舗装の維持管理計画

に基づき、定期的な点検を行い、交通量や劣化状況を踏まえ、優先度の高いところから、年間約45キロメートルの修繕を行っております。

また、区画線の補修につきましては、日頃の道路パトロールや通学路の合同点検などにより、状況を把握し、交差点周辺やカーブ区間など危険な箇所を中心に、緊急性や重要性が高いところから、順次対応し、年間約350キロメートルの更新を行っているところであります。

路面と区画線の維持管理は、歩行者や通行車両の安全を確保する上で大変重要でありますので、引き続き、点検や道路パトロールを行い、適切な道路管理に取り組んでまいります。

○武田浩一議員 路面の改良補修と区画線の補修については、本当に住民の皆様から意見の多い、要望の多い案件でございます。限られた予算の中で、しっかりと整備されている、また、危険箇所から順に行われていることは十分理解しております。私も朝、交差点で、子供たちの交通安全の指導を行っていますが、路面の荒れているところ、またへこんでいるところがいっぱいありまして、子供たちがつまずいたり、もちろん高齢者の方がつまずいたりされることもよくあるんですが、大事故につながる可能性もありますので、予算獲得も含めて、よろしく願いいたします。

次に、薄くなった横断歩道や停止線、予告マークの表示の補修について、どのように対応しているのか、警察本部長に伺います。

○警察本部長（佐藤隆司君） 横断歩道などの道路標示は、交通の安全と円滑を確保するための重要な交通安全施設であります。

交通管理者である警察としましては、警察官の日常活動を通じた点検や、年度当初に重点的に実施する交通安全施設の点検、さらには、県

民の方からの補修要望などを受けて、道路標示の摩耗状況を把握し、必要性、緊急性の高い箇所を順次選定して、計画的に補修を行っております。

現在、県内に整備されている横断歩道は約1万5,000か所です。昨年度は、約78キロメートル分、1,600か所余りの横断歩道の補修に併せて、停止線や予告マークについても補修を行っております。

今年度は、100キロメートル分の予算を確保していることから、概数ではありますが、約2,100か所の補修を行うこととしております。

○武田浩一議員 ありがとうございます。昨年度に比べて補修距離が伸びたということで、予算獲得がうまくいっていると思います。しっかりと今後も予算獲得をお願いしたいと思います。

信号機のない交差点での一旦停止義務違反が問題となり、運転者の意識も最近向上してきたようには思います。横断歩道や停止線、予告マークの標示等が見えにくくは、交通事故・違反防止の妨げになりますので、よろしく願いいたします。

次に、本年2月、この前ですけど、私の一般質問で、県内の国有林に埋設されている2,4,5-T系除草剤の現状と、今後どのように対応していくのかを伺いました。その後、県内8か所の国有林以外に、防衛省管轄の海上自衛隊えびのの敷地内にもあることが分かりました。

県としては、国の動向を注視するとともに、関係する市町村への情報提供について、国へ要請していくとの答弁をいただきましたが、その後、県は国に対してどのような要請をしたのか。また、国の動向について、環境森林部長に

伺います。

○環境森林部長（河野譲二君） 県では今年4月に、九州森林管理局及び九州防衛局に対して、除草剤の速やかな撤去と、水質調査による安全確認、撤去されるまでの間の県及び関係市町村への情報提供を、文書で要請したところであります。

また、林野庁では、全国の埋設地のうち、昨年度選定した4つのモデル箇所において、今年度から先行して掘削処理に取り組むこととし、そのうち、埋設物等の成分濃度の分析が必要な3か所で、ボーリングによる試料採取に着手するとされております。

また、4つのモデル箇所以外では、埋設地周辺での水質調査を実施するとされており、本県の国有林内でも8か所全ての埋設地で、水質調査を実施する予定と聞いております。

県としましては、国の対応状況を注視し、関係市町村とも連携しながら、引き続き、国に対し働きかけを行ってまいります。

○武田浩一議員 まずは、前回2月議会での私の質問、要望に対して、4月には九州森林管理局、九州防衛局に対して、除草剤の速やかな撤去と水質調査による安全確認等を要請していただき、感謝いたします。

2月末の時点では、将来の掘削処理の可能性についての調査・検討を始めたところであり、年度内に撤去の可否を判断すると聞いておりましたが、今回国のほうも、昨年度選定したモデル箇所について、本年度、掘削に取り組み、それ以外は目視による点検から水質調査を実施すると聞いて、国も早い対応をされたと思えます。あとは、本県の8プラス1か所、全国全ての埋設箇所の掘削処理が一日も早く終わることを願っております。

また、2月の一般質問の後に、翌日、長峯誠参議院議員から電話をいただきました。長峯議員からは、「都城市長をしていたにもかかわらず、これをしていなかったことは大変遺憾である。早速、林野庁に行って、状況を確認しながら、掘削の方向で協議いたします」という電話をいただきました。長峯誠参議院議員にも感謝を申し上げます。

次に、6月7日夕刻のテレビニュース、8日の地元紙の「市民病院資金12億円借り入れ 串間市 法的手続き不備」の記事を見て、市民病院の存続、串間市の財政、原因究明等々、最後には串間市存続まで、市民の皆様から多くの心配の声が寄せられました。

記事によると、「運転資金などとして金融機関から借り入れた12億3,560万円が、地方財政上の手続きに不備があるとして県から早期是正を求められている」「借入金は地方債の起債に当たするため、県との事前協議が必要」とありました。

今回の串間市病院事業において、必要な手続きが行われないまま資金を借り入れた事案について、総務部長にまずは経緯を伺います。

○総務部長（渡辺善敬君） 市町村が地方債を発行する、いわゆる起債に際しましては、県への協議等が必要となります。串間市の病院事業におきましては、運転資金目的の借入れは地方債に該当しないと誤って認識をしていたことから、平成29年度以降、県への協議等を行わず、同意等の対象外である長期の運転資金を借り入れることがあった上に、当該借入金を資金不足額に算入することなく、経営の厳しさを示す資金不足比率を誤って算出し、公表しておりました。

これらにつきましては、昨年12月、串間市か

ら提出された病院事業に関する起債協議資料を確認する中で、県として初めて把握したところでもあります。

県としましては、市に対し、「これら手続の不備について速やかに是正すべきである」と伝えたところです。

○武田浩一議員 ただいまの答弁で、市の担当者の誤った認識から、県との協議等を行わず、長期の運転資金を借り入れた。また、当該借入金を資金不足額に算入せず、資金不足比率を誤って算出し、公表していた。ということは、見方によっては、経営状況を少しでもよく見せようとしていたとも取られかねません。これは大変な事態であります。

しかし、私がこの質問をするに当たって、県の職員の皆様と対応する中において、故意ではなかった、職員が故意にこれをしたということではないということは理解ができましたので、そこは信用していきたいと思っております。

しかし、この5年間でおよそ12億円もの借入れをしたということは、市の議会、監査、また県も監督、指導する責任もやはり少しはあったのではないかと思うところもあります。

今回の長期借入れの法的不備の問題ですが、再発防止策の徹底はもとよりですが、根底にあるのは、財政力の乏しい地方公共団体が、地域の個人病院の担えない範囲をカバーし、救急搬送にも対応しながら公立病院を維持しているところにあるとも言えます。

今後、県としてどのように対応していくのか、総務部長に伺います。

○総務部長（渡辺善敬君） 県では、今回の事案を受けまして、全市町村に対し、制度の厳正な運用を徹底するよう周知するとともに、協議等の状況について調査を行い、同様の事例がな

いことを確認したところであります。

まずは、串間市が取りまとめている、病院事務局、市の財務課及び決算監査のチェック体制強化などを内容とする再発防止策を、県として確認したところ です。

今後は、串間市の起債協議におきまして、詳細なヒアリングを行うとともに、串間市を含む全市町村に対しては、決算ヒアリングに際し、マニュアルに基づき、より詳細な確認を行うこととしております。

あわせて、県としましては、串間市の病院事業の経営健全化に向けた助言をはじめ、市町村における起債制度の適正な運用及び健全な財政運営に係る支援に、より一層努めてまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 今回の事案では、知事、副知事をはじめ総務部長、県の担当職員の皆様には、大変御苦勞をおかけいたしました。しかし、このような法的手続の不備が起こったことは大変遺憾ではあります。起こったことは取消しはできません。これからどうするのが問われております。

日本国において教育・医療・福祉は、誰でもどこでも公平に受けることのできる日本国民の権利であります。これを契機に、国や県、串間市がお互いに知恵を出し合い、病院事業の経営健全化を図っていただきますよう、切にお願いを申し上げ、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。（拍手）

○右松隆央副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時46分休憩

午後1時0分再開

○中野一則議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、佐藤雅洋議員。

○佐藤雅洋議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、こんにちは。自由民主党、西臼杵の佐藤雅洋です。本日も地元西臼杵などから多くの皆さんに傍聴に来ていただいております。ありがとうございます。

連日、メディアを通し、ウクライナ国民の悲痛な声が聞こえてきます。ウクライナを攻める隣国ロシアは許せませんが、その東隣が我が国日本であります。我が領土、北方領土もロシアに不法占拠されている状態にあります。アジアに目を向ければ、北朝鮮の核やミサイル、中国の台湾への圧力、ミャンマーでは軍事政権が圧政を行っております。

先日、西臼杵の御夫婦がこのような話をされました。「ロシアがウクライナに侵攻し、燃油高騰など、多くの物が値上がりをしているが、ウクライナのために、ロシアを押し返すまでは多少の値上げはやむを得ず、苦しい中でも2人で頑張ろうと語り合った」と。頭が下がります。それを聞き、どうすることもできない私たちの無力さを感じながらも、その人たちの思い、努力こそが世界平和へつながると感じました。今まで何となく平和であった日本ですが、もうこれまでと同じではありません。世界は既に新たな動きにかじを切りつつあります。争うことの大きな代償を知る日本だからこそ、新たにしっかりと備える必要があります。その上で世界平和を訴え続けなければなりません。

宮崎県は、我が国日本の発祥の地であり、天孫降臨の高千穂を聖地とし、古事記や日本書紀にも記されている神の国であります。県も河野

知事の下、記紀編さん1300年の記念事業を進めてまいりました。河野知事の宮崎県への思いというものは、今回の質問でも多く明らかになりました。県民も大変喜んでいいることと考へます。被爆地広島出身で、平和を愛する河野知事は、ウクライナのゼレンスキー大統領にも負けないものをお持ちです。強い愛国心があると思ひます。

そこで、河野知事に愛国心、国を愛する心について、一言いただきたいと思ひます。

次に、鉄道ローカル線の維持について伺ひます。

広島県の湯崎知事らはこのたび、27道府県知事らとの連名で、国に対して鉄道ローカル線維持を求める緊急提言を出したとのことだす。

提言内容は、維持に向けた具体例として、黒字路線の収益を赤字路線に振り分けることなどを挙げ、路線ごとに採算を合わせる必要はないと強調し、鉄道事業者の収益を内部で移転させるルールづくりを求めたようであります。

ローカル線の廃止は、地域住民の日常生活などへの影響が強く危惧されるとして、鉄道網維持の必要性を訴えた上で、路線の廃止については地域との十分な協議を必要とし、それを経て慎重に検討することをJR各社に指導するよう、国に対して要請しました。

さらには、やむを得ずバスなどの代替手段に転換する場合は、事業者に負担を求めるなど、地域に負担を転嫁しない仕組みづくりを求め、鉄道網を維持するためにも、しっかり責任を果たすべきだと提言してあります。

宮崎にも赤字路線はあります。JR九州は、鉄道事業は赤字ということでありますが、ほかの事業では黒字と出てあります。九州の人々、地域の人々を相手に商売をしてきたJR九州で

あります。赤字の大きい路線のみを切り捨てるという考えはいかがなものかと考えます。

そこで、鉄道のローカル線を維持するため、企業収益を赤字路線に分配するというルールづくりについて、知事はどのようにお考えか、お伺いします。

和牛新時代とも言われております。宮崎県は、3大会連続して内閣総理大臣賞受賞という大変すばらしい成績を残してきました。生産者、関係者の皆さんの努力のたまものであり、宮崎県の誇りです。本年10月6日から10日にかけて開催されます第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会においても、期待が膨らむばかりですが、そこは生産者、関係者に任せるだけでなく、県を挙げてのさらなるサポートも必要と考えます。4大会連続受賞を目標に掲げている知事としての意気込みを伺います。

続いて、内水面の漁業権について伺います。

自然豊かな宮崎は、河川にも恵まれています。アユの季節になると、五ヶ瀬川には県内外から多くの釣りファンが訪れます。その河川にも課題があると、関係者にお聞きしました。

現在、五ヶ瀬川の内水面漁業については、西臼杵漁協と延岡市3漁協の共同漁業権となっております。しかし、共同漁業権により、西臼杵漁協においては、建て網漁や、やな漁などの伝統漁法が規制されるなど、内水面漁業の活性化や上流地域特有の河川環境の保全、組合員の活動意欲低下などに影響が出ているのが現状のようです。

このため、中山間地域の活性化及び伝統文化の継承などを図るため、環境に大きく違いのある八戸ダムから上流の西臼杵漁協と下流に区分した1河川2漁業権で許可をすべきではないかとの声が大変大きくなっています。

そこで、地域の実情、現状を踏まえ、令和5年に行われる内水面の漁業権一斉切替えに際しての知事の考えを伺います

次に、原油価格高騰や円安の県内への影響について、関係部長に伺います。

原油や物価の高騰に加え、急速な円安の進行により、県内の農林水産業や商工観光業は広く影響を受けております。農林水産業をはじめ、中小企業や観光業界からの声を私たちは多く聞いており、国や県にそれを届けてくれと、支援策の充実を要望されております。

そこで、原油価格高騰の、そして円安の県内への影響について、環境森林部長、商工観光労働部長、農政水産部長に伺います。

以上で壇上での質問を終わり、以下の質問は質問者席で行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] 答えします。

まず、日本を愛する思いについてであります。

ロシアのウクライナ侵攻により、冷戦後に築かれた国際秩序が大きく揺らぐとともに、21世紀のこの時代に、国家権力によるむき出しの暴力が振るわれる様子に、大きな衝撃を受けております。

私は、学生時代に外交官を志望していたこともあり、国際社会における日本の在り方や役割に強い関心を持っております。我が国の歴史を振り返り、国際社会における日本の立ち位置を考えると、私は常々、今のこの時代に日本で生を受け、平和と繁栄を享受する国で暮らすことのできる幸せに、深い感謝の念を抱いております。

ただ、これは、決して当たり前のことではなく、過去からのたゆまぬ努力の結果であり、先

人の御努力に深甚なる感謝をささげるとともに、国民一人一人が、これからも平和であり続けるための努力を積み重ねていかなければならないと、そう強く感じております。

日本は、アジアで唯一のG7メンバーであり、欧米諸国のみならず、諸外国とアジアを結ぶ架け橋としての役割が期待されております。そして、平和主義を掲げる憲法の下、自由民主主義、法の支配といった普遍的価値を有する諸外国との連帯を通じて、グローバルな課題に貢献し、困難な状況にある国々にも希望を与え、世界によい影響をもたらし続ける存在として、国際社会の平和と繁栄に積極的な役割を果たしていくべきものと考えます。また、それができる国であります。

我が国は、四季折々の豊かな自然をはじめ、礼節や和を重んじる精神、勤勉で規律正しさを大切にす国民性、脈々と受け継がれてきた伝統文化、さらには、清潔で治安のよい生活環境など、世界に誇るべき国であります。また、そうした美点を色濃く残しているのが、この宮崎県であるということも、我々は大切にすることがあるかと思えます。

今後とも、この愛する日本を、そして国際協調主義に基づく平和と繁栄のバトンを、しっかりと次の世代へつないでいくことが、今を生きる私たちの責務であると考えております。

次に、ローカル線維持のためのルールづくりについてであります。

本年5月に中国地方の知事等が中心となり、国に対し、人口減少に加え、長引くコロナ禍による需要減少により、非常に厳しい状況にある鉄道ネットワークの維持・存続のための提言がなされたところであります。

本県としましても、九州各県や県内沿線自治

体と足並みをそろえ、同様の活動を行っているところであり、路線ごとの採算のみをもって減便や廃止を検討すべきではないと考えております。

JR九州の鉄道事業は、新型コロナの影響もあり、現状として赤字となっておりますことから、黒字路線から赤字路線への収益配分といったようなことを実施するのは困難であります。今後、黒字となった場合におきましても、公共交通機関を担う企業の責務として、路線全体でその維持・充実を図っていただきたいと考えております。

続いて、全国和牛能力共進会についてであります。西臼杵の畜産農家の皆様にも大きな貢献をいただきながら、本県は、3大会連続の内閣総理大臣賞受賞という輝かしい成績を残しております。これは、県内生産者の大きな誇りであり、国内外における宮崎牛のブランド力強化、そして宮崎県の魅力の発信にもつながっております。

今大会におきましても、内閣総理大臣賞を受賞することで、次の世代の励みとし、ひいては、日本全体の和牛のレベル向上につなげたいと考えております。

現在、それぞれの地域の代表牛が選定され、8月の本県代表牛決定検査に向けて準備が進められております。関係者からは、全国で戦えるような牛が見えてきたという報告も受けているところでもあります。

今大会は、同じ畜産県として長年しのぎを削ってきた鹿児島県での開催であります。また、全国の和牛生産県で肉用牛の改良が進んでおりますことから、かつてないほどレベルの高い、厳しい戦いになるものと考えております。

こうした中、本県の強さは他県にはない、県

を挙げたチーム力にあります。また、よい牛を買いそろえるだけでは整えることのできない、それを仕上げる人の力、そしてそれを支える地域の力というものが、我が県にはございます。こうした底力を最大限に発揮するため、私がチーム宮崎の先頭に立って、生産者、関係機関の皆さんとともに、4大会連続となる内閣総理大臣賞の獲得、さらには、それぞれの部門での優等賞等の獲得に向けまして、「日本一の努力と準備」で取り組んでまいります。

最後に、内水面の漁業権切替えについてであります。

内水面の漁業権は、漁業法に基づき、漁協に対して免許されるもので、10年ごとに切替えが行われております。

県内各地域の内水面漁協におきましては、アユやウナギ等の放流による資源の保全活動や、河川清掃等による環境保全活動、釣り大会等を通じた自然と親しむ場の提供など、様々な活動に長年にわたり積極的に取り組まれており、豊かな県民生活の形成に大きく貢献していただいております。

県といたしましては、令和5年に迎える漁業権切替えに際しましても、このような漁協の機能が十分に発揮されるよう、議員のお話にありました、五ヶ瀬川をはじめとする県内各河川の現状や課題を、引き続き丁寧に把握しつつ、適切に漁業権の切替えを進めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○環境森林部長(河野譲二君)〔登壇〕 〇環境森林部長(河野譲二君) お答えします。林業・木材産業における原油価格高騰等の影響についてであります。

素材生産業では、原木価格が近年に比べ高い状況にあるものの、生産経費に占める燃料費の割合が高いことから、経営に影響を与えている

ものと考えております。

また、製材業では、製品価格が近年に比べ高い状況にあるものの、木材乾燥に主に化石燃料を使用する事業者を中心に、経営に影響を与えているものと考えております。

さらに、特用林産物は価格転嫁が厳しいことから、燃料や資材価格高騰が、生産者の経営に大きく影響を与えているものと考えております。

なお、円安の影響につきましては、物価高騰による住宅需要等への影響も考えられますが、外材から国産材への転換の好機とも考えております。

県といたしましては、引き続き、原油価格高騰や円安の影響を注視してまいります。以上であります。〔降壇〕

○商工観光労働部長(横山浩文君)〔登壇〕

お答えします。商工観光業における原油価格高騰等の影響についてであります。

県では、原油価格や物価の高騰の影響を受ける商工観光業者の経営・金融相談のための窓口を設置しておりますが、この相談窓口には、「仕入価格の上昇分を価格転嫁できず経営が苦しい」などの相談が寄せられております。

また、今年3月に、県とみやぎん経済研究所が共同で実施しましたアンケート調査では、原油価格高騰が業況へ影響していると回答した企業の割合が約8割に上っており、原油価格高騰が、県内商工観光業に広く影響を与えているものと考えております。

なお、円安の影響につきましては、原材料価格の上昇などのデメリットがある一方、輸出やインバウンド増加などのメリットもありますことから、引き続き状況を注視してまいります。以上であります。〔降壇〕

○農政水産部長（久保昌広君）〔登壇〕 お答えします。農畜水産業における原油価格高騰等の影響についてであります。

農畜水産業では、生産コストに占める割合の大きい燃油やビニール等資材、肥料、配合飼料、漁業用資材の価格が高騰しており、農畜水産業全ての経営において、大きな影響が見込まれています。

さらに、農畜水産物では、コスト上昇分を販売価格に転嫁することが難しい状況にあることから、生産者の経営を一層圧迫しているものと考えております。

また、円安の影響は、現時点では判然としませんが、化学肥料や配合飼料など、多くを輸入に頼っている現状を踏まえますと、今後の影響が懸念されております。〔降壇〕

○佐藤雅洋議員 ありがとうございます。

それでは、その燃料高騰下の県内経済を支える、そして宮崎県の産品を輸送します物流網維持支援について伺います。

今議会において、交通・物流事業者の支援に係る補正予算が可決されたところですが、宮崎県の生命線である物流網の重要性を、どのように、どのぐらい認識しているのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（松浦直康君） 大消費地から遠隔地にあります本県にとりまして、トラックやカーフェリーなどが担う広域物流網は、基幹産業である農畜産品をはじめ、県産品を県外に運び、外貨を稼ぐ上で、なくてはならない大変重要な社会基盤であると認識しております。

一方で、昨今の原油価格の高騰により、物流事業者は大変厳しい経営環境にあることから、先般可決いただきました補正予算により、その支援に取り組むこととしております。

県といたしましては、今後とも物流事業者をはじめ、農林水産業や商工業の荷主などと意見交換をしながら、実態把握に努めるとともに、モーダルシフトの推進など、物流の効率化を図るための支援を積極的に行い、安定的な物流網の維持・充実に取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員 宮崎県にとって物流網は大事な血管、大動脈であります。止めることなく、さらに流れをよくしていただくよう要望いたします。

県内各事業者の皆さんにおいては、コロナ禍による暗く長いトンネルを抜けようとする矢先の原油価格高騰・物価高騰等で大変厳しい状況が続いております。特に小規模事業者の皆さんは、自分たちだけの力ではどうにもならないこともあります。そうした事業者へ、県はどう支援しているのか伺います。

また、事業者の皆さんにとっては、商工会議所や商工会が、地域の相談窓口として重要な役割を果たしています。そこに届いた現場の声にどれだけ耳を傾け、寄り添えるかが、さらに重要になると考えます。しかしながら、商工会議所や商工会は多くの事業を抱え、事業内容も複雑で苦慮しているとも聞いております。県は、その実情をどう把握し、どう支援しているのかをお伺いします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 県では、厳しい環境に置かれております県内事業者の支援のため、これまでも金融機関に対し、融資条件の変更や借換え等について、最大限柔軟な対応を要請しているところですが、原油や原材料価格高騰は、事業規模にかかわらず広く影響を及ぼしており、今般、小規模事業者の新事業展開等に対する支援をはじめ、宿泊事業者の省エネ対策への支援や新たな貸付制度の創設などの

補正予算をお認めいただいたところでございます。

また、小規模事業者の身近な支援機関であります商工会や商工会議所は、昨今の新型コロナ対策事業の窓口なども担っており、その業務量の多さは、意見交換等を通じて把握しているところでございます。

今後、新型コロナなどの社会環境の変化に加え、デジタル化など、事業者のニーズが高度化・多様化していく中で、商工会等の役割はますます重要になりますことから、引き続き、その機能が効果的に発揮できるよう、体制確保など必要な支援を行ってまいります。

○佐藤雅洋議員 商工会は地域経済の支え、要であります。十分な支援を要望します。

続いて、県内子牛競り価格急落と、その対策について伺います。

5月に、県内では児湯地域を皮切りに、県内7市場で子牛競り市が開催されたところでありますが、子牛価格は日を追うごとに低下し、県内で一番最後に行われました、私の地元である高千穂家畜市場の競りでは、子牛価格は57万7,000円にまで値を下げました。このような子牛価格を踏まえ、繁殖農家では、子牛価格の低下が収まる気配がなく先が見通せないとの不安の声が広がり、このままでは、高齢で頭数の少ない農家がやめていくのではないかと、大変心配しております。

そこで、子牛価格急落の現状分析とその対策について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） 本県の5月の子牛価格は、7市場平均で約65万円と、4月に比べ1割ほど低下しており、全国的にも同じような傾向となっております。これは、飼料価格の高騰などにより、肥育農家が肥育素牛の導入

を控えたためと考えております。

このような状況が続きますと、繁殖農家の生産意欲の低下が懸念されることから、県ではその対策として、今議会で御承認いただいた「畜産セーフティネット対策緊急強化事業」により、飼料価格高騰の影響緩和を図るとともに、例えば議員の地元の西臼杵では、JA高千穂地区などそれぞれの地域において、関係団体と連携した生産性向上に向けた技術指導など、生産者の皆さんが安心して経営を継続できるよう支援してまいります。

○佐藤雅洋議員 今こそ最大の支援を行わなければ、畜産県宮崎の後悔のもととなります。そうならないよう、よろしく願いいたします。

次に、大変重要な水田活用直接支払交付金対象水田について伺います。

国は、今後5年間に一度も水張りが行われていない農地について、令和9年度以降、交付対象水田としない方針を示しました。私の地元西臼杵地域では、水田面積は1,588ヘクタールあり、このうち水田活用の直接支払交付金が交付された水田面積は約700ヘクタール、交付金額にして約2億5,000万円であります。このうち、飼料作物や野菜果物などを作付し、水張りをしていない水田面積は最大で175ヘクタールに及び、交付金額にして約5,800万円であります。西臼杵は典型的な山間地域であり、農業従事者の約5割が70歳以上で、水田を荒らさないように、飼料作物などを作付しています。交付がなくなることで作付をやめ、耕作放棄地の増加につながるおそれもあります。

「土に立つものは倒れず。土に生きるものは飢えず。土を護るものは滅びず。」とは、明治の農学者横井時敬の言葉です。その地で生まれ、生きてきて、そして生きていく人々が滅び

ようとしています。いつまで頑張れるかと不安の声が聞こえます。その土地を耕してきた人が、その土地のことは一番知っているはずであります。

そこで、中山間地域では、水田活用の直接支払交付金の見直しの影響は特に甚大であると考えますが、県としてどのような対応を取っていくのか、考えを伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） 中山間地域では、今回の見直しにより、耕畜連携による飼料生産の仕組みが損なわれ、耕作放棄地が増加し、農地保全を損なうおそれがあります。

このため先月、国に対しまして、このような中山間地域の現状を訴えるとともに、一律の制度適用を行わないよう、直接要望を行ったところで、国としても、地域の課題の把握を進め、対応方向を検討していくとのことでもあります。

県としましても、引き続き、中山間地域の課題を国に訴えていくとともに、お話にありました西臼杵をはじめ、それぞれの地域の課題を丁寧に把握しつつ、水田農業の振興に、農業改良普及センターや関係者と一体となって取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員 しっかりとお願いいたします。

森林におけるデジタル計測技術の活用について伺います。

報道によると、森林情報をデジタル化し活用する実証実験に宮崎県森林組合連合会と諸塚村、NTTが取り組んでいるとのことでした。持続可能な林業と地域の活性化に向け、山の価値が見える化し、また調査の省力化をすることは大変重要であり、森林の所有者からは、森林の利用の価値、資産の価値、二酸化炭素吸収量などをはっきり見える化したことで、山の価値

が再認識できた、後継者への引継ぎにも役立つ、再造林の意欲が高まったとありました。大変重要なことであり、一番求められていることでもあります。森林所有者の経営意欲もアップし、今後の可能性をととても感じました。

杉生産日本一である宮崎県にとって、これを県全体に広めるということは非常に重要であると考えますが、森林デジタル計測技術の活用について、県の取組を環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（河野譲二君） レーザー等を使ったデジタル計測技術につきましては、お話がありました諸塚村のほか、串間市、門川町の公有林等において、ドローンによる立木本数や樹高などの調査が試験的に実施されるなど、県内でも徐々に活用が進んでおります。

しかしながら、この技術は、面積や現場条件により、直径や樹種判別に誤差が生じることから、精度の向上を図る必要があると考えております。

このため県では、今年度から、従来の人力による調査と、レーザー計測による調査の比較・検証に取り組むこととしております。

県としましては、デジタル計測技術などのスマート林業の推進は、森林の適正評価による森林所有者の所得向上や、再造林意欲の向上につながると考えておりますので、今後とも、積極的に取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員 国土調査もいまだ進まずの市町村もあります。併せて積極的に進めていただきたいと思います。

森林環境譲与税について伺います。

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養など、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備を進めていくことは、我が国の国土や国

民の命を守ることに繋がります。

森林環境譲与税について、県は、森林整備を実施する市町村の支援などに関する費用に充てることとされています。本税により、山村地域のこれまで手入れが十分に行われてこなかった森林の整備が進捗するとともに、山村地域で生産された木材の都市部での利用の増加、さらには国民への森林・林業に対する理解の醸成、山村の振興などにつながることを期待されます。

私は、急峻な民有林の多い我が宮崎県は、傾斜等を考えれば、実質的な森林面積はまだまだ広いと捉えるべきだと考えます。また、杉生産31年連続日本一の宮崎県への配分は増やすべきだと考えます。

そこで、森林環境譲与税について、配分状況と、自民党プロジェクトチームからの国への提言を県はどのように受け止めているのか、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（河野譲二君） 森林環境譲与税について、税の徴収は令和6年度からであります。令和元年度から段階的に譲与されており、令和3年度までの3年間合計で、県に約4億6,000万円、県内市町村に約24億2,000万円が譲与されております。

この譲与額については、私有林人工林面積が50%、林業就業者数が20%、人口が30%の割合に応じて配分されているところであります。

譲与税の活用促進等に関し、今年5月に、自民党のプロジェクトチームから国に対し、森林が多い市町村への配分強化や、市町村の支援体制強化などの提言がなされたところであります。

県としましては、提言を受けた国の動向を注視しながら、譲与税が積極的に有効活用されるよう、市町村支援などにしっかりと取り組んで

まいります。

○佐藤雅洋議員 基金に積み立てるだけでなく、隅々までの道づくりと再生林に有効活用しなければ、宮崎県の林業は持続困難です。よろしく願いいたします。

本県の主要な特用林産物の生産者への支援について伺います。

特用林産物生産は、産業の少ない農山村では重要な地場産業であります。杉生産31年連続日本一の宮崎県であります。山には、杉だけではなく多種多様な木材が多く育っております。杉などは35年以上育てる必要がありますが、まきや木炭、さらにはシイタケの原木であるクスギは、生育期間の短い小径木を原料としておりますので、林家にとっては重要な現金収入源であります。

先頃、3年ぶりに関係者が一堂に会しての「県乾しいたけ品評会」が開かれたようであります。諸塚、椎葉、五ヶ瀬町の生産者が優等や特別賞などを受賞されました。また、団体の部では、五ヶ瀬町が2年ぶり6回目の優勝と、すばらしい結果となりました。シイタケの生産というものは、なかなか根気の要る仕事であります。木炭についても、日本三大備長炭の一つとも言われている日向備長炭が宮崎にはあります。職人さん方の昼夜を問わない大変な苦勞で作り出される、全国に誇れる特産品です。それら、宮崎県の特産品としても多くの生産をいただいている皆さんへエールを送りたいと思います。

そこで、中山間地域での重要な産業でもあり、地域経済の安定と就労の場の確保に大きな役割を果たす、本県の主要な特用林産物である乾シイタケや木炭の生産状況と生産者への支援について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（河野譲二君） 県内における令和2年の生産量は、乾シイタケが400トン、木炭が244トンとなっており、いずれも高齢化や後継者不足により減少が続いております。

このため県では、作業の負担軽減や生産性の向上を図る生産施設整備等の支援を行うとともに、担い手対策として、新規参入者の基礎研修、技術力向上のためのステップアップ研修、親元就業やIターン者への就業準備給付金の給付等を実施しております。

また、今年度から、支援対象にアシストスーツを追加するとともに、今議会で承認いただきました6月補正予算により、資材価格高騰分を支援する措置を講じたところであります。

今後とも、山村地域の貴重な収入源である特用林産物の経営が安定して継続され、生産者の意欲向上につながるよう支援に努めてまいります。

○佐藤雅洋議員 次に、みやざき林業大学校について伺います。

全国有数の林業県である宮崎の将来を担う人材を育成する目的で林業大学校が開校し、3年がたちました。森林業の基礎から実践的な知識・技術の習得、林業就業に必要な資格を取得し即戦力となる未来の林業リーダーを育てるといった、林業県には大変重要な学校であると思っております。

本県は、全国に先駆け森林資源の充実が進み、大型製材工場や木質バイオマス発電施設の稼働に伴い、伐採再造林などの林業生産活動が拡大しております。本県の森林・林業、木材産業の将来のためにも、林業大学校は大切であります。大学校への修学や就業定着、またそれに対する支援や指導など、オール宮崎での支援体制がしかれていると思っております。新しく行かれた

廣島一明校長にも大変期待しております。

そこで、これまでの長期課程における研修生の受入れ状況や成果について伺います。

○環境森林部長（河野譲二君） みやざき林業大学校の長期課程では、平成31年4月の開講からの3年間合計で、4名の女性を含む入講者61名全員が研修を修了しております。その内訳は、県内出身者が53名、県外からのIターン者が8名と、各地から入講しております。また、高等学校新卒者が20名で、研修生の平均年齢は27歳となっております。

成果につきましては、研修により、林業に必要な17種類の資格取得に加え、林業事業体が講師となった造林作業や立木伐採等の現場実習による技術の習得、原木シイタケや木炭の生産実習による知識の向上が図られたところであります。このことにより、修了生のうち57名が県内の森林組合や林業事業体などに就業しており、本県林業・木材産業の将来を担う人材を輩出できたものと考えております。

今後とも、実践的な知識や技術・技能を身につけ、即戦力となる人材の育成に取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員 アフターコロナの県内外からの観光客受入れ体制について伺います。

自粛解除と同時に、一気に人々が動き出しました。ゴールデンウィークには宮崎も多くの観光客であふれていました。新しく生まれ変わろうとしている青島、日本の姿そのままの高千穂、県内各所に点在する観光地をよりスムーズに楽しんでもらえるよう、観光宮崎をアピールする策として、一目で分かる観光案内板は大きな役割を果たすものと考えます。

観光客に優しい宮崎づくりとして、県全体での観光案内板の設置状況について、商工観光労

働部長に伺います。

○**商工観光労働部長（横山浩文君）** 県では、国内外からの観光客の広域周遊を促進するため、県内の道路地図や観光地の情報を多言語で掲載した観光案内板を作成し、主要な観光地や高速道路のサービスエリアなどに、合計で61基を設置しているところでございます。

この観光案内板につきましては、最新の情報を提供するため、計画的に掲載板面の更新を行いますとともに、より詳細な観光情報に簡単にアクセスできるよう、スマホ対応QRコードも掲載するなど、利便性向上に取り組んでおります。

○**佐藤雅洋議員** 大きな案内板だけではなく、小まめな案内板を、さらには杉生産日本一の宮崎県ならではの木材を使った案内板を設置するように、提案させていただきます。

次に、西臼杵地区の道路における災害の状況と今後の対応について、西田県土整備部長に伺います。

今年1月に発生した日向灘の地震は、私も自宅で経験し、大変驚かされました。と同時に、災害の心配がすぐさま頭をよぎったものです。実際に、地震による落石、路肩崩壊など複数の災害が発生しました。山間地においては、大きな揺れ、大雨が来るたび、不安材料となっています。中にはまだ、地震の爪痕が残っている道路もあります。それらは生きていくのに必要な生活道路であります。

西臼杵地区の道路における現状と今後の対応について伺います。

○**県土整備部長（西田員敏君）** 今年1月に発生した日向灘の地震では、高千穂町などにおいて最大震度5強が観測され、西臼杵地区においては、県道日之影宇目線をはじめ、県道5路

線、5区間において、落石の発生により通行止めとなりましたが、4区間については応急工事を行い、早期に開放したところであります。

また、被害が大きかった3か所については、今月1日に、国の災害復旧事業の採択を受け、一日も早い復旧に向けて、現在、事業に必要な用地取得のための手続を進めているところであります。

今回の地震の影響によって、地盤が緩んでいる箇所も見受けられることから、平常時のパトロールに加え、危険箇所の点検を行うとともに、降雨の状況によっては、事前の通行規制を実施するなど、引き続き、道路利用者の安全確保に努めてまいります。

○**佐藤雅洋議員** 遅い梅雨入りです。長雨、大雨の可能性も十分あります。迂回路なども含め、安全対策をしっかりとお願いいたします。

国道10号土々呂の渋滞緩和について伺います。

以前は西臼杵から宮崎市内まで3時間以上かかっていた道のりが、現在は1時間近く短縮され、道路交通網の整備に御尽力いただいた先人に感謝いたします。

ただ、そのような現在でも、時間帯によって昔と変わらず渋滞続きの道路があります。しかも国道であります。皆さんも、延岡、国道10号の土々呂の渋滞は経験したことがあるのではないのでしょうか。この道路を必要としている方々は変わらずにいることを忘れてはいけません。

そこで、国道10号の土々呂地区の渋滞対策について、県土整備部長に伺います。

○**県土整備部長（西田員敏君）** 国道10号土々呂地区の渋滞対策につきましては、これまでに、交差点改良工事や信号機の表示時間の調整などが実施されてきたところであります。

このほか、国道10号に並行する延岡南道路においては、令和2年3月から通行料金の変更が実施され、大型車の利用促進が図られるなどの効果も確認されたところではありますが、依然として、国道10号の土々呂地区においては、朝夕を中心に慢性的な渋滞が発生している状況にあります。

県としましては、引き続き、国、県、市などで構成される「宮崎県交通渋滞対策協議会」において、ソフト・ハードを含めた効果的な対策について検討を進めてまいりたいと考えております。

○佐藤雅洋議員 続いて、国道503号の整備状況について伺います。

九州中央自動車道へのアクセス道として大変重要な道路の一つに、国道503号があります。五ヶ瀬町と諸塚村を結ぶ503号は、現行の国道は幅が狭く急カーブが多いため、大型車や救急車の通行が困難であり、積雪や落石、倒木による通行止めも発生しています。

これを解決するために、全体事業費148億円を見込み、2022年度から2031年度を予定し、新規事業を始めると、国は決定しました。これまでトンネル整備は長年の悲願で、期成同盟会を中心に今まで頑張ってきたわけではありますが、この災害時の緊急活動や木材などの安定輸送に、また地場産業の振興に大変役立つ503号の整備状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 国道503号は、地域経済や住民生活を支えるとともに、将来的には九州中央自動車道と一体となった広域的な道路ネットワークを形成する重要な路線であり、特に交通に支障のある箇所から、順次整備に取り組んでいるところであります。

現在、諸塚村中心部から飯干地区までの区間において、約1.2キロメートルの整備を進めており、これまでに約0.6キロメートルが完成し、引き続き、残る区間の改良工事等を進めることとしております。

また、今年度から事業着手した飯干バイパスにつきましても、今後、測量や設計を進めることとしております。

県としましては、九州中央自動車道の事業進捗も踏まえ、計画的な整備に取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員 九州中央自動車道の県内区間の整備状況と今後の取組について伺います。

九州中央自動車道は、延岡市の延岡ジャンクションと熊本県嘉島町の嘉島ジャンクションを結ぶ、全長95キロメートルの高速道路であります。県北と西臼杵悲願の道路であります。しかし、供用率はいまだに33%程度です。このままでは、全線開通まで何十年かかるか分かりません。

そこで、県内区間の整備状況と今後の取組について、永山副知事にもお伺いするとよかったですかもしれませんが、西田県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 九州中央自動車道については、昨年8月に日之影深角一平底間が開通するなど、着実に整備が進められており、現在、県内3区間で事業が行われております。

まず、蘇陽一五ヶ瀬東間では、令和2年度から調査・設計が進められており、今年度、用地取得に着手する予定と伺っております。次に、五ヶ瀬東一高千穂間では、今年3月に着工式を開催したところであり、今後、本格的に工事を進めていくと伺っております。最後に、高千穂

一雲海橋間では、今年1月に中心くい打ち式を開催したところであり、現在、地質調査や道路設計などを行っていると同っております。

今後とも、国や沿線自治体と一体となって、用地取得を推進していくとともに、事業中区間の完成はもとより、九州中央自動車道の日も早い全線開通に向け、国に対して強く要望してまいります。

○佐藤雅洋議員 力強いメッセージをありがとうございます。道路整備スタートの遅れた西臼杵と東臼杵であります。一気に進むことを願います。

今度は、旧高千穂鉄道沿線地域の振興の在り方について、沿線市町とどのように検討しているのかを、松浦総合政策部長に伺います。

宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金条例を廃止した後の旧高千穂線の有効利用について、私は、「地域振興のために沿線市町で運営協議会などを引き続き存続させ、沿線市町の地域振興のために、県も含めてそのあたりを検討する必要があるのではないか」と要望しました。その答えとして当局は、「当条例と別の形で、鉄道施設の活用を含めた地域振興の在り方について、沿線市町と一緒にしっかりと検討してまいります」とありました。

県としては、その後どのような形で沿線市町と一緒に検討し、それはどういう形で進めておられるのかを教えてください。

○総合政策部長（松浦直康君） 県では、昨年度、西臼杵3町と延岡市から成る「広域連携ワーキンググループ」の場を設けまして、外部アドバイザーや県の関係部局も交え、旧高千穂鉄道の跡地利用も含めて、今後の地域振興の在り方について検討したところでもあります。

ワーキンググループでは、旧高千穂鉄道の鉄

橋や重要文化財にも指定されました旧綱ノ瀬橋梁、第三五ヶ瀬川橋梁などのインフラ資源と、沿線地域が有する美しい自然景観、伝統芸能、歴史など、五ヶ瀬川流域の多様な地域資源をつなげる「インフラツーリズム」をテーマとして、積極的に意見が交わされたところでもあります。

今後とも、地域と思いを共有しながら、地域振興に係る新たな広域連携の取組を支援してまいります。

○佐藤雅洋議員 旧高千穂鉄道の沿線市町の連携した今後の地域振興を支援いただき、ありがとうございます。既に、市町と地域住民が一緒になって盛り上げていこうと取り組んでいる地域もありますことから、スピード感を持った支援を要望いたします。

続いて、中山間地域への移住促進について伺います。

コロナ禍を受け、宮崎県への県外移住者が増加傾向にあります。西臼杵においても同じく、山や川、田んぼのそばでの生活を求めて、多くの移住者、移住希望者の皆さんがおられます。

そこで問題となるのが、住む家であります。西臼杵には、何十年、何百年前に建てられ、現在も住むことができる空き家が多く点在しています。それを再構築することで、理想の移住生活を楽しんでもらおうと、地元の建築関係者でつくるNPO法人「一滴の会」という組織があり、移住希望者にとって大変心強いサポーターとして、また空き家対策として重要な役割を担っております。それらの取組を同じ課題を持つ県内各地へ広げることが有効と考えますが、県の考えをお伺いします。

○総合政策部長（松浦直康君） 移住者の受入れに際しましては、移住に当たっての悩みや不

安の解消、地域の生活環境への適応など、様々な課題がありますが、中山間地域には、それらに加え、御指摘のように、移住者向けの住居の確保が難しい状況もあります。

このような中、今御紹介いただきました、地元有志の方々から成るNPO法人「一滴の会」は、高千穂町からの委託を受け、移住相談や空き家バンクの運営、空き家の調査・管理、移住者交流などの取組を一貫して行っておられます。「一滴の会」のような地元住民が中心となった活動は、移住者、そして地元住民の双方にとって安心できる取組でありますので、今後、県が実施する市町村担当者向けの研修会等におきまして、優良事例として紹介することで、さらなる移住の促進につなげてまいります。

○佐藤雅洋議員 本日は、その「一滴の会」の会長、副会長も傍聴においでであります。どこまでも講演、研修会に出向かれることと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、小水力発電について伺います。

文教警察企業常任委員会でも、企業局の発電所を見学し、勉強させていただきました。電力供給に不安が残るこの御時世。小水力発電の可能性というものは大きなものがあると感じております。その小水力発電の課題に、初期投資と採算性ということが挙げられますが、企業局が今後、どれだけ県内の各自治体を支援し、小水力発電をつくることができるか、私は大変期待しております。

小水力は太陽光に比べ、昼夜を問わず発電が可能な上、電力会社が買い取る価格も太陽光を超えて高い点で魅力があります。宮崎県は森林県であり、水も豊富であります。その水を有効に利用し発電を行うことは、過疎自治体や人口

減少に悩む中山間地域の光になると考えます。

中山間地域における小水力発電の可能性について、井手企業局長に伺います。

○企業局長（井手義哉君） 中山間地域における小水力発電の開発は、脱炭素社会の実現に加え、地域の活性化に資する大変重要な取組であります。

企業局におきましては、今まで市町村から相談のあった70か所について、無償で可能性調査等の技術支援を行い、8か所で運転が開始されております。

一般的に小水力発電は、年間を通じて安定した水量の確保や落差、配電線までの距離が近いことなど、設置場所の選定が重要であり、これまでの実績を踏まえると、新たな開発適地を見出すことは容易ではありません。しかしながら、市町村と地域住民が一体となって、積極的に候補地点を掘り起こすことで、その可能性は広がるものと考えております。

今後とも、企業局といたしましては、これまで培った水力発電のノウハウを活用し、市町村への技術支援に取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員 西臼杵郡民も大変期待しております。どうぞよろしく願いいたします。

コロナ禍における県立学校の部活動の取扱いについて、教育長にお伺いいたします。

行動自粛が続き、3年間しかない高校生活を、それまでと違った生活スタイルで過ごさざるを得ない学生たちの悲痛な声を耳にします。部活動においても、甲子園球場での夢舞台を目の前にして諦めなくてはならなかった高校球児の涙も、記憶に新しいところです。しかし、世の中は少しずつ以前の生活を取り戻しつつあります。未来ある子供たちにこそ、いち早く、安全を大前提とした部活動への取組を前向きに検

討していく必要があると思います。

現在の県内高校部活動における現状と今後の取組についてお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県立学校の部活動の取扱いにつきましては、国の衛生管理マニュアルに基づき、県の警報区分に応じて、一時的な活動の停止のほか、他校との交流や宿泊等の制限を行いながら、できる限り生徒の活動を保障してきたところであります。

現在は、県の警報区分も引き下げられ、日常の活動や大会の参加につきましても、通常に近い形で部活動を実施しております。

今後も、これまでの知見を生かし、引き続き感染症対策の徹底を図りながら、生徒たちが部活動に励むことができるよう、適切に対応してまいります。

○佐藤雅洋議員 将来を担う子供たち、2027国スポでも活躍が期待される選手たちが最大の力を発揮できる環境づくりを要望いたします。

最後の質問です。県立高等学校等における今年度の新聞の配備状況及び活用状況について伺います。

私の家には、毎朝4時に新聞が届きます。世界情勢から地域の話題までが詰まった刷りたてのインクの匂いととも、配達員のカキツバタキヨミさんが届けてくれます。

SDGsの目標の中に、「質の高い教育をみんなに、誰もが公平により教育を受けられるように、また一生にわたって学習できる機会を広めよう」とあります。

私は、新聞を各学校に置くことにより、子供たちに新聞各紙を読み比べる習慣をつけさせ、子供たちの目で自ら学ぶ、それをしっかり育てることが必要だと、前から発言しています。

県立高校の新聞の配備状況、1紙や2紙だけ

ではなく何紙置いてあるのか、及び活用状況について、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 五ヶ瀬中等教育学校を含む県立高等学校等におきましては、37校全てに新聞を置いております。内訳といたしましては、7校が2紙、6校が3紙、残り24校が4紙以上となっております。

活用状況につきましては、各学校では、図書館や共用スペース、学級等に配備し、生徒は、休み時間や放課後に読んでおります。また、授業における複数紙の社説の読み比べや、生徒の探求活動の際の情報収集の素材、進路指導における時事問題の題材等としても活用しております。

自ら学ぶ生徒を育成するためにも、新聞の果たす役割は大きいと、私も考えております。

○佐藤雅洋議員 新聞は毎日届く教科書のようなものと考えます。身近に感じてもらえる環境づくりを、よろしく願いいたします。

知事をはじめ皆様、丁寧な御答弁ありがとうございました。結びに、コロナ禍の一日も早い収束と、世界の安寧を念じまして、私の質問の全てを終わります。ありがとうございました。

(拍手)

○中野一則議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、一般質問、人事案件の採決及び議案・請願の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時58分散会

6月21日（火）

令和 4 年 6 月 21 日 (火 曜 日)

午前10時0分開議

出 席 議 員 (37名)	
2 番	坂 本 康 郎 (公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人 (日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	山 内 佳菜子 (県民連合宮崎)
5 番	武 田 浩 一 (宮崎県議会自由民主党)
6 番	山 下 寿 (同)
7 番	窪 菌 辰 也 (同)
8 番	佐 藤 雅 洋 (同)
9 番	安 田 厚 生 (同)
10番	日 高 利 夫 (同)
11番	川 添 博 (同)
13番	中 野 一 則 (同)
14番	冨 師 博 規 (無所属の会 チームひまか)
15番	有 岡 浩 一 (郷中の会)
16番	重 松 幸次郎 (公明党宮崎県議団)
17番	前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
18番	岩 切 達 哉 (県民連合宮崎)
19番	井 本 英 雄 (宮崎県議会自由民主党)
20番	徳 重 忠 夫 (同)
21番	外 山 衛 (同)
22番	濱 砂 守 (同)
23番	二 見 康 之 (同)
24番	山 下 博 三 (同)
25番	西 村 賢 (同)
26番	日 高 博 之 (同)
27番	井 上 紀代子 (県民の声)
28番	河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
29番	田 口 雄 二 (県民連合宮崎)
30番	満 行 潤 一 (同)
31番	太 田 清 海 (同)
32番	坂 口 博 美 (宮崎県議会自由民主党)
33番	日 高 陽 一 (同)
34番	横 田 照 夫 (同)
35番	野 崎 幸 士 (同)
36番	星 原 透 (同)
37番	蓬 原 正 三 (同)
38番	丸 山 裕次郎 (同)
39番	右 松 隆 央 (同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
副 知 事	永 山 寛 理
総 合 政 策 部 長	松 浦 直 康
政 策 調 整 監	吉 村 達 也
総 務 部 長	渡 辺 善 敬
危 機 管 理 統 括 監	横 山 直 樹
福 祉 保 健 部 長	重 黒 木 清
環 境 森 林 部 長	河 野 讓 二
商 工 観 光 労 働 部 長	横 山 浩 文
農 政 水 産 部 長	久 保 昌 広
県 土 整 備 部 長	西 田 員 敏
会 計 管 理 者	矢 野 慶 子
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	吉 村 久 人
財 政 課 長	高 妻 克 明
教 育 長	黒 木 淳 一 郎
警 察 本 部 長	佐 藤 隆 司
代 表 監 査 委 員	緒 方 文 彦
人 事 委 員 会 事 務 局 長	日 高 幹 夫

事務局職員出席者

事 務 局 長	渡 久 山 武 志
事 務 局 次 長	坂 元 川 修 一
議 事 課 長	鬼 川 真 治
政 策 調 査 課 長	伊 豆 谷 雅 広
議 事 課 長 補 佐	関 谷 幸 二
議 事 担 当 主 幹	佐 藤 亮 子
議 事 課 主 査	内 田 祥 太
議 事 課 主 任 主 事	山 本 聡

◎ 一般質問

○右松隆央副議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問、人事案件の採決及び議案の委員会付託であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、山内佳菜子議員。

○山内佳菜子議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。県民連合宮崎、立憲民主党の山内佳菜子です。本日もお忙しい中、傍聴いただき、またライブ中継を御覧の皆様、ありがとうございます。

食料品2.6%、ガソリン代15.7%、電気代21.0%。私たちは今、非常に厳しい物価高の波にさらされています。

総務省が発表した4月の全国消費者物価指数は、昨年と同じ月を2.1%上回りました。消費税率引上げの影響を除けば、13年半ぶりの上昇率です。

NHKの試算によると、コロナ前の2019年と比べた場合、値上がりによる1世帯当たりの年間の負担額は、年収によって6万4,468円から9万8,697円程度増え、所得が低い世帯ほど影響が大きくなるとも言われています。

1人当たりの県民所得が246万8,000円と沖縄県に次いで2番目に低く、車社会でガソリンを使わざるを得ない、4月からは年金も0.4%減額になるなど、全国の中でも本県にとって、より深刻さを増すのではと危惧しています。

私が信頼する研究者は、このように警告しています。

「現在の物価高に対する基礎体力の弱さの背景として、賃金上昇への努力が不足していたこと、仕組みができなかったことが、苦しみの一

因となっている。また、グローバル化した経済の中で、地方にもその影響があることは、過去のリーマンショックなどでも学んでいたはず。

「コロナは秋には収束する」と言ってそうならなかったように、今回のロシアによるウクライナ侵攻や、物価高などをはじめ、一過性のものと考えたがる日本、地方は認識を改めねばならない。表面的ではなく、根本的な戦略の変化が求められる時代が到来している」

「一人一人の生活を見詰め、その影響を生み出す背景や本質を捉える」。研究者のその強い問題認識に共感する立場から、質問を始めます。

まず、福祉保健部長に伺います。

国の物価高騰の緊急対策として、宮崎県議会でもこの6月定例会で、低所得のひとり親世帯などに子供1人当たり5万円を給付する「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金」のための予算案が提案されました。

開会して僅か5日後の15日に採決する、異例のスピード対応でした。「国が6月中の給付を求めている」との説明もありましたが、この低所得の子育て世帯生活支援特別給付金のうち、児童扶養手当を受給するひとり親世帯への給付時期について、県内全市町村で6月中に給付されるのか伺います。

以下の質問は、質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○福祉保健部長（重黒木 清君）〔登壇〕 お答えします。

国の原油価格・物価高騰等総合緊急対策に基づき支給を行う、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、真に生活に困っている方々への支援として、迅速な支給が求められております。

このうち、児童扶養手当を受給するひとり親世帯への給付金につきましては、県が町村在住者分を支給することとなっておりますが、関連予算につきまして先日お認めいただいたことから、支給対象となる1,880世帯へ通知を発送したところであり、6月中に対象者の児童扶養手当支給口座へ給付金を振り込む予定としております。

また、各市在住の約1万200世帯につきましては、それぞれの市が支給することとなっており、各市においても6月中に支給する予定と伺っております。以上であります。〔降壇〕

○山内佳菜子議員 迅速な対応をお願いいたします。

コロナ禍や物価高に対し、国は新たな支援策を次々と打ち出しています。

一方、既存の事業について「活用が不十分」との声も聞こえます。

ひとり親世帯などが低利または無利子で資金を借りることができる「母子父子寡婦福祉資金」の過去5年間の貸付件数及び、そのうち「事業開始資金」の貸付件数について伺います。また、今後の利用促進に向けた取組について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 母子父子寡婦福祉資金の過去5年間の貸付件数につきましては、令和元年度まで、各年度200件を超えていましたが、令和2年度を境に160件台に減少しております。

これは、同時期に日本学生支援機構の給付型奨学金制度が開始されたこと等により、貸付けの8割以上を占める「修学資金」及び「就学支度資金」の貸付件数が減少したことが要因として考えられます。

また、「事業開始資金」の貸付件数は、過去

5年間の合計が3件となっております。

母子父子寡婦福祉資金には、ひとり親家庭の経済的自立等を目的として、12種類の資金が用意されておりますので、引き続き、県のホームページや児童扶養手当現況届の受付時においてチラシを配布するなど、制度の周知を図ってまいります。

○山内佳菜子議員 県の「ひとり親世帯生活実態調査」によると、直近の2017年の結果では、回答した母子世帯のうち54.2%は、世帯全体の平均月収が15万円未満の厳しい生活を送っています。

自分以外に子供を見る人がおらず、子供の急病などで仕事を早退したり、休まざるを得なかったりして、フルタイム勤務、パート勤務すら難しく、収入と子供との時間を確保するために、自ら事業を始める方もいます。その中の一の方から、この事業のことを教えていただきました。

「起業するに当たって、国庫でお金を借りた1か月後にこの制度を知った。当時私がお世話になっていた、企業を支援する部署の方も知らず、市町村によって、窓口での対応にも、説明や借りやすいかどうかには差があるとも聞く。情報弱者は生活弱者になってしまう」と嘆いていました。

必要なタイミングで必要な支援が届くようにお願いします。根本的な問題として、子育て中でも安定的に働ける仕組みづくりを県としても進めるよう、強く求めたいと思います。

次に、子供政策について伺います。

2011年、滋賀県大津市で、いじめを苦に中学生が自死したことを受けて、「いじめ防止対策推進法」が成立しました。第4条は、「児童等は、いじめは行ってはならない」と禁止し、未

然防止策に取り組むことは、教育委員会や学校の責務と定めています。

県によると、直近の2020年度の県内の公立の小中学校、高校、特別支援学校でのいじめの認知件数は1万741件、前年度の1万5,054件と比べると、約4,000件減りました。

コロナによる学級閉鎖などで、子供同士が対面する機会も減ったことも背景にあるとのことですが、それでも、児童1,000人当たりの認知件数は全国2番目の多さです。

この認知件数は、学校でのアンケートや本人、保護者、同級生などからの相談を基に学校が認知した件数を数えているとのことですが、アンケートはどのような方法で実施されているのでしょうか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） いじめアンケートにつきましては、県教育委員会が策定しました「宮崎県いじめ防止基本方針」において、いじめの早期発見のための実施を求めておりまして、各学校では定期的に行われております。

具体的な方法といたしましては、記名式、無記名式を交互に実施したり、家庭に持ち帰らせ、学校生活を保護者と一緒に振り返らせながら回答させたりするなど、実施方法や内容を工夫しながら、アンケートを実施しております。

また、県といたしましても、毎年1回、県内の小・中・高等学校、特別支援学校など全ての校種におきまして、無記名のアンケートを実施しておりまして、いじめの早期発見に努めているところであります。

○山内佳菜子議員 小中学校では月1回、高校では2か月に1回のペースで実施しているようですが、その方法は各学校に委ねられていると聞いています。

御説明があったように、持ち帰って無記名で

書く方法をはじめ、子供がSOSを出しやすい工夫をお願いします。

次に、いじめが起きた後の対応について、県はどのような取組を行っているのか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） いじめが起きた後の対応につきましては、被害児童生徒に寄り添うことを最優先に、解消に至るまで組織的に対応することが重要であります。

そのため、県教育委員会では、「いじめの認知から解消までのガイドライン」等を策定しておりまして、その中で、校長のリーダーシップを含めた組織的な取組や、被害者、加害者、双方への指導・支援の在り方など、解消までの具体的な内容を示し、各学校への指導を行っているところであります。

また、重大ないじめ事案が発生した場合には、県におきまして、弁護士や臨床心理士、警察官等から組織されました「宮崎県いじめ問題対策委員会」を設置し、公平中立な立場から事案の調査を行うこととしております。

○山内佳菜子議員 いじめ防止対策推進法第2条で、いじめは「児童等に対して、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されています。つまり、苦痛を感じたら認定する方針です。

県によると、2021年8月時点で、「3か月間いじめ行為が止まっている」「被害児童が苦痛を受けていない」などとして、いじめが解消されたとされるケースは1万486件で、全体の97.6%とのことでした。

一方で、私には、いまだにいじめ対応に苦しむ保護者の声が届きます。「相談窓口では、県

に電話すると市へ、市に電話すると県へと言われた。相手の保護者と学校との協議では、うちの子はしていないの一点張り。結局、校区外へ進学した」

「学校に出席できなければ、ただの欠席。学校は被害者を守らず、加害者たちは笑顔で生活している。自宅学習用の教材費も、親子で通う心療内科の受診料も自己負担。宮崎にはいじめ認知件数の数だけ心に傷のある子供がいる。子供たちを助けてください」

第3条では、「いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要」とされていますが、その理念の実現には改善の余地があると感じています。

例えば、大阪府寝屋川市では、教育委員会内ではなく、市長部局内に「監察課」のようないじめ対応部局をつくったり、被害児童や保護者に転校費用を上限15万円、訴訟費用の上限30万円までを助成する被害者救済制度を設ける取組もなされています。

生徒が命を落としてしまってから対策が進み、法律が整備されるという流れが繰り返されていますが、それでは遅いのです。

いじめの認知の割合が全国トップクラスであること、今後のいじめ問題への取組について、知事の見解を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 本県における、いじめの認知件数の割合が大きいことにつきましては、各学校が、いじめを初期の段階のものから積極的に認知している結果であると、その点については肯定的に捉えているところであります。

しかしながら、いじめと認知した件数が多いことは課題でありまして、そこには、つらい思いをしている子供が必ずいる。そこに目を向け

る必要があるかと思えます。

学校におけるいじめの問題への対応につきましては、教育長が答弁しましたように、教育委員会を中心に、これまでも取り組んできております。今後とも、国の動向を注視し、今御紹介いただきました他県の取組なども視野に入れながら、時代に合わせた対応を促してまいりたいと考えております。

いじめは、学校を含めた社会全体で解決すべき大きな人権問題であります。そのため、全ての子供たちをかけがえのない存在であるものとして尊重し、子供たち一人一人が人としての尊厳を有していることを認識しながら、社会総ぐるみで問題に取り組むことが、私たち大人の責務であると考えております。

○山内佳菜子議員 ありがとうございます。いじめに関する質問は、今年1月から月1回開催している「いじめを語る会」の参加者の声を基に作成しました。皆さん、ありがとうございました。

「トイレに行く間もないという先生たちの処遇改善をして、児童生徒と向き合う時間を確保してほしい」「大人の世界にパワハラ、セクハラ、DVなどのいじめが存在しているのに、児童生徒が大人に相談できるわけがない」という意見もあります。

いじめの認知件数のトップクラスであるだけでなく、未然防止、発生後の対応についてもトップクラスと全国に認めていただけるような本県の取組に期待しています。

次に、小中学校における不登校の増加について、教育長の見解を伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 不登校につきましては、年々増加傾向にあり、令和2年度の調査におきまして、小・中・高等学校合わせて1,700

名以上の児童生徒が不登校の状態にあります。このことは大きな課題であると重く受け止めております。

不登校の要因は様々で、コロナ禍における何らかの影響もあるのではないかと捉えておりますが、これまでの傾向から、今後さらに不登校が増加することも懸念しているところでありませ

す。現在、各学校におきましては、不登校の未然防止、解消に向け、教育相談の充実や関係機関との連携に努めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を活用し、一人一人に応じた支援を行っているところでありませ

す。県教育委員会といたしましては、不登校は、どの児童生徒にも起こり得ることとして捉え、その上で、子供たちの幸せのために何ができるのか考えてまいります。

○山内佳菜子議員 令和2年度は計1,785人と、過去最多だったと聞いています。学校に行かない、行けない理由は様々だと思ひます。

新型コロナ対策への迅速な対応で世界の注目を浴びた台湾のオードリー・タン・デジタル担当大臣も、自身の病気などを背景に不登校となり、中学校を退学。3月に県庁で行われたオンラインの意見交換会でもその話を披露され、中学校の校長に「学びを止めるな」と助言を受け、多様な学びの場を子供たちに提供する大切さを訴えられました。

6月10日、文部科学省の「不登校に関する調査研究協力者会議」がまとめた報告書には、教育機会確保法の趣旨にのっとり、「児童生徒や保護者に一番近い在籍校などは、校内の別室指導や教育支援センターによる支援を提案し、フリースクールなどの民間団体の支援の紹介、I

CTを活用した自宅での学習支援の提案など、子どもの主体性を尊重した情報提供を行うことが重要」と明記。学校以外の多様な学びの機会も紹介するよう呼びかけています。

多様な学びの機会の確保に向けた民間団体との連携について、進捗状況と今後の対応を教育長に伺ひます。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会といたしましては、昨年度から、県内における民間団体やフリースクールの視察等を行いながら、様々な教育機会の確保に向け、協議を深めているところでありませ

す。私自身も先日、宮崎市内のフリースクールに直接伺わせていただきまして、活動の様子を見せていただき、意見交換を行ってまいりました。

今後は、市町村教育委員会と協議を深めながら、各民間団体やフリースクール等の実態把握に努め、様々な立場の方々に御意見をいただくなど連携を図り、今後の支援の在り方について検討してまいります。

○山内佳菜子議員 県によると、現時点で出席扱いとなるフリースクールは、宮崎市内の1か所だけです。「どこにどんな団体がいるか分からない」という声も聞こえます。

教育機会確保法第3条は、「国、地方公共団体、民間団体や関係者の密接な連携」を求めており、第13条では、「国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場で行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、休養の必要性も踏まえ、状況に応じた学習活動が行われるよう、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置を講ずる」としています。法に基づき、現在県が進めている市町村教育委員会、民間団体との連携を深め、学校も、学校

以外も含めて、学習の機会を確保するための環境づくりを進めてください。

「1人1台配付されている端末などをもっと活用して、オンライン授業を進めてほしい」との保護者からの意見も伺います。

様々な事情により、学校に行きたくても行けない児童生徒の学びを止めないため、オンラインにより行う授業の現状と今後の対応について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 現在、文部科学省では、学びを保障するためのオンライン学習を積極的に進められるよう規則の改正を行い、制度の弾力化を図っております。

県内におきましては、病気療養等、長期にわたる欠席の児童生徒に対しまして、オンラインによる授業の配信など、自分のペースに合わせた学習の支援を実施した例がございます。

県教育委員会といたしましては、学習の評価や単位の認定など、今後のオンラインによる学習支援の在り方について、さらに研究を深めてまいります。

○山内佳菜子議員 実施した例があるとのことですが、子供が白血病のため入院し、小学校に復学できたものの、コロナ感染を避けて学校に行けない時期があった児童のお母さんにお話を伺いました。市販のドリルも購入して、お母さん御自身が勉強を教えていたそうです。必要な児童生徒に行き届けること、学習の評価や単位の認定についても、特段の配慮を求めます。

発達障がいに関心する保護者からの相談も増えており、4月から「子育てなんでもきいてみよう」という座談会も月1回開いています。6月は、息子さんが自閉症のお父さんが話をしてくださいました。

「小学校時代の先生はとても熱心だったが、

すごく無理解。息子のことをつぶさに報告するために、職場に何度も電話があり、上司からは、「またか」「君の子育てがおかしいのでは」と言われ、自分も心の病となり退職した。学校に何度もお願いして特別支援教育を始めてもらい、私も子供も学校生活が大分スムーズになった」と報告され、現在は御自身も子育て支援に尽力されています。

発達障がいのある児童生徒の保護者の声を教育委員会の施策に生かす仕組みがあるのか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 障がいのある児童生徒の保護者からの御意見につきましては、県内を7つに分けたエリアサポート体制の中で、特別に配置した経験豊富で専門性の高い教員による学校への巡回相談や、福祉等関係機関との連携会議において把握させていただき、施策を実施する際の参考としております。

特に、発達障がいのある児童生徒に関しましては、その特性から学習面や行動面、対人関係の困難さが気づかれにくいという傾向もあり、教員による気づきと児童生徒及び保護者への早期の相談支援が重要であると考えております。

このことから、県教育委員会といたしましては、より本人、保護者の声に耳を傾け、施策の充実に努めてまいります。

○山内佳菜子議員 児童生徒や保護者を取り巻く環境も多様化していますので、柔軟な対応をお願いします。

「義務教育である小中学校は支援が手厚いだろうが、高校への進学は不安」との声も根強くあります。

県立高校における特別な教育的ニーズのある生徒に対しての受検の配慮と、入学後の支援の状況について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 特別な配慮を必要とする生徒が県立高校を受検する際は、中学校からの申出を基に、高校と県教育委員会が協議した上で、本人の状況に応じて、別室での受検や学力検査問題のルビ振り、用紙の拡大などの必要とされる対応を行っております。

入学後につきましても、各高校で生活面や学習面、対人関係に困難さを抱える生徒の情報を職員間で共有し、一人一人に応じた支援に努めております。

さらに現在、7エリアに設置した15校の拠点校を中心に、困難さの改善、環境への適応を目指した「通級による指導」も行っております。

県教育委員会といたしましては、今後とも、個別の教育的ニーズに応じた支援について、より一層充実を図ってまいります。

○山内佳菜子議員 昨年度の受検の際は、視覚、聴覚障がいがある生徒も含めて47人への配慮を行ったと聞いています。また、県立学校37校のうち15校に16教室の通級指導教室があることは、人口比で見ると九州断トツの多さとのこと。これ以外にも様々な支援に取り組んでいるとのことです。

法律があるから、人生を決める受検だからではなく、個々の状態に合わせた配慮を常日頃から行っていただくよう、お願いいたします。

子供政策の最後です。

2月議会で重松議員が取り上げたテーマですが、白血病などで骨髄移植を受けた子供へのワクチン再接種についてです。

見ず知らずの方から、ツイッターのダイレクトメールが届きました。「県内でもまだ助成していない市町村がある。県費助成が始まれば26市町村の足並みがそろおうのでは」という内容でした。

何もできないままだったある日、20年ぶりに再会した同級生が、我が子を4歳で白血病で失ったことを知りました。私の息子も今4歳です。とてもショックでした。

改めて、県内で再接種を待つお母さんや医師に話を伺いました。白血病の子供さんの場合、小児慢性特定疾病になるため、所得に応じての金額と食事代は自己負担。子供を見るため病室に付きっきりになるので、親は仕事を休職・退職となり、収入は激減。髪が抜け、嘔吐を繰り返す子供を前に、心が締めつけられながらも笑顔で励まし続けたそうです。

「病気になりたくてなったわけではない。再接種の負担が多過ぎて再接種するのを諦めるような、差別するような環境ではなく、病気になった子供たちも平等に安心できる未来を、県を挙げて支援していただきたい。どうか、この声が県議の皆様、知事に届いてくれればと思います」とおっしゃっています。

九州では2020年から福岡県が、今年4月から鹿児島県も助成を始めました。鹿児島県で再接種助成を訴えたお母さんは、「同じ日本で、九州で、負担の差があるのはおかしい」と何度役所に連絡しても、毎回「検討中」との返答。地元メディアに取り上げられたこともあり、ようやく助成が認められたそうです。

「小児がんになれば、昨日までの生活も仕事もなくなる。当たり前前の生活が一番難しい。小児がんの子供も普通に過ごせることを願っているだけ」とおっしゃっています。対象になるのは、県内でも年間10人程度で、1人当たり20万円程度と、膨大な予算額が必要なものでもありません。

骨髄移植を受けた子供へのワクチン再接種に係る県の支援について、知事に伺います。

○知事(河野俊嗣君) 骨髄移植は、治療経過におきまして移植前の血液細胞を根絶するため、過去に行った予防接種の効果も消失と言われております。このため関係学会においては、ワクチンの再接種が推奨されておりました。国においても、市町村を実施主体とした定期接種化について検討が行われているところがあります。

県におきましては、これまでも、おたふく風邪や百日ぜきの追加接種などの任意接種に係る費用について、実施主体である市町村へ必要な支援を行ってまいりました。

お尋ねのワクチン再接種の助成につきましては、つらい治療を乗り越えてこられた御本人や御家族の負担も考慮しながら、国の動向や市町村の意向も踏まえて、必要な検討を行ってまいります。

○山内佳菜子議員 「必要な検討を行う」という前向きな御答弁をいただきました。ぜひお願いします。

次に、DV被害者支援についてです。

県が設置している配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数の推移について、県の認識を福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 配偶者暴力相談支援センターの機能を担っております女性相談所の過去10年間のDV相談件数は、平成29年度の601件をピークに増減を繰り返している状況であり、令和2年度は515件と、前年度に比べ57件減少しております。

一方で、警察と男女共同参画センターを加えた県全体の相談件数につきましては、増加傾向にありまして、10年前に1,000件程度だったものが、令和元年度には1,600件と過去最高を記録し、令和2年度も1,456件と高止まりしている状

況にあることから、支援を必要としている女性は増え続けているものと認識しております。

○山内佳菜子議員 内閣府の3月の発表によると、全国の配暴センターの相談件数は増加した一方、本県は減少、全都道府県別でも329件と最下位でした。なぜでしょうか。

配暴センターが都道府県内に1か所しかないのは、三重、和歌山、香川、高知と本県の5か所だけです。市町村への設置をどのように促すのでしょうか。また、県の施設への増設について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 配偶者暴力相談支援センターは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、いわゆるDV防止法に基づいて、DVの防止及び被害者の保護を行っており、本県では、女性相談所がその役割を担っておりますが、議員御指摘のとおり、ほかにセンターは設置されておられません。

現在、地域のDV相談の対応は、市町村の担当課や社会福祉協議会等が行っているところですが、市町村にセンターが設置されることで、身近な場所での継続的な相談・カウンセリング、住民票の異動や生活保護等の手続の一元化など、ワンストップの支援を行うことが可能となります。

このため県では、市町村に対して、センターの設置について働きかけを行うとともに、これを検討する市町村に対しましては、相談業務へのアドバイス等の支援を行うこととしております。

あわせて、県の施設への設置についても検討を進めることで、県全体のDV防止及び被害者支援体制の充実・強化を図ってまいりたいと考えております。

○山内佳菜子議員 県の増設についても検討を進めるとの前向きな御答弁、ありがとうございます。市町村の設置についても、財政措置を含めたアクションを求めます。

配暴センターも入っている女性相談所の相談は、電話か対面で受け付けています。電話を時間外にかけると、以下のメッセージが流れます。

「宮崎県女性相談所です。現在の時間は御相談を受け付けておりません。受付時間内におかけ直してください。緊急の場合は警察にすぐに御相談ください。通話状況を確認するために録音しておりますが、こちらからのおかけ直しはいたしませんので御了承ください」。

相談者の9割以上は男性に傷つけられた女性であるにもかかわらず、男性職員の声で吹き込まれています。「通話状況のための録音」をする必要があるのでしょうか。

もっと被害者に寄り添った内容にすべきと考えますが、県の考えを福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 女性相談所では、女性に関する様々な問題について、相談員が面接及び電話での相談に応じ、問題解決のための助言指導等を行っております。電話相談での対応は、祝日と年末年始を除き、月曜から日曜日まで毎日行っておりますが、夜間等の時間外は留守番電話メッセージにて対応し、緊急の場合は警察へすぐ相談するように案内しております。

一方、警察から女性相談所への緊急連絡は、24時間365日体制で受け付けており、警察が被害者の安全を確保する中で、緊急の一時保護が考えられるケースについては、時間外でも連携して対応しているところであります。

議員御指摘の留守番電話メッセージにつきましては、相談者にとって必要な内容を御案内するものでありますが、その伝え方につきましては、女性の声での案内とするなど、相談者に寄り添った改善を図ってまいりたいと考えております。

○山内佳菜子議員 改善いただけることを感謝するとともに、時間外の対応の充実について、今後も御検討をお願いいたします。

DV相談の対応に、メールやSNSも活用すべきと考えますが、県のお考えを福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 議員御指摘のとおり、女性相談所におけるDV相談は、現在、電話や面接により行っておりますが、全国からの相談に対応している国においては、令和2年4月から、電話やメール、チャットで相談に応じる「DV相談プラス」が開始されたことから、県では、これをホームページの相談窓口一覧で紹介し、周知を図っているところであります。

メールやSNSを活用した相談方法は、同居する家族に気づかれず、相談者のペースで相談ができ、若者や女性を相談につなげる最も身近な手段として期待されますので、女性相談所におきましても、まずは、メールの活用について検討を進めてまいりたいと思います。

○山内佳菜子議員 まずはメールの活用をスタートしていただけるとのこと、ありがとうございます。

若い女性を支援するNPO法人BONDプロジェクトによると、一番多かった相談方法はLINEで、本県の68件を含む約1万9,000件、次がメールで約1万600件、電話は約1,800件でした。若い世代が相談しやすいSNSの導入も研

究をお願いします。

県内の民間団体から、「DVに困っている子育て中の女性が、女性相談所に一時保護を求めたのに受け入れてもらえなかった」と伺いました。県に確認したところ、「適切に対応した」との回答があり、認識の違いがあるようです。結局、その女性は民間団体の支援を受けて、引っ越しや役所での各種手続を行ったようです。経費は民間団体が全額負担です。

女性相談所におけるDV被害者の受入れ実績について、また受け入れる際の基準について、福祉保健部長にお尋ねします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） DV被害者からの相談に際しては、問題解決のための助言指導や支援期間の情報提供を行うほか、緊急に保護を必要とする場合には、被害者の意思に基づき、被害者及び同伴家族の一時保護を行っております。

過去10年間に一時保護を行った被害者本人の実人数は、平成24年度の34人をピークに増減を繰り返している状況にありまして、令和2年度は16人となっております。

次に、一時保護を行う基準につきましては、身体の危険性や緊急性の観点から設けているところであり、具体的には、配偶者からの追跡のおそれ、経済状況、心身の健康状態等を総合的に勘案し、女性相談所長が必要と認める場合に一時保護を行うこととしております。

○山内佳菜子議員 DV防止法第2条に、「国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する」とあります。また、第4次DV対策宮崎県基本計画に、「被害者の保護支援を行うに当たっては、被害者の安全の確保が最優先課題」とされ

ていますが、その責務は果たされているでしょうか。

民間団体の方は、「相談者はどんな支援制度があるか、自分に何が必要かも分からないまま必死で救いを求めてくる。まずは身の安全を確保してから、できること、できないことを説明するなど、寄り添った対応を」と求めています。法律や計画の遵守をお願いします。

次に、配暴センターの証明書発行手順について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 市町村等におきましては、DV被害者の自立支援を目的として、公営住宅への優先入居等の各種支援措置を行うほか、加害者に対する住民基本台帳の閲覧制限を行っておりますが、その際に、配偶者暴力相談支援センターの機能を担っております女性相談所からのDV相談を受け付けた証明書が必要となります。

この証明書の発行に当たりましては、なりすましや悪用を防ぐため、申請、交付いずれも御本人の来所による手続に限定しており、身分証明書等による本人確認と、利用目的や現状の確認を行った上で申請を受け付けますが、センターでの過去の相談歴等を確認することから、証明書の交付は翌日以降とさせていただいております。

手続に際しましては、複数の証明書をまとめて申請できる様式とするほか、事前予約をしていただくことで、被害者の負担軽減を図るなど改善を図っておりますが、引き続き、発行期間の短縮等に努めてまいりたいと考えております。

○山内佳菜子議員 暴力を受けたパートナーに見つからないように、身の危険を感じながら被害者や、その同行者は来所しています。迅速な

対応や来所時間の短縮など、負担の軽減を求めます。

女性支援の在り方を66年ぶりに変える困難女性支援法が5月、国会で成立しました。女性相談所の役割も見直される絶好のチャンスであり、昨日、河野議員もお話しされていましたが、施行までの2年間は、準備期間として有効に活用いただきたいと思います。民間団体との連携や支援が明記されていますが、困難女性支援法の施行を視野に入れた民間団体との今後の連携の在り方について、知事の考えを伺います。

○知事（河野俊嗣君） DVのほか、性的な被害や生活困窮など、多様化・複雑化します女性問題に適切に対応するために、令和4年5月、議員立法により、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が新たに制定されたところでもあります。その基本理念として、多様な支援を包括的に提供する体制づくりや、関係機関・民間団体との協働による切れ目のない支援の実施が掲げられております。

現在県では、「DV被害者保護支援ネットワーク会議」等によりまして、民間団体と連携を図っているところであります。今回の法律制定に伴い、さらなる支援の充実が求められますことから、今後、国が定める基本方針を踏まえながら、関係機関の役割や民間団体の強みを生かした支援体制の在り方について検討し、本県の女性が安心して自立した生活を送れる社会の実現を目指してまいります。

○山内佳菜子議員 ネットワーク会議に入っている民間団体は2団体と伺っていますが、私が主宰する「DV被害者を学ぶ会」には、ほかにも幾つかの民間団体も参加して下さっています。

会議で顔を合わせる「連携」から一步進めて、行政や民間団体がそれぞれの強みを生かして一緒に動く「連携」、知事が掲げる「協働」を進めていただきたいと思います。

最後に、県民の関心も高いバス路線問題についてです。

現在協議が行われている県バス対策協議会の中で、住民や利用者の声はどのように反映されているのでしょうか。総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（松浦直康君） 地域の実情に即した輸送サービスの実現に向けて、市町村では、利用者や地域住民の声を反映するために、地元の自治会やPTAの代表者等を構成員とする「地域公共交通会議」が設置されておりまして、様々なテーマについて広く議論が行われているところであります。

また、県バス対策協議会では、複数の市町村にまたがる地域間幹線バス路線につきまして、より広域的な視点から議論しているところでありますが、地域の声を反映するため、市町村を主体とする県内8つの地域分科会を設けております。

この地域分科会では、地域間幹線バスの運行予定者や効率的な運行ルート、ダイヤの見直し、地域内のコミュニティーバスとの乗り継ぎなど、利用促進や利便性の向上の取組について、市町村における議論も踏まえ、路線ごとに協議をしているところであります。

○山内佳菜子議員 自治会長やPTA会長など、団体の代表の方が利用者の声をどのように届けてくださっているんだろうかということを確認するために、県のホームページで会議資料や議事録がないかなと思って探したんですけども、見つかりませんでした。今はアップして

いないということです。

意見を述べるために、正確な情報は欠かせません。問題意識を共有し、よりよい解決を探るためにも、まずは情報公開を求めます。

次に、宮崎交通は経費削減の上、継続して運行したいとの意向ですが、事業者選定に当たって、今後どのように対応するのでしょうか。総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（松浦直康君） 地域間幹線バス路線につきましては、宮崎交通から当初、「行政による赤字額の全額補填がなければ路線を廃止する」という申出があり、加えて、「これ以上の経営改善は難しい」との話もあったことから、将来にわたり赤字額の全額補填を続けていくことは、そのような状況では難しいと考えまして、地域分科会等で市町村とも議論を重ねた上で、他事業者への転換等も含めた方向性を出したところであります。

その後、経費削減策が提示されるなど、宮崎交通の考え方にも変化があったことから、今後、その在り方につきまして、改めて協議・検討することとしております。

また、事業者を選定する場合には、行政負担のみならず、利用者の安全性や利便性の確保など、持続可能な交通手段となるよう、市町村とともに総合的に検討してまいります。

○山内佳菜子議員 事業者選定の視点が「採算性」だけではないと伺い、少しほっとしました。

「今、全国の路線バスが大変なことになっています」というメッセージとともに、NHKは路線バスの特設サイトを開設しています。運転手不足で、赤字路線だけでなく、大都市部の黒字路線までも減便・廃止せざるを得ない事態ということです。

コロナ前のデータですが、バスの運転手の平均年収は457万円と、全業種平均より1割低く、平均労働時間は月210時間と2割高い状態です。

入社4年で半数近くは離職し、赤字になっている会社率は全体の7割、運転手不足の会社は8割で、このうち5社に1社は運転手不足のため減便や路線の廃止などを検討しているとの深刻なデータもあります。

公共交通政策に詳しく、国の交通関係の審議会委員や、各県の地域公共交通計画の策定にも携わっている、名古屋大学の加藤博和教授は、「2005年からの10年間で給料が2割減、労働時間が2割増えた業種。全国のバス事業者が給料アップや処遇改善で何とか運転手を確保しようとしている中、宮崎の状況を注視している」とのことでした。

一方、地域公共交通活性化再生法の改正により、2024年度以降は、「地域公共交通計画」を作成しなければ、乗合バスなどの補助金がもらえない仕組みとなりました。

この計画は、バスだけでなく、今議会でも複数の議員が取り上げている鉄道、タクシーも含めた公共交通について、行政、事業者、住民、学識経験者による法定協議会を設置して、どのような将来像を目指すのか、利用者や収支などの目標値を設定し、PDCAを強化、それを実現するための事業や実施主体を記載する、言わば本県が目指す公共交通の姿と、それを実現する設計図のようなものです。

地域公共交通計画の策定を今後どのように進めていくのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（松浦直康君） 地域公共交通計画は、地域にとって望ましい地域の旅客運送サービスの姿を明らかにするものでありますが、令和6年度以降は、この計画への位置づけ

が、地域間幹線バスに対する国庫補助の要件となることから、県におきましては、令和5年度末までに策定することとしております。

本年度は、市町村、交通事業者、学識経験者等で構成する法定協議会を設置するとともに、必要となるデータ収集や分析等の業務を専門業者へ委託するなど、計画策定に向けた取組を順次進めてまいります。

現在、県バス対策協議会や地域分科会等を中心に、地域間幹線バス路線に関する協議・検討を行っておりますが、その結果も反映させながら、地域の移動手段の持続的な確保につながる計画を策定してまいります。

○山内佳菜子議員 バス路線問題は、「事業者を決めれば終わり」ではありません。運転手は全国で不足し、人口減少や高齢化による利用者減などを背景に、公共交通は縮退の一途をたどっています。

本県のように1社が路線バスを維持する県は全国でも珍しい中、同じく1社が担う奈良県でも、10年前に本県と同じようなことが起きたそうです。

奈良交通の申出を受けて、県、市町村と議論を続け、路線改善を進めています。議員発議で奈良県公共交通条例をつくり、それに基づく毎年度の報告書には、輸送人員、経費、経営状況、国、県、市町村からの補助金の推移などのデータ、公共交通を支えるための県の各事業が部署ごとに整理されて、公開されています。

公共交通がなくなれば、生活の場がなくなり、まちは人も住めなくなります。県、事業者、県民でどう課題を共有し、合意形成を図るのでしょうか。この局面をどう乗り切るのでしょうか。今後のバス路線に対する知事の思いを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 地域間幹線バスをはじめとしますバス路線は、県民にとりまして、通院や通学、買物など、安心して地域で暮らすための重要な移動手段であると認識しております。私自身も、ジム通いなどで毎週、定期的にご利用しております。

一方で、自家用車の普及や人口減少等に加えて、新型コロナの影響により利用者数が大きく落ち込むとともに、燃料の急激な値上がりなど、バスを取り巻く環境は非常に厳しいものとなっております。

県におきましては、先般可決いただきました補正予算における燃料高騰対策など、国の臨時交付金も活用した運行支援を行うとともに、事前予約により運行させるデマンドバスや、バスを含めた最適な移動手段の予約・決済を一括で行うMa a Sの導入など、利用促進や活性化にも取り組んでいるところであります。

今後も引き続き、これらの施策を推進するとともに、利用者や地域住民の声も十分踏まえながら、市町村・バス事業者等とその在り方について議論を深め、将来にわたって持続可能なバス路線となるよう努めてまいります。

○山内佳菜子議員 「公共交通を守ることは、故郷を守ることだ」と言われた方がいます。人口減少や災害で鉄道が消え、バスも消え、車も運転できなくなって故郷を離れざるを得なくなった方は、この車社会、過疎地域も多い宮崎に、どれほどいらっしまったことでしょうか。

車を手放しても安心して住み続けられる宮崎へ。これからも厳しさが続くであろう公共交通の経営を、誰がどれぐらい負担し、支えていくのか。将来の宮崎、地方の姿を左右するほどの深いテーマです。

公共交通の危機から故郷の在り方を考える

チャンスだと思います。知事のリーダーシップに期待して、私からの質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○右松隆央副議長 次は、太田清海議員。

○太田清海議員〔登壇〕(拍手) 何で人間は戦争するのだろう。これは私が中学生の頃、ベトナム戦争の報道に接するたびに感じた、当時は人生最大の疑問でした。学校教育では「友達とは仲よくしなさい」と教えているのに。

そしてまた、今にして思うことですが、当時アメリカが起こしたベトナム戦争に対して、アメリカに対する国際的な経済制裁などなかったなと思うと、戦争観というものが、私たちの立ち位置によって変わるものだろうかという疑問も、ふと感じます。

また、考えてみると、私たちの日常生活の中で起こっている、いじめ、虐待、誹謗中傷、あおり運転なども戦争の一変形ではないかと思えてなりません。だから私は、私の日常生活の中の争い事はできるだけ避けようと思っています。

事実、こんなことがありました。

私たち夫婦が買物から帰ってきたときのことです。食卓に着席すると、その食卓に固定電話の子機が置いたままでありました。妻はそれを見て、「またこんなところに置いたままにして」と、まるで私が犯人であるかのように言いました。

孫が犯人ではないかと思っていた私は、むかつきたのですが、私は黙ってその子機を元のところに置き直しました。

すると今度は、運悪く私の座っている椅子の下にコーヒーの滴みたいなのがこぼれていました。目ざとく見つけた妻は、また私が犯人であるかのごとく、「またこんなところにこぼし

て」と強い口調で私に言いました。これも犯人は孫と思っていた私は、さらにむっときたのですが、まあいいやと思って怒りをぐっと抑え、黙ったままぬれぎぬを着て、その場をやり過ごしました。

すると、5分たち10分たつと、いつの間にか夫婦の会話は何事もなかったかのように穏やかに交わされていきました。

私は思いました。あのとき感情に任せて「それは俺じゃねえ」と反論していたら、夫婦の間にきっと険悪な争い事が起こっていたのではないかと。命に別状なければ、つまらぬことは反論しないほうがいいと、つくづく思いました。考えてみれば、私の妻は県議会議員である私を疑ったわけではありますが、嫌疑不十分だったのです。

それでは、質問をいたします。

国家の政策決定が、いつの間にか株式、株価というものに絡め取られているのではないかという問題です。

岸田内閣の発足当時、新しい資本主義という名の下に、例えば金融所得課税の見直しを訴えられていたようでありましたが、結果として、その見直しも先送りとなったようであります。

1億円の壁といわれるように、金融資産を多く持った高額所得者は、1億円を超えると急激に所得税の負担率が下がり、これが応分の負担という考え方からすると、社会的な不公平ではないかと言われています。

岸田首相がこれを正そうとされたことは間違いではなかったと評価しています。しかし、いかんせん、そのメッセージが伝わった途端、株価が下落し、やむなく先送りとなったのだと思います。

私が問題とするのは、このように国家の政策

決定が、いつの間にか株価とかいうものに影響されているのではという、その体質についてであります。

年金積立金管理運用独立行政法人、通称GPIFも、安倍内閣の時代にその運用がかなり大きく株式に依存しました。このように、株というものに国家財政が安易に依存するあまり、今後、じわじわと国家の政策決定の自由度をむしばんでくるのではないかと思うのです。

国の政策決定が株価の影響を受けることについて、知事の所感を伺います。

次に、ハラスメントの問題であります。

様々なハラスメントがあるようで、最近、カスタマーハラスメントという言葉を知りました。これは、お客が店員さんに理不尽な苦情を、言いがかりをつけるようにハラスメントすることでしょうか。

そういえばコンビニなどで、お客が店員さんに苦情を言い、土下座させたという報道を聞いたことがありました。理由のほどは分かりませんが、店員さんも非正規の若い子だったりすると、かわいそうだなと。その子は今後、社会というものに信頼感を持てるのだろうか、この社会の中にどのような印象を持って入り込むのだろうかと思うと、かわいそうでなりません。

過度な謝罪要求、インターネットでの誹謗中傷、容赦のない批判、あおり運転、何か世の中がぎすぎすしてきた感じがします。

このような社会に対しての知事の所感を伺います。また、このように人権が尊重されていない社会を変えていくために、知事として県民にどう訴えていくのかをお伺いしたいと思います。

以下の質問は、質問者席で行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

まず、政策決定の在り方についてであります。

株価は、企業価値や企業経営等と密接に関係し、経済情勢を反映する貴重な指標でありますことから、その動向は、経済政策を検討する上で必要な判断材料の一つであると考えております。

また、金融所得課税の見直しは、所得の再分配という効果がある一方で、株価に影響を及ぼす可能性があることから、その実施については、タイミングを見極める必要があると考えております。

岸田総理は、今回の見直しの先送りについて、見直し自体を断念したものではなく、まずは企業の成長を促し、その成長から得られる果実を分配していく、優先順位の問題である旨の説明をされております。

私も政策決定に当たりましては、単一の目的に対する効果だけではなく、様々な分野へのプラス・マイナスの影響も含めて、総合的に判断する必要があると感じたところであります。

次に、様々なハラスメントの問題についてであります。

私たちは、これまで、本県で発生した口蹄疫をはじめ、東日本大震災や熊本地震、さらには新型コロナなどへの対応を通して、人と人との結びつき、他者や地域社会との関わりの中で助け合い、いたわり合うことの大切さや尊さを実感したところであります。

議員御指摘のような様々なハラスメントは、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける、人権に関わる許されない行為と認識しております。

その背景には、社会が豊かになる一方で、人間関係が希薄になったり、他人への思いやりが欠如したりすることなどが影響しているものと考えられるところでありまして、社会的な不寛容さにつながるものとして、大変憂慮すべき状況にあると認識しております。

太田議員のように寛容の精神を持って望む必要があると、そのように感じているところであります。

最後に、人権尊重の社会づくりに向けてであります。

人権尊重の社会づくりに向けましては、人権問題に関する県民一人一人の理解と共感が大変重要であります。

例えば、新型コロナに関して、医療従事者等への不当な差別が社会問題となった際には、差別を受けた当事者の団体を含め、様々な関係機関等と連携し、「ストップ！コロナ差別 オールみやざき共同宣言」を行い、私も先頭に立って、県民の皆様へ訴えかけてまいりました。

また県では、本年3月に「宮崎県人権尊重の社会づくり条例」を施行しました。私たち一人一人の立場や考え、置かれている生活状況などは様々ですが、お互いを温かい気持ちで包み、補い合い、助け合って行動し、思いやりの広がり、連鎖をつくっていくことが大切です。

この条例の目指す社会の実現に向けましては、私自身も、記者会見やSNSなど様々な機会を通じて、人権尊重に向けたメッセージを、県民の皆様一人一人の心に届くよう発信してまいります。以上であります。〔降壇〕

○太田清海議員 よく分かりました。金融課税の問題については、経済学者によっていろんな論評が分かれておりますので、それはそれとし

て受け入れていきたいと思っております。

時間がありましたら、後でまた述べていきたいと思うんですが、ハラスメントの問題、人権尊重は、宮崎県も人権尊重の社会づくり条例というのをタイムリーにつくられたと思うので、これをいかに具現化するかというか、いろんなメッセージを發して、そうだねというような宮崎県にしなきゃいかんと思っております。

「日本のひなた宮崎県」という言葉も、考えてみればいい言葉だな、明るい日差しの中で明るいい心を持って宮崎県民が生きてほしいなというのを思いました。

では、次の質問に移らせていただきますが、中学校の部活動の地域移行について、教育長にまず3点お伺いしたいと思います。

1点目は、運動部活動の地域移行に関する検討会議提言の概要や、今後のスケジュールについて伺いたいと思っております。

○教育長（黒木淳一郎君） 国では、深刻な少子化や教員の業務負担増加等の課題を受け、公立中学校における運動部活動の地域移行に向け、有識者による検討会議が開催され、今年6月にその提言がまとめられました。

その概要としましては、指導者の確保や会費負担の在り方、保険の在り方など、具体的課題への対応が示されたところであります。また、大会の在り方等につきましても、日本中体連が主催する全国大会に、地域のスポーツ団体等も参加できるようにすることなどが盛り込まれております。

今後の計画としましては、まずは休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とし、令和5年度から3年間を改革集中期間とすることが併せて示されております。

○太田清海議員 それでは、先に質問を進めさ

させていただきます。

私は部活動というのは、教育の一環として教員が担うべきではないかと考えております。教育長の見解をお伺いしたいと思います。

○教育長（黒木淳一郎君） 部活動は、学年や学校を越えた交流を通して、生徒同士の幅広く豊かな人間関係の構築や、目標達成に向け努力する過程で壁にぶつかることがあり、そこを乗り越える経験ができる活動であります。また、教室とは異なる生徒の姿があり、教員にとって、生徒理解を深めることができる活動でもあります。

私自身も学校現場では、まさしくこのような教育的な意義や価値を実感してまいりました。しかしながら、教員の業務量の増加や心理的負担といった課題があることも認識しております。

そのようなことから、今後は、全ての市町村教育委員会に足を運び、現状や課題等の御意見を集約しながら、本県の実情に合った部活動について検討していく必要があると考えております。

○太田清海議員 このテーマでは最後になりますが、部活動指導員の配置による効果と今後の見通しについて、お伺いしたいと思います。

○教育長（黒木淳一郎君） 公立中学校におきます部活動指導員につきましては、主に教員の負担軽減等を目的に、令和元年度より配置しており、今年度は77名を配置することとしております。

その効果といたしましては、教員の時間外の業務時間の減少をはじめ、「これまで経験のない競技を担当した顧問の心理的負担が軽減された」「仕事と家庭生活の両立が図られた」などの報告がなされております。

今後は、国の動向を注視するとともに、各市町村教育委員会とも連携し、継続的に部活動指導員の配置を進めてまいります。

○太田清海議員 この部活動指導員というのは、会計年度任用職員と伺っていましたが、部活動については、特に義務教育上の部活動ですから、やっぱり教育の一環であるという視点を失わないようにしてほしいと思います。

それともう一つは、やはり原則的に先生が忙しいということであれば、先生を増やすという視点を忘れないで、今後対応していただきたいと思うんです。

これで私も最後になるかもしれませんが、部活動の関係で私が体験した教訓を少し述べてみたいと思います。

私が部活動を中学校から始めたのは、北郷宇納間という寒村です。1学年は3クラスありましたが、男は野球かソフトテニス、女性はバレーかテニスでした。それぐらいしか選択肢がなかったんです。私はテニスに入りましたが、初めてテニスボールを打ったときに、どこに飛んでいくか分からんから、相手のところにきれいに返してやろう、返してやろうと思ってやっていると、まるでテニスボールを打つことが、その子と会話をしているような、この会話という、テニスとは面白いんだねという感動がありました。それからいつときして、学校の先生が、美術の先生や国語の先生、数学の先生が日曜日になると集まってきて、本来は私たちが練習しなきゃいけないのに先生たちが練習して、そういうのを見ていると、こんなことがありました。

先生同士が試合をして、アウト・セーフをめぐってけんかするんです。あれ、先生もけんかするんだなという社会も見ました。でも先生同

士、特にあのときは国語の先生でしたけど、アウト・セーフをめぐっていちやもんをつける先生に、「先生、おおらかに行きましょう、おおらかに」と言ったら、その相手の先生は頭をかくように、何か納得されたようでした。やっぱり何か自分を見詰め直したんでしょう。

私は、あのときのおおらかにという言葉が非常に心に残っていて、この言葉はいろんな争い事の中に使っていないかなんかということをつくづく思ったわけであります。

大人は、そういう争いを避けるための言葉も十分知っているんだなということを、部活を通して感じたところでは。

高校に入って試合をすると、テニスのボールがネットにぴちっと当たって、当たったら、もうこちらの勝ちなんです、誰も取れないから。だから、中学生時代には、やったと思ったんですが、高校の部活でそれをやっていたら、ネットインしたときにやったと心で思ったら、先輩である高校3年生が、「こっちに来てみろ」と。「あのね、そういうふうにしてネットに当たって勝ったときには、帽子を脱いで相手の人におじぎしなさい、すみませんでしたと。そういうことを言いなさい」ということで、公式戦でもそのようにしてきました。これは、やっぱり高校生は大人だなと、中学生と違うんだなということを自分でも勉強しました。

それから、私は実は九州大会に、高校時代に1年生のとき補欠で出場させられたことがあります。相手高校は九州の名門校でした。名門校でありましたが、相手校の前衛が失敗すると、監督が呼んで、ラケットで頭をたたこうとします。生徒は逃げるんです。私はそれを見て、テニスというのは楽しい競技なのに、何でそんなことをするのかと思って、恐ろしさも

感じました。そんなこともあって、スポーツというのはそういうものだよと、学校の先生と一緒にになって楽しくやらないかと。

それで、時間がなくなりますが、中学校3年のときに私は宮崎県で優勝して、インターハイに出場しました。そのときの先生は、延岡高校の事務の先生でした。私は学校の先生と思っていたら、事務の先生でした。その先生が、優勝したその晩、旅館に泊まっているときに私たちを見て、「おまえたちは疲れちよるじゃろうが、明日は個人戦があるとぞ」と、当時テレビで宣伝されていたドリンク剤を買ってきて、私たちに飲ませたんです。「疲れちよるじゃろう」と言っただけで翌日は試合しましたが、個人戦では私以外は全部負けました。疲れがたまっていたんだと思いますけど。

そのように、あの事務の先生だったけれども、私たちをいたわりながら、「疲れちよるね、頑張りましたね」といった、そのいたわりの心みたいなものが私はありがたかったなと、忘れられない思いであります。

その先生が言った言葉としてもう一つ覚えているのは、「いいか、君たちは部活をするなら、先生の授業をしっかりとれよ。しっかりと聞いとれば、家で勉強せんでいいんだぞ」、そんなことを言っておりました。私もそのとおりにしたんですが、まあどうにかかりました。そんなことで、やっぱり部活というのは教育の一環である。その人の全人格を受けて育っていくんだということを、何か失わないでいてほしいなと。

もう一つ言うならば、燃え尽き症候群というのがあります。あんまり厳しくががが鍛えようと、もう俺はそんなスポーツをしたくないとあって、大人になってスポーツから離れていく

人もいるんです。

私はそういう経験がなかったから、70歳を超えましたけど、今でもテニスをしております。時々、田口県会議員も連れ込んで、一緒に練習したりしております。非常にうまいんです、彼も。そういうことで、部活というものはそういうものもあるんだよということを、ひとつ肝に銘じておいてほしいと思います。

次に、教員免許更新制の廃止についてであります。これも3点、先にお伺いしたいと思います。

教員免許更新制の廃止に伴う新たな研修制度の概要についてお伺いしたいと思います。教育長、お願いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 国の示しました新たな研修制度は、変化の激しい教育環境の中において、一人一人の教員が目標を設定した上で、主体的に学び続けることを狙いとしております。

県教育委員会といたしましては、本制度の狙いを踏まえた上で、県の新たな研修計画を策定し、その研修の履歴を記録に残す仕組みを構築してまいります。

また、校長はその研修記録等を活用しながら、教員との対話を通して、今後の研修の方向性を示し、一人一人の教員にとって最適な学びとなるよう指導助言等を行います。

本制度の詳細につきましては、今後、文部科学省よりガイドラインが示されますので、その内容を踏まえて計画的に進めてまいります。

○太田清海議員 もう一つ、県教育委員会として、新たな研修制度を今後どのように構築していくのかということをお伺いしたいと思います。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会とい

たしましては、今後、文部科学省より示されます指針やガイドライン等を参考にしながら、本県ならではの研修制度の構築に取り組んでまいります。

具体的には、有識者を交えた教員の育成や研修に関する会議を実施するとともに、庁内のワーキンググループにおきまして、協議を重ねてまいります。

それらを通して、研修制度の基盤となる教員の育成指標を定めた上で、今年度末をめどに新たな研修計画を策定してまいります。

なお、構築に当たりましては、働き方改革を念頭に置いて、教員の過度な負担にならないよう配慮するとともに、学校現場や社会のニーズも踏まえながら、作業を進めてまいります。

○太田清海議員 私は、この教員免許更新制については、政治に翻弄されてきたかなという感じがして。新しい研修制度となっていくようですけれども、私は、やっぱり校長先生、教頭先生、そういった人が、若い先生の人格も含め、教育の技術も含め教えていく、そういう任務が校長、教頭先生にはあると思うんです。いろんな研修に頼らなくても、現場で教えていく。人格の陶冶という言葉がありますけれども、陶器を練るように、そして金属を溶かし込んで器を作っていくような、そういうことを教頭、校長先生が本来やるべきではないかなという思いがあります。ひとつよろしくお伺いしたいと思います。

次に、地域公共交通について総合政策部長にお伺いいたします。

これは質問としては1つなんですけれども、JR九州のサービスが低下していると感じますが、県としてどのように対応しているのかということをお伺いしたいと思います。

私も列車に乗って20年間通勤してきました。その20年の間に、今までワンマン列車ではなかったのにワンマン列車が導入されました。それから、私は南延岡駅乗車ですけど、駅員が3名はおったように思うんですが、とうとう1名になってしまいました。それから営業時間も、朝の7時半から午後3時までということになって、それ以降は誰もいないんです。私、これはいろいろ犯罪も起こるんじゃないか、無銭乗車をするとかを誘発してしまうのではないかというのを感じますし、私たちが駆け込んで駅に上がっていったときに、最初に見るのは電光掲示板なんです、あれが一番大きくてしっかり見えるから。これがなくなりました、電光掲示板が。

それで、宮崎空港にも行ってみましたが、電光掲示板はあるんですが、電気が流されていませんでした。何ら役目は果たされていないんです。あるということは、将来使うかもしれんからいいけれども、南延岡駅は取っ払ってしまったんです、全部。こんな状況で果たしていいのかなと。

様々な問題が起こっております。ということで、総合政策部長にお伺いしたいと思います。

○総合政策部長（松浦直康君） JR九州は、本年3月に窓口業務や改札対応の時間短縮など、駅体制の見直しを実施いたしました。その際、県におきましては、事前に懸念される事項をJR九州へ要望し、駅員の臨時配置による定期券販売など、利用者への影響を最小限とする対応を取っていただいたところでもあります。

また、例年、宮崎県鉄道整備促進期成同盟会では、市町村や商工団体、高校等からの要望を取りまとめ、JR九州に提出しております。これまでに、駅の修繕あるいは放置自転車の撤

去など、可能なものから順次対応いただいているところであります。

御指摘のとおり、JR九州によるサービスが低下していくようなことがあると、さらなる利用者離れにつながる懸念されます。このため、今後も引き続き、沿線自治体や地域住民の声を届けて、駅施設等の利便性・快適性の向上のために必要な改善を求めてまいります。

○太田清海議員 難しい問題ではありますが、朝7時半からしか駅員さんは来ない。私は6時台か7時の初めの列車に乗るものですから、誰もいません、駅には。そのときにお客さんが、身障割引を取りたいんだけど、相手がいないから取れなかったんです、これは前回も言いましたけど。だから、列車に乗せて宮崎駅で降りして、そこで取らせました。

もう一つの経験は、おじいちゃんでしたけど、鹿児島島の病院に行かないかんということと言っていましたけど、駅員さんがおらん。そうしたら、お金を入れて買う、あの券売機の扱いが分からないということで、私がやってあげました。その方が、「駅員が来たら、文句言わないかん」とか言うわけです。ただ、駅員さんも、JR九州サポートサービスという委託先が請けているから、その人たちに文句を言わせるのはいかんから、その人も早く列車に乗せて宮崎まで連れていきました。そんな不満が出ているものですから、やっぱり、特に空港はお客さんが来る玄関ですから、迎え入れるときには気持ちよく迎えらるようなJRであってほしいなと思います。ということで、よろしく願いいたします。

次に、県有施設における電気の調達について、これは総務部長に3点お伺いいたします。

県有施設で使用する電気の調達方法について

お伺いしたいと思います。

○総務部長（渡辺善敬君） 県における電気の調達につきましては、国の進める電力の小売自由化を背景としまして、平成16年度から、契約電力50キロワット以上の県有施設を基本に、一般競争入札による電気需給契約を行っており、現在、県立学校や警察署等を含め123施設で、この方式を導入しております。

このうち、知事部局で契約電力が最大となる県庁本館及び1号館の入札に、現在の契約では6者の小売電気事業者が応札し、九州電力株式会社が落札しております。

それ以外の県有施設につきましては、各施設管理者が契約電力の規模に応じて、一般競争入札または随意契約により契約を締結しております。

○太田清海議員 仮に契約先の事業者が事業撤退した場合、まず新電力の場合ということだろうと思いますけど、その後の電気供給はどうなるのか、お伺いしたいと思います。

○総務部長（渡辺善敬君） 仮に、契約中の事業者から事業撤退の申出があり、電気供給の停止が見込まれる場合は、新たな事業者へ契約を切り替える必要があります。

この場合、次の契約先を確保するまでは、電気事業法に基づきまして、一般送配電事業者である九州電力送配電株式会社と標準料金の2割増しの金額で締結する、最終保障供給契約によりまして、向こう1年以内の電気供給が保障される仕組みとなっております。

なお、最近のエネルギー価格の高騰等に伴いまして、国においては、最終保障供給制度の在り方や電力需給対策について議論されていることから、県としましては、国の電力政策の動向を注意深く見守りたいと考えております。

○太田清海議員 それでは最後になりますが、県有施設で事業撤退の動きはあるのか、仮に撤退した場合、県は提訴することになるのか、お伺いしたいと思います。

○総務部長（渡辺善敬君） 県と電気需給契約を交わしている事業者のうち、今のエネルギー価格の高騰に伴うコスト増の状況は伺っておりますが、現時点で直ちに事業撤退が差し迫っているなどの相談を受けているケースはありません。

仮に事業者が事業を撤退し、電力を供給する見込みがないと認められる場合には、まずは提訴とは別に、電気需給契約に基づき違約金の請求を行うこととなります。

また、御質問のありました損害賠償請求の提訴につきましては、事業撤退に伴う法的手続の状況や資産状況、訴訟費用と損害賠償額等を考慮し、弁護士とも相談しながら、総合的に判断することになると考えております。

○太田清海議員 円安とかウクライナの問題とかで物価、原油等も上がったりにして、真面目に事業者もやっておるんだろうと思いますけど、そういったいろんなことが想定されると思いますので、今後、早めに情報をつかむことと、穏やかな方向で対応していかれたらいいかなと思います。

次に、福祉保健部長にお伺いたします。

福祉系高校応援事業についてであります。これは2か月ほど前、とある高校から、「県がつくった福祉系高校応援事業は大変よいものだったが、これが今年度、令和4年度で終わると聞いた。今後はどうなるのか」という不安を聞きましたので、質問いたします。

1点目は、県の事業ですが、「未来へはばたけ！福祉系高校生応援事業」についてお伺いし

たいと思います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 御質問の事業は、介護職を志す福祉系高校の生徒が介護を学びやすい環境を整備するため、生徒が負担する介護実習に係る費用等について、1人当たり3万円を上限に助成するものであります。

県では令和2年度からこの事業に取り組んでおり、県内に6校ある福祉系高校の生徒に対し、令和2年度は393人に約490万円、令和3年度は373人に約650万円の助成を行っているところであります。

○太田清海議員 それでは、国が創設した福祉系高校修学資金貸付事業についてお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 福祉系高校修学資金貸付事業は、介護福祉士を目指して福祉系高校で学ぶ生徒に対し、国と県の負担により、修学準備金や介護実習費、国家試験対策費用等を貸し付けるものであります。

高校を卒業し、資格取得後、県内で介護等の業務に3年間従事することで返還が免除されるため、介護人材の県内定着を促進する観点から、有効な制度と考えております。

この貸付金は、対象となる費用の範囲が広く、先ほど答弁しました、県の助成で受けられる金額以上の借入れが可能であるため、助成金の支給は今年度までとし、令和5年度以降、福祉系高校の生徒の修学に係る支援は、貸付制度に一本化することとしております。

県としましては、対象となる学校の生徒、保護者に貸付制度を周知し、その活用を図り、介護分野への新規就労促進に取り組んでまいります。

○太田清海議員 これをお伺いしたときに、県が先進的に制度をつくったと、その後追いで国

が、それより充実するものをつくってくれたんだなと思うと、宮崎県として先に取り組んだその成果が、国にいい意味で影響したんだと思って、そこは評価をしたいと思います。

そういう意味では、本当にこれが地方自治だということを訴えているような気がして、それぞれのセクションで国の政策をいい意味で変えていくような、そういう取組を今後ともお願いしたいと思います。

2か月前に、現場にこれが伝わっていなかったというのもあったものですから、今後は周知徹底をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、同じく福祉保健部長に、介護報酬の算定について2点お伺いしたいと思います。

これは、ある福祉施設の経営者からお伺いしました。「300万円ほど借金をして施設をつくったけれども、後で国が介護報酬を減算したので、はしごを外された思いがした」と。「介護労働者も手厚く採用したいと思っているのに、減算されては困る」という相談を受けました。

それで1点目は、事業者が受け取る介護報酬が減算されるケースはどのようなものがあるのか、お伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 介護報酬は、介護事業者が利用者に介護サービスを提供した場合に、利用者の要介護度やサービスの提供時間などを基に支払われるものであり、一定の要件により加算または減算されることとなっております。

減算がなされるケースといたしましては、事業所等におきまして、看護職員や介護職員などの職員数が配置基準を満たさなくなった場合や、訪問介護事業所において、同一の建物に居住する利用者へサービスを提供することで、地域に点在する利用者への訪問と比べて、移動時

間が軽減される場合などがあります。

○太田清海議員 それでは、2つ目でございますが、介護報酬において介護事業者の努力が適切に評価されるべきと思いますが、どのように反映されているのかお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 介護報酬は、介護保険法の規定により、国が定めることとされ、介護を取り巻く様々な課題に対応するため、原則として3年ごとに見直しが行われているところであります。

具体的には、基準を上回る夜間の職員配置や専門職によるケアなど、より手厚い介護サービスを提供した場合や、移動に時間を要する中山間地域で訪問介護サービスを提供した場合に一定の報酬が加算されるなど、サービス内容が介護報酬に反映されるよう改定が行われてきたところであります。

県といたしましては、介護事業者が介護報酬の仕組みを十分理解し、利用者によりよい介護サービスを提供してもらえよう、引き続き、説明会や個別相談等を通じて周知を図ってまいりたいと考えております。

○太田清海議員 これについては経営者の側から言うと、本当に真面目に取り組んだんだけれどもと。減算というのを今お聞きしましたら、職員数が満たないとかいうときには、それはあるでしょう。ただ、建物を造った後に、介護保険事業所と利用者が居住する建物が別々になんといけないと言われたというようなイメージで聞いております。最初に造ったときに同じ棟で建てたんだと、それを後になってはしごを外されるのはつらいよねというのが、経営者の話のようです。

これも以前、コムスン事件とって介護報酬の不正請求をした事件、ああいったあたりか

ら、国がもう少し厳しくせないかなということになったんだろうと思いますけれども、今後、本当に一生懸命やってる介護事業所に対するいろんな加算とか、はしごを外すようなことは将来ないように、ひとつ国のほうに訴えてほしいと思います。

次に、生活保護の現状について2点お伺いたします。

コロナ前後における本県の生活保護の、保護率の推移についてお伺いたします。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 人口1,000人当たりの被保護人員を表す保護率につきましては、コロナ禍の影響を受ける前の平成29年度が16.64、平成30年度が16.55、令和元年度が16.65と、16.6程度で推移しておりましたところ、新型コロナ発生後の令和2年度は16.52、令和3年度は16.26と、やや低下してきております。

○太田清海議員 保護率については、全国的には上がっているんですけども、宮崎県においてはほぼ同率になっています。むしろちょっと下がっているところもありますけど。これをどう見るかということですが、これは2点目です。保護のこのような状況についてどのように分析しているのか、お伺いしたいと思います。

○福祉保健部長(重黒木 清君) コロナ禍の中、国におきましては、生活困窮者に対し、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、住民税非課税世帯を償還免除とした生活福祉資金特例貸付、生活困窮者自立支援金や家賃相当額を給付する住居確保給付金などの手厚い支援策が講じられてきたところであります。

これらにつきまして、県においては、支援制度の情報が必要な方々に行き届くよう、コール

センターや特設サイト「ミナテラスみやぎ」の開設などによる幅広い広報活動を行うとともに、相談窓口の支援員を増員し、きめ細かな伴走型支援に取り組んできたところでもあります。

このような取組によりまして、生活に困窮する方々が生活保護に至らず、日常生活の維持につなげられたものと考えております。

○太田清海議員 今言われたように、伴走支援とか手厚い対応をしてもらったということも、確かにあったんだろうと思います。それから、特例貸付制度も有効に活用されているのかなと思います。特にボーダーライン層にある人たちが宮崎県では生活保護を受けなくていいような形に今はなっているのかな、というような感じを受けます。分かりました。

次に、障がい者の介護について、同じく福祉保健部長に聞きたいと思います。まず、これもあるお母さんから、自分はもう70歳を過ぎている、子供は40ぐらいですが、自分が死んだ後、この子はどうするんだろうかという思いから、相談がありました。

NHKの報道でも、子供より一日だけ長生きしたいというドキュメントの放映があったようです。そういう思いからであります、質問を2つほどいたします。

知的障がい者の親には、親亡き後の生活を心配する方がいるが、県は知的障がい者の実態を調査したことがあるのか、お伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県では、障がい者施策の基本計画として5年ごとに策定しております「宮崎県障がい者計画」の基礎資料とするため、知的障がいを含む障がい者の方々へのアンケート調査を実施しているところであります。

具体的には、現在の暮らし方について、家族と同居しているのか、または一人暮らしなのか、あるいはグループホームや施設に入居しているのか等を調査するとともに、将来的にはどのような暮らし方を希望しているのかについても調査をしております。

来年度は、次期計画の策定年度に当たりますことから、同様のアンケート調査を予定しておりますので、知的障がい者などの実態をしっかり把握できるよう、調査内容につきまして検討してまいります。

○太田清海議員 私もアンケートを見せていただきましたが、今、知的障がい者の置かれた状況というのは、ある程度分かりました。確かにそういうアンケートを取られておるなということで、まあいいでしょう。

では、次の質問をいたします。

「施設から地域生活への移行」という国の方針がありますけれども、施設入所という選択肢も必要ではないかということでお尋ねしたい。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 国は、障がいのある方が地域で暮らしていけるよう、障害福祉サービスの提供に関する基本的な方針として、「施設から地域生活への移行」の推進を掲げております。

このため県では、地域における居住の場であるグループホームの整備や、関係機関が連携して相談に応じるなどの地域生活を支援する機能の強化に、市町村と連携しながら取り組んでいるところであります。

一方で、障がい者が重度であるなどの理由により、施設への入所が必要な方もいることから、施設におけるサービスの質の向上などに取り組んでいるところであります。

いずれにしましても、親亡き後の生活は、本

人や御家族にとって大変切実な問題でありますので、障がいの有無にかかわらず、共に生きる社会の実現に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

○太田清海議員 分かりました。アンケートを取っておられますが、2005年に成立した障害者自立支援法、そういった考え方から、施設から地域へというのがあります。私たちもそういうイメージで聞いておりました、地域で障がい者の人たちが生活できるようになるのはいいんだなと思って。

ところが、テレビ放送でもありましたが、障がい者のいわゆる親亡き後の問題を考えるときに、27都道府県が調査したところによると待機者が1万8,000人ぐらいいらっしゃると。それで、施設に入らせてくれませんか、もう私もきつくなつたのでと言っても、50人ぐらい待機しておりますのでということで、なかなか入れないんです。ということで、宮崎県もこの待機者の状況、そういったのはアンケートに代わる、またもう一つの調査としてやっていただくというがなと。

施設でないどうしても生活できない人たちが今から出てくるんじゃないかと思って、私自身もその辺も今後の課題にしておきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、ウッドショックの状況についてですが、これは、先ほど林活議連会長である濱砂守議員が十分に質問されました、この辺のテーマは。非常に味わいのある質問でありました。私はこれは省略したいと思います。

最後のテーマになりますが、海岸・河川問題についてであります。

1つ目は、長浜・方財海岸における現在の取組についてお伺いしたいと思います。これは県

土整備部長、お願いいたします。

○県土整備部長(西田員敏君) 長浜・方財海岸につきましては、これまで継続して延岡新港のしゅんせつ土砂を用いた養浜や、海岸の状況を把握するための測量などを行っており、令和2年度からは、海岸一帯の砂の移動に関する解析を行っているところであります。

また、地元の皆様や専門家の御意見を伺いながら、五ヶ瀬川河口の導流堤におきまして、昨年1月に袋詰め玉石によるかさ上げ工事を長さ約30メートル、今年の3月にも上下流に延伸し、合わせて約55メートル実施しております。

現時点では、袋詰め玉石周辺に砂が堆積している状況が確認できており、一定の効果があるのではないかと考えているところであります。

しかしながら、設置してからの期間が短いことや、台風などによる高波を受けていない状況でありますので、現在、対岸に設置した定点観測カメラ等により、砂の動きや波浪の状況などをモニタリングしている状況であります。

○太田清海議員 それでは、同じく長浜・方財海岸の保全に向けた今後の取組についてお伺いしたいと思います。

○県土整備部長(西田員敏君) 長浜・方財海岸外につきましては、今年度は、先ほど答弁しました袋詰め玉石をさらに延伸し、継続して効果検証を行うとともに、五ヶ瀬川の河川管理者である国や県、地元延岡市などで構成する行政連絡会議を立ち上げ、関係機関が連携して、長浜・方財海岸の保全に向けた取組を検討することとしております。

また、海岸から延岡新港へ流れ込む砂を抑制するため、港のすぐ北側で、防砂堤整備工事に今年度から着手する予定であり、整備に伴う海岸への影響についても、モニタリングしていく

こととしております。

今後とも、関係者と連携しながら、砂浜の保全について取組を進めてまいります。

○太田清海議員 長浜・方財海岸についての取組は分かりました。

私としては、やっぱり砂の採取はやめてほしいなというのがあります。これは今までのいろんな歴史的な経過があるから、いろんな事業者があるから、なかなかだとは思いますが、採取をやめる方向の検討をひとつお願いしたいと思っておりますし、袋詰め玉石の効果についても、私も長浜・方財に行ってきました。確かにきれいに置いてあって、以前よりは砂が流れている穴が少なくなったなと思っておりますが、砂が堆積しているところが、ちょっと掘られているところもあるので、また見ていただいて、そこにも置けば、さらに砂がたまるかなという感じがいたします。

それから、玉石を延伸するという話も今伺いましたけれども、私もこれを見ながら、せっかく砂がたまっているのであれば延伸したほうがいい、海の側に2メートルでも5メートルでも伸ばしていく方向で検討されたらどうかと思っておりましたが、今答弁の中で出ておりますので、期待したいと思います。

素人ながら、テトラポットの両面に玉石を置くことはできないのかなと、今は片一方だけですから、それは私もまだ分かりません、どういう結果になるかは。そういうのも感じました。

それから、長浜海岸のほうについては、今言われたように防砂堤を築くということですが、今までは水中防波堤だったから、それを砂が超えたら、もう戻ってこない。それを防砂堤という完全な、空中に出た防砂堤を造るというようなことでしょうかから、これは私は大きく

期待したいと思っております。いい効果が出るというがなと思っております。分かりました。

それで、県土整備部長には最後の質問になりますが、今度は、北川家田地区の霞堤開口部から流入するごみの対策について、これまでの取組と今後の予定を伺いたいと思っております。

○県土整備部長（西田員敏君） 北川家田地区におきましては、これまでに、川の流れを変える掘削工事や、開口部付近の樹林帯復元のための竹の移植や柳の植栽を行ってきたところであります。

今年度は、4月に開催した地元説明会での意見も踏まえ、ごみの流入を防ぐための水に浮くフェンスや、出水時の状況を確認するための監視カメラを設置いたします。

また、川の流れを一定方向に保つため、新たに設置する水制工の効果的な配置等について検討することとしております。

今後は、これまでに実施した対策の効果について、出水時の状況を十分に検証するとともに、引き続き、地域住民の方々や専門家の意見を伺いながら、ごみ流入防止対策を講じてまいります。

○太田清海議員 新たな取組として、水に浮くフェンス、これも面白い取組だなと思っております。分かりました。

私としては、堤防があります、あれを少し向きを変えろということではできないものだろうか、山に直角に当たると、そこであおって、ごみが田んぼの中に入っていくということもありますので、少し曲げろということができないかなという願望は持っております。よろしく願いしたいと思います。

それから、あと1分ではありますが、1番目の問題に移りまして、知事から答弁がありまし

た、金融資産の課税についてであります。

私は、企業のもうけというのは、株主が取るのか、賃金として労働者に払うのか、内部留保としてためるのか、この3つだろうと思うんです。この3つのせめぎ合いみたいなもので、内部留保などというのも484兆円、現在9年連続でたまっておるということですから、もったいないなど。これを吐き出すことによって活性化ができないものかなと思いますし、株主重視ということも、これもどうだろうかなと。株主より働く労働者のほうが絶対数は多いと思うんです。だからこの辺も、ある程度のモラルというか、あれが必要かなと、どういうふうになるのかなと。

そして、日銀も出口戦略に今苦労されておるようですが、こういった問題をぜひとも何かうまく解決されていくようになるといいなと思います、質問の全てを終わります。ありがとうございました。（拍手）

○右松隆央副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時44分休憩

午後1時0分再開

○中野一則議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、安田厚生議員。

○安田厚生議員〔登壇〕（拍手） こんにちは、自由民主党、安田厚生です。最後の質問になりますので、もうしばらく我慢をしてください。

それでは、通告に従いまして質問いたします。

私は小売業を経営しております。また、お米

の生産者でもあります。今は自宅で食べるほどのお米を作っております。私の父は83歳で、30年ほど前はもみすり業者でありました。

皆さん、もみすり業者を知っていますか。今のもみすり機は小さくて、この壇上ぐらいの大きさであります。乾燥機から直接もみすりの機械に入って玄米が出てくる仕組みであります。

30年ほど前は、もみすり機はこの後ろの議長の机ほどある大きなものでありました。そのもみすり機を台車に乗せ耕運機で引っ張り、各農家の家を回り、もみすりを行っておりました。1日に3軒から4軒ほど農家を回ります。もみすりが終わりますと、毎年その農家は、今年は何俵取れたとすごく喜んで、その一年の収穫の喜びを表現しておりました。

また、各農家は、一年の収穫が終わりますと、ごちそうがずらっと並んでいたことを思い出します。私も、よく米作りの手伝いをしていましたので、幾つもの工程を経て作られたお米作りの大変さは分かっています。

米の食味ランキングで、美郷町を含む地域で最高評価「特A」を3年連続で獲得いたしました。3年連続というプレッシャーの中で獲得した生産者の努力に、敬意と感謝を申し上げます。

美郷町の議員さんによりますと、農家の人は米の収穫量や品質を高めるため、水田の水が常に稲の生育に適した深さや水温になるように管理することを心がけているといいます。

農業を取り巻く環境が厳しさを増す中、本県では、特A取得によるうまい米作りを推進しています。霧島地区、西北山間地区の「ヒノヒカリ」が、共に最上級「特A」を獲得いたしました。販売促進、販売戦略が必要であると思います。

そこで、食味ランキング「特A」米のPRについてどのように考えているのか、知事にお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とし、あとは質問席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

令和3年産米の食味ランキングにおきまして、本県の霧島及び西北山間地区が、共に3年連続で最高ランクの特Aを取得したことは、すばらしい功績でありまして、生産者の皆様の日々のたゆまぬ御尽力に深く敬意を表します。

九州全体で見ましても、3年連続で特Aというのは佐賀に1か所ございましたが、それを除くと本県のこの2地域ということで、それを考えても、すばらしい成績であると考えております。

県では、特Aを取得した地区で生産される米で一定の基準を満たしたものを、「宮崎特選米」としてブランド認証し、様々なPR活動に取り組んでいるところであります。

今、ウクライナ情勢を背景として、国産国消が叫ばれ、米の生産そして消費というものにも大きく比重を移していくべき、そういう状況にあって、本県でこのような米が取れますことを大変心強く思っているところであります。

今回の3年連続の特A取得は、本県の米の認知度向上、そしてさらなる消費拡大への効果が期待されます。

今年度は、全国から参加者が集まる青島太平洋マラソンのランナーへの賞品や、県内でスポーツキャンプを行う団体への贈呈品として活用するとともに、今後、増加が期待されます観光客などにも積極的にPRしてまいりたいと考えております。以上であります。 [降壇]

○安田厚生議員 議長から今年4月に、えびの産を含む地域の特A米をごちそうになりました。大変おいしくいただきました。

県では、特Aの継続取得及び産地拡大に向けた生産技術の普及や、特A取得対策会議を核とする指導体制の強化をしていますが、特Aを取得した後の県からの支援は少ないように感じます。取得後のPRが大事なことではないでしょうか。

今年、全国和牛能力共進会が開催されます。宮崎牛は、内閣総理大臣賞を3回連続で受賞しています。それと同様に、特Aの取得は価値があるものだと私は思っております。

今回、霧島地区と西北山間地区で特Aを取得しましたが、PRや販売促進など、それぞれの地区の特性に合わせた販売戦略が必要と思われまます。地元からも、宮崎牛と同様に、お米でも特A米販売促進協議会などを設置し、全国にPRしてほしいとの要望がありました。

また、宮崎県では大相撲の優勝力士に表彰式で宮崎牛を贈呈していますが、それと一緒に特A米の贈呈をしてはどうかという、美郷町を含む地域から提案・要望があります。今後検討していただきたいと思っております。

県産米の競争を勝ち抜いてきた特A米に付加価値をつけ販売されることが、生産意欲につながると思っております。特A米の消費拡大に向けての取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(久保昌広君) 県では、特A米の消費拡大に向け、「宮崎特選米」というブランドを確立し、商品力の強化に取り組んでおります。

これまで、平成28年に霧島地区、令和2年に西北山間地区の2地区が認証を受け、それぞれ

に県内外への販路拡大やPR活動等に取り組まれているところです。

また、県では、関係機関等と宮崎県米消費拡大推進協議会を組織し、宮崎米の認知度向上とともに消費拡大に取り組んでいるところです。今年度は、3年連続の特A取得を弾みに、「宮崎特選米」の食味をPRポイントとして活用し、消費拡大に向けた活動を行うこととしております。

○安田厚生議員 これまで指導体制の構築を図って、皆さんが特Aを取得する努力はしていたんですけれども、取得した後のPR活動が必要ではないかなと思っております。

今年3月に山形県に行かせていただきました。山形県では、ブランド米「つやひめ」をキロ800円ぐらいで売っているんです。宮崎産米は高くてもキロで400円ぐらいでありますので、お米の価格が上がらないと生産意欲も上がらないと思います。今後、県を挙げてPRに努めていただきたいと思っております。

コロナ禍での営業自粛や時短営業などにより、外食向けのお米の需要減が続いたことなどから、消費が落ち込む状態が続いています。

本県では主食用米の作付面積は、この10年間で5,400ヘクタール減少しており、水稻農家の継続が危惧されています。

農機具や燃料費、肥料などの経費は上昇を続け、お米の価格は下がる一方です。このまま下がり続ければ、水稻農家はさらに厳しい状況となると思われます。

そこで、水稻生産を続けていくための県独自の支援について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） コロナ禍等の影響により米価が低迷する一方で、肥料や資材

等の価格が上昇し、稲作農家はこれまで以上に大変厳しい経営環境に置かれています。

今後とも水稻生産を続けていくためには、収益性の向上を図ることが何より重要だと考えております。

このため県では、土地利用型農業産地再編・強化対策事業により、経営規模拡大や収益力向上に向けた取組の支援を行うとともに、稲作経営基盤強化対策事業により、必要な機械、機器の導入支援を行うことで、持続可能なもうかる稲作経営の実現を支援してまいります。

○安田厚生議員 正直言って、お米の価格が上がらないと大変厳しい状況であります。生産者の中には、買って食べたほうが安いと言う方もいらっしゃると思います。農地を守ることも大変であることを認識してほしいと思います。

少子高齢化で農業従事者が減る中、利用されていない農地などを集約して意欲のある農家に貸し出す農地中間管理機構を設置し、担い手への農地の集積・集約に努めていると伺っております。

東臼杵及び西臼杵において、担い手への農地集積が進んでいない要因と今後の対策について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 東臼杵や西臼杵では、不整形で小さな農地が傾斜地に分散しているため、作業効率が悪く、地域のリーダーとなり得る若手農業者不足も相まって、農地集積が進んでいない状況にあります。

このような中、門川町の庵川東・牧山地区や高千穂町の下野西地区では、地域のリーダーが中心となって、徹底した話合いの下、集落営農組織の法人化を進めるとともに、農地バンクを活用して、農地集積を図るなどのモデル的な取組を展開されております。

県としましては、関係機関・団体と連携して、このような優良事例を広く県内に周知するとともに、地域の将来ビジョン等を描く「人・農地プラン」が法定化されたことも踏まえ、話し合い活動を一層推進し、担い手の確保と農地集積に取り組んでまいります。

○安田厚生議員 人手不足に加えて小さな農地が点在する中山間地域では難しいようであります。産地効率化やスマート農業の展開を通じた農業の成長産業化に向けて、農地の集約化等を進めていただきたいと思います。人の確保と育成を図る措置も講じる必要があると思いますので、その対策もお願いしたいと思います。

私も水稲生産をしています。田んぼの田起こしから代かき、肥料を与え、週末には草刈り等をしています。

先日、驚いたことがありました。代かきを終え、田んぼの隅を見てもみまると、肥料が集まっていたことでもあります。近所の先輩が、「それはプラスチックだよ」と教えてくれました。プラスチックが田んぼにあるということに驚きました。

近年、プラスチックごみによる海洋汚染が国際的な問題とされています。農業生産においても、農業用ハウスやトンネルの資材だけでなく、被覆肥料など生産資材としてプラスチックが使用されているようです。この肥料にプラスチックが使われるようになったのは、1970年代からです。それから52年使用され、今では日本の水田のおよそ6割で利用されています。肥料にプラスチックが使われていることは、米農家の間でも知られていません。

そこで、被覆肥料がプラスチック等でコーティングされていることについて、県や生産者がどのくらい認識しているのか、農政水産部長

にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 被覆肥料は、肥料の散布回数を減らし、過剰養分の流出を防ぐことができ、省力化や環境負荷低減が図れるメリットがございます。

一方、コーティングの材料のプラスチックは、土中の微生物により長期間かけて分解されますが、水路から河川、海洋へと流出すると分解されにくく、汚染の原因になりかねないデメリットがございます。

また、生産者のほうからは、農業改良普及センターなどに、水田に浮いているプラスチック殻に関する問合せもあることから、材質について十分に御承知されていない方も、少なからずいらっしゃるのではないかと考えられます。

○安田厚生議員 このプラスチック殻は、長時間紫外線に当たると分解されるとされています。分解されないまま河川に流出することがあるようです。プラスチック殻は小さ過ぎて拾えないため、流れ出した時点でマイクロプラスチックになってしまうことが問題となっています。

被覆肥料のプラスチック殻の流出防止対策について、農政水産部長にお伺いいたします

○農政水産部長（久保昌広君） 被覆肥料は、近年、全国的に水田での使用量が増大したことから、水田から流出し、環境問題として注目されるようになってきました。

県では、農業改良普及センターが実施する生産者向けの研修会など、様々な機会を通じて、被覆肥料にプラスチック等が使われていることを周知するとともに、水田への入水量の調節や排水口にネットを設置することで、流出を防止するなどの対策を徹底していくこととしております。

なお、肥料メーカーでは、環境に優しい素材への見直しを進めていると聞いております。

引き続き、関係団体と連携して、プラスチック殻の流出防止対策の指導を行ってまいります。

○安田厚生議員 私の田んぼでも、ネットを張って流出を防止したんですけれども、なかなか流出が止まらないといえますか、水が止まってしまうんです。1年前の殻がたまったりして、なかなか水がはけないということもありますので、何かいい対策を考えていただきたいと思えます。

また、2030年までに各メーカーとも環境に優しい素材への見直しを進めるということでもありますけれども、裏を返せば、それまでに対策を取らないということになりますので、日本の農業を持続可能なものにするためにも、早急に対策を考えていかなければならない課題だと感じました。対策をお願いしたいと思います。

次に、海の環境についてお伺いします。

藻場は「海の森」と呼ばれ、藻場による水質の浄化や、多くの生き物に産卵・生育の場としての役割を果たす重要な生育環境となっています。

しかし、全国では、ウニの食害などが原因で藻場が減少する磯焼けが進行して、大きな問題となっています。

藻場は本県の水産業にとっても重要な役割を担っており、藻場が減少することで、その機能が損なわれます。漁業者に大きな影響を及ぼすことが考えられますが、本県における藻場の再生に係る取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 藻場は、稚魚の成育場など沿岸資源の保全に重要な役割を

担っておりますが、本県では、ウニなどによる食害被害により藻場が大きく減少したまま十分に再生できない海域が多く見られます。

このため、漁業者を中心にウニの駆除活動を行っており、県では、このような活動への技術的指導と財政支援を行うとともに、ウニが入り込みにくく海藻を定着させやすいコンクリートブロックを設置するなどの取組を進めてきました。

この結果、日向市などでは藻場の再生が図られ、アワビなどの漁場として利用されるなど、一定の効果が見られております。

県といたしましては、引き続きこのような取組を進めることで、藻場の再生に取り組んでまいります。

○安田厚生議員 ありがとうございます。鹿児島県のある高校では、藻場を荒らすウニを使い農業用の肥料をつくる研究を行っております。魚の餌である藻を育成するために、駆除したウニを有効活用できないかと取り組んでいたものであります。

これまで駆除されていたウニから農産物用の液体肥料になる有機発酵液を作ったところ、農産物の収穫量の改善につながったということでもあります。

ウニも生き物でありますので、除去されたウニの賢い利用方法の開発が望まれると思えます。その対策等をお願いしたいと思います。

次に、ブルーカーボンについてお伺いいたします。

日向市の東ソー日向株式会社護岸部のアラメ場による温室効果ガス吸収等について、ブルーカーボン・オフセット制度で認証されました。

国はブルーカーボンという海に着目した施策を打ち出しております。沿岸域の藻場等に生育

する海洋植物にCO₂として取り込まれた炭素のことをブルーカーボンといいます。

このブルーカーボンは比較的新しい考え方がありますが、藻場の造成は、沿岸漁業の振興とともに、ブルーカーボン推進を図ることができると思います。

ブルーカーボンに対する県の取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 海藻等による二酸化炭素の吸収、いわゆるブルーカーボンは、2009年の国連環境計画において二酸化炭素の重要な吸収源として報告されて以降、その機能に対する期待が高まり、現在では、気候変動対策として世界的に取組が進んでおります。

県としましては、漁業者による藻場の保全活動への支援に加え、今年度から「養殖グリーン成長戦略推進事業」を創設し、ワカメ養殖の支援などを行っておりますが、この取組は新たなブルーカーボンにもつながるものと考えております。

引き続き、漁業生産力の向上を図りつつ、脱炭素社会にも貢献する取組を推進してまいります。

○安田厚生議員 このブルーカーボンに関する取組は、藻場の再生を促し、地球温暖化の抑制にもつながっていきます。再生可能エネルギーへの転換や健全な森林管理保全にも取り組んでいますが、さらなる取組が必要です。

海の資源を使った温暖化対策や環境保全にブルーカーボンに関する取組が求められると考えておりますので、さらなる対策をお願いいたします。

大型連休の初日に、椎葉村の向山地区で「もぐもぐ交流会」が開催されました。主催したのは、伝統農法焼き畑の継承に取り組んでいる地

元の団体「焼き畑蕎麦倶楽部」の方々でありました。

山と海のつながりや、山を守る大切さを知ってもらうのが主催者の目的であります。

会場では、山菜の天ぷらや団子などをおいしくいただくことができました。また、特設ステージでは、太鼓や民謡、神楽などが披露され、盛大に盛り上がりました。もちろん、私の仕事はマグロの解体ショーでありました。

日頃でありますとお皿に2切れとか3切れずつ盛って、並んでもらうんですが、この日は35キロのキハダマグロを用意しまして、食べ放題のマグロの解体ショーになりました。小学生の子供たちが大変喜んで、これは生で食べられるのかというような感じで喜んでいただいたことを思い出します。

その子供たちが神楽の継承に携わっているということで、椎葉村の神楽は地域ごとに異なります。勇壮な舞の数々が奉納されています。また諸塚村では、神社ごとに春と秋に行われる大祭や臼太鼓踊り等があります。美郷町では、師走祭りの夜に奉納される百済王を鎮める神門神楽があり、地域の活性化も図っているようです。

伝統芸能は郷土に伝承されてきた貴重な財産であります。その文化の保存と継承が課題であり、伝統芸能、特に神楽等に対しては、後継者の育成につなげていくことが大事だと思っております。

神楽の保存・継承のために、県が行っている取組と今後の方策について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県内には、200を超える神楽が大切に受け継がれております。しかしながら、高齢化や過疎化により保存・継承が

難しい状況になってきておまして、このことは本県だけではなく、全国各地域においても同様の状況であります。

そのため、本県が中心となり、神楽の保存・継承を目的とした国指定神楽保存団体による全国組織を今年度中に設立し、一日も早いユネスコ無形文化遺産登録を目指してまいります。

また、県内におきましては、これまで神楽の調査研究や、映像記録の保存・公開などに取り組んでまいりました。加えて、今年度は新たに神楽保存団体の連絡協議会を開催し、情報の共有や連携の強化を図ることで、神楽の保存・継承をより一層推進してまいります。

○安田厚生議員 神楽伝統芸能のユネスコ無形文化遺産登録に向けて、宮崎県が旗振り役を表明したことは大変意義のあることだと思っております。ユネスコ無形文化遺産に神楽伝統芸能を登録することができたら、各市町村や観光機関と連携し、多様な媒体を活用して、国内外に向け本県の伝統芸能の魅力をしっかりと発信し、さらなる観光誘客につなげていただきたいと思います。

次に、国道265号の整備状況についてお伺いたします。

国道265号は、宮崎県小林市から西米良村、椎葉村を通り、熊本県阿蘇市に至る195キロの一般国道であります。

先日、小林市から国道265号を通り、椎葉村から門川町に帰ろうとしたのですが、通行止めにより折り返して帰ってきたところであります。

私の尊敬している先輩は——ここでは名前は言いませんが——50年前、この国道265号を友人3人で歩いて熊本まで行く旅を計画したとのこと。当日、友達2人は親から叱られたからなのか分かりませんが、待ち合わせの場所に

なくて、仕方なく一人で、えびの市から国道265号を歩いて椎葉まで行き、どこで道を間違ったのか諸塚に出たそうです。普通の人なら絶対に歩かないと思いますが、変わっている人だなと思ったところでもあります。諸塚村からどうやって帰ったのかは知りませんが、後でゆっくり聞きたいと思います。あまり話すと議長本人から叱られますので、やめにしておきます。

九州中央自動車道五ヶ瀬西・蘇陽インターのアクセス道路である国道265号は、緊急時の搬送時間の大幅な短縮が期待されます。また、宮崎県北部地域のインフラ整備は、防災・減災の効果も期待されています。入郷地域から高速へのアクセスを強化するためには、国道265号の整備が必要不可欠であります。

そこで、音ヶ瀬大橋から熊本県県境までの整備状況について、県土整備部長にお伺いたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 国道265号につきましては、地域の産業振興はもとより、災害や急病時における救急搬送など、住民の安全で安心な暮らしを支える重要な路線であります。

議員お尋ねの区間については、九州中央自動車道と一体となって広域的な道路ネットワークを形成することから、これまでに、国見トンネルや仲塔工区などの整備に重点的に取り組んできたところでありまして、延長約27キロメートルのうち、約24キロメートルで2車線の整備が完了しております。

残る約3キロメートルの区間につきましては、現在、十根川工区として整備を進めており、これまでに椎葉村側の約1キロメートルを供用し、今年度も引き続き、約200メートルの道路改良工事を進めることとしております。

この工区は今後、2か所のトンネルなど大規

模建造物の整備もありますことから、必要な予算の確保に努め、しっかりと取り組んでまいります。

○安田厚生議員 必要な予算の確保に努めていただきたいと思います。九州中央自動車道のアクセス性も高まりますので、早期整備に向けていただきたいと思います。

先日、諸塚村議会議員の皆様が、国道503号の飯干トンネル事業化のお礼に、知事をはじめ各部にお邪魔をいたしました。大変お忙しいときに対応していただきまして、誠にありがとうございました。

諸塚村の皆様は期待し、完成するまで長生きしないといけないと、90歳の方が言っていたそうであります。寿命も延びる国道であります。

また、副知事からは、「これを機会に新しいまちづくりをしたほうがいいんだよ」というような提言もいただいております。国道265号の早期整備をお願いしたいと思います。

次に、産業育成についてお伺いいたします。

県民の産業別人口割合では、基幹産業である農林業と同程度を建設業が占めています。

建設業の役割は、インフラ整備・災害復旧・維持管理です。また、鳥インフルエンザや口蹄疫の対応にも、地元の建設業が重要な役割を担っています。しかし、建設業者の減少により、インフラの維持管理の対応が困難な状況になっています。

また、中山間地域で災害が発生した場合、距離が離れた地区から駆けつけなければならないことも増え、復旧も遅れることもあるようです。

過疎化の進む中山間地域においては、地元の建設業者の存在が重要であり、建設業者は、地域の守り手として新たな担い手を確保すること

が喫緊の課題であります。

建設業の担い手の現状と人材確保・育成に向けた取組について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 県内建設業の就業者の割合は、50歳以上が5割強に対して30歳未満は1割弱であり、有効求人倍率も高止まりするなど、年々担い手不足が深刻化しております。

このため県におきましては、産業開発青年隊における技術者の育成や、資格取得の支援などに取り組むとともに、今年度から県建設業協会に担い手コーディネーターを設置し、現場見学会やインターンシップ等の充実、建設産業の魅力や企業情報等を伝えるポータルサイトの構築を進めるなど、情報発信の強化にも努めているところであります。

また、業界のイメージアップに向けて、県発注工事において進めております週休2日やICT活用工事など、働き方改革や生産性向上につながる取組も進めながら、しっかりと人材の確保・育成を図ってまいります。

○安田厚生議員 中山間地域では、求人を出しても何年も応募がない状況で、高齢者の職員を引き止めながら就業者の確保をしています。

外国人労働者は言葉の壁等の問題もあり、何人も雇うことはできず、抜本的な解決策にはならないようです。

担い手確保以外にも、設備投資等やるべきことがたくさんあります。国や県の施策で推進しているICT施工等の最新技術も、中小企業である建設業者では、資本的に取り組むことが困難なのが実情であります。

デジタル技術の活用により、建設現場の生産性の向上やインフラ、メンテナンスの高度化・

効率化を図っていくことが重要であります、建設現場におけるICT等のこれまでの取組状況と今後の取組について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 県土整備部におきましては、公共工事の測量・施工・管理の各段階において、デジタル技術を活用する「建設ICT活用工事」を平成29年度から開始しており、これまでに大規模な工事を中心に190件、92社の企業が取り組んでおります。

また、工事書類をインターネット上で共有・交換する「情報共有システム」の導入や、現場確認をビデオ通話で行う「遠隔臨場」など、受注者・発注者双方の作業効率化を図る取組を進めているところであります。

今後は、従来よりも小規模な工事を対象とした、ICT活用工事の普及を図ることにより、中小の建設業における取組の拡大につなげてまいります。

○安田厚生議員 建設業協会の青年部の方々と意見交換を行った際に、担い手不足の解消のために、効率のよい施工方法の導入が重要で、急斜面の危険な現場では遠隔操作の重機を使用するなど、既製のコンクリート製品を活用することで、少ない人手で作業が進み、経営改善や働き方改革にもつながるとのことでありました。

工事の設計前に、県・設計業者・建設業者が協議し連携することで、施工性を向上する技術力を高め合うことが必要だということでありました。

建設業は地域に必要な仕事として認めてもらうために、魅力的な仕事になっていく必要があります。建設業に対する県民の正しい理解とイメージアップ、雇用の確保等を図り、建設業の施工性の技術力を高めることが必要でありま

す。

建設業における生産性の向上の取組状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 建設現場における生産性の向上を図るためには、施工の効率化に向けた取組が大変重要でありまして、先ほどお答えしたICTを活用するほか、県では、現場技術者等の意見を参考にしながら、独自の取組を進めているところであります。

具体的には、設計の段階から、現場での施工に精通した技術者の意見を反映する三者検討会を活用し、施工性の向上を図っているところであります。

また、「生産性向上に配慮した設計施工要領」を今年3月に定め、設計時において、建設現場における省力化や、施工日数の縮減が図られる工法・資材の検討を行っているところであります。

今後も、関係団体と連携を図りながら、生産性向上の取組を進め、建設産業の魅力向上につなげてまいります。

○安田厚生議員 意見交換会では、若者が就職したくなるような将来性のある建設業を目指したいとのことでありました。県においても、魅力ある産業にさせていただき、人材確保・育成を図っていただきたいとお伺いいたします。

次に、犬猫の殺処分について質問いたします。

犬及び猫の引取り数や殺処分数を減らすことは、大きな課題であります。

コロナ禍で、ペットを飼う人が急増しました。長引く自粛生活において、ペットは癒やしの存在であります。ところが、「捨てられてしまう犬や猫が増えた」という悲しいニュースも聞こえてきます。その一方で、動物の殺処分に

対する批判や関心は高まり、人々の動物愛護に対する意識も変わり始めています。犬や猫の譲渡を推進することが、殺処分削減につながると思います。

そこで、令和3年度の犬猫の収容数と殺処分数の状況、殺処分ゼロへの対策について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 令和3年度の収容数は、犬が727頭、猫が979頭、合計1,706頭となっており、年々減少しているところであります。

次に、令和3年度の殺処分数につきまして、犬45頭、猫298頭、合計343頭であります。

この343頭は、全て収容後の死亡や重篤な病気があるなど、譲渡に適さないと判断されたものであることから、これらを除いた譲渡可能な動物の殺処分数は実質ゼロとなっており、令和元年度より3年連続で継続しているところであります。

県ではこれまで、いのちの教育や地域猫対策等の施策を講じてきたところでありまして、今後もこれらの取組に加え、マイクロチップ装着の普及啓発や犬猫の譲渡を推進し、実質殺処分ゼロを継続してまいります。

○安田厚生議員 結果として、実質殺処分ゼロであります。保健所に引き取られてしまったペットが殺処分されずに済むために、積極的な返還・譲渡等、活動を行っていく必要があります。引き続き殺処分ゼロを目指してください。よろしく願い申し上げます。

6月に改正されました動物愛護法が施行され、販売される犬猫について、マイクロチップの装着が義務づけられました。

マイクロチップの装着義務化を受け、県内販売業者の現状と今後の対策について、福祉保健

部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 法の改正に伴うマイクロチップの装着義務化の対象となる県内の犬猫販売業者の登録施設数は、令和4年5月末現在で217施設となっております。

県ではこれまで、対象事業者に対しまして、説明会の開催や文書による通知のほか、施設の立入検査等の際にもマイクロチップ装着義務化に関する周知を繰り返し行ってまいりました。

これにより、各事業者の所有する犬猫については、6月1日から適切に販売されているものと考えております。

今後は、保健所や動物愛護センターによる立入検査の中で、販売業者の対応状況についての確認を行うとともに、講習会などを通じて、犬猫の販売時における確実なマイクロチップの装着について、引き続き指導してまいります。

○安田厚生議員 ありがとうございます。引き続き対応策をお願いいたします。

野良猫の苦情件数も増えてきているようであります。先日、山下議員も質問いたしました。県内で行われている不妊手術も継続することが大事だと思いますので、その対策をお願いいたします。

次に、県民の健康づくりについてであります。

人工透析患者さんから相談を受けました。年々、人工透析導入患者も増えてきているようであります。

人工透析の原因疾患といたしましては糖尿病が最も多く、40%を超えております。そこで、糖尿病の発症予防、さらには重症化予防に取り組み、早期に病気が発見でき、特定健診を受けることが大事だということでありました。

そこで、市町村国保の特定健診実施率と、実

施率向上に向けた取組状況を、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 令和2年度の市町村国保の特定健診実施率は、新型コロナウイルスの影響もあり、前年度を2.8ポイント下回る35.9%となっております。全国平均を2.2ポイント上回っておりますが、目標とする60%には届いておらず、その向上が課題となっております。

このため、市町村におきましては、電話等による個別の受診勧奨や、夜間・休日健診の実施など、様々な取組を行っているところであります。

また、県におきましては、毎年5月と10月を「健康診査広報月間」と定め、県政番組等を活用した広報のほか、今年度は新たに、受診を促すテレビCMやYouTube広告により、啓発を行っているところであります。

今後とも、市町村をはじめ関係機関と連携し、実施率向上に向けた取組を進めてまいります。

○安田厚生議員 この健診実施率の向上を進めていただきたいと思います。

若い頃はそんなに気にもしなかったのですが、けれども、門川町の特定健診の担当の方が何回も家に来られて、受けてくださいとお願いされまして、やっと行くような機会になって、行きました。幸い血圧が高いだけでありますので、どうぞよろしくお伺いいたします。

宮崎県では、「めざせ！健康長寿日本一の宮崎県」を目指しています。65歳以上の高齢者人口は年々増加し、3人に1人が高齢者という状況であります。

周りを見てみますと、独り暮らしの高齢者や、夫婦のみの高齢者世帯が多く見られます。健康で生き生きと暮らし続けることも大事であ

ります。

そこで、健康寿命の延伸に向けた取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 本県におきましては、全国と比べ肥満者の数や食塩摂取量が多いこと、また歩行数や野菜摂取量が少ないことから、健康みやざき行動計画21を策定し、「めざせ適正体重」「1日プラス1,000歩」「野菜をプラス100g」「食塩をマイナス2g」など具体的な目標を掲げて、市町村や関係機関等と連携しながら取組を進めてきたところであります。

このような中、昨年12月に公表された令和元年の本県の健康寿命は、全国で男性9位、女性3位と上位となったところであり、県としましては、今後とも、このような取組を継続してまいります。

また、心疾患や脳血管疾患のリスクとなる高血圧を改善・予防する減塩については、これまでの個人の取組から、社会全体の食環境づくりへと拡大していくこととしておりまして、今後、地元企業や関係団体の御意見などもお伺いしながら、官民一体となって取組を進めてまいります。

○安田厚生議員 ありがとうございます。減塩は確かに必要です。私も血圧が高いので、減塩に取り組んでいきたいと思っております。

次に、学校教育についてお伺いいたします。

学校の教員は多くの業務を抱え込み、本来重視されるべき授業の充実や児童生徒と向き合う時間の確保が不十分のようであります。

学校教員の働き方改革が叫ばれる中、国の法改正により、教職員の時間外業務時間は原則1か月45時間以内、1年間360時間以内という指針が定められています。教員の働き方改革をさら

に推進するために、公立学校教員の時間外業務についてどのくらい改善が図られたのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 教員の時間外業務時間につきましては、毎年10月に、全校種対象の調査を実施しております。

それによりますと、月当たり45時間を超えている教諭等の割合について、令和3年度と前年度を比較してみますと、小学校は5.6ポイント減少して20.8%、中学校は2.8ポイント減少して55.3%、高等学校は5.4ポイント減少して53.2%、特別支援学校は0.8ポイント減少して16.3%という結果でありました。

県教育委員会といたしましては、今後ともスクール・サポート・スタッフの拡充や、統合型校務支援システムの活用、全県立学校でのフレックスタイム制度の試行など、時間外業務縮減の取組を、より一層推進してまいります。

○安田厚生議員 昨年この質問をさせていただきました。何か疑うわけではありませんけれども、学校の教職員のさらなる働き方改革を進めるようお願いしたいと思います。

G I G Aスクールなどにより、1人1台端末の環境が整備されましたが、端末を使うことがゴールではありません。これらを活用することで、学習基盤となる資質・能力を育成する協働的な学びの充実につながると思います。

そこで、G I G Aスクールの現状と課題について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） G I G Aスクール構想の現状としましては、義務教育段階では、県内全ての学校で1人1台端末での学習が昨年度から本格的にスタートし、県立高校におきましても、今年度入学生から順次導入しております。

そのような中、課題としましては、まずは、I C Tを活用した教員の指導力向上、次に、一斉にネットワークを活用した際のI C T機器の安定した運用であると考えております。

そこで、教員の指導力向上のために、県立学校のI C T教育推進リーダーや市町村立学校の担当者を対象とした研修会を実施するとともに、モデル校等を指定して、I C Tを効果的に活用した授業の研究とその普及に取り組んでいるところであります。

また、I C T機器の安定した運用につきましては、トラブル時のサポートの強化、ネットワークの点検・増強等につきまして、今議会の補正予算でお願いしているところであります。

○安田厚生議員 子供たちは1人1台端末を手持ち活用する機会が増えるとともに、スマートフォンやSNSが急速に普及するなど、子供たちを取り巻く環境は変化し、インターネット上にあふれる危険な情報やいじめにつながり、SNSへの不適切な書き込みなどに触れることも考えられます。

そのため子供たちに、「情報には誤ったものや危険なものがあること」と、「ネット上のルールやマナーを守ることの意味」について考えさせる、いわゆる情報モラル教育は一層重要になってくると考えています。

そのような中、県教育委員会では今議会の補正予算に、日頃から児童生徒が自ら判断して行動できる資質、能力の育成を高めるための情報モラル教育推進事業を計上されているとのことであります。引き続き、子供たちの情報活用能力の向上に取り組んでいただきたいと思います。

子供たちの学びのために1人1台の端末が整備され、効果的な活用が検討される一方で、端

末を使用して悪口を書き込むなど、いじめも問題化するようになりました。

児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、端末を前向きに活用することを考えてみてはどうでしょうか。いじめなどの悩みを気軽に相談できる窓口として、1人1台端末のホーム画面にショートカットアイコンをつくり、端末から子供が悩み相談できる仕組みづくりはできないのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会では、子供たちがいじめや悩みを相談する窓口としまして、電話による「24時間子供SOSダイヤル」や「ふれあいコール」があるほか、インターネット上に「ネットいじめ目安箱サイト」を開設しております。誰でも悩みを相談できる体制を整えております。

その「ネットいじめ目安箱サイト」につきましては、SNS等での不適切な投稿の内容を画像で投稿できる機能を追加するなど、より手軽に相談できるようになっております。

議員御指摘のとおり、子供たちが安心して悩みを相談する上で、1人1台端末の活用は非常に有効だと考えておりますので、その仕組みづくりを検討してまいります。

○安田厚生議員 ぜひ検討していただきたいと思えます。

静岡県では、1人1台端末のホーム画面にショートカットアイコンをつくり、気軽に相談できる窓口として「こころの相談ノート」を構築しております。小中学校に通う児童生徒から、いじめなどの悩みをタブレット端末で相談してもらう取組を始めました。いじめの問題、ヤングケアラー等の子供たちの悩みを早く知ることが目的であります。

全国で同様の取組が広がりつつありますので、本県においても前向きに検討していただきたいと思えます。よろしくお伺いいたします。

宮崎県のみならず、全国的に教員採用選考試験の倍率が低下していると聞いております。教育の質を確保するためには、より多くの方に試験を受けていただき、優れた人材を確保することが大変重要です。

本県では様々な対策に取り組んでいるところではありますが、UIJターンを含め県外からの教職員確保の取組状況について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県外からの教員確保に向けた取組といたしましては、従来から行っておりました県外の大学訪問等に加えまして、平成30年度からは、県外での教員志願者説明会を実施しており、昨年度は56名の参加がありました。

また、令和2年度から、県外2か所での採用試験を実施しております。本年度は、東京、大阪、福岡の3か所に増やす予定であります。

さらに、他県の現職教員や元教員を対象としました特別選考試験を平成28年度から実施しております。昨年度は51名が応募し、27名を採用しております。

今後とも、これまでの取組のさらなる充実を図りながら、優秀な人材確保を進めてまいります。

○安田厚生議員 宮崎出身の先生で、他県で現職でおられる先生方も、いずれは宮崎に帰ってきて、宮崎の子供たちを教育したいという方も中にはいらっしゃいますので、これからも進めていただきたいと思えます。

次に、防災対策についてお伺いいたします。

今年1月15日、トンガ沖噴火で津波が発生し

ました。本県沿岸部全域に津波注意報が発令され、各地で防災無線のサイレンが鳴り響き、急いで高台に避難する方々も多く見られました。

門川町の役場では、約60台の車が避難されたと聞いております。そしてまた、私の駐車場にはたくさんの車が避難しておりました。国や県では、自動車での避難は原則禁止とされていますが、浸透していないのが実情のようであります。自動車での避難も必要だと感じる人も多いようです。

そこで、津波からの自動車での避難に対する県の考えを、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（横山直樹君） 津波からの自動車での避難は、道路の陥没や家屋の倒壊等による通行への支障、渋滞、交通事故、さらには、徒歩による円滑な避難の妨げとなることなどが懸念されるため、宮崎県地域防災計画においては、徒歩による避難を原則としております。

一方、津波による浸水が想定される区域には、体が不自由であったり、避難場所まで遠いなどの理由で、徒歩での避難が困難な方もおられることから、市町村は、こうした方々やその家族、近隣住民とともに、自動車での避難のリスクを十分踏まえた上で、あらかじめ、避難経路の確認や個別の避難計画の策定、訓練を行うことで、安全かつ迅速に避難できるよう準備しておくことが重要であると考えております。

○安田厚生議員 県では、徒歩での避難を推奨しているということですが、避難タワーがない地域では、自動車で避難する方も多と思います。津波の襲来時に予想以上の方が自動車に避難し、混乱が起きると懸念しているにもかかわらず、対策が進んでいません。地域ごと

に、自動車での避難について、議論をさらに深めてほしいと思います。

どこの町とは言いませんけれども、避難タワーがない町があります。その地域は海拔10メートル以下のところに8割ぐらい住宅があるんです。やはり避難タワーは必要じゃないかなと思っているところではありますが、避難タワーの整備を含め、必要な地域に迅速に整備できるよう、実情に合った対策をお願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○中野一則議長 以上で一般質問は終わりました。

○中野一則議長 次に、今回提案されました議案第1号から第12号まで及び報告第1号の各号議案を一括議題といたします。

質疑の通告はありません。

◎ 議案第12号採決

○中野一則議長 まず、公安委員会委員の任命の同意についての議案第12号について、お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第12号についてお諮りいたします。

本案については同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定いたしました。

◎ 議案第1号から第11号まで及び

報告第1号委員会付託

○中野一則議長 次に、議案第1号から第11号まで及び報告第1号の各号議案は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日22日から27日までは、常任委員会、特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、28日午前10時から、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時54分散会

6月28日（火）

令和 4 年 6 月 28 日 (火 曜 日)

午前10時0分開議

出席議員 (37名)

2番	坂本康郎	(公明党宮崎県議団)
3番	来住一人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4番	山内佳菜子	(県民連合宮崎)
5番	武田浩一	(宮崎県議会自由民主党)
6番	山下寿	(同)
7番	窪菌辰也	(同)
8番	佐藤雅洋	(同)
9番	安田厚生	(同)
10番	日高利夫	(同)
11番	川添博	(同)
13番	中野一則	(同)
14番	凶師博規	(無所属の会 チームひまか)
15番	有岡浩一	(郷中の会)
16番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
17番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18番	岩切達哉	(県民連合宮崎)
19番	井本英雄	(宮崎県議会自由民主党)
20番	徳重忠夫	(同)
21番	外山衛	(同)
22番	濱砂守	(同)
23番	二見康之	(同)
24番	山下博三	(同)
25番	西村賢	(同)
26番	日高博之	(同)
27番	井上紀代子	(県民の声)
28番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
29番	田口雄二	(県民連合宮崎)
30番	満行潤一	(同)
31番	太田清海	(同)
32番	坂口博美	(宮崎県議会自由民主党)
33番	日高陽一	(同)
34番	横田照夫	(同)
35番	野崎幸士	(同)
36番	星原透	(同)
37番	蓬原正三	(同)
38番	丸山裕次郎	(同)
39番	右松隆央	(同)

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	永山寛理
総合政策部長	松浦直康
政策調整監	吉村達也
総務部長	渡辺善敬
危機管理統括監	横山直樹
福祉保健部長	重黒木清
環境森林部長	河野譲二
商工観光労働部長	横山浩文
農政水産部長	久保昌広
県土整備部長	西田員敏
会計管理者	矢野慶子
企業局長	井手義哉
病院局長	吉村久人
財政課長	高妻克明
教育長	黒木淳一郎
公安委員長	島津久友
警察本部長	佐藤隆司
代表監査委員	緒方文彦
人事委員長	佐藤健司

事務局職員出席者

事務局局長	渡久山武志
事務局次長	坂元修一
議事課長	鬼川真治
政策調査課長	伊豆雅広
議事課長補佐	関谷幸二
議事担当主幹	佐藤亮子
議事課主任主事	飯田貴久
議事課主任主事	山本聡

◎ 常任委員長審査結果報告

○中野一則議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第1号から第11号まで及び報告第1号の各号議案、並びに継続審査中の請願第6号及び第9号を一括議題といたします。

ここで、常任委員長に審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、日高博之委員長。

○日高博之議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件であります。慎重に審査いたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、議案第1号「令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）」についてであります。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策に係るもの、国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するもので、補正額は112億4,900万円余の増額となっております。歳入財源の主なものとしては、国庫支出金が74億2,200万円余、繰入金が17億2,700万円余、県債が18億6,900万円となっております。この結果、さきに可決されました議案第13号を含めると、補正後の一般会計の予算規模は6,577億7,000万円余となります。

このうち、総合政策部の補正予算は3,800万円余の増額であり、議案第13号を含む一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は237億6,200万円余となります。

次に、新規事業「みやざきフードビジネスDX実装支援事業」についてであります。

この事業は、地域の雇用の受皿となっている飲食店や飲食料点小売業に対して、DXに成功している先駆的な取組を本県に導入し、生産性の向上や稼ぐ力の強化を図るものであります。

このことについて委員より、「様々な分野でDXの取組が進んでいるが、飲食店や小売業においてはどのような活用方法や効果が見込まれるか」との質疑があり、当局より、「人の流れや来店者の属性など、AIカメラで収集したデータと天候などのビッグデータを組み合わせることで需要予測を立てることが可能となり、仕入れや従業員のシフトの効率化が図られるといった業務改善が効果として見込まれる」との答弁がありました。

また、別の委員より、「今年度は3社への支援を予定しているとのことだが、どのような事業者を選定していくのか」との質疑があり、当局より、「今後、セミナーと説明会を開催し、事業者からヒアリング等を行いながら、事業規模や業種等を考慮した上で意欲ある事業者を選定していく」との答弁がありました。

次に、新規事業「マイナポイント取得促進事業」についてであります。

この事業は、マイナンバーカードを活用した消費活性化策であるマイナポイント事業について、ポイントの取得方法に関する広報や手続の支援等を行うものであります。

このことについて委員より、県内のマイナンバーカードの取得率について質疑があり、当局

より、「6月1日現在の県全体の取得率は57.8%となっており、取得率が最も高い都城市では79.7%となっている一方で、30%台の市町村も存在している」との答弁がありました。

これに対して委員より、「市町村で取得率に差があるのはどのような理由からか」との質疑があり、当局より、「市町村の取組意識の差が大きな要因であることから、全ての市町村から問題点を聞き取ってサポートしていく取組を行っているところである」との答弁がありました。

また、複数の委員より、「さらに取得率を上げていくためには、個人情報の管理やセキュリティに対する県民の不安を取り除くとともに、行政サービスの利便性向上などのマイナンバーカードがもたらす本来のメリットを丁寧に説明していく必要がある」との意見がありました。

次に、宮崎県情報公開条例の改正についてであります。

これは、近年、特定の人物による「請求する権利の濫用」と見受けられる公文書の開示請求が発生していることから、円滑な行政運営を確保するため、適正な請求についての規定を追加するものであります。

このことについて委員より、「権利の濫用に当たるかどうかをどのように判断するのか」との質疑があり、当局より、「判断基準を定めるとともに、必要に応じて専門家に意見を伺うなど、しっかりと協議した上で判断してまいりたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「正当な権利が侵害されることのないよう慎重に運用していただきたい」との意見がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定い

たしました案件のほか、「総合政策及び行財政対策に関する調査」については、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、厚生常任委員会、岩切達哉委員長。

○岩切達哉議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外1件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、議案第1号については全会一致により、議案第6号については賛成多数により決定しました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で66億9,400万円余の増額であり、この結果、さきに可決されました議案第13号を含めると、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,657億2,200万円余となります。

このうち、新規事業「高齢者施設等往診対応医療機関支援事業」についてであります。

この事業は、新型コロナウイルス感染者の施設内療養を行う施設のうち、重症化リスクを有する患者が多い高齢者施設や障がい者施設に対して、往診を行う医療機関を支援することにより、医療提供体制の強化を図るものであります。

このことについて委員より、「施設内でのクラスター発生事案もあったが、これまでは同様

の支援事業はなかったのか」との質疑があり、当局より、「以前には施設内療養をお願いする事例が少なかったが、今回のオミクロン株では、施設内で療養することとなった患者が増加し、それに対して特定の医療機関が複数の施設を往診するなど負担が集中していたことから、往診をする医療機関の数を増やすため、新たに支援を行うものである」との答弁がありました。

これに対して委員より、「県が派遣要請を行った際に、速やかに往診していただくため、事前の調整が必要と考えるが、医師会との協議は進んでいるのか」との質疑があり、当局より、「医師会からは、前向きな御意見をいただいております。本事業によって派遣要請に協力いただける医療機関は増加するものと考えている」との答弁がありました。

次に、病院局の条例改正についてであります。

これは、国の診療報酬改定に伴い、紹介状を持たずに県立病院を受診した患者から徴収を義務づけられている、初診加算料及び再診加算料について、条例に定める上限額を引き上げるものであります。

このことについて委員より、引き上げられる理由に関して質疑があり、当局より、「まずはかかりつけ医で診療を受け、必要に応じて地域医療支援病院を紹介してもらうことで、役割分担や連携を推進し、真に必要な方への高度医療や救急医療を確保するとともに、医師の働き方改革が求められる中で、医師の負担軽減を図ることが目的である」との答弁がありました。

これに対し別の委員より、「本県は医師少数県であり、医療の質を確保する必要があるため、役割分担の明確化と地域の医療機関との連

携強化にしっかりと取り組んでいただきたい」との要望がありました。

最後に、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、商工建設常任委員会、西村賢委員長。

○西村 賢議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外5件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、議案第7号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、県営国民宿舎の活用検討についてであります。

県営国民宿舎えびの高原荘及び高千穂荘は、改築から20年以上が経過し、施設・設備の老朽化が進んでいることに加え、赤字経営が続いている状況となっております。

このことについて当局より、「両施設は、県内観光客を周遊させ、経済効果を波及させるための拠点施設としての役割が求められることから、引き続き県が保有して運営を継続し、地元市町との連携や、指定管理者の自主的な集客の取組への支援を行うことで、施設の魅力向上や利用客の増加を図っていきたい」との説明がありました。

これに対して委員より、「赤字経営が続く施設を県が今後も運営していくのか。ほかの運営形態も検討する必要があるのではないか」との意見があり、当局より、「これまでの経営実績や、自然災害などの環境要因を分析した結果、施設の魅力向上や誘客対策にしっかりと取り組めば、黒字経営は可能であると考えている。今後、地元市町と連携しながら、県の観光拠点施設としての活用を図るとともに、指定管理期間の延長など、指定管理者の積極的な投資を促す方策も検討していきたい」との答弁がありました。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で42億5,200万円余の増額であり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は791億4,600万円余となります。

次に、工事請負契約の変更についてであります。

これは、令和4年3月から適用された公共工事設計労務単価等に係る特例措置により、広域連携道路事業国道447号真幸工区（仮称）真幸トンネルの請負金額が変更となるものであります。

このことについて委員より、「受注者からの請求により、新たな労務単価による請負金額への変更が可能となっているが、対象事業者への周知は行われているのか」との質疑があり、当局より、「技能労働者への適切な賃金水準の確保に関する文書を発出し、受注者に対して適正な労務単価での契約を促すとともに、今回の特例措置を積極的に活用するように呼びかけている」との答弁がありました。

これに関連して委員より、「新たな労務単価

が反映された請負金額は、元請業者にとどまらず、下請業者の手元まできちんと届いているのか」との質疑があり、当局より、「施工体制点検において、取引上の地位を不当に利用した契約が行われていないかなど、下請契約が適切に締結されていることを確認するとともに、適正な金額を支払うように指導している」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、労務単価の上昇に伴う適正な利潤の確保や賃金の改善が、下請業者にまで行き届くよう、引き続き点検や指導にしっかりと取り組んでいただくよう要望します。

次に、訴えの提起についてであります。

これは、平成31年4月に、串間市の福島港岸壁に船舶を衝突させ損傷させた船主らを相手に、原状回復工事に係る費用全額の賠償を求める訴えを提起するものであります。

このことについて委員より、「原状回復工事は早期に行うべきと考えるが、損傷箇所の調査や復旧工事業者との調整に時間を要したのはなぜか」との質疑があり、当局より、「船主が香港の法人であるため、損傷箇所の特定など、調査に着手するまでに時間を要したことに加え、調査後の復旧費用の算定についても時間を要したためである」との答弁がありました。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○中野一則議長 次は、環境農林水産常任委員会、武田浩一委員長。

○武田浩一議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、環境森林部の補正予算であります。

今回の補正は、一般会計で5,200万円余の増額であり、この結果、さきに可決されました議案第13号を含めると、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は217億300万円余となります。

このうち、新規事業「みやざき森林クラウド基盤構築事業」についてであります。

この事業は、森林簿や森林計画図などの森林計画関係図簿の閲覧や、その取得における利便性の向上を図るため、ネット環境での閲覧等を可能とする新たなクラウド基盤を構築するものであります。

このことについて委員より、「これまでも、森林計画関係図簿のデジタル化に取り組んでいるが、今回の事業では、どのような取組を進めようとしているのか」との質疑があり、当局より、「県が保有するデータのデジタル化は進んでいるが、今回、そのデータを森林クラウドシステム上で閲覧等ができるように変換することと併せて、市町村等が保有している森林情報の実態を調査し、将来的にクラウド上で閲覧等ができないか、その可能性について検討することとしている」との答弁がありました。

次に、農政水産部の補正予算であります。

今回の補正は、一般会計で1億9,000万円余

の増額であり、この結果、さきに可決されました議案第13号を含めると、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は458億5,800万円余となります。

このうち、きらり輝く農業人材確保支援事業についてであります。

この事業は、既存事業に加え、新たに農福連携人材育成事業として、農業現場における障がい者の雇用・就労に関して継続的にアドバイスを行う専門の人材を育成し、多様な人材がより定着しやすい環境の整備等を図るものであります。

このことについて委員より、「障がい者の就労支援事業所が長年農業に関わっているが、作業の内容や賃金の面で大変苦戦している実情がある。この事業ではどのような取組が行われるのか」との質疑があり、当局より、「農業側・福祉側双方に相手側に対する知識不足や認識不足といった課題があったため、今回、専門の人材として国が認定する農福連携技術支援者を育成し、双方の橋渡し役として現場で助言・指導を行うこととしており、当事業により農業と福祉双方の課題解決につなげてまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、当事業は、農業と福祉の双方にとって大変有効な事業と考えられますので、福祉保健部とも十分連携して取り組んでいただくよう要望します。

次に、新規事業「海藻等養殖生産安定化緊急対策事業」についてであります。

この事業は、カキやワカメ養殖の生産の安定化を図るため、海藻の養分となる栄養塩の安全かつ効率的な強化技術を確立するための調査や、陸上水槽試験などを実施するものであります。

このことについて委員より、「海藻等の成長に必要な海の栄養塩類が不足しているということであるが、原因としてどのようなことが考えられるのか」との質疑があり、当局より、「窒素やリンといった栄養塩が減少していることが全国的に知られており、瀬戸内海や有明海では、下水処理施設等からの窒素排出量を増やすことでノリやワカメ養殖場に栄養塩を供給している事例もあることから、河川流域の下水処理施設等の発達等により海域への栄養塩類の流入量が不足していることも、原因の一つと考えられる」との答弁がありました。

また、別の委員より、「河川浄化は大切な問題であり、水質の改善にしっかりと取り組んでいただきたいが、一方で、河川の浄化が海藻等の成長に影響を及ぼしているとするれば、その対応に関しての調査研究を進めていくことに意義がある」との意見がありました。

当委員会といたしましては、河川の浄化と海の栄養分不足という課題について、環境森林部と農政水産部の両部で情報を共有し、しっかりと連携して対応していただきますよう要望いたします。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○中野一則議長 次は、文教警察企業常任委員会、河野哲也委員長。

○河野哲也議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、

議案第1号外3件であります。慎重に審査いたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、議案についてはいずれも全会一致により、請願第6号については賛成多数により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、企業局の電気事業会計の補正予算についてであります。

今回の補正は、国の令和4年度当初予算を受け、県土整備部が、多目的ダムの改良工事の増額補正を行うことに伴い、共同施設負担金を増額するものであります。

このことにより、資本的支出で600万円余の増額となり、補正後の資本的支出の合計は31億1,900万円余となります。

次に、企業局ゼロカーボンPR事業の進捗状況についてであります。

このことについて当局より、「啓発活動に活用するため、今年度、電気自動車を1台購入する予定であったが、半導体不足に加えて、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻や新型コロナウイルスによる中国でのロックダウンの影響により、納車までに1年以上かかる見込みであるため、電気自動車による啓発活動は来年度になる見通しである」との報告がありました。

次に、教育委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で2,100万円余の増額であり、この結果、さきに可決されました議案第13号を含めると、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,126億8,100万円余となります。

このうち、新規事業「多様な学びを推進する

普通科支援事業」についてであります。

この事業は、県立学校の普通科における多様な学びを推進するため、地域社会に関する学びに先進的に取り組んできた飯野高等学校をモデルとして、特色・魅力のあるカリキュラムと教育方法を開発するとともに、関係機関との連携協力体制を整備し、その実践と成果の検証を行うものであります。

このことについて委員より、「どのようなカリキュラムを想定しているのか」との質疑があり、当局より、「大学や地域の企業等の協力の下、地域をフィールドに、対話力や課題解決力、イノベーション力などが身につくカリキュラムを開発していきたい」との答弁がありました。

次に、次期「宮崎県教育振興基本計画」の策定についてであります。

このことについて委員より、「不登校の児童生徒の受皿となるフリースクールや夜間中等等の多様な学びの場の創設について、基本計画に盛り込んでいただきたい」との要望があり、当局より、「多様な学びの場を含めた様々な検討事項はもとより、GIGAスクール構想などの国の動き等を十分踏まえながら、計画を策定してまいりたい」との答弁がありました。

次に、県内における自然災害の現況と県警による災害対策についてであります。

このことについて当局より、「警察が行う災害対応は、救出救助のみならず、身元確認や被災地での警戒警ら活動など、多岐にわたっている。昨今の大規模な災害に迅速に対応するためには、初動体制の構築が重要であることから、最新の気象情報等を収集できる専用端末を警察本部や各警察署に配備するなど、災害対策を強化している」との説明がありました。

当委員会といたしましては、災害が発生した際、迅速に対応するためには、平時における準備が大変重要であることから、住民に対する防災指導や関係機関との連携など、災害を意識した備えをさらに推進していただくよう要望いたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましても、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○中野一則議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。来住一人議員。

○来住一人議員 〔登壇〕(拍手) おはようございます。私は日本共産党を代表して、議案第1号、第6号及び第7号の3議案について反対の立場から討論いたします。

議案第1号「令和4年度一般会計補正予算」について述べます。

本議案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ112億4,969万9,000円を追加し、予算総額を6,527億2,669万9,000円に補正しようとする

ものであります。補正の内容は、検査・医療提供体制の確保などの新型コロナ対策や、一時預かり利用者負担軽減事業、妊婦訪問支援事業、離島航路運航維持対策事業等々、県民の命と生活を守る上で欠くことのできない補正であり、評価されるべきものであります。

ただ、新規事業「マイナポイント取得促進事業」923万9,000円が計上されていることに、我が党としては同意できないものであります。

本事業は、マイナンバーカードの取得促進を図るため、テレビCM等を活用した広告や、出張申請窓口の設置等を進めるものであります。

討論では、基本的な点だけ述べます。本来、情報通信などデジタル技術の進歩は、人々の幸福や健康に資するものでなくてはならないと思います。地方自治体においては、地方自治の発展や住民の福祉の増進のために、この技術が有効に活用されなければなりません。ところが、5月12日に成立したデジタル関連法は、国や地方自治体のシステムや規定を標準化・共通化して、個人情報を含むデータの利用を強力に進めるものです。

担当大臣は、「国や地方自治体等が保有する有用な情報をオープンデータとして整備・公表したり、デジタル社会における基幹的なデータベースとして多様な主体が参照できるようにするよう整備していきます」と述べて、特定の企業のもうけのために、自治体が持つ個人情報を利用することをあけすけに語っております。

今年3月、LINEユーザーの個人情報が中国から閲覧可能になっていました。またグーグルもフェイスブックも、日本国内の利用者の情報を海外に移転していました。東京商工リサーチによると、2012年から2020年の間に、個人情報の漏えい、紛失は460社で、個人情報は1

億404万人分になります。国民からは、自分の情報が全く管理されていないことから、信頼を失っております。

マイナンバーカードの健康保険証としての利用を進めておりますが、これも何の大義もありません。内容はもう申し上げません。

政府は、マイナンバーカードに固執して、カードの機能拡大などを盛り込んだデジタル化の工程表を取りまとめ、地方自治体に強制いたしております。問題の多いマイナンバーカードの普及を、なりふり構わず推し進めておりますが、このことが新たな混乱を引き起こしております。

オンライン化率が30%程度であるなら、行政事務の効率が逆に低下するというもので、いわゆる「死の谷」と言われ、ここに転がり落ちる自治体が生まれています。マイナンバーカードの普及率が38.6%にとどまっていることは、死の谷の連続となっているというものです。

以上のように、国民の個人情報管理の面からも、また行政事務の面からも重大な問題のあるマイナンバーカード普及の事実上の強要は、中止することを要求するものであります。

次に、議案第6号「宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」について述べます。

本条例は、紹介状を持たずに県立病院を受診した患者の初診加算料を5,093円から7,070円に、再診加算料は2,546円から3,300円にそれぞれ引き上げようとするものであります。

そもそもこの制度は、国の医療制度改革によって導入されたものです。県立病院など地域医療支援病院と地域の民間病院との役割を明確にして、より必要な医療提供が図られ、医療従事者の過重労働を軽減することは重要でありま

す。既にその役割分担は、直接多額の初診加算料を負担させることによって受診抑制が図られており、周知されていると思います。したがって、さらに患者負担を増やして受診を減らさなければならぬ状況にあるとは思えません。

今回、診療報酬の改定で最低額が引き上げられたからという理由のようではありますが、新たな県民負担には同意できないものであります。

最後に、議案第7号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例について」であります。

本件は、宮崎県屋外型トレーニングセンターが来年4月1日に供用開始予定であるため、これを公の施設として追加するというものであります。

県屋外トレーニングセンターの問題点については、さきの議会において、本施設がフェニックスリゾート社の附帯施設であることなどの問題点を討論いたしました。報告によると、知事部局において民地に公共施設を設置しているものは一件もないというものであります。公共性があるからこそ、当然行政は、まずは土地を求めるものであります。この原則から逸脱している本件事業の異常性は実に明白であります。

以上で討論を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第1号、第6号及び第7号採決

○中野一則議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号、第6号及び第7号について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中野一則議長 起立多数。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第2号から第5号まで、第8号から第11号まで及び報告第1号採決

○中野一則議長 次に、議案第2号から第5号まで、第8号から第11号まで及び報告第1号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は、可決または承認であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は、委員長の報告のとおり可決または承認されました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○中野一則議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続審査及び調査の申出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第6号及び第9号について一括お諮りいたします。

両請願を、委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中野一則議長 起立多数。よって、両請願は、委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りいたしました請願を除く閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○中野一則議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

令和4年6月28日

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

提出者 議会運営委員長 二見 康之
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

若年者の技能検定実技試験受検手数料の減免を求める意見書

議員発議案第2号

農畜水産業における燃油、肥料・飼料、資材等の価格高騰対策の拡充に関する意見書

議員発議案第3号

水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書

議員発議案第4号

地方財政の充実・強化を求める意見書

議員発議案第5号

地方公共団体情報システムの標準化の財政支援等を求める意見書

議員発議案第6号

環境教育の推進及び学校施設のZEB化

のさらなる推進を求める意見書

◎ 議員発議案第1号から第6号まで

追加上程、採決

○中野一則議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第6号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第1号から第6号までの各号議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑及び討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第1号から第6号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員派遣の件

○中野一則議長 次に、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配

付のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

◎ 閉 会

○中野一則議長 以上で、本定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年6月定例会を閉会いたします。

午前10時45分閉会

資 料

令和4年6月定例会日程

19日間

月 日	曜	区 分	議 事	備 考		
6. 10	金	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明 議案に対する質疑（議案第13号） 議案委員会付託（議案第13号）	議会運営委員会 9:30		
			常 任 委 員 会			
11	土	休 会	(閉 庁 日)			
12	日					
13	月				(議 案 調 査)	一般質問通告締切 12:00
14	火					
15	水	本会議	一 般 質 問 常任委員長審査結果報告、 質疑、討論、採決（議案第13号）	議会運営委員会 9:30		
16	木		一 般 質 問	請願締切 16:00		
17	金					
18	土	休 会	(閉 庁 日)			
19	日					
20	月	本会議	一 般 質 問	議員発議案締切 17:00 (会派提出)		
21	火		一 般 質 問 議案に対する質疑 討論、採決（人事案件） 議案・請願委員会付託	議会運営委員会 9:30		
22	水	休 会	常 任 委 員 会	議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)		
23	木					
24	金		特 別 委 員 会	議会運営委員会 (特別委員会終了後)		
25	土		(閉 庁 日)			
26	日					
27	月				(議 事 整 理)	
28	火		本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 閉会	議会運営委員会 9:30	

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和4年6月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- 議案第1号 令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）
- 議案第2号 令和4年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）
- 議案第3号 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 工事請負契約の変更について
- 議案第11号 訴えの提起について
- 議案第12号 公安委員会委員の任命の同意について
- 議案第13号 令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

（文書取扱 財政課）

一般質問時間割

6月15日(水)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	日本共産党	前屋敷恵美	10:00~11:00	
2	自由民主党	坂口 博美	11:00~12:00	休憩
3	県民の声	井上紀代子	13:00~14:00	

6月16日(木)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
4	自由民主党	山下 博三	10:00~11:00	
5	郷中の会	有岡 浩一	11:00~12:00	休憩
6	自由民主党	日高 博之	13:00~14:00	
7	県民連合宮崎	田口 雄二	14:00~15:00	

6月17日(金)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
8	自由民主党	山下 寿	10:00~11:00	
9	自由民主党	瀧砂 守	11:00~12:00	休憩
10	公明党	坂本 康郎	13:00~14:00	

6月20日(月)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
11	公明党	河野 哲也	10:00~11:00	
12	自由民主党	武田 浩一	11:00~12:00	休憩
13	自由民主党	佐藤 雅洋	13:00~14:00	

6月21日(火)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
14	県民連合宮崎	山内佳菜子	10:00~11:00	
15	県民連合宮崎	太田 清海	11:00~12:00	休憩
16	自由民主党	安田 厚生	13:00~14:00	

議案 委員会審査結果表

[議案]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第13号	令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）	可決	可決	可決	可決	可決

議案・請願 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文 警察 企業
第1号	令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	令和4年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）					可決
第3号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第4号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例			可決		
第5号	教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例					可決
第6号	宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第7号	公の施設に関する条例の一部を改正する条例			可決		
第8号	教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例					可決
第9号	宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例			可決		
第10号	工事請負契約の変更について			可決		
第11号	訴えの提起について			可決		
報告第1号	専決処分の承認を求めることについて * 宮崎県税条例の一部を改正する条例	承認				

[請願]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文 警察 企業
第6号	新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願					継続
第9号	夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての請願	継続				

閉会中の継続審査・調査申出一覧

令和4年6月定例会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	<p>請願第9号 夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての請願</p> <p>総合政策及び行財政対策に関する調査</p>	慎重な審査・調査を要するため
厚生常任委員会	福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査	調査を要するため
商工建設常任委員会	商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	調査を要するため
環境農林水産常任委員会	環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	<p>請願第6号 新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願</p> <p>教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査</p>	慎重な審査・調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程に関する審査及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)	6月28日・可 決
〃 第2号	令和4年度宮崎県公営企業会計(電気事業)補正予算(第1号)	〃
〃 第3号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第4号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第5号	教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第6号	宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第7号	公の施設に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第8号	教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第9号	宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第10号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第11号	訴えの提起について	〃
〃 第12号	公安委員会委員の任命の同意について	6月21日・同 意
〃 第13号	令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)	6月15日・可 決
報 告 第1号	専決処分の承認を求めることについて	6月28日・承 認
議員発議案 第1号	若年者の技能検定実技試験受験手数料の減免を求める意見書	6月28日・可 決
〃 第2号	農畜水産業における燃油、肥料・飼料、資材等の価格高騰対策の拡充に関する意見書	〃
〃 第3号	水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書	〃
〃 第4号	地方財政の充実・強化を求める意見書	〃
〃 第5号	地方公共団体情報システムの標準化の財政支援等を求める意見書	〃
〃 第6号	環境教育の推進及び学校施設のZEB化のさらなる推進を求める意見書	〃

議 員 発 議 案 等

議員発議案第1号

若年者の技能検定実技試験受検手数料の減免を求める意見書

近年、人口減少・少子高齢化が進行する中、ものづくり産業においても、熟練技能者の減少や高齢化、若年者の技能離れなど、担い手不足が喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、平成29年度から技能検定実技試験受検手数料の減免措置を講じ、これにより若年者が受検しやすい環境が整備され、ものづくり産業を支える人材の確保・育成に大きく寄与してきたところである。

しかしながら、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、雇用保険財政が悪化し、これを財源とする当該減免措置の対象者も令和4年度より、35歳未満の全ての受検者から25歳未満の雇用保険被保険者へと大幅に縮減されている。

これに伴い、当該減免措置の対象から外れた高校生等の学生は、9千円もの受検手数料の負担増を強いられ、技能士の第一歩となる受検を躊躇する事態が大いに懸念される。

よって、国においては、若年者の受検意欲の喚起、ひいては、ものづくり産業における人材の円滑な確保・育成を図るため、技能検定実技試験受検手数料の減免対象者を令和3年度以前の水準に早急に戻すよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月28日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	細 田 博 之 殿
参 議 院 議 長	山 東 昭 子 殿
内 閣 総 理 大 臣	岸 田 文 雄 殿
財 務 大 臣	鈴 木 俊 一 殿
厚 生 労 働 大 臣	後 藤 茂 之 殿

議員発議案第2号

農畜水産業における燃油、肥料・飼料、資材等の価格高騰対策 の拡充に関する意見書

新型コロナウイルス感染症やロシアによるウクライナ侵攻の影響に伴う燃油価格等の高騰により、本県の農畜水産業にも大きな影響が生じている。

農業産出額が全国第6位、海面漁業生産額が全国第14位を誇る本県においては、農業の中核をなす施設園芸の燃油や畜産の飼料をはじめ、肥料、資材、農業用ハウス、漁船など、農畜水産分野における生産コストの増大が、経営に大きな影響を及ぼしている。

当面、このような状況の改善が見通せない中、我が国の食料供給基地である本県農畜水産業の経営体質の強化を図らなければ、生産基盤が崩壊し、食料安全保障への影響も懸念されることから、早急に下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 燃油及び飼料に係るセーフティネットについて、関係予算の十分な確保、価格が高止まりした場合にも補填を受けられるための基準価格や発動要件などの制度の見直し及び水産分野での急騰対策補填金単価の上限の廃止を行うこと。
- 2 肥料等の農業資材及び漁具等の漁業資材の価格高騰時の農漁家負担軽減につながる制度を創設すること。
- 3 生産基盤の強化に向け、化石燃料等の海外資源への依存軽減及び生産・流通コストの削減につながる施設・機械等の導入支援を拡充すること。
- 4 国産農畜水産物の需要の回復・拡大に係る予算を十分に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月28日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	細田博之	殿
参議院議長	山東昭子	殿
内閣総理大臣	岸田文雄	殿
財務大臣	鈴木俊一	殿
農林水産大臣	金子原二郎	殿
経産大臣	萩生田光一	殿
内閣官房長官	松野博一	殿

我が国における米の消費量は、食生活の多様化や少子高齢化の進行により、年々減少していることに加え、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、業務用米の消費が落ち込み米価が下落する状況となっている。

このような中、令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しにおいては、畦畔や用水路がないなど、水張りができない農地は交付対象水田から除外するルールの再徹底や、現場の課題を検証しつつ、今後5年間に一度も水稲作付けが行われない農地は、令和9年度以降、交付対象水田としない方針が示された。

今回の見直しにより、生産現場からは、交付対象から除外される農地が出ることにより、農地の維持が困難となることから、耕作放棄地の増加につながる等の危惧する声が上がっている。

さらに、本県の水田農業を営む生産者の経営にとどまらず、耕畜連携による飼料生産や中山間地域の農地保全を損なう恐れがあるなど、様々な影響が懸念される。

よって、国においては、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 将来にわたる安定的な営農や農地の維持が展望できるよう、一律に見直しの制度適用を行わないこと。
- 2 今回の見直しにより、今後5年間で将来的な産地形成の検討を進めていくことになることから、その中で明らかになった様々な課題をしっかりと受け止め、確実に検証を行うとともに、生産現場の実情を十分踏まえた上で必要な支援を行うこと。
- 3 農地及び集落の維持のため、交付対象水田を畑地化し、土地利用型の営農形態となっても生産者の所得が減少することなく、意欲を持って生産活動に取り組めるよう、速やかに新たな支援措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月28日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	細田博之殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	岸田文雄殿
財務大臣	鈴木俊一殿
農林水産大臣	金子原二郎殿
内閣官房長官	松野博一殿

地方財政の充実・強化を求める意見書

現在、地方自治体は、急激な少子高齢化の進展に伴う子育て支援策の充実、医療・介護などの社会保障制度の整備、人口減少下における地域活性化、地域交通の維持・確保、脱炭素化を目指す環境対策、デジタル化の推進、新型コロナウイルス感染症対策、自然災害対応など、多岐にわたる役割が求められている。

しかし、現実的に公的サービスを担う人材は不足し疲弊する職場実態に、地方自治体への新規就職希望者が減少するなど、その確保も難しい状況となりつつある。

これらの課題に見合う地方財政の確立は急務であるが、次年度以降も、増大する行政需要に対応し得る地方財源を十分に確保できるのか大きな不安がある。

よって、国においては、次年度以降の政府予算と地方財政の検討にあたって、新たな行政需要も把握しつつ、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、以下の事項の実現を求める。

記

- 1 社会保障、防災・災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う職員の配置を可能とする地方一般財源総額の確保を図ること。また、会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善に向けた財源確保を図ること。
- 2 とりわけ、急増する社会保障ニーズは地方財政を圧迫していることから、社会保障経費の拡充を図り、人材確保に向けた取組を支える十分な財源を確保すること。
- 3 デジタル・ガバメント化におけるシステム標準化については、自治体の実情を踏まえて一定の期間を設定することとし、柔軟な対応を行うこと。また、大手企業の寡占を防止し、地域におけるデジタル人材の育成など、地域デジタル社会推進費の有効活用等対応すること。
- 4 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を行い、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。
- 5 地域間の財源偏在性の是正のため、抜本的な改善を行い、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じるとともに、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税4税(所得税・法人税・酒税・消費税)に対する法定率の引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月28日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	細田博之殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	岸田文雄殿
総務大臣	金子恭之殿
財務大臣	鈴木俊一殿
内閣官房長官	松野博一殿

議員発議案第5号

地方公共団体情報システムの標準化の財政支援等を求める意見書

政府は、令和2年に「地方公共団体における情報システムについて、クラウド活用を原則とした標準化・共通化を今後5年で確実に実現していくための取組を全力で推進する。その際、複数年の取組として地方公共団体が予見可能性をもって計画的・安定的にデジタル改革を進めることが可能な形での財政的な支援を行う」ことを閣議決定し、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」を制定した。

近年、社会ではDXが進み、地方公共団体においてもDXの推進が図られている。そこで、国民の命と暮らしを守る安心と希望の総合経済対策において、「地方公共団体情報システムの標準化」が決定され、令和2年度、3年度に、地方公共団体が円滑にシステムを導入するための経費として、約1,825億円を基金として計上した。

国では、令和4年夏までに、住民基本台帳や固定資産税など20業務について、システムの各仕様の策定を行い、地方公共団体は、令和5年から令和7年にかけて、Gov-Cloud（ガバメントクラウド）の利用に向け標準準拠システムに移行していく予定となっている。

地方公共団体は、新型コロナウイルスの影響で財政状況も厳しく、デジタル人材の不足も深刻な状態となっている。また、高齢者はデジタル化に慣れていない方も多く、ネットの環境が整っていない地域もある。政府においては、システム導入に向けて、地方公共団体の状況を踏まえ、下記の事項を実施するよう要望する。

記

- 1 令和7年度までとした移行の目標時期について、必要に応じて柔軟な対応を検討するとともに、移行に伴う適切な財政支援と丁寧な情報提供を行うこと。
- 2 情報システムの保守・運用コストなど総合的な支援を検討するとともに、都道府県に対して、市区町村への必要な助言や情報提供などを丁寧に行うよう指導すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月28日

宮 崎 県 議 会

衆	議	院	議	長	細	田	博	之	殿
参	議	院	議	長	山	東	昭	子	殿
内	閣	総	理	大	岸	田	文	雄	殿
総	務	大	臣	大	金	子	恭	之	殿
財	務	大	臣	大	鈴	木	俊	一	殿
デ	ジ	タ	ル	大	牧	島	かれん	殿	殿

議員発議案第6号

環境教育の推進及び学校施設のZEB化のさらなる推進を求める意見書

地球温暖化や激甚化・頻発化している災害等に対し、地球規模での環境問題への取組であるSDGsや2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、さらなる取組が急務である。

特に、公共建築物の中でも大きな割合を占める学校施設の老朽化がピークを迎える中、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省が連携協力して、学校設置者である市町村等が「環境を考慮した学校（エコスクール）」として整備する学校を「エコスクール・プラス」として認定し、補助事業の優先採択などの支援を行っているが、令和4年度からは、文部科学省が「地域脱炭素ロードマップ（国・地方脱炭素実現会議）」に基づく脱炭素先行地域などの学校のうち、ZEB Ready（エネルギー消費量50%以上削減）を達成する事業に対し、単価加算措置（8%）の支援を強化したところである。

また、文部科学省の補助としては、新增築や大規模な改築の他に、教室の窓を「二重サッシ」にする等の部分的な補助事業もあり、ある雪国の学校では電力を大幅に削減すると共に、児童生徒に快適な教育環境を整えることができた事例のほか、太陽光発電や壁面緑化、木質化、自然採光等を取り入れた学校施設（身近な教材）を通じて、仲間と共に環境問題や環境対策を学ぶことができ、科学技術への触発となると共に、最新の技術等を学ぶ貴重な教育機会となっている。

これまで多くの事業が全国の学校施設で行われてきたが、カーボンニュートラルの達成及び環境教育のさらなる推進を行うため、以下の事項について実施することを強く要望する。

記

- 1 学校施設に関するZEB（年間のエネルギー収支をゼロ）化の新たな技術の開発を行うとともに、新築や増築といった大規模事業だけではなくLEDや二重サッシといった部分的な省エネ改修事業を行う学校を増やしていくことが、カーボンニュートラルの達成及び環境教育の充実につながることに留意して、周知の徹底に取り組むこと。
- 2 カーボンニュートラルの達成及び環境教育の充実に向けて、多くの学校が取り組むことができるよう、学校施設整備に対する事業予算を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月28日

宮 崎 県 議 会

衆	議	院	議	長	細	田	博	之	殿
参	議	院	議	長	山	東	昭	子	殿
内	閣	総	理	臣	岸	田	文	雄	殿
財	務	務	大	臣	鈴	木	俊	一	殿
文	部	科	学	大	末	松	信	介	殿
農	林	水	産	大	金	子	原	二	殿
国	土	交	通	大	齊	藤	鉄	夫	殿
環	境	大	大	臣	山	口		壯	殿

議 員 派 遣

令和4年6月28日

次のとおり、議員を派遣する。

1 令和4年度九州各県議会議員交流セミナー

- (1) 目 的 九州各県議会議員が一堂に会し、共通する政策課題等について情報や意見交換を行うことにより、政策提案力その他議会機能の充実を図るとともに、九州の一体的な発展と地方主権の確立をめざす。
- (2) 派遣場所 沖縄県那覇市
- (3) 期 間 令和4年8月4日（木）から
令和4年8月5日（金）まで
- (4) 派遣議員 蓬原 正三 山下 博三 日高 陽一 武田 浩一
窪菌 辰也 日高 利夫 満行 潤一 来住 一人
井上紀代子 関師 博規

請 願 一 覽 表

総括表

委員会	請願		計	備考
	新規	継続		
総務政策	—	1	1	
厚生	—	—	—	
商工建設	—	—	—	
環境農林水産	—	—	—	
文教警察企業	—	1	1	
計	—	2	2	

継 続 請 願

			文教警察企業常任委員会
請 願 番 号	請 願 第 6 号	受 理 年 月 日	令 和 2 年 1 1 月 3 0 日
請 願 の 件 名	<p>新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願</p> <p>(要旨) 新型コロナウイルス感染症から子どもを守り、学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願</p> <p>宮崎県の公立小中学校の学級編制基準等について、以下のことを請願します。</p> <p>①小学3年生～6年生と中学2年生～3年生でも上限35人学級を実施すること。</p> <p>①-2> 小学1、2年生の上限30人学級と、小学3年生以上での上限35人学級を、正式な、宮崎県の学級編制基準とすること。</p> <p>②宮崎県の特別支援学級の学級編制基準を上限6人とすること。</p> <p>③宮崎県の複式学級の学級編制基準を上限14人とすること。 (小学1年生を含む場合の規定は、現行の8人。)</p> <p>④中学校の複式学級は、解消すること。(事例がきわめて少ないため)</p> <p>⑤オンライン授業に過度に頼ることなく、人間的なふれあいのもとで子どもの成長発達の権利を保障する、教育環境の整備を図ること。</p> <p>⑥国に対して、次の2点について意見書を提出すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学2年生以上中学3年生までの全学年で、上限35人学級を法律の改正によって行う。 ・新型コロナウイルス感染防止のため、20人以下学級を展望した少人数学級をすすめる。 <p>(理由) はじめに、請願項目①～④について説明します。 宮崎県では現在、小学校1、2年生が上限30人、中学1年生が上限35人ですが、それ以外の学年では上限40人です。小学2年生から3年生に変わる時、1学級減や、場合によっては2学級減となるなどして、学級当たりの人数が急激に増えるということが多々見受けられます。従来から「せめて35人学級を実現してほしい」</p>		

という保護者や教職員の願いがありました。

2020年に入り、新型コロナウイルス感染症が広がる中で、文部科学省の提起した「学校の新しい生活様式」は、教室での子ども同士の距離を2メートル確保するために、教室あたりの児童生徒数は20人程度とする必要があるとされました。長期間の学校休校のあとに行われた「分散登校」は、この指導の下に行われました。一つの学級を半分に分けて、時間をずらして授業が行われましたが、現在では、元通りの学級のまま授業が行われています。新型コロナウイルス感染症から子どもと教職員の命と健康を守るためには、宮崎県の学級編制基準を上限20人とする必要があります。そうすれば、すべての学級が20人以下となるからです。

昨年2019年度の宮崎県の公立小中学校の状況は、小学校では35%、中学校では29%がすでに20人以下となっています。一方、超過密な36人以上の学級が小学校で9%、中学校では17%もありました。

「調べる会・宮崎」（ゆとりある教育を求め全国の教育条件を調べる会・宮崎）が行った2017年度の実態調査では、現状の教員定数の使い方を変えれば、特段の増員を要さずとも、単式学級を上限35人、複式学級を上限14人、特別支援学級を上限6人とすることは十分に可能だということが判明しました。

国の加配定数である「指導方法工夫改善定数」やそれが基礎化された定数は、少人数学級に転用することができます。実際、宮崎県の小1・小2の「30人学級」や中1の「35人学級」は、この定数を転用して行われていますが、転用せずに「一部教科での少人数授業」に使われている定数が、小中学校合わせると309人分ありました。また、国の基礎的定数と県の基礎的配置数との差（その分は使われていない）が139人分ありました。合計で448人分の“使える定数”があるのです。

小学校の小学3年生以上の学年すべてで「35人学級」を実施するためには118学級を増やし、中学校では53学級増やす必要があります。小学校で複式学級を14人以下とするには7学級、中学校で複式をすべて解消するには5学級増やす必要があります。特別支援学級を6人以下とするには小学校で45学級、中学校で7学級増やす必要があります。それから、これらの学級数が増えることに伴って増やされる教員の数が小学校では17人、中学校では33人となります。ですから、増やさなければならぬ教員の数は合計285人となります。すでに見た通り、現行の定数で少人数学級化に使える定数が448人分あるのですから、定数の使い方を変える

だけで、特段の定数を増やさなくても実現可能なのです。

以上のことから、請願項目の①では、来年度2021年度から、宮崎県の学級編制基準を小学校3年生以上の全ての学年で一斉に上限35人とするを求めます。そして、請願項目の①-2では、現行の小学1・2年生の30人も正式に県の学級編制基準とすることを求めます。現状では、基準は変えずに運用で行われており、そのために国の標準より1クラスの人数を少なくして増えた学級数が、学級数に応じてプラスされる教員数の決定に、反映されていないからです。

また、複式学級の上限16人、特別支援学級の上限8人というのは、子ども同士の距離の点から言えば問題がないのですが、これらの学級編制基準についても従来から、複式学級はせめて上限14人に、特別支援学級はせめて上限6人に改善してほしいと要望がありました。

ですから、請願項目の②では、特別支援学級の編制基準を6人とする、請願項目の③では、小学校の複式学級の編制基準を14人とするを求めます。また、請願項目の④では、中学校の複式学級については、事例が少ないので、解消することを求めます。

次に、請願項目⑤について説明します。

9月30日に公表された文部科学省の次年度予算概算要求書をみると、「少人数学級」の実施へ振替可能な加配定数を、ごく一部の学校での小学校高学年の教科担任制へ2000人分転換（すでに今年度、2000人分転換済み。）することが明示されているのに対して、少人数学級の具体的な人数については曖昧で、必要な予算額も明示されていません。また、少人数指導（一部の教科の授業時間だけを少人数にすること。）とICT（情報通信技術）を組み合わせる制度へ、教育予算の重点を移し変えようとしています。

宮崎県下の学校においても、すでに全校児童生徒にタブレットが配布される学校があるなど、オンライン授業に対応した予算の執行が進められています。しかし、オンライン教育が主となる学校制度では、子どもの健全な成長発達は保障できません。仮想空間での学習だけでは、体感を伴った現実の深い理解を得ることはできません。発育途上の未成熟な子どもたちの心身への電磁波の与える影響も心配です。オンライン授業に過度に頼ることなく、人間的なふれあいのもとで子どもの成長発達の権利を保障する、教育環境の整備を図ることを求めます。

請願項目⑥について、宮崎県議会として国に意見書を提出して

ほしい理由は以下のとおりです。

全国の調査の結果でも、上限35人学級は来年2021年度から全学年で一斉に実施可能であることが分かりました。まずは、国の制度として法改正による35人学級の実現を求めます。

新型コロナウイルス感染症から子どもと教職員を守るためには、上限20人学級が必要です。宮崎県で今すぐに20人学級を実施するには、1,200程度の教室が必要ですが、現在の余裕学級は700ほどです。また、教員を1,300人ほど増やさなければなりません。それらを宮崎県独自に増やすのは、財政的にかなり負担が大きくなります。国庫負担制度を伴ったもので対応する必要があると考えます。来年度、35人学級が全学年で一斉に実施された後、コロナ禍の下でも安全・安心な教育環境を整えるには、国の制度としての20人学級実施に向けて計画的に学級編制基準を縮小していく必要があります。以上の2点について、宮崎県議会から国に対する意見書を提出することを求めます。

紹介議員

前屋敷 恵美 満行 潤一

継 続 請 願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第9号	受理年月日	令和3年6月21日
請願の件名	<p>夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての請願</p> <p>1、 請願の趣旨 国の関係機関に夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書を貴議会として提出をお願いします。</p> <p>2、 請願の理由 最近、夫婦別姓制度を盛り込んだ民法改正の議論があります。しかし、夫婦別姓は子供が生まれれば、必然的に親子の間で姓が異なる親子別姓や、兄弟の間でも姓が異なる兄弟別姓になってしまいます。それでは社会の基盤である家族の在り方に大きな影響を及ぼし、社会的にも混乱をもたらす心配があります。平成29年の内閣府の調査でも、別姓は子供にとって好ましくないとの声が62.6%にも上っているように、子供のためにも良くないと思う人が半数以上います。</p> <p>夫婦別姓については、昨年12月の政府の「第5次男女共同参画基本計画」の策定にあたって議論となりました。政府の結論は「戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮」とされ、「婚姻により改正した人が不便さや不利益を感じることがないように……引き続き旧姓の通称使用拡大やその周知に取り組む」と明記されました。</p> <p>第5次男女共同参画基本計画に定められたように、家族の一体感、子供への影響を考慮し、夫婦・親子同氏制度を維持することが大切です。一方で婚姻により改姓した人の社会生活上の不便を解消するための方策としては、旧姓の通称使用の更なる拡充をはかり、それを進める環境の整備が必要です。</p> <p>つきましては、国の関係機関に夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書を貴議会として提出をお願いします。</p>		

紹介議員

窪菌 辰也

佐藤 雅洋

凶師 博規

有岡 浩一

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
6月10日	金	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（安田厚生議員、坂本康郎議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第13号、報告第1号上程 知事提案理由説明 議案第13号委員会付託 常任委員会
6月11日	土	休 会	(閉庁日)
6月12日	日		
6月13日	月		
6月14日	火		
6月15日	水	本 会 議	一般質問（前屋敷恵美議員、坂口博美議員、井上紀代子議員） 常任委員長審査結果報告（議案第13号） 採決（議案第13号）（可決）
6月16日	木	本 会 議	一般質問（山下博三議員、有岡浩一 議員、日高博之議員、 田口雄二議員）
6月17日	金		一般質問（山下 寿議員、瀆砂 守議員、坂本康郎議員）
6月18日	土		休 会
6月19日	日		
6月20日	月	本 会 議	一般質問（河野哲也議員、武田浩一議員、佐藤雅洋議員）
6月21日	火		一般質問（山内佳菜子議員、太田清海議員、安田厚生議員） 採決（議案第12号）（同意） 議案委員会付託
6月22日	水	休 会	常任委員会
6月23日	木		
6月24日	金		特別委員会
6月25日	土		(閉庁日)
6月26日	日		
6月27日	月		(議事整理)

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
6月28日	火	本 会 議	常任委員長審査結果報告 討論（議案第1号、第6号、第7号に反対）（来住一人議員） 採決（議案第2号～第5号、第8号～第11号、報告第1号） （可決または承認） 採決（継続審査・調査案件）（委員長の申出のとおり決定） 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号～第6号追加上程、採決（可決） 議員派遣の件 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 中 野 一 則

宮 崎 県 議 会 副 議 長 右 松 隆 央

宮 崎 県 議 会 議 員 安 田 厚 生

宮 崎 県 議 会 議 員 坂 本 康 郎

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長

宮 崎 県 議 会 副 議 長

宮 崎 県 議 会 議 員

宮 崎 県 議 会 議 員